

スポーツ白書

2023

次世代のスポーツ政策



SASAKAWA SPORTS FOUNDATION



9784915944857



1923075038008

ISBN978-4-915944-85-7

C3075 ¥3800E

「スポーツ白書」笹川スポーツ財団

定価4,180円

(本体3,800円+税10%)

スポーツ白書

2023

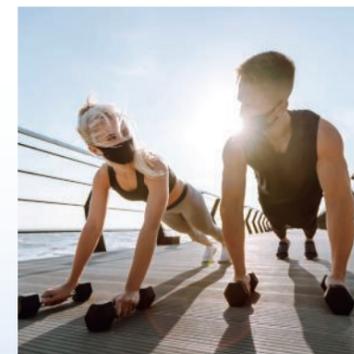
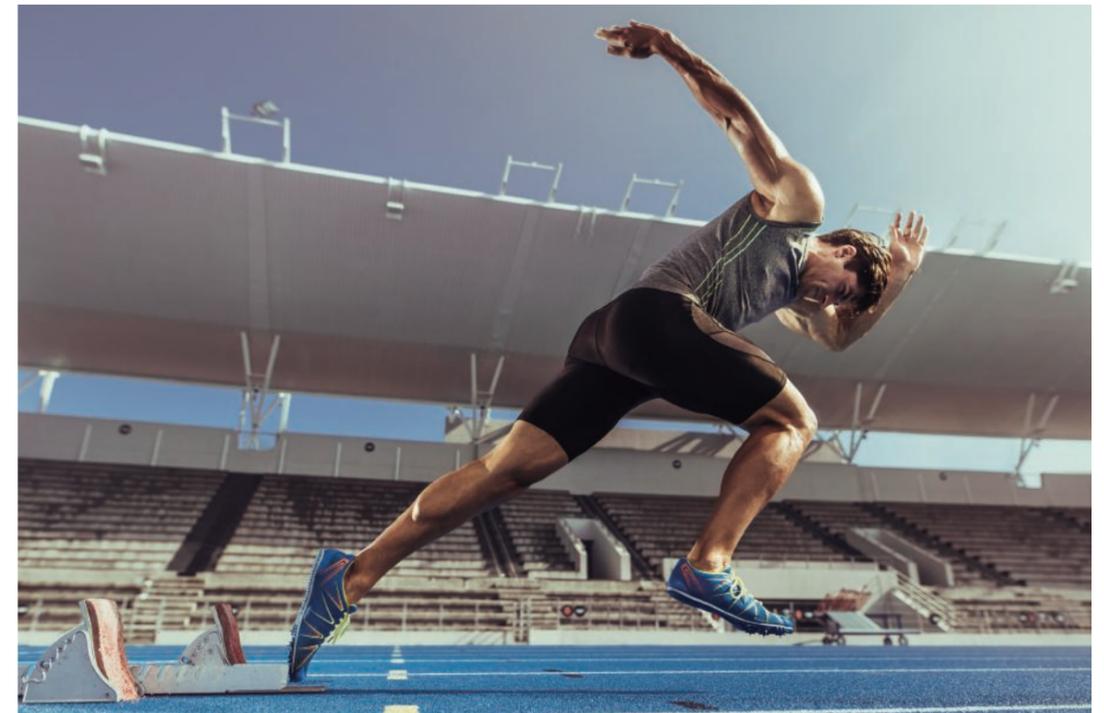
次世代のスポーツ政策

笹川スポーツ財団

Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

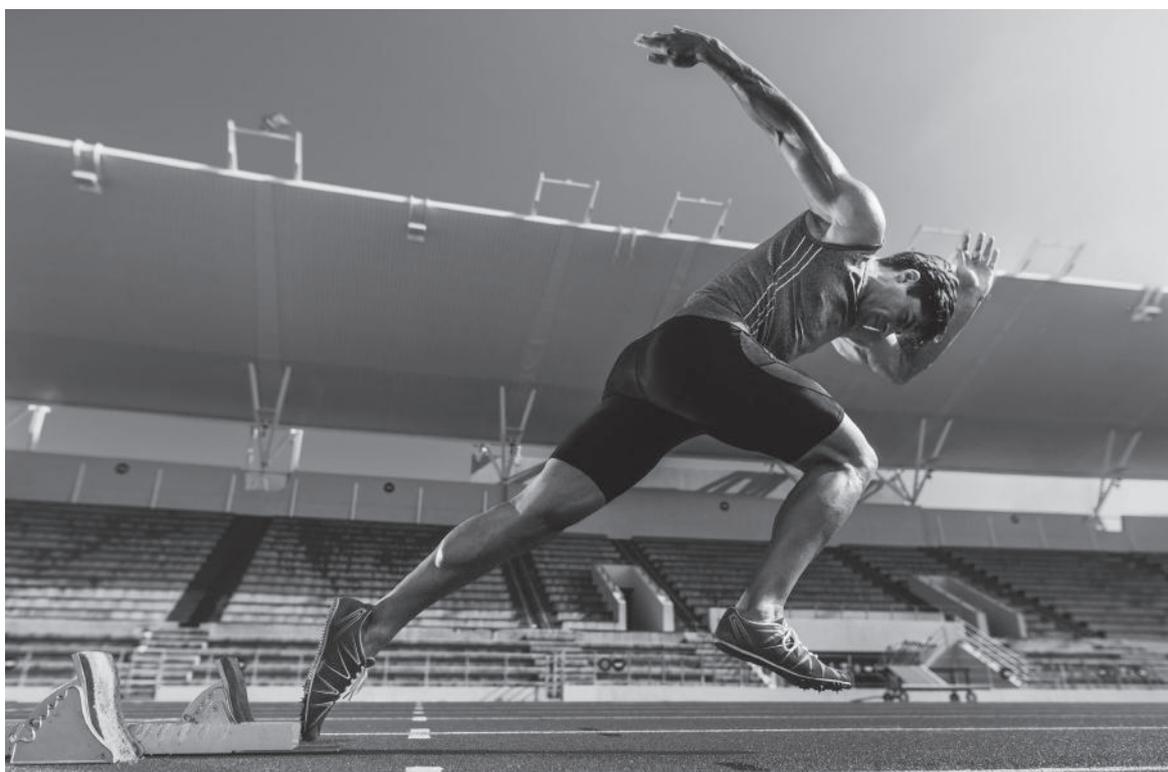
SPORT FOR
every
one

スポーツ白書 2023



笹川スポーツ財団
SASAKAWA SPORTS FOUNDATION

スポーツ白書 2023



はじめに

SSFスポーツ白書は1996年に産声を上げ、社会環境の変化を観察しながら3年ごとにスポーツの価値を問い続けています。

本書の発行にあたり、あらためて1996年の初年度版を読み返してみると、成熟化経済（低成長安定型）社会・高度情報化社会への移行や人口構造の変化などに伴う新しい価値観の萌芽とライフスタイルの変化に言及し、「共楽・共生社会の実現」を求めたスポーツ・フォー・オール推進を提言しています。

あれから四半世紀が経過した2022年、スポーツ基本法に基づき第3期「スポーツ基本計画」（以下「第3期計画」）が策定されました。第2期計画（2017）では、すべての人々が「する」「みる」「ささえる」というさまざまな立場でスポーツに関わることにより、スポーツで「人生が変わる」「社会を変える」「世界とつながる」「未来を創る」という4つの目標が示されました。残念ながら新型コロナウイルス感染症の世界的拡大と社会経済活動の変化により、指標となるスポーツ実施率は伸び悩み、児童・生徒の体力・運動能力は低下傾向にあります。スポーツ庁が推進する「Sport in life（生活の中にスポーツを）」プロジェクトには、これからも大小さまざまな課題が立ちはだかるでしょう。

こうした状況を踏まえ、第3期計画では「スポーツをつくる／はぐくむ」「スポーツであつまり、ともに、つながる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が加わり、第2期計画の目標を継承しながら、達成すべき具体的な施策を掲げています。

翻って、四半世紀前にSSFが提言した「共楽・共生社会の実現」はいまだに国の政策目標の要諦であり、長期展望と現実対応を併せもつ永遠の課題でもあるのです。

しかしながら、四半世紀前の予測をはるかに超えるスピードで少子高齢化が進み、地域格差や経済格差が広がり、人や地域社会の身体的、精神的、社会的な健康が問われています。長期展望に立てば、さらなる社会課題の増幅が危惧されます。

新型コロナウイルス感染症への対応が新局面を迎え、かつ、ゴールデン・スポーツイヤーズ（2019～2021）のレガシーを社会に還元すべきタイミングに発行する本書では、サブタイトルを「次世代のスポーツ政策」としました。

白書の使命である現状分析を客観的に行うとともに、巻頭座談会ではスポーツ政策の立案や執行に関与する方々に、内在する課題と解決方法について議論していただきました。スポーツと健康増進、運動部活動の地域移行、さらには広くスポーツ政策が人と社会のウェルビーイングを高めるための方策についても言及していますが、その実現には言葉だけではなく、行動を伴うオールジャパンでの協力や連携をさらに進めることが肝要です。

おわりに、本書の制作にご尽力賜りました皆様に心から感謝申し上げますとともに、初年度版で取り上げた作家・三島由紀夫の「実感的スポーツ論（1964）」の一文を紹介いたします。「スポーツを知らずに死んだら、随分むなしい人生だったのではないか」。これは虚弱児童だった同氏が、30歳でボクシングや剣道を習い始め、スポーツを通じて自分の人間形成をしたところに深い意味があると記されています。

2023年3月

スポーツ白書編集責任者
渡邊一利

目 次

巻頭座談会 スポーツ政策が創る未来のスポーツの価値	2
第1章 スポーツ政策	12
I スポーツの推進に関する法律	
II スポーツ推進体制	
III スポーツ基本計画とスポーツ施策	
第2章 スポーツ財源	36
I スポーツ関係財源	
II スポーツと民間資金	
第3章 スポーツ参加	50
I スポーツ参加に関連する施策	
II わが国のスポーツ実施状況	
III 近年のスポーツ参加の動向と政策目標の達成に向けて	
第4章 スポーツと健康増進	76
I スポーツと健康増進に関する施策	
II スポーツ・身体活動による健康増進	
III 社会課題を解決する健康スポーツ	
第5章 子どものスポーツ	100
I 子どもの体力向上のための施策	
II 子どもの体力・運動能力、運動・スポーツ実施の現状と取り組み	
III 今後の子どもの体力・運動能力向上施策に重要な観点	
第6章 障害者スポーツ	122
I 障害者スポーツ推進に関する施策	
II 障害者のスポーツ環境に関する実態	
III スポーツを通じた共生社会の実現に向けて	

第7章 スポーツ産業の振興	148
I スポーツの産業成長化に関連する施策	
II スポーツ産業の現状と新たなビジネス創出	
III 今後のスポーツ産業の役割と期待	
第8章 スポーツと地方創生	178
I スポーツ・健康まちづくり	
II スポーツを活用した地方創生	
III スポーツを活用した地方創生の将来展望	
第9章 スポーツ人材	206
I スポーツ人材の育成に関する施策	
II スポーツに関わる多様な人材	
III わが国のスポーツ人材の育成と活用に向けて	
第10章 ハイパフォーマンススポーツ	226
I 国際競技力の向上施策	
II 競技力向上施策と成果	
III 持続可能な国際競技力向上施策の必要性	
第11章 スポーツ・インテグリティ	246
I スポーツ・インテグリティの推進に関する近年の動向	
II 国内外における新たな取り組みの動向	
III 今後に向けて：近年の動向の概要と新たな視点	
第12章 スポーツによる国際開発	266
I スポーツを通じた国際社会への貢献に関する施策	
II スポーツによる国際開発の傾向	
III スポーツを通じた持続可能な社会へ向けた具体的なアクションを	
展望 いま改めて「スポーツの価値」が問われている	286
参考文献	294
索引	300
スポーツ白書 執筆者	304

特集

スポーツ政策が創る
未来のスポーツの価値





橋本 聖子 氏
(参議院議員)
室伏 広治 氏
(スポーツ庁長官)
北出 真理 氏
(順天堂大学産婦人科学講座 教授/
スポーツ健康医科学推進機構
(JASMS) 副機構長)
司会・進行：渡邊 一利
(笹川スポーツ財団 理事長)

本座談会では、新型コロナウイルス感染対策としてマスクを着用しています。

左から 渡邊 一利、橋本 聖子 氏、北出 真理 氏、室伏 広治 氏

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京2020大会)の開催を間近に控える中、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによりスポーツ界だけでなく社会全体が停滞し閉塞感におおわれた。東京2020大会は史上初の1年延期と無観客での開催となったが、新たに採用されたアーバンスポーツ競技では、自由に競技を楽しむ互いにたたえ合うアスリートの姿が共感を呼ぶなど、スポーツの価値を再認識する舞台となった。

「スポーツ基本法」(2011)の施行から約10年が経過し、2022年4月には第3期「スポーツ基本計画」に基づく施策が始まり、わが国のスポーツ界は新たな一歩を踏み出した。本座談会では、次世代のスポーツ政策が生み出すスポーツの価値を議論し、わが国のスポーツの将来像を描く。

スポーツ基本法がもたらした影響

渡邊 2011年にスポーツ基本法ができておよそ10年が経過しました。制定当時の議論と、その後のスポーツ界への影響についてどうお考えでしょうか。

橋本 スポーツには「する」「みる」「ささえる」人がいて、今は「あつまる」という点にもスポーツの価値があるといわれていますが、まずはスポーツとは何か、どこ

からどこまでがスポーツなのか、運動とは何が違うのか、という根本的な議論を始めました。法制化に携わる国会議員にそういった基本的なことを理解していただくことが難しかった、というのが最初に思い出されます。

オリンピック・パラリンピックという最高レベルのスポーツがある中で、私が現役選手だったころは、トップスポーツでも趣味の延長としかみてもらえない時代でした。そういった過去の認識から、教育や芸術や文化、あるいは医学や科学の観点からスポーツをみることによって大きな価値が生まれ、社会に貢献することができる大きな産業である、という新しい認識に変えていただきながら法律をつくり上げていった過程、そして国の責務をどこにもっていくかという議論が大きなポイントだったと思います。

室伏 私は初代・鈴木大地長官の後を継いで2020年10月にスポーツ庁長官に就任しました。国の法律ができたことは本当に大きな前進だったと思います。その流れで東京2020大会の招致もありました。障害者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管、スポーツ庁が設置され、東京2020大会の開催はひとつの集大成になったと思います。その間にプロスポーツリーグも増え、地域密着型で選手が活躍し、地元住民も参画して地域が活性化していくという流れにもなったと思

ます。法律が制定されたことにより、この10年は行政も法律をもとに指針を打ち出し、多くの方々の後押しもいただきながら、大変よい形で進んできていると思っています。

渡邊 スポーツ基本法ではスポーツへの国民の参加促進に関して定められていますが、スポーツへの参加が健康に寄与するという点についてどのようにお考えでしょうか。

室伏 スポーツ庁は第3期スポーツ基本計画で、週1回のスポーツ実施率の目標を65%から70%に引き上げました。スポーツが健康によいとわかっていてもなかなか行動に移せない方もいらっしゃる中で、スポーツ庁ではSport in Lifeプロジェクトなどを通じて、国民の皆様が日常生活の中でスポーツに親しんでもらう取り組みを推進しています。

一方で、今後はただ運動をするというだけでなく、具体的に個々に合った運動の仕方や、どのような運動をすれば神経系や循環器系、内分泌系やメンタルなどに効果があるのかということまでサイエンスベースで取り組んでいく必要があると考えています。スポーツはメタボリックシンドローム対策だけでなく、メンタルを含めてもっと広範囲に貢献できるので、その効果を国民の皆様が届けることができるよう専門家の皆様と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

北出 私は産婦人科医ですが、医学の立場からみてもスポーツは絶対に取り入れるべきだと思っています。スポーツがメタボリックシンドロームや糖尿病、高血圧症といった疾患の治療に役立つという意味もありますが、疾患自体を予防する予防医療という視点が非常に重要です。

医学の世界では運動が健康に結びつくさまざまなエビデンスが発表されています。たとえば、運動している人は認知症発症率が有意に低い、運動がうつ病の発症を抑えるなどというデータです。産婦人科では近年、お産後に発症するうつ病が問題になっていますが、運動が産後うつ病の予防に効果的であることもわかってきました。

コロナ禍の閉塞感で若い女性の自殺が増えるなど、世代によらずメンタルにダメージを受けやすくなっています。スポーツと医学はとても相性がいいので、もう少し医学界とスポーツ界が連携し、スポーツの効果に関するエビデンスを社会に還元していくことが重要だと思っています。

渡邊 スポーツによる健康づくりについては厚生労働省



やスポーツ庁もさまざまな政策を打ち出しています。そうした中でさらにスポーツ実施率を高めるためには、どのような取り組みが考えられるでしょうか。

北出 まず、スポーツの敷居を下げるのが重要かと思っています。スポーツと聞くと本格的なものを想像し拒否反応を示す方もいると思います。数年前にイギリスでどんな女性でも運動ができるようにしようというキャンペーン（「This Girl Can」）があり、あえて肥満気味の中年女性が一生懸命運動している写真をポスターに使いました。

これはスポーツのハードルを下げた一例ですが、性別や世代、職業により、スポーツのどの部分に魅力を感じるかは異なります。競技や順位づけの有無に関しても好みは人それぞれで、ひとりで運動するのが好きな方や大勢で楽しみたい方もいるはずで、これらの多様性に応じた施設・イベントなどがあればさらによいと思います。

橋本 私は国がナショナルトレーニングセンターなどを設置する過程に携わり、スポーツは食や科学、あるいは観光など、さまざまな分野を結びつける力があると感じました。その魅力をまずはスポーツ界がもっと結束をして発信し、国がその発信力を高めるためのサポートをしていく必要があると思います。その連携がまだ足りないのかなと感じています。

昨今のトップアスリートの活躍は医学と科学の力によるところが大きいと思います。今までは経験に頼ってい



たものを、医学と科学によって理解し、正否をしっかりと判断して、競技力の向上につなげることができるようになりました。その経験を今度は人びとの健康、身心はもちろん、社会的な健康に役立てていきたい。たくさんのエビデンスをより多くの方々のお力を融合させて発信するところに力を注いでいく必要があると思っています。

またスポーツを普及させる、人びとの生活の一部にスポーツの素晴らしさを活かしていく、役立ててもらおうと考えたときに、これはすべての省庁が一緒になってこの問題に取り組んでいかなければならない、強く発信していくことはできないと考えています。たとえばサイクリングロードやランニングロードは国土交通省の管轄になりますが、スポーツ庁の視点が入ればよりスポーツにも適した道路ができるのではないのでしょうか。農林水産省の視点も加われば、心を癒やしてくれるような田園風景を楽しめる道路ができるかもしれません。こうした視点が分断されてしまうと、結果として使い勝手の悪いスポーツ環境になってしまいます。それぞれのもつ力を結集することが必要だと強く感じています。

室伏 橋本先生のおっしゃるとおりで、文部科学省だけでスポーツ政策は完結できないと思いますし、他省庁との連携が大事との考えからスポーツ推進会議を開催しています。厚生労働省、農林水産省、国土交通省、外務省など各省庁とディスカッションをしています。スポーツへの関心は皆様本当に高いです。東京2020大会のレガシーでもありますが、この関心の高さを活かして省庁

の縦割りをいい意味で破る方向にもっていき、ご指導いただきながら進めていくことが、国民のスポーツ実施率のさらなる向上に結びつくと考えています。

東京2020大会がもたらしたレガシー

渡邊 東京2020大会が終わって1年半しか経っていませんが、大会がどのようなレガシーを残し、そのレガシーをどのように継承・発展させていくべきと感じているのでしょうか。

室伏 東京2020大会を通じて確認されたスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、今後5年間の基本的な指針として策定された第3期スポーツ基本計画に基づき、「スポーツを通じた共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進」「スポーツによるまちづくり・経済発展の推進」「スポーツを通じた国際交流の推進」などの取り組みを着実に進めることが重要だと考えています。

スポーツ庁としては、スポーツの力で社会が活性化し、その社会がスポーツをささえるような好循環が構築される「スポーツ立国の実現」に向けて、必要な取り組みを進めていきます。

橋本 オリンピック・パラリンピックは世界最高峰のスポーツの祭典といわれています。その祭典を迎える国や都市は、世界の見本にならなければならないとの意識をもって、東京2020大会を迎えるまでの約8年を過ごしてきました。

「多様性と調和」の観点では、パラリンピックから学ぶことは大きかったと思います。障害の有無に関わらず誰もが集える場所を準備して、ユニバーサルデザインの街に一步近づくことができました。そしてパラリンピックに出場した選手たちの活躍により、体の不自由な人がこれだけのことをできる、ということが広く国民に伝わったのではないのでしょうか。いろいろな人たちがいて、そこに人と人とのつながりが生まれてささえ合う。自国開催により、そういったことが社会全体に行き渡っていったことは大きなレガシーのひとつになったと感じています。

世界に向かって重要な技術革新を発信できたこともレガシーのひとつになったのではないのでしょうか。聖火台の燃料としてオリンピック史上はじめて水素を使い、全国各地から集めたりサイクル金属でメダルをつくるプロジェクトなど、新たな取り組みとして行えたこともこの大会の大きな価値でした。ただ、残念だったのは無観客

であったことです。会場での一体感をその場で感じ、発信することができれば、さらに意義のある大会になったでしょう。

室伏 障害者スポーツ、パラリンピックの成功は、東京2020大会の大変重要なポイントだと思います。パラリンピックで活躍する選手をみて学んだことは、我々の心にバリアがあり、それが健常者と障害者の間に壁をつくっているのではないかと、ということです。身体的なこと以前に「これはできないんじゃないか」とバリアをつくってしまっているのではないのでしょうか。パラリンピックをみて、考え方を換えればできるんじゃないかと思った方がたくさんいたとすれば、パラリンピックは大成功だったと思います。無観客ではありましたが、映像は残っていますので、ぜひ国民の皆様にも何度も見直していただきたいです。しっかりとレガシーを継承して、国民レベルで健康増進やスポーツに親しみ、日常の喜びにつなげていくことが大切だと考えています。

また、障害の有無に関わらず、多様な方が運動できる場を提供することは大切です。昨年8月に障害者スポーツ振興方策に関する検討チームに報告書をまとめていただいて、「障害の有無に関わらずスポーツに親しむ機会を創出すること」と提言していただきました。「障害の有無に関わらず」という点については、個人的には障害者と健常者で施策を分けるべきではないと思っています。分けてしまうと別々の道を歩き始めてしまいます。

すべてがそうではないですが、障害者の受け入れ先がないという話も聞きます。しかし、本当に受け入れ先がないのかといえば、私はそうではないと思っています。たとえば指導体制です。普段は健常者を教えているコーチやトレーナーが本当に障害者の指導はできないのか。私はできると思っています。気をつけるべきことに留意することで可能になるはずです。私も教えたことがありますが、その人に合う指導が大事です。医師から運動制限がかけられているのであれば、事前にできることを把握することで、指導の大きな問題に発展することはなくなるでしょう。健常者、障害者とあまり分けずに取り組んでいくことで多くの問題を解決できるのではと感じています。

来年度には、障害者を指導する場合のガイドラインを策定したいと考えています。障害者のための指導者を増やすのではなく、障害者と健常者のどちらも変わらず指導できるようにするという考え方です。施設についても、障害者スポーツセンターを活用いただきつつ、ほか

にも使える場所があるはずで、大事なことは可能性を広げること。こうしたところを推し進めていくのも東京2020大会のレガシーではないかと思っています。

北出 東京2020大会では「多様性と調和」がすごく重要視され、パラアスリートの活躍やLGBTQの選手たちの声も多く届き、その点は非常に大きな変化でした。また、以前に比べて女性の活躍が目立ち、男女ペアの混合ダブルスなどを取り入れた競技もあり、新しい流れを感じました。

一方、女性アスリートの特徴として、引退時期が男性アスリートと比較して早いという点があります。出産後に復帰するタイミングが難しいこともあります。女性アスリートの三主徴といわれるように、女性ホルモンの影響で女性の方が相対的エネルギー不足に陥りやすい傾向にあります。ジュニア期からその状態にあると、成長期が遅れたり、疲労骨折や無月経が起りやすくなったりするという問題もあります。こうした中で選手生命をいかに伸ばすかは大きな課題であり、選手や指導者をはじめ地域の産婦人科医にもこれらの問題を周知する必要があります。

ジェンダー問題にはいろいろデリケートな部分があります。以前、女性でも男性ホルモンの値が高い性分化疾患の選手が、テストステロン値を制限する規定の撤回を求めてヨーロッパ人権裁判所に提訴したことがありますが、彼女たちの精神的ダメージを考えると、これらも早急に解決すべき課題かと思っています。

橋本 私が初出場した1984年サラエボ冬季オリンピックは、それほど観客は多くなく、すべての競技が注目されてみてもらえるような時代ではありませんでした。最近は競技施設も改善され、アスリート自身がいろいろな発信をすることもできファンが増えていますが、まだ競技によって観客動員の温度差があるので、より身近に感じてもらえるように発信する必要があると思っています。

今回の東京2020大会は映像を通して本当に多くの方々に競技をみていただき、特にパラリンピックをみた多くの方が「なぜあんなことができるんだ」と感じたのではないのでしょうか。その姿に「自分も頑張らないといけない」と刺激を受けた人も多いと思いますが、実際に一歩踏み出し、行動を起こした人はあまりいないように感じています。どうしたら行動に移してもらえるのか、実際にチャレンジすることができるのか、ということが非常に重要です。

室伏 東京2020大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、史上初の1年延期・原則無観客となりました。練習環境も大幅に制約され、選手にとっては、これまでに経験したことのない厳しい環境の中での大会だったと思います。そのような中で、日本代表選手が、精一杯努力し、みずからの限界に挑み懸命にプレーする姿は、多くの国民に勇気や感動を届けてくれました。

また、スケートボードなどの競技において、難度の高いパフォーマンスに挑戦した選手を対戦相手が称賛し合う姿は、勝敗だけではないスポーツがもつ価値を伝えてくれました。さらに、国籍、性別、年齢、障害の有無に関わらず、多様なアスリートが集い、競い合い、互いを認め合う姿は、スポーツを通じた共生社会の価値を実感する契機ともなりました。アスリートには、今後もスポーツに真摯に向き合う姿を通して、スポーツのもつさまざまな価値を社会に発信し、わが国に活力をもたらす役割を担っていただくことを期待しています。

そして、多くの困難を乗り越え、道を切り開いてきたアスリートとしての貴重な知見をぜひ次の世代に伝えていただきたいと思います。

渡邊 残念ながら無観客となってしまった東京2020大会ですが、代わりにボランティアの活躍がメディアに取り上げられました。実際に国内のさまざまなスポーツをボランティア活動がささえています。ボランティア文化の定着や共生社会の実現など、レガシーを継承・発展させていく上で、国民の皆様とどのように連携・協力して

いく必要があるでしょうか。

橋本 これまで、ボランティアというと「困っている人を助ける」とか「誰かのために」というイメージでしたが、東京2020大会におけるボランティア活動は、ボランティアの皆様がアスリートや大会運営側と一体となり、同じ方向を向いて何かをつくり上げていくという作業だと感じました。

東京2020大会では、約70,000人（うちパラリンピックは24,514人）の大会ボランティア、約12,000人の都市ボランティアが参加していただきました。

コロナ禍で限定的にならざるを得なかった活動もありましたが、さまざまな交流もありました。一方、ボランティアからは役割や待遇について不満の声もありましたし、せっかく参加していただいたのに満足感の得られる活動内容を構築できなかった部分もあります。

しかし、よかった面も悪かった面もレガシーだと感じています。組織委員会は時限的組織でしたが、それぞれの自治体は、これからネットワークを維持、発展させ、常に情報共有できればと思います。今後、参加してみようとする人たちのためにも、成功例や失敗例がみられるようにしておくことも有効だと思います。

室伏 東京2020大会ではボランティアの方々活躍する場が限定的になってしまったのは残念です。本来であればボランティアはその活動をとおして得たものをご自身の日常に活かしたり、国際交流も含めて新しい仲間を増やしたり、さまざまな価値観の方々と共同で仕事をして得られることがたくさんあると思います。今後も国内では世界水泳や世界陸上、アジア競技大会なども含めて多くの国際大会が開かれます。こうした大会に積極的に携わることは人生の素晴らしい経験になるのではないかと思いますので、ぜひボランティアにも興味をもっていただきたいと思います。

北出 東京2020大会でのボランティアの方々の活躍はまだ記憶に新しいですが、パンデミックに加えて猛暑の中で、世界中からの選手達を直接ささえることができる唯一の市民代表としてさまざまなプレッシャーもあったと思います。しかし彼らはそれをものともせず、ゲストたちをしっかりとサポートし、笑顔で応援し、そのおもてなしの精神が素晴らしかったと海外メディアでも取り上げられました。その働きは、不慣れな環境下で戸惑う選手たちにとっても大きな助けとなり、スポーツをささえることの重要性が国民にも伝わったことと思います。また感染症や熱中症対策を踏まえてボランティア活動にお



けるマニュアルもブラッシュアップされ、今後さまざまな国際大会で幅広く活用されることを期待しています。

直前まで開催の是非が問われた大会でしたが、アスリートが全力で競技に挑み、励まし合う姿に感動し、予想をはるかに超えたスポーツの力を感じずにはいられていませんでした。トランスジェンダーの選手の出場、パラアスリートの活躍も注目され、多様性を認め合う共生社会の重要性を認識するよい機会になったと思います。

地域スポーツの大きな転換期となる 運動部活動の地域移行

渡邊 運動部活動の地域移行は、子どものスポーツ環境を再編するきっかけとなり、地域スポーツ推進のありかたにも大きな影響を及ぼす、スポーツ界の大きな転換期となるはずで。子どものスポーツ環境を整えながら、地域スポーツをどのように推進していくのかについてご意見をお聞かせください。

室伏 部活動に関しては2022年6月に検討会議の提言を受けて、まずは週末の運動部活動を地域単位で3年間を改革推進期間とし取り組んでいます。国、学校設置者、地域がしっかりと連携してやっていけるかということになります。

地域単位での部活動のサポートにはさまざまな形があります。総合型地域スポーツクラブが関与する、学校の施設を借りて外部の指導者が来る、学校の先生が兼業の申請をしてクラブの指導をする、というケースもあります。これにより子どもたちがより専門的な指導者に教えてもらえる環境に近づくと思います。

また、部活動の地域移行のメリットは専門的な指導を受けられることだけではありません。たとえば女子でサッカーをやりたいと思っても、なかなか女子サッカー部のある学校は少ないのが現状です。じゃあどこでやるのか、地域でやろうという流れです。オリンピック・パラリンピックの競技でも学校単位では経験できないものが多いですが、地域で体験できるようにしていこうとしています。

経験格差は重要なポイントです。豊かな経験をする子どもたちが増えれば、将来のわが国の発展に結びつくような人材の育成につながると思います。障害者スポーツも大いに経験してほしいですし、こうした社会教育の意義は大きいと感じています。

橋本 今、学校現場では教員の方々が大変苦労されています。部活動で子どもを教えることができる専門性のあ



る先生が少ないという問題もあります。これを国としてサポートしていこう、もっと地域で部活動をささえていこうという流れですが、その先に何があるのかをしっかりと考えていく必要があると思います。それは、学校が子どもたちだけの場所ではなく、その地域の人びとが集う場所、昔ながらのコミュニティを復活させるような場所にしていこうということです。

北出 運動部活動の地域移行では、教員の負担や指導者不足を解決するだけでなく、子どもたちが学校内という閉鎖空間から飛び出して自由に運動ができ、またさまざまな運動の選択肢が与えられ、専門的な指導を受けられるという大きなメリットもあるはずで。

学校の部活動では、指導者や部員と折り合いが悪くなくても簡単に部を辞められず、精神的なストレスを感じる生徒がいることをときどき女性アスリート外来でも耳にしますが、この政策により救われるきっかけになればよいと思いました。子どもたちが学校の垣根なく自由に好きな運動が楽しめれば、スポーツ実施率の向上にもつながりそうですが、行政と地方自治体、民間施設がどのように連携して取り組むかも重要な課題かと思えます。

第3期スポーツ基本計画とスポーツの価値

渡邊 国づくりという観点からスポーツの果たす役割を考えたいと思います。今後は健康長寿社会や共生社会の実現がわが国の課題になってくると思われますが、こう



した社会をつくりあげるために、スポーツの価値をどのように活用していくべきとお考えでしょうか。

橋本 私自身はスポーツ医学の根底にある考え方がもっと世の中に広がればいいと考えています。スポーツ医学は予防医療なんです。選手の体をいい意味でコントロールし、万全の状態ですべてに臨めるようにします。一方でわが国の医療は多くが対症療法となっています。いろいろと難しい問題はありますが、同じお金をかけるのであれば予防医療に力を入れたほうが健康寿命も延び、終末医療にかかるお金もまったく変わってきます。こういったところをスポーツの力で変えていくことができないかと考えています。

人間は社会的地位や経済力があれば健康で幸せかといえれば必ずしもそうではありません。人とのつながりをもって、楽しく生きがいをもつことで幸福度は上がっていきます。コミュニティを重視することは引きこもり対策にもなっていきます。そうしたときにスポーツの力と価値が見直されることになるだろうと思います。

室伏 健康の定義が変わってきているのかもしれませんが。血液検査をして健康診断で異常なしといわれても、自覚症状として不健康ということがあります。内臓に疾患がなくても筋力が衰え立ち上がれないとか、肩こりがあるとか、腰痛がある、という状態は健康といえるのでしょうか。これでは人生を楽しめません。こうした状態を運動によって改善し、階段が上りやすくなる、立ち上

がりやすくなる、疲れにくくなるとなれば健康につながっていくと考えています。医者に診てもらって何も問題のないことがイコール健康だと考える人もいますが、そうではないと私は思います。自分で運動をして、身体の中に自然治癒の力があるわけですから、そういった力を目覚めさせることも大切です。健康とは何かという定義を含めてSport in Lifeのプロジェクトや各種研究によって解き明かしていきたいと思っています。

北出 高齢化が進む中で、健康寿命というワードが強調されています。寝たきりではない元気な身体で長生きするためには、やはり定期的な運動が不可欠だと思います。運動器は使わないと衰えますが、歩行が困難になると外に出かけるのが億劫になり、さらに関節の可動性が悪くなります。定期的に運動することで運動器の不具合も減り、脳の活性化や動脈硬化の予防にもなるため、医療費の削減にもつながります。

あとは、運動のメリットに関するエビデンスを国民に広く知ってもらい、それまで苦手意識をもっていた方が「やってみよう」と思える方法を考える必要があると思います。

橋本 共生社会の視点でいいますと、このような話を聞いたこともあります。難民キャンプを視察すると、キャンプに集まった人たちは部族、人種ごとに固まってほかの人たちとはまったく交流をもたない。そこにサッカーボールをひとつ置くと、まずは子どもたちが部族の垣根

を超えて一緒にサッカーをする。やがて大人たちも輪に入り、コミュニティができあがっていく。これがスポーツの力だと。これをどのように解釈して社会に還元していくのか、というところがこれからの時代に求められているのではないのでしょうか。

渡邊 身体活動が不活発になると子どもの発育、発達に悪い影響が出るのではないかと心配されます。子どもの身体活動を活発にするために、国や地方、学校がどのような取り組みを進めたらいいのでしょうか。

北出 最近では子どもの運動不足による筋力低下や肥満、骨粗しょう症が問題となっており、さらに若い女性は痩せているのに血糖値が高いというケースもあります。こうした問題を解決できる方法は、正しい食事と運動しかありません。

子どもの成長には適度な運動が不可欠ですが、現代の、特に都会では、子どもが安全に外で遊ぶ環境が少ないと思います。そうした中、テクノロジーを活用してインドアでもできるバーチャルスポーツや、限られたスペースでもできる都市型スポーツなどを行える環境があれば、閉じこもりがちな子どもたちの興味を惹き、遊びながら自然に身体を動かすことが可能になるかもしれません。

また、私がもうひとつ重要だと捉えているのが世代間交流です。橋本先生が部族間交流のお話をされましたが、世代を超えて楽しめるスポーツがあれば、地域のコミュニティにおける世代間交流も自然に生まれる可能性が高いと思います。孤独なお年寄りも小さな子どもと交流することで癒され、相乗効果も期待できるでしょう。

室伏 子どものときの運動習慣は非常に大切です。2022年度の全国体力テストの結果は残念ながら小・中学校、男女ともに過去最低という結果になってしまいました。コロナ禍の影響もあるとは思いますが、全体的に体力が落ちて、肥満の子どもが多くなっています。こうした傾向に歯止めをかける必要があります。

まずは体育の授業を充実したものにしていくことが大事です。地域の受け入れ体制も含めて、あらゆる子が性別や障害の有無に関わらず運動できるような体制を整えていく必要があると思います。

渡邊 第3期スポーツ基本計画においても「スポーツによる地方創生、まちづくり」は重要な目標となっていますが、これからの地域におけるスポーツ推進、スポーツによるまちづくりにおいては、どのような視点が重要になるのでしょうか。

橋本 スポーツの「する」「みる」「ささえる」「あつまる」という価値は、人びとの健康寿命の延伸に大きく貢献できます。スポーツ庁の「運動・スポーツ習慣化促進事業」のひとつである「医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践」は、生活習慣病や疾患を抱える住民が、個々の状態に応じて健康的で楽しくスポーツに臨むことを促します。スポーツと医療の連携を図り、地域の活性化につなげていくことができればと思います。

また、スポーツを活用し、地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、住民・国民の理解と支持をさらに広げ、スポーツ振興と地域振興の好循環が実現するでしょう。

東京2020大会開催に伴い、市民の間でスポーツ・文化活動が盛んになりました。スポーツチームはまちのコミュニティをささえ、教育に貢献しています。さらには地域に新たな経済効果を生み出し、公共施設活用コンテンツとなるケースもあります。コロナ禍により、文化イベントやホストタウンによる交流も少なかったとはいえ、多くの気づきがあり、多方面にわたって市民生活が変化しようとしています。スポーツを活用することで、活力があり絆の強い社会の実現につながると考えています。

室伏 スポーツは、人と人との交流によって、地域の一体感や活力を醸成し、地域の活性化に寄与するものと考えています。スポーツ庁では、第3期スポーツ基本計画に基づき、スポーツを通じた地域活性化を推進しています。スポーツによるまちづくりの取り組みとして、スポーツを通じた地域の稼ぐ力の向上、交流人口の拡大や、誰もが出歩き体を動かし、スポーツができる社会づくり、住民の行動変容を目指す取り組みなど、先導的で優良な事例を表彰し、広く全国へ周知する「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰」を行っているところです。

笹川スポーツ財団が一緒に取り組まれている宮城県角田市では、かくだスポーツビレッジ（Kスポ）と道の駅を核として、明るく楽しく健康で活力あるまちの実現を目指し、交流人口の拡大や、スポーツ実施率の向上、道の駅の売上増など、スポーツによるまちづくりを展開していると伺っており、初年度に表彰させていただきました。

そのほかの受賞例を示しますと、徳島県三好市では、アウトドアスポーツツーリズムの拠点整備と持続可能な

観光地域づくりを強みとして、地域内外の交流・関係人口の拡大へとつなぎ、将来的な移住者を増やすことを検討しています。また、秋田県大館市では、先導的共生社会ホストタウンとしての登録を契機に、誰もが住みやすいまちづくりを推進しており、ポッチャを活用した市民の健康維持や生きがいがづくりなど、交流人口拡大による地域活性化に取り組んでいます。

こういった取り組みを、スポーツ庁が積極的に全国へアピールすることで、その地域だけでなく全国各地でスポーツによるまちづくりが広がっていくことを期待しています。

北出 医療分野における地域連携の例をあげると、専門治療ができる大きな病院と地域に密着したクリニックや地方病院のかかりつけ医がしっかり連携しながら、お互いに足りないところを補い合う方法があります。大きな病院は施設が整っていて高度な治療が可能ですが、一方では待ち時間が長く医者との関係性が希薄になってしまうリスクもあります。地元のかかりつけ医では治療が限られますが、その分患者に寄り添ったきめ細かい治療ができます。

スポーツも同様に、基幹となる大きな団体・施設と地域密着型の施設がしっかり連携を取りながら、ニーズに応じてサービスを提供することが大事なのではないのでしょうか。スポーツ庁をはじめとする省庁が確固たる骨組みをつくり、それを受けて地方自治体やスポーツ団体、地域のスポーツセンター、教育施設などがしっかりと連携し、地域の方々が安心して楽しくスポーツをできる場を提供していくことが重要かと思っています。

スポーツの価値を未来に向けて

渡邊 最後に、今後10年を見据えてスポーツ政策に携わる現場の方々、行政、研究者の方々に向けてメッセージをいただけますか。

橋本 成熟社会には経済の低成長、人口減少などの特徴があります。これまでと同じことをやるのではなく、スポーツの力で異なる文化や産業を結びつけ、新しい産業をつくり上げていくことが必要です。また、社会的資産を無駄なく最大限に活用する、つまり公立スポーツ施設だけでなく、学校体育施設・民間スポーツ施設など既存ストックをフル活用するためには、行政の縦割りの弊害を打破することも有効だろうと思います。

室伏 スポーツ基本法のもと、第3期スポーツ基本計画が動き出して1年になろうとしています。この10年の

動きをみてもずいぶんと変わってきたと思います。さらに10年先ということですが、私たちは未来の子どもにバトンをパスしていかなければなりません。今取り組んでいることが未来につながっていきます。そういう心づもりでスポーツに親しみ、心と体の健康に日々寄与できるよう、取り組んでいきたいと思っています。

北出 コロナ禍での東京2020大会は、多くの方に感動をもたらし、多様なレガシーが生まれたと思います。今後は第3期スポーツ基本計画に基づいて施策が実行されていくことで、スポーツは心身の健康維持や地域コミュニティの活性化など、優れた効果を発揮していくはずですよ。

ただ、部分的ではあるものの、いまだに指導者によるハラスメントやセカンドキャリアなどの問題が残っているようです。これらが迅速に解消され、健全なスポーツ環境が提供される世界になってほしいと心から願っています。

私たち医療従事者にできることは限られていますが、医学的な立場から研究のエビデンスやデータを提供し、政治を司る方々とも連携して、多くの方々が安全に楽しくスポーツができる社会づくりに貢献していきたいと考えています。

(了)

スポーツの現状分析



第1章 スポーツ政策

I スポーツの推進に関する法律

1. わが国のスポーツの推進に関する法律

□ 憲法からみた国民の権利としてのスポーツ

日本国憲法はスポーツについて述べてはいないが、基本的人権としてスポーツを楽しむ権利が憲法第13条によって保障されると解釈できる。また憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は健康の維持・増進に寄与するスポーツを、憲法第26条「教育を受ける権利」はスポーツを通じた教育をそれぞれ保障している。

□ スポーツ基本法

2010年8月に文部科学省は、「スポーツ振興法」(1961年制定)に替わる新たな「スポーツ基本法」の制定を視野に、今後のスポーツ政策の基本的な方向性を示した「スポーツ立国戦略」を発表した。スポーツ立国戦略では、新たなスポーツ文化の確立を目指し、「人(する人、観る人、支える(育てる)人の重視)」「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、おおむね10年間で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策や体制整備のありかたなどを示した。

そのスポーツ立国を実現すべく、2011年の第177回国会(常会)においてスポーツ基本法が成立した。このスポーツ基本法は、スポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関する基本理念および施策の基本となる事項を定め、国および地方自治体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにした(表1-1)。

全35条と附則からなるスポーツ基本法は、前文でスポーツを「世界共通の人類の文化」であると宣言する。スポーツは「心身の健全な発達」「健康及び体力の保持増進」「精神的な充足感の獲得」「自律心その他の精神の涵養等」のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日において「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」と定義した上で、スポーツを通じて幸福で豊かな

生活を営むことが人びとの権利であると明文化したのである。

さらに、スポーツが個人に影響を及ぼすだけでなく、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与するとして、その可能性に期待している。そのほか、国際競技大会における日本人選手の活躍についても重視している。スポーツがわが国の社会に活力を生み出し、経済の発展に広く寄与し、国際的な交流や貢献によって国際相互理解が促進され、国際平和に大きく貢献するなど、わが国の国際的地位の向上にもきわめて重要な役割をもつと位置づけている。

スポーツ基本法の特徴的な条項は次のとおりである。

表1-1 スポーツ基本法の条項

第1条	目的
第2条	基本理念
第3条	国の責務
第4条	地方公共団体の責務
第5条	スポーツ団体の努力
第6条	国民の参加及び支援の促進
第7条	関係者相互の連携及び協働
第8条	法制上の措置等
第9条	スポーツ基本計画
第10条	地方スポーツ推進計画
第11条	指導者等の養成等
第12条	スポーツ施設の整備等
第13条	学校施設の利用
第14条	スポーツ事故の防止等
第15条	スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決
第16条	スポーツに関する科学的研究の推進等
第17条	学校における体育の充実
第18条	スポーツ産業の事業者との連携等
第19条	スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
第20条	顕彰
第21条	地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等
第22条	スポーツ行事の実施及び奨励
第23条	体育の日の行事
第24条	野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励
第25条	優秀なスポーツ選手の育成等
第26条	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会
第27条	国際競技大会の招致又は開催の支援等
第28条	企業、大学等によるスポーツへの支援
第29条	ドーピング防止活動の推進
第30条	スポーツ推進会議
第31条	都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等
第32条	スポーツ推進委員
第33条	国の補助
第34条	地方公共団体の補助
第35条	審議会等への諮問等

スポーツ基本法(2011)より作成

第2条の基本理念では、5項に「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と障害者スポーツの推進を規定している。第5条では、スポーツ団体にも「スポーツを行う者の権利利益の保護」「運営の透明性の確保」「スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努める」ことを求めている。

第9条では、文部科学大臣に「スポーツ基本計画」の策定を義務づけ、第10条では、地方自治体がスポーツ基本計画を参酌し、地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を策定するよう求めている。

第18条では、スポーツ産業が果たす役割についても注目し、スポーツ産業の事業者との連携・協力についても触れている。

2018年6月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）を機に、スポーツを通じた社会変革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられているスポーツの語を基本的に用いるべく、スポーツ基本法の一部が改正された。これにより、第26条および第33条の「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」へ変更されるなどの改正が行われた。

□ スポーツ振興投票の実施等に関する法律

1998年、スポーツ振興の新たな財源確保のため、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」（通称「サッカーくじ法」）が超党派のスポーツ議員連盟による議員立法として制定された。法制化の背景には、1993年に開幕したJリーグの成功に加え、少子高齢化や長引く不況の影響から、これまでの公的資金や企業の支出に依拠してきたわが国スポーツの構造的な変革の必要性があげられる。収益の用途は第21条に定められており、地方自治体やスポーツ団体に配分されている。

その後、2013年の改正では、Jリーグのみに限定されていたくじの対象試合が拡大し、新たに海外サッカーのリーグも対象となった。2016年の改正では、くじの収益から地方自治体・スポーツ団体に助成する金額の割合が1/3から3/8へと変更になった。2020年の改正では、バスケットボールが対象に追加されるとともに、1試合ごとの結果、競技会の優勝チームを予想するくじの販売が可能となった。2022年9月には1試合ごとの勝敗などを予想するくじ「WINNER」が新設され、売上

金の一部はクラブ等への支援金として、選手等のための環境整備やクラブ強化などに充当される。また、この改正により冷暖房設備や照明、スポーツを行う者の安全に資する設備の整備、大規模な災害や感染症等が発生した場合における生活の安定に資する事業が助成対象に追加され、収益の用途が拡大された。

□ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

2002年に公布された「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」により、それまで学校給食、学校安全、国立競技場の運営といった事業を担っていた日本体育・学校健康センターの業務を承継し、2003年10月に日本スポーツ振興センター（Japan Sport Council：JSC）が設置された。

同法は主にJSCの設置目的や業務範囲などを示した法律となっているが、2013年の改正によって、JSCが所管するスポーツ振興くじの売上金額の5/100を超えない範囲において、国際的な規模のスポーツの競技会の招致費用または開催に必要なスポーツ施設の整備費にあてることが可能となった。さらに2016年の改正によってこの割合が2023年度までの特例措置として10/100に引き上げられ、新国立競技場の整備費として活用されている。

□ 平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

2009年7月、2019年のラグビーワールドカップの日本開催が決定した。同大会が国家的に重要であることに加え、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備・運営に密接な関連があることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備・運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行、組織委員会への国家公務員の派遣といった特別な措置について定めた「平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」が2015年6月に制定された。2018年6月には、同大会組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料および無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする特例の追加による、本法律の一部改正がなされた。

□ 令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

2013年9月、2020年のオリンピック・パラリンピッ

クの東京開催が決定した。同大会が国家的に特に重要であることに鑑み、大会の円滑な準備・運営に資するため、大会推進本部の設置、国有財産（陸上自衛隊朝霞訓練場、皇居外苑および北の丸公園）の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行、組織委員会への国家公務員の派遣などの特別な措置について定めた、「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」が2015年6月に制定された。2018年6月の本法律の一部改正により、2020年に限っては、例年7月第3日曜日の海の日がオリンピック開会式前日の7月23日、10月第2日曜日の体育の日（スポーツの日）はオリンピックの開会式となる7月24日、8月11日の山の日がオリンピック閉会式後の8月10日に変更する、国民の祝日に関する法律の特例などが追加された。

東京2020大会の1年間の延期に伴い、本法律は2020年に再び一部改正され、「令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」への名称変更、推進本部の設置期限の1年延期、延期に伴う2021年の祝日を再び変更する特別措置が盛り込まれた。

□ スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

スポーツにおいてドーピングの撲滅は最重要課題のひとつである。国際的には、1999年に各国のスポーツ組織と政府関係者の協力のもと、世界各国におけるドーピングの根絶と公正なドーピング防止活動の促進を目的として世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が設立され、ドーピング防止活動の推進体制が整備された。

ユネスコは、スポーツにおけるドーピングの撲滅を目指して、第33回ユネスコ総会（2005）において、世界アンチ・ドーピング機構を中心とした国内および世界レベルでの協力活動における推進・強化体制の確立を目的とした「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」を採択した。わが国は2006年12月に締約国となり、「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」（2007）を策定の上、文部科学省と（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が連携し、国内のドーピング防止活動を推進してきた。その後、スポーツ基本法においてドーピング防止活動の推進が規定され、2013年にはJSCの業務にドーピング防止活動の推進が追加された。

2018年6月には、国際規約の趣旨にのっとり、

ドーピング防止活動の基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることによる、関連施策の総合的な推進を目的として、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が成立した。

□ 文部科学省設置法

直接的にスポーツ振興に関する法律ではないものの、わが国のスポーツにおける重要な法律として、「文部科学省設置法」がある。同法は2015年9月に改正され、第13条において文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置する旨が追加された。第15条では、「スポーツ庁は、スポーツの振興その他スポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とする」と定められている。

□ 教育的視点でのスポーツ振興

学校教育では、教科としての体育・保健体育は学習指導要領によりその内容が決められ、児童、生徒はスポーツを経験する。それに加えて、小学校では特別活動としてクラブ活動が、中学校や高等学校では教育課程との関連が図られるよう留意して行う運動部活動が取り入れられている。さらに運動会・体育祭などの特別活動がある。

学校を卒業した後の国民のスポーツ活動は、1947年施行の旧「教育基本法」第7条に基づいて1949年に制定された「社会教育法」によって、社会教育のひとつとして保障されている。旧法を改正して2006年に施行された教育基本法においても、第12条で社会教育の奨励・振興が述べられている。社会教育法第2条には、社会教育が「学校教育法（中略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義され、政府や地方自治体が体育とレクリエーションの活動を振興する裏づけとなっている。このほか、1990年に施行された「生涯学習振興法」では「学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。中略）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。」とし、体育に関わる学習も生涯学習として振興の対象となっている。

□ スポーツの推進に関するその他の法律

前述の法律以外にも、わが国にはスポーツの推進に関

する法律がある。表1-2には主なスポーツ推進関連法を示した。

2018年6月に公布された「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」では、「体育の日」の名称が2020年より「スポーツの日」に変更となり、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」こととされた。

「自転車活用推進法」(2016)は、国、地方公共団体、公共交通事業者および国民の責務を定めているほか、自転車専用道路等やシェアサイクル施設の整備、青少年の体力の向上など14の基本方針に即した自転車活用推進計画の策定と、国土交通省に自転車活用推進本部の設置を求め、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進している。同法第9条に基づき策定された「第2次自転車活用推進計画」(2021)では、「サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現」や「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」といった目標が掲げられている。

統合型リゾート(IR)推進法の通称で知られる「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(2016)は、特定複合観光施設を「カジノ施設および会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となった施設」と定義する。諸外国では、複合観光施設にアリーナを設置してプロスポーツチームを誘致したり、ス

ポーツイベント等が施設内で開催されたりすることで、国内外からの観光客を惹きつけ経済効果が生まれる事例がある。わが国においても、同法の成立に基づき、複合観光施設内におけるアリーナ施設等の併設によるスポーツ環境の整備が進む可能性がある。大阪府および大阪市は、2025年に開催される「2025年日本国際博覧会」会場予定地である夢洲をIR候補地として同法に基づき国土交通大臣への認定申請を行った。夢洲地区の整備に関する計画では、スポーツイベントなどのコンテンツの誘致と創出、夢洲に隣接する舞洲および咲洲と連携したスポーツ推進都市の実現が示されている。

PFI法の通称で知られる「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(1999)は2022年12月にその一部を改正し、第2条のPFI事業の対象となる公共施設等の定義にスポーツ施設および集会施設が追加された。また、第19条の2が新設され、公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針の同条第2項第4号に掲げる公共施設等の規模または配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案ができるようになった。同法の改正により、運営権者によるスタジアム・アリーナの観客席の増設やバリアフリー対応のための通路の拡張などの増改築が可能となる。

安全なまちづくりや魅力的なまちづくりを図る「都市再生特別措置法」(2002)は、2020年9月にその一部を改正した。第46条では、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する都市公園の整備などが定められた。

(鈴木貴大)

2. 諸外国におけるスポーツ振興に関する法律

□ スポーツ振興に関する根拠法

諸外国のスポーツ振興に関しては、その核となる根拠法が定められているのが一般的である。先進国の根拠法をみると、カナダ、フランス、韓国、中国のようにス

表1-2 スポーツの推進に関連する法律

法律名	所管省庁	
学校教育法	文部科学省	
社会教育法		
屋外広告物法	国土交通省	
建築基準法		
道路法		
都市計画法		
都市公園法		
自転車活用推進法		
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律		
興行場法		厚生労働省
食品衛生法		
身体障害者福祉法		
消防法	総務省	
地方自治法		
自然公園法	環境省	
国有林野の管理経営に関する法律	林野庁	
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律	内閣府	
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律		
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律		

スポーツ庁「スポーツ施設に関する調査研究」(2016)、各省庁資料(2022)より作成

スポーツ振興の基本的施策を定めるものもあれば、アメリカ、イタリア、オーストラリア、ニュージーランドのように、スポーツ振興を統括する機関の根拠法を定めるものもある（表1-3）。

近年では、スポーツ・インテグリティ（第11章、p.246）や組織運営基盤の強化を図るグッド・ガバナンスなど、スポーツ界におけるさまざまな現代的課題の解決を目指した、特定目的のスポーツ振興に関する法制が整備されるにいたっている。

□ スポーツ・インテグリティに関連する法律

諸外国では、アンチ・ドーピングの体制整備のための特別な法律をはじめ、スポーツの価値を保護する観点からスポーツ・インテグリティに関するさまざまな法律の整備が進められている。オーストラリアは、2006年に「オーストラリア・アンチ・ドーピング機構法（Australian Sports Anti-Doping Authority Act 2006）」を制定し、1991年に設置したオーストラリア・スポーツ薬物局から継承して、行政機関のひとつとしてオーストラリア・アンチ・ドーピング機構（Australian Sports Anti-Doping Authority：ASADA）が設立された。2020年の「スポーツ・インテグリティ・オーストラリア法（Sports Integrity Australia Act 2020）」では、ASADAと、主にスポーツにおける八百長対策を担当する保健省内の一部局であったナショナル・スポーツ・インテグリティ・ユニット（National Integrity of Sports Unit）、オーストラリア・スポーツコミッションにおける暴力やハラスメントに対応するプログラムを統合し、スポーツ・インテグリティ・オーストラリアを新たに設立することが定められた。また2019年には、国内のスポーツに係る紛争の仲裁や調停などを行うスポーツ裁判所の創設を定めた「国立スポーツ裁判所法（National Sports Tribunal Act 2019）」が施行されている。

ニュージーランドにおいても、「アンチ・ドーピング法（Sports Anti-Doping Act 2006）」（2006）に基づき、アンチ・ドーピング活動を推進するドラッグ・フリー・スポーツ・ニュージーランド（Drug Free Sport NZ）が設立された。同法は、1994年の「ニュージーランド・スポーツドラッグ局法（New Zealand Sports Drug Agency Act 1994）」を全部改正し、組織名称を変更するとともに、スポーツ紛争解決機関（Sports Tribunal of New Zealand）の設置を規定し

た。

わが国においても、アスリートやスポーツを実施する者に対するSNS等での誹謗中傷や性的ハラスメントが問題になっているが、アスリートの安全な競技環境づくりのための法制化を進める国もある。アメリカは、2016年に発生した体操選手への性的虐待事件などへの対応措置として「若年被害者の性的虐待からの保護と安全なスポーツ権の認可に関する法律（Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017）」を2018年に制定した。若いアスリートを性的虐待から守るために、「児童虐待被害者法（Victims of Child Abuse Act of 1990）」（1990）を改訂し、児童虐待の疑いがある場合の報告義務の対象を、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会（United States Olympic and Paralympic Committee：USOPC）が承認する競技団体の使用する施設や公認大会等において、アマチュアアスリートと交流する成人に拡大した。また、USOPCや競技団体などから独立した管轄組織として、アスリートの安全を確保する規程の策定や虐待・不正行為の防止に向けた研修などを行うセーフスポーツセンター（United States Center for SafeSport）の設立を定めた。さらに、2020年にはオリンピック・パラリンピック競技の指導者や団体職員による虐待からアスリートを守るための保護措置を確立する「オリンピック・パラリンピック・アマチュアアスリートの権限付与に関する法律（Empowering Olympic, Paralympic, and Amateur Athletes Act of 2020）」が成立した。

（吉田智彦）

表1-3 主要先進国におけるスポーツ推進の核となる根拠法

国名	法律の名称	制定年
アメリカ	オリンピック・アマチュアスポーツ法	1998年
イギリス	なし（慣習法）	—
イタリア	オリンピック委員会の設立及び組織に関する法律	1942年
オーストラリア	スポーツコミッション法	1989年
カナダ	身体活動・スポーツ法	2003年
ドイツ	連邦法はなし（州政府レベルの振興法は存在）	—
ニュージーランド	スポーツレクリエーション法	2002年
ブラジル	連邦共和国憲法	2017年
フランス	スポーツ法典	2006年
韓国	国民体育振興法	2007年
中国	中華人民共和国体育法	1995年

注 改正された法律は改正年を制定年としている。

各国資料（2022）より作成

II スポーツ推進体制

1. わが国のスポーツ行政機構

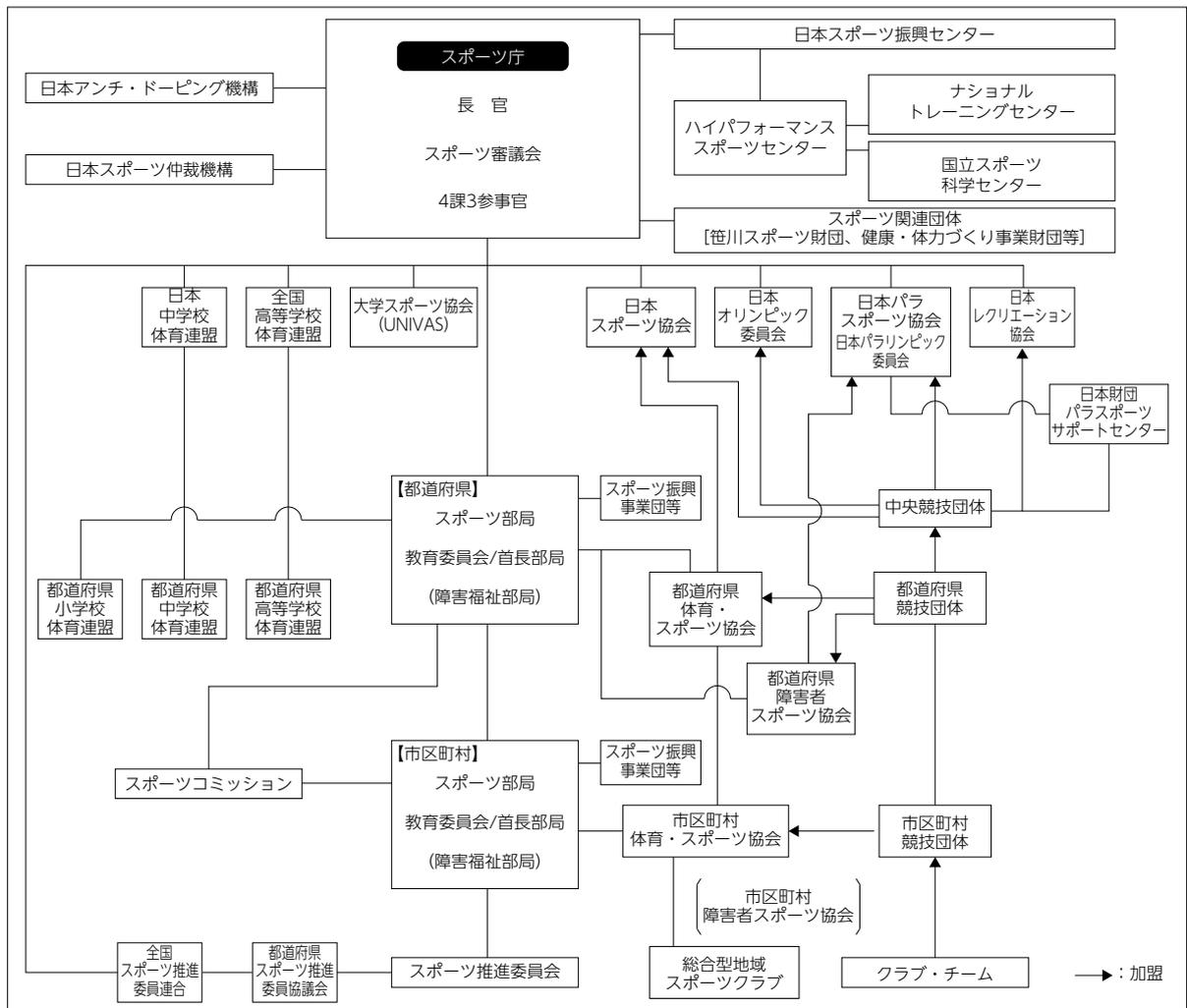
戦後のわが国のスポーツは、教育行政の一環として、文部科学省（旧・文部省）と地方自治体の教育委員会を中心に推進されてきた（図1-1）。学校体育や運動部活動などの「学校スポーツ」、社会体育としての「地域スポーツ」、オリンピックや世界選手権などの国際競技大会の開催や参加、およびトップアスリートの育成・強化など、多くの施策を文部科学省が所管してきた。

プロスポーツについてみると、かつては（一社）日本野球機構（Nippon Professional Baseball Organization：NPB）、（公社）日本プロサッカーリー

グ（Jリーグ）、および（公財）日本プロスポーツ協会が文部科学省の所管法人として、その影響下にあった（公益法人制度改革以降、公益財団・公益社団の所管は内閣府）。また、学校スポーツと並んでわが国の競技力の基盤となってきた企業スポーツは、文部科学省と経済産業省の境界領域といえる。

一方、スポーツ用品・用具産業やゴルフ、スキー、ボウリングなどのレジャー産業、フィットネスクラブなどの健康サービス産業については経済産業省の所管である。さらに、自治体の健康・体力づくり事業や介護保険法に基づく介護予防サービス、全国健康福祉祭（ねりんピック）といったイベントなど、健康・保健・福利厚

図1-1 わが国の体育・スポーツ推進体制



日本体育協会「スポーツ指導者必携」(2005)を改編しSSF作成

生の側面からみた運動・スポーツ振興は厚生労働省が、国民スポーツ大会などの競技大会の会場となる総合公園や運動公園の施設整備は国土交通省が、スノースポーツを目的としたインバウンド観光客の増加に向けたスノーリゾート地域の活性化をはじめとするスポーツツーリズムは観光庁が、それぞれ所管している。

□ スポーツ庁

スポーツは多くの省庁が関与する行政複合的な領域である。近年、スポーツを通じて得られる多様な便益への期待から、各分野にまたがるスポーツ関連施策を総合的に推進し、その効果を高める役割が、スポーツ行政に求められている。こうした流れの中で、2011年に施行された「スポーツ基本法」の附則第2条には、「スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討」が盛り込まれた。さらに、2013年9月の東京2020大会の開催決定が強い追い風となり、2015年10月、スポーツ庁が発足した。

スポーツ庁は、文部科学省スポーツ・青少年局の組織を拡充する形態で、同省の外局として設置され、長官、次長、審議官、スポーツ総括官が幹部として存在する。スポーツ・青少年局でスポーツを所管していた3課1参事官はスポーツ庁の5課2参事官へと改組・増設され、わが国のスポーツ施策の推進を図ってきた。2022年度からは、ポスト東京2020大会におけるスポーツ環境の整備のため、文部科学省組織令に基づき4課3参事官に組織改編されている(図1-2)。発足時の職員数はスポーツ・青少年局時の76人から121人に増えたが、2023年度は114人となる予定である。

○ スポーツ庁の体制

① 政策課

政策課はスポーツ庁全体の総括・管理業務に加え、武道の振興や広報業務を担当する。政策課に設置されている「企画調整室」はスポーツ基本計画に関する業務、スポーツ審議会の運営、学校体育の施策を担っている。学校体育施策はかつて文科省が担当してきたため、現在、文科省の初等中等教育局とスポーツ庁の企画調整室がそれぞれ担当している。

② 健康スポーツ課

国民へのスポーツの普及や予防医学の知見に基づくスポーツの普及、女性や働く世代のスポーツ参加などスポーツを通じた健康増進を担う課である。「Sport in Life プロジェクト」をはじめ、「スポーツエールカンパ

ニー」の認定事業、経済産業省と連携しながら「健康経営」に関する取り組みを担当している。また、障害者スポーツの振興も同課の「障害者スポーツ振興室」が所管している(ただし、厚生労働省からの移管はスポーツ庁設置前の2014年度)。

③ 地域スポーツ課

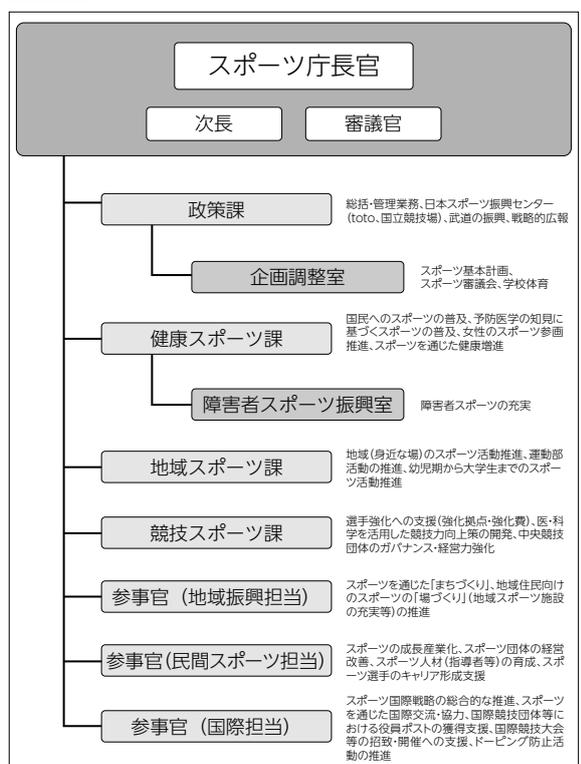
地域スポーツ課は2022年度の改組により新たに設置された。スポーツ庁の主要な政策のひとつである運動部活動改革を担っており、公立中学校等における休日の運動部活動の段階的な地域移行や学校単位で参加する大会等の見直しを行っている。

また、総合型地域スポーツクラブの運営体制強化や地域のスポーツ活動推進などスポーツを通じた地域づくりの推進、幼児期運動指針の現場での活用やスポーツ少年団の充実、大学スポーツの支援など幼児期から大学生までのスポーツ活動推進を担う。

④ 競技スポーツ課

オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた国際競技力向上を目的に、トップアスリートの強化活動の支援並びにトップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築を担っている。前者では各競技団体への強化活動支援やメダル獲得可能性が高い競技に対してスポー

図1-2 スポーツ庁の組織体制



スポーツ庁(2022)より作成

ツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するといったソフト面、後者では強化活動の拠点となるナショナルトレーニングセンターの整備といったハード面の支援を実施している。また、スポーツ団体ガバナンスコードの活用による、スポーツ界のインテグリティ確保を図る取り組みや、競技団体の改革・自走の促進を目的に組織基盤強化支援事業を行っている。

⑤ 参事官（地域振興担当）

「参事官（地域振興担当）」は、スポーツイベントやスポーツツーリズム、大会・合宿誘致などによる地域や経済活性化に向けたスポーツによる地方創生、まちづくりを担当している。また持続可能な地域におけるスポーツ環境の確保や充実に向けて、学校体育施設の有効活用、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化、民間スポーツ施設の公共的活用の推進事業を担う。

⑥ 参事官（民間スポーツ担当）

「参事官（民間スポーツ担当）」はスポーツの場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化、テクノロジーの活用やスポーツオープンイノベーション推進事業、スタジアム・アリーナ改革推進事業をととしてスポーツの成長産業への転換を主導している。また、スポーツ団体の経営力強化、スポーツ指導者などの人材育成、スポーツ選手のキャリア形成支援を担う。

⑦ 参事官（国際担当）

「参事官（国際担当）」はこれまでの国際課、オリンピック・パラリンピック課の業務を一部引き継ぎ、2022年度に設置された。スポーツを通じた国際交流・協力、国際競技団体等における役員ポストの獲得支援、国際競技大会等の招致・開催への支援、ドーピング防止活動の推進など、スポーツ国際戦略を総合的に担っている。また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するための取り組みも実施している。

2. わが国の主なスポーツ推進機関

□ スポーツの統括団体

わが国では行政機構に加えて、さまざまな組織が競技の普及や強化、スポーツ振興のための助成、スポーツの価値の保全や理解促進といった重要な役割を果たしている。

文部科学省所管の独立行政法人である日本スポーツ振興センター（JSC）は、国立競技場などのスポーツ施設

の運営、スポーツ振興に必要な援助、学校管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付、各種研究業務によってスポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図っているほか、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務も行っている。（公財）日本スポーツ協会（JSPO）、（公財）日本オリンピック委員会（JOC）、（公財）日本パラスポーツ協会の3団体は競技団体や都道府県の加盟団体を統括し、国際競技力の向上、スポーツ指導者の養成、総合型地域スポーツクラブの育成などを行い、スポーツ政策において事実上、国の行政機構の一部に組み込まれている。

（公財）日本レクリエーション協会は、指導者の育成事業のほか、青少年等の健全な発達および高齢者等の福祉の増進を図るとともに、国民の豊かな生活の形成と、それを実現する社会環境の整備に資することを目的としている。

（公財）日本アンチ・ドーピング機構は、国内のアンチ・ドーピング活動の推進、教育・啓発などのための組織として2001年に設立され、国内に適用される日本ドーピング防止規程を発効している。

（公財）日本スポーツ仲裁機構（JSAA）は、競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁や調停による解決を通じて、スポーツの振興に寄与している。

（公財）日本財団パラスポーツサポートセンターは、（公財）日本財団の支援により2015年に設立された（公財）日本財団パラリンピックサポートセンターを前身とする組織である。パラリンピック競技団体の持続可能な運営体制構築のために、共同オフィスをオープンし、事務局人件費、普及啓発費、広報・マーケティング費等の助成を行っている。また、会計処理、税務、法務、翻訳など共通する業務を集約する「シェアードサービス」を提供し、効率的な団体運営を推進している。パラリンピック終了後、2021年度末までの時限的な活動を予定していたが、パラスポーツ関係団体からの要請や新型コロナウイルス感染拡大による支援体制の維持などを考慮し、組織の継続が決定された。

（鈴木貴大）

3. 地方自治体のスポーツ行政機構

□ 都道府県および市区町村の スポーツ行政機構

都道府県および市区町村のスポーツ行政においては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地教行法）第21条に教育委員会の職務権限として「スポーツに関すること」が定められていたため、従来のスポーツ政策主管部局の多くは教育委員会に置かれていた。しかし、2007年の地教行法の改正により、職務権限の特例が追加され、教育委員会だけでなく、地方自治体の長が「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）」を管理・運営できるようになったため、現在ではスポーツ政策主管部局を首長部局に置く都道府県および市区町村もある。

2022年12月現在、スポーツ政策主管部局を教育委員会に置く都道府県は11あり、首長部局に置く都道府県は36となっている。このうち、山形県、香川県、大分県、宮崎県、鹿児島県では、スポーツ振興を担う教育委員会とは別に、観光・文化スポーツ部や交流推進部などの名称で、国際大会や事前キャンプの誘致などにより交流人口の拡大を図るスポーツを通じた地域活性化に取り組む部署を設置している。また、政令指定都市においては、全国20市すべてでスポーツ政策主管部局を首長部局に置いている。

スポーツ庁「地方スポーツ行政に関する調査研究」（2017）によると、政令指定都市を除く市区町村（790自治体）では、スポーツ政策主管部局を教育委員会に置いている自治体は80.4%、首長部局に置いている自治体は19.6%であった。自治体の人口規模別にみると、人口50万人以上の市区町村では、84.0%がスポーツ政策主管部局を首長部局に設置している一方、人口1万人未満の市区町村では、首長部局への設置が2.3%となっており、人口規模の小さい地方自治体においては、地教行法の改正後もスポーツ政策主管部局を教育委員会に置いている。

都道府県および市区町村は、スポーツ政策主管部局を教育委員会から首長部局に移すことで、スポーツに関する事務の効率化を目的とするだけでなく、文化、観光、福祉、地域振興などの行政分野との連携を深めようとしている。

また、スポーツ庁は、2016年1月の「都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議」において、地方自治体に

おけるスポーツ（学校体育を除く）の政策主管部局が首長部局と教育委員会のいずれであっても、総合教育会議や大綱の策定など新たな制度を活用し、首長が策定する基本的な方針にスポーツ行政を位置づけることが重要であり、地方自治体においてもスポーツ基本法に掲げる多面的なスポーツの価値を高めていくため、スポーツ政策主管部局が地域振興、公園管理、社会福祉・健康増進等の担当部局と緊密に連携した総合的・一体的な取り組みが重要であると説明し、その方向性を示している。

□ 地方自治体のスポーツ推進に 関する事業団・財団

都道府県や政令指定都市の約半数では、スポーツ振興事業団や財団、公社といった公益法人が設立され、地方自治体のスポーツに関する事務を補完し、スポーツの普及振興の一翼を担ってきた。これらの外郭団体は、設立の際に当該地方自治体から出資または出捐を受けており、その比率は団体によって異なる。その設置・運営・予算・人事さらには財政状況や監査などは「地方自治法」で定められている。

2003年9月の「地方自治法」の一部改正により、公の施設（スポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉

表1-4 地方自治体のスポーツ推進に関する事業団・財団

【都道府県】		
都道府県	名称	設立年
岩手県	公益財団法人 岩手県スポーツ振興事業団	1985年
秋田県	一般財団法人 秋田県総合公社	2000年
千葉県	公益財団法人 千葉県教育振興財団	1974年
東京都	公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団	1980年
愛知県	公益財団法人 愛知県教育・スポーツ振興財団	1973年
和歌山県	公益財団法人 和歌山県スポーツ振興財団	1974年
広島県	公益財団法人 広島県教育事業団	1972年
	公益財団法人 広島県スポーツ振興財団	1988年
山口県	一般財団法人 山口県施設管理財団	1990年
愛媛県	公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	1974年
高知県	公益財団法人 高知県スポーツ振興財団	1978年
福岡県	公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター	1989年
	公益財団法人 福岡県スポーツ推進基金	2020年
熊本県	一般財団法人 熊本県スポーツ振興事業団	1982年
大分県	公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団	1996年
【政令指定都市】		
指定都市	名称	設立年
仙台市	公益財団法人 仙台市スポーツ振興事業団	1991年
静岡市	公益財団法人 静岡市まちづくり公社	1941年
大阪市	一般財団法人 大阪スポーツみどり財団	1964年
堺市	公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団	1996年
岡山市	公益財団法人 岡山文化芸術創造	2020年
熊本市	一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団	1985年

注 複数団体が合併・統合している場合は、原則として、それらの団体のうち最も古く設立された団体の設立年を記載。

2022年10月現在。 各都道府県および政令指定都市資料 (2022) より作成

施設など)の管理運営方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行し、2006年9月から完全施行された。従来の「管理委託制度」では、施設の管理運営業務は、地方自治体が直営するか、地方自治体が出資した財団や公社などに限定されていた。指定管理者制度では、自治体が直営するか、もしくは株式会社等の民間事業者、公益法人、NPO法人、ボランティア団体などから公募・選定された指定管理者に委託されるようになった。これにより、公共スポーツ施設の管理・運営を事業の中心にすえてきた地方自治体の事業団・財団は、その事業内容や組織の見直しを迫られ、体育・スポーツ協会との統合・合併(宮城県、群馬県、山梨県、滋賀県、徳島県)、解散(岐阜県、香川県)などにより減少している。

一方、福岡県は、2020年9月、県内ゆかりのトップアスリートの育成と大規模スポーツ大会等の誘致や開催による地域の活性化に寄与する(公財)福岡県スポーツ推進基金を新たに設立した。2005年に23あった事業団・財団は、2022年10月には15まで減少している(表1-4)。

また、政令指定都市においては、2022年10月現在、20都市のうち6市に事業団・財団がある。これまで都道府県の事業団・財団と同様、地方におけるスポーツ推進に一定の役割を担ってきたが、一部の政令指定都市では体育・スポーツ協会との合併(札幌市、千葉市、横浜市)もみられる。

(姜泰安)

4. 国際的なスポーツ推進体制

□ 国際オリンピック委員会

国際オリンピック委員会(International Olympic Committee: IOC)は、1894年6月にパリ・ソルボンヌ大学でパリ国際アスレチック・ kongressが開かれ、ピエール・ド・クーベルタン男爵(1863~1937)の提唱で古代オリンピックの復興が決められた際に結成された。オリンピックの理念であるスポーツをとおして人間の尊厳を重視する平和な社会を創出するというオリンピックズムを、世界に広めるための運動「オリンピック・ムーブメント」を統轄する。「オリンピック憲章(Olympic Charter)」では、オリンピックズムの普及がIOCの役割と規定し、IOCはその実現のためにオリンピック競技大会の開催や、各スポーツ組織との連携を図っている。本

部はスイス・ローザンヌにあり、2022年10月現在、206の国内オリンピック委員会(National Olympic Committee: NOC)が加盟している。

またIOCは、オリンピック競技大会について協議したり、NOC相互の共通課題を検討したりする国内オリンピック委員会連合会(Association of National Olympic Committees: ANOC)や、アジアオリンピック評議会などの地域および大陸別の組織のほか、オリンピック競技大会の開催に不可欠な国際競技連盟(International Federation: IF)との関係においても、夏季競技はオリンピック夏季大会競技団体連合を、冬季競技はオリンピック冬季大会競技団体連合を、非オリンピック競技はIOC承認国際競技団体連合をそれぞれ承認している。

オリンピック競技大会は、第二次世界大戦以降、開催都市を世界に広め、世界最大のスポーツイベントへ拡大する。しかし、拡大の一方で戦争への報復ボイコットなどにみられる政治介入や、イベントの巨大化に伴う財政負担や環境負荷の増大が問題となり、1976年以降は開催立候補都市の減少があった。

1984年のロサンゼルス夏季大会を転機に、オリンピックは商業主義・プロ化へと方向転換し、大きな収益が見込まれることから立候補都市は再び増加した。また、2000年代以降に著しい経済発展を遂げた中国、ロシア、ブラジルでの開催も実現し、オリンピックの普及に新たな展開もみられた。しかし、同時期には過度の招致活動によるIOC委員への賄賂や、出場選手による禁止薬物使用など倫理的な問題の表面化に加え、近年の世界的な経済停滞の影響を受け、将来的な開催立候補都市の減少が懸念されている。

2021年3月、IOCは第137次総会において、オリンピックの中長期改革計画として「オリンピック・アジェンダ2020+5」を採択した。2025年までのオリンピック・ムーブメントの新たなロードマップであり、連帯の強化、デジタル化の加速、持続可能性の向上、信頼性の向上、そして社会におけるスポーツの役割の強調の5つの柱に基づき、オリンピックの価値を強化し、ポストコロナの世界の再建への貢献を目指す。このうち、東京2020大会での持続可能性の向上については、「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働、公正な事業慣行等」「参加・協働、情報発信」の5つの主要テーマに着目したコンセプトを設定し、持続可能な大会の準備と運営に取り組んだ。

□ 国際パラリンピック委員会

1960年、イギリス、オランダ、ベルギー、イタリア、フランスの5ヵ国により国際ストック・マンデビル大会委員会 (International Stoke Mandeville Games Committee : ISMGC) が設立され、ルードウィッヒ・グットマン卿 (1899~1980) がその初代会長に就任した。ISMGCは、オリンピック開催年に実施する大会だけは、オリンピック開催後に実施したい旨を表明し、1960年のオリンピックローマ大会後に国際ストック・マンデビル大会を開催した。のちに、この大会が第1回パラリンピックとなる。1976年のトロント大会は、ISMGCと国際身体障害者スポーツ機構 (International Sport Organization for the Disabled : ISOD) の共催で行われ、脊髄損傷者に加えて、視覚障害者、切断者が出場し、「トロントリンピアード (Torontolympiad)」と呼ばれた。1978年に国際脳性麻痺者スポーツ・レクリエーション協会 (Cerebral Palsy International Sports and Recreation Association : CPISRA)、1980年に国際視覚障害者スポーツ協会 (International Blind Sports Federation : IBSA) が相次いで設立され、1982年にISMGC、ISOD、CPISRA、IBSAの4団体による国際調整委員会 (International Coordinating Committee Sports for the Disabled in the World : ICC) が発足、1986年には国際聴覚障害者スポーツ協会 (現・国際ろう者スポーツ委員会、International Committee of Sports for the Deaf : ICSD)、国際精神薄弱者スポーツ協会 (現・国際知的障害者スポーツ連盟、International Sports Federations for Persons with an Intellectual Disability : INAS-FID) が加盟した。ただ、ICC自体が実働組織としての機能を十分に果たしきれず、障害者のリハビリテーションの延長としての大会ではなく、競技性の高さを追求した大会を望む多くの関係者から不満が続出していた。そこで1987年、オランダ・アーネムにて課題解決のための特別委員会を設立し、統一組織の設立について模索がはじまり、1989年9月、ドイツ・デュッセルドルフにて、国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee : IPC) が創設された。現在、IPC本部はドイツのボンに位置する。

IPCは、パラリンピック・ムーブメントを推進する国際統轄組織である。パラリンピック・ムーブメントとは、パラリンピックスポーツをとおして発信される価値やその意義をとおして世の中の人びとに気づきを与え、

よりよい社会をつくるための社会変革を起こそうとする活動を指す。その実現のため、IPCはパラリンピックを主催し、障害種別の国際障害者スポーツ統轄団体を取りまとめ、世界選手権やその他の国際大会を支援している。

2000年のシドニーパラリンピックの開催期間中、当時のIOCおよびIPCの両会長による会談で「オリンピック開催国は、オリンピック終了後、引き続いてパラリンピックを開催しなければならない」との基本合意に達した。2001年には、スイス・ローザンヌにおける2度目の会談にて、オリンピック組織委員会がパラリンピックも担当する、オリンピック競技施設を可能な限りパラリンピックでも使用する、IOCがパラリンピック開催に伴う財政的支援をするなど、IOCとIPCの協力関係についてより詳細な合意がなされた。

□ 国際スポーツ・フォー・オール協議会

国際スポーツ・フォー・オール協議会 (The Association For International Sport for All : TAFISA) は、1969年にオスロ (ノルウェー) で開催された国際トリム会議 (International Trim Congress) を前身とする。同会議は、フィットネスの分野も加え国際トリム・フィットネス会議 (International Trim and Fitness Congress) へと成長した後、1989年のトロント (カナダ) での会議をもって閉会した。その後、1991年にフランスのボルドーにおいて、スポーツ・フォー・オールを振興する国際統轄団体として国際トリム・フィットネス生涯スポーツ協議会 (Trim and Fitness International Sport for All Association) が正式に設立され、以降、約30年にわたり世界のスポーツ・フォー・オールムーブメントを牽引している。2009年には、トリム運動やフィットネスも生涯スポーツの一部と捉え、また各国スポーツ団体国際協議会 (International Assembly of National Organizations of Sports : IANOS) の吸収などの状況から、現在の名称へと変更された。2022年10月現在、170ヵ国および地域から383組織のスポーツ振興機関が加盟しており、世界最大規模のスポーツ・フォー・オール推進組織である。

主な事業は、ワールドチャレンジデーやワールドウォーキングデー、TAFISAスポーツ・フォー・オールゲームズなどの国際イベントの実施、TAFISAワールドコンGRESSに代表される国際会議の開催などがあ

る。

わが国からは、日本スポーツ協会、(公財)健康・体
力づくり事業財団、(公財)笹川スポーツ財団(SSF)
の3団体で構成されるTAFISA-Japanとして加盟して
おり、事務局を日本スポーツ協会内に置いている。
2022年より、SSFは単独でもTAFISAに加盟している。

2017年に韓国のソウルで開催されたTAFISA総会に

において、世界中で起きている身体不活動を改善するため
に加盟組織の行動指針を示した文書である「TAFISA
ミッション2030:スポーツ・フォー・オールを通じて
より良い世界を築く(TAFISA Mission 2030: For a
better world through Sport for All)」が採択された。
世界が直面する重要な課題を12テーマに集約し、2030
年までによりよい世界を築くためにどのようにしてス
ポーツ・フォー・オールの貢献を最大化するべきかの原
則を示している(表1-5)。12のテーマごとに「ビジョ
ン」、「現状」、「スポーツ・フォー・オールにできるこ
と」、「我々のミッション2030」を記載している。
TAFISAは、この指針を日本語を含む5つの言語に翻訳
しウェブサイトで公開するとともに、12のテーマを題
材にしたオンラインワークショップを定期的に開催する
など、積極的に各国のスポーツ振興機関に対する普及啓
発を図っている。

(姜泰安・武富涼介)

**表1-5 TAFISAミッション2030における
12の主要テーマ**

1. 平和、開発、パートナーシップ
2. ジェンダーの平等
3. 教育
4. ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)
5. プレイとフィジカルリテラシー
6. アクティブシティ
7. 環境
8. 文化遺産と多様性
9. ガバナンス、リーダーシップ、インテグリティ
10. コミュニティとボランティア活動
11. 健康とウェルビーイング
12. 経済的影響とリソース

2022年10月現在。

国際スポーツ・フォー・オール協議会
[TAFISA Mission 2030 (JP)] (2022)

新ヨーロッパ・スポーツ憲章改定版

新ヨーロッパ・スポーツ憲章(European Sport Charter)は、1975年に制定された「ヨーロッパ・スポ
ーツ・フォー・オール憲章(European Sport for All Charter)」の基本的な方針を受け継いで1992年に制定さ
れた憲章である。同憲章は、ヨーロッパのすべての国にとってスポーツ政策の基礎的なフレームワークを提供し
ており、各国政府に対して、すべての人びとが安全かつ健康な環境のもとでスポーツに参加でき、スポーツの価
値とスポーツに関わるすべての人びとの尊厳と安全を守るために必要な措置を講ずることを定めている。2001
年に最後の改定が行われたが、それから約20年が経過していることもあり、昨今のスポーツを取り巻くさまざ
まな環境変化と課題を踏まえ、2018年にジョージアで開催された第15回ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議にて、
欧州評議会「スポーツに関する拡大部分協定(Enlarged Partial Agreement on Sport: EPAS)」に対して憲
章改定の検討が要請された。その後、同協定事務局を中心に検討・協議が重ねられ、コロナ禍でオンライン開催
となった第16回ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議における議論を経て、2021年に欧州評議会の第1,414回閣僚
代理会合にて「新ヨーロッパ・スポーツ憲章改定版に関する勧告」が採択された。改定版では20の条項が設け
られており、既存の13条項の加筆・修正に加え、「公共機関」「企業とプロスポーツ部門」「人権」などの7条項
が新規に追加された。既存条項の加筆・修正については、細かな文言の変更に加えて、時代の変化に即した追記
が行われている。たとえば「憲章の目的」について、従来はスポーツ振興の価値を「人間の発達における重要な
要因である」と記載していたが、改定版ではスポーツ振興が「個人・社会それぞれに対して多様な価値をもたら
す(特に公衆衛生・インクルージョン・教育の分野)」と改変している。第20条では「本憲章の導入支援とフォ
ローアップ」について記載されており、今後は各国のステークホルダーに対して、本憲章の実現・導入を呼びか
け、その進捗を評価し促進していくために欧州評議会のEPASが活用されるべきとしている。

(武富涼介・姜泰安)

III スポーツ基本計画とスポーツ施策

1. 第3期スポーツ基本計画

□ 第3期スポーツ基本計画策定の背景

スポーツ庁の施策は、スポーツ基本法第9条に基づいて策定された「スポーツ基本計画」を根拠として実施されている。第1期スポーツ基本計画は2012年3月に策定され、2012年から10年間におけるスポーツ施策の基本的な方向性を示し、直近5年間で総合的かつ計画的に取り組む施策について体系化している。続く第2期スポーツ基本計画は2017年3月に策定された。計画内では約5年間に講じられた諸施策の達成状況や、社会情勢の変化を踏まえた課題を検証・評価した上で、4つの柱に関する政策目標を設定し、2017～2021年度の施策を取りまとめている。

第3期スポーツ基本計画は2022年3月に策定され、2022～2026年度の5年間で取り組むべき施策や目標を定めている。策定にあたっては、第2期計画の4つの柱に関する総括や社会状況の変化が踏まえられている。

ひとつめの柱は、スポーツを「する」「みる」「ささえる」参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実であった。2021年度のスポーツ実施率を参画人口の指標として、第2期計画の目標値と比べると、成人の週1回以上56.4%（目標値65%程度）、週3回以上30.4%（同30%程度）、障害者の週1回以上31.0%（同40%程度）、週3回以上16.5%（同20%程度）であった。いずれも計画策定時から上昇して一定の達成度を得たものの、成人の週3回以上の実施率のほかは、第2期計画の目標値には届いていない。引き続き国民のスポーツ実施に向けた環境整備や機運醸成が必要であり、特にスポーツ非実施層および週1回未満の低頻度実施層への働きかけが求められる。

2つめの柱は、スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現であった。第2期計画のもとでは多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備が進められたものの、障害者スポーツ実施率は目標達成にいたっていない。また、女性のスポーツ実施率は男性よりも低い状況が続いている。スポーツを通じた健康長寿社会の実現についても、さらなるエビデンスの蓄積や活用のための体制整備が求められる。経済や地域の活性化については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツツーリズムの取り組みの

促進が進められてきたが、コロナ禍で当初想定した施策では十分に対応できない側面も生じている。このように課題が残る一方で、国際交流・協力については国際競技連盟等における日本人役員数をはじめ、第2期計画の目標値はおおむね達成された。引き続きスポーツを通じた国際交流・協力を積極的に実施し、わが国の国際的地位の維持や向上に資する必要がある。

3つめの柱は、国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備であった。東京2020オリンピック競技大会では金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京2020パラリンピック競技大会における総メダル数も過去最高に迫る成績を収めた。大会後も継続して、国際競技力向上に向けた施策を効果的かつ効率的に進める必要がある。

4つめの柱は、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上であった。これに関しては、2018年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を取りまとめ、スポーツ団体ガバナンスコードの策定をはじめとする取り組みが推進された。一方で、スポーツ団体の組織運営上の不祥事や不適切な指導が問題となる事案は近年でも生じている。スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る必要がある。

加えて第2期計画が施行された5年間には、さまざまな社会状況の変化がみられた。特に2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大は日常生活を一変させ、多くのスポーツ活動が制限された。その影響を受けて東京2020大会の開催は1年延期され、ほとんどの競技が無観客で行われた。コロナ禍におけるスポーツの機会減少および東京2020大会の開催は、第3期計画内での言及が多く、策定において最も重視された社会変化といえる。

ほかにも地方を中心に少子化・高齢化や人口減少が加速し、スポーツに参画する者や担い手の減少、地域間格差の拡大につながっている。また、急速な技術革新が進み、さまざまな業界でデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation : DX）の推進が求められている。さらには働き方や生活様式といったライフスタイルの変化、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた

国際的な取り組みの進展など、わが国のスポーツ界を取り巻く社会環境は大きく変化してきた。

このような変化を踏まえて、第3期計画ではスポーツの本質を、「する」「みる」「ささえる」というさまざまな形態での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを享受するものと改めて整理した。自発性や楽しさ、喜びは、スポーツそのものが有する価値であり、ウェルビーイングの考え方にもつながる。このような価値を基本にしつつ、加えてスポーツが社会活性化などに寄与する価値も重視する。具体的には、基本法前文にあるとおり、スポーツを通じた地域社会の再生、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、国民経済の発展、国際相互理解の促進などがあげられる。今後、これらのスポーツの価値をさらに高めるための施策が必要である。

以上の第2期計画の振り返りおよびスポーツの価値の再確認をもとに、第3期計画では第2期計画を踏襲しつつも、大きな2つのポイントを掲げている。第一のポイントは東京2020オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承や発展、第二のポイントはスポーツの価値を高めるための新たな3つの視点である。

□東京2020オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

第一のポイントとして、東京2020大会で得られた「スポーツ・レガシー」を継承し発展させるために、重点的に取り組む施策群を示している。

①持続可能な国際競技力の向上

東京2020大会の成果を一過性のものとせず、アスリートの活躍を持続させるため、中央競技団体の強化戦略プランの実行化の支援、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行う「アスリート育成パスウェイづくり」の支援、スポーツ医・科学や情報による支援の充実、地域の競技力向上をささえる体制の構築に取り組む。

②安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承

東京2020大会をコロナ禍で安全・安心に開催したノウハウを、今後国内で予定されている大規模な国際競技大会の開催に活用し、継承する。

③共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京2020大会によるスポーツへの機運向上を契機に、誰もがスポーツに参画できる機会の創出や意識の醸成に

取り組む。大会を契機に整備されたバリアフリー・ユニバーサルデザインの先進的なスポーツ施設の仕様や活用方法に関する情報発信を行うなど、共生社会の実現に向けた環境整備を促進する。また、大会ではスポーツ医・科学に関連する多様な職種によりアスリートのサポートが行われた。こうした体制の整備に引き続き取り組むとともに、人びとの日常的なスポーツの場面にも展開し、国民の健康増進に寄与する。加えて、オリ・パラ教育の知見や経験を活かした特色ある教育活動の推進や、子どもたちが運動やスポーツの大切さを体感できる取り組みを継続する。

④地方創生・まちづくり

東京2020大会を契機とした地域住民のスポーツへの関心の高まりを、スポーツ・レガシーとして地方創生・まちづくりの取り組みに転化させ、各地に定着させる。大会で会場として使用された国立競技場などの国立スポーツ施設の整備や運営については、民間活力を活用し、周辺地域のまちづくりと一体となった取り組みを推進する。スポーツ庁はそれらの知見や情報を地方公共団体に提供し、スタジアム・アリーナ等の地域スポーツ施設の整備を含む官民一体となったまちづくりを推進する。

⑤スポーツを通じた国際交流・協力

スポーツ・フォー・トゥモロー事業で培われたネットワークを活用してさらなる国際協力を展開し、スポーツSDGsにも貢献する。

⑥スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

東京2020大会でも課題となったアスリートの心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、誹謗中傷や性的ハラスメントの防止、熱中症対策の徹底など安全・安心の確保、暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用に取り組む。

□スポーツの価値を高めるための新たな3つの視点

第二のポイントとして、さまざまな社会変化を踏まえ、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、新たな3つの視点が提示されている(図1-3)。第3期計画においては、各種施策の方向性を示す上での基本的な視点となる。

①スポーツを「つくる/はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存のスポーツの枠組みや考え方、方法などを柔軟に見直し、最適な手法やルー

ルを考えてつくり出す視点である。

スポーツの価値を享受するには、ひとりでも多くの人
がスポーツに参画できる環境を整える必要がある。しか
し、無関心層や苦手な層は、従来と変わらないスポーツ
の種類や実施方法に対して魅力を見出せず、不満や非効
率を感じる場合があると想定される。このような課題を
乗り越えるために、社会の変化や状況に応じて柔軟にス
ポーツを「つくる/はぐくむ」視点が必要とされる。

この視点で取り組む重点施策として、具体的に3点が
掲げられている。ひとつめは、多様な主体が参画できる
スポーツの機会創出である。性別、年齢、障害の有無に
関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、最適
な手法やルールを導入したスポーツの機会の創出が求め
られる。特に子どもに関しては、スポーツに対する考え
方・意欲や身体的能力を構築するのに重要な時期であ
り、体育の授業の充実、大会の運営・実施方法の見直し
などを行う。

2つめは、自主性・自律性を養う指導ができるスポ
ーツ指導者の育成である。次世代のアスリート育成を見据
えて、選手自らがスポーツキャリアを考え、その実現に
向けて動き出せる自主性や自律性を養うことが重要であ
る。そのような指導ができる質の高い指導者を安定的か
つ継続的に養成するため、スポーツ庁はJSPOをはじめ
とする各スポーツ団体が取り組む指導者講習や資格取得
の充実を支援する。

3つめは、スポーツ界におけるDXの導入である。ス
ポーツを「する」「みる」両方の観点において、仮想現
実（Virtual Reality：VR）や拡張現実（Augmented
Reality：AR）を活用したりモートでも楽しめるプロ
グラムや、デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機
会の創出が求められる。スポーツ庁はそのための技術開
発や普及啓発の推進を図り、新たなビジネスモデルの創
出を推進する。

②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つ ながり」を感じる

さまざまな立場や背景、特性を有した人や組織が「あ
つまり」、「ともに」課題に対応し、「つながり」を感じ
てスポーツを行う視点である。

コロナ禍におけるスポーツ活動の制限に伴い、スポ
ーツを通じた地域や仲間との交流の機会が減少した。他方
で東京2020大会では「オリ・パラ一体」がキーワード
としてあげられ、障害の有無にかかわらずさまざまな人
びとが個々の力を発揮できる社会の実現の必要性を意識

する契機となった。そこで、社会における既存の区別や
整理の仕方を固定的に捉えるのではなく、一人ひとりが
置かれた状況や事情や特性を踏まえて、人びとが「あつ
まり」「ともに」活動し、「つながり」を感じながらス
ポーツを楽しめる社会の実現を目指し、環境の整備や機
運の醸成を進める必要がある。

この視点に基づいた重点施策のひとつめは、スポ
ーツを通じた共生社会の実現である。誰もがスポーツの価値
を享受し、スポーツを通じて共生社会を実現できるよ
う、施設の整備やプログラムの提供、人びとの理解を深
めるための啓発活動が求められる。

2つめは、スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、
関係団体の連携や協力を通じたわが国のスポーツ体制の
強化である。スポーツ庁は、各スポーツ団体が戦略的な
経営を行うための人材確保の支援やネットワークの構
築、好事例やエビデンスの提供を通じた関係機関・団体
間の情報共有や連携の促進を行う。地方公共団体は、ス
ポーツ主管部局だけでなく幅広い部局や域内のスポーツ
実施に関わる組織・人との連携体制を構築し、スポーツ
実施の促進に取り組む。

3つめは、スポーツを通じた国際交流・協力である。
スポーツを通じた国や地域、人びとのつながりを強める
ため、スポーツ分野の政府間国際協力の推進、地域間の
人材交流の支援、国際交流を担う人材育成、わが国のス
ポーツの魅力発信を推進する。

③スポーツに「誰もがアクセス」できる

性別や年齢、障害、経済・地域事情の違いによって、

図1-3 第3期計画における新たな3つの視点



スポーツ庁資料（2022）

スポーツの取り組みに差が生じない社会の実現や機運の醸成を目指す視点である。

スポーツの価値を体感できる社会を実現するために、一人ひとりが置かれた状況によってスポーツへの参画を諦めたり、望まずに途中で離脱したりしないよう、すべての人がスポーツにアクセスできる視点が求められる。

この視点での重点施策は以下の3点である。ひとつめは、地域において住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供である。総合型地域スポーツクラブの拡大、スポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、ユニバーサルデザイン化の推進などにより、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。また、地域で孤立している人や外出困難な人たちがスポーツ活動を楽しめるよう、国や地方公共団体にはリモートによるスポーツの場の提供に関する支援が求められる。

2つめは、アスリート育成パスウェイの構築およびスポーツ医・科学、情報等による支援の充実である。居住地域にかかわらず、オリ・パラ競技ともに全国のアス

リートがサポートを受けられるよう、地域の関係機関のネットワーク構築による連携強化、地域における専門人材の育成を行う。

3つめは、本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保である。けが・障害や不適切な指導を理由としてスポーツの機会が喪失されないよう、スポーツ実施者の心身の安全・安心の確保を図る。

(宮本幸子)

2. スポーツ庁の施策

□ 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第3期計画では3つの視点を基軸にして、第2期計画の期間中に進められた施策や取り組みの達成状況などを分析し、成果や課題を明確にした上で、具体的な施策を位置づけている。表1-6に、2022～2026年度に総合的かつ計画的に取り組む12の施策と政策目標を示した。

表1-6 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策と政策目標

施策群	政策目標
①多様な主体におけるスポーツの機会創出	国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人ひとりがスポーツの価値を享受できる社会を構築する。
②スポーツ界におけるDXの推進	スポーツ界においてDXを導入することで、さまざまなスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高める。
③国際競技力の向上	わが国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績をあげることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、国民のスポーツへの関心を高めるものであり、これを通じて国に活力をもたらすものであることから、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)および(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。そうした取組を通じ、夏季および冬季それぞれのオリ・パラ競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数およびメダル獲得競技数等の実現を図る。
④スポーツの国際交流・協力	スポーツの国際交流・協力を進めることで、スポーツ界におけるわが国の国際的な位置づけを高めるとともに、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強める。
⑤スポーツによる健康増進	地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。
⑥スポーツの成長産業化	スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円を2025年までに15兆円に拡大することを目指す。
⑦スポーツによる地方創生、まちづくり	全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取り組みを創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持をさらに広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。
⑧スポーツを通じた共生社会の実現	誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、さまざまな立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。
⑨担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化	スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化を図ることで、国民がスポーツに関わる機会の安定的な確保に資する。
⑩スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」	国民がスポーツに親しむ上で不可欠となる「ハード(場づくり)」「ソフト(環境の構築)」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等を進める。
⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保	スポーツを実施する者が、本人の希望しない理由等でスポーツから離れたたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないように、スポーツを実施する者の心身の安全・安心を確保する。
⑫スポーツ・インテグリティの確保	わが国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取り組みを進める。

スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」(2022)より作成

①多様な主体におけるスポーツの機会創出

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人ひとりがスポーツの価値を享受できる社会の構築を政策目標に掲げ、国民のスポーツ機会の創出、子どものスポーツ機会の充実と体力向上、女性や障害者、働く世代などのスポーツ実施率向上、大学スポーツ振興に係る施策を展開する。これら施策を通じて成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）を目指すという、第2期計画における数値目標であった65%を上回る設定をするとともに、厚生労働省が推奨する1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の増加という質的な目標を新たに取り入れた。スポーツ実施機会の創出に向けた具体的な施策として、「Sport in lifeプロジェクト」（第3章、p.62）や総合型地域スポーツクラブの推進、「スポーツエールカンパニー」認定事業などがあげられる。

学校や地域における子ども・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上については、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性や方策に基づいた運動部活動改革が進められ、中学校運動部活動の運営主体の地域移行や地域のクラブも参加できるよう大会のありかたの見直しが検討されている。また、幼児期運動指針の普及啓発や「アクティブ・チャイルド・プログラム」（第5章、p.116）の活用による幼児期からの運動習慣形成に取り組む。

②スポーツ界におけるDXの推進

スポーツ界へのDX導入により、さまざまなスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高めるよう、先進技術やビッグデータを活用したスポーツ実施のありかたの拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出に取り組んでいる。たとえば、デジタル技術を活用し、健康上の理由で外出が困難な人も含め、多様な主体がスポーツを実施できる場の提供やAIやVR等の先端技術を活用したアスリート支援の充実化などがある。また、技術の活用に積極的な事業者に対する表彰やモデル事業への支援、仮想空間（メタバース）でのスポーツ実施など、デジタル技術を活用した新たなスポーツづくりを含むビジネスモデル創出への支援を行う。さらに、NFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）やベッティングなどデジタル技術の発展により可能となったスポーツ関連ビジネスの事業化に際する法的整理の検討、人材の育成支援に

取り組む。

③国際競技力の向上

夏季および冬季のオリ・パラ競技大会並びに各競技の主要な国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数およびメダル獲得競技数等の実現を政策目標に掲げ、JOCおよびJPCと連携し、中央競技団体（NF）の競技力向上施策を支援する。

ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）では、JOC、JPC、JSCで構成される協働チームを発足し、NFの自律的・持続的な競技力強化システムの構築を進めている。また、スポーツ庁は強化責任者や指導者、スタッフなど人材の育成・配置に加え、女性アスリート活躍のため相談体制の充実や出産・育児等へのサポート、女性エリートコーチの育成・配置を進め、競技力向上を支援するシステムの確立を促進する。

④スポーツの国際交流・協力

スポーツの国際交流や協力の推進により、スポーツ界におけるわが国の国際的な位置づけを高めるとともに、スポーツを通じた国・地域・人びととのつながりの強化を政策目標に掲げ、国際スポーツ界の意思決定への参画やスポーツ産業の国際展開に取り組んでいる。

意思決定への参画に向けては、IFなどで活躍できる人材の発掘や育成、次世代を担うNF等職員の関係機関への派遣を推進し、IF、AF等の日本人役員の増加および再選を目指す。

スポーツ産業の国際展開に関する施策としては、これを支援するプラットフォームである「JSPIN（Japan SPorts business INitiative：ジェイスピン）」を開設し、国内外のネットワークづくりを促す。また、わが国のスポーツおよびスポーツ関連産業の国際展開の促進を目的に、スポーツ庁、経済産業省、（独）日本貿易振興機構、JSCの4者で基本合意書を締結した。

⑤スポーツによる健康増進

スポーツを通じた健康増進による健康長寿社会の実現や厚生労働省の策定する「健康日本21」（第4章、p.76）に掲げる健康寿命の延伸にスポーツ実施率の向上を通じた貢献を目指し、健康増進に資するスポーツの研究の充実、関係団体と連携した施策を展開している。

スポーツ庁は、これまで蓄積されてきた運動やスポーツ実施による健康増進に関するエビデンスを活用する体制が整備されていない状況を踏まえ、科学的知見を普及・活用しスポーツによる健康増進を図っている。具体的な施策や取り組みはスポーツ実施率の向上を通じた貢

献を目指す点からも、①多様な主体におけるスポーツの機会創出と重なるものが多い。

また、医療・介護、民間事業者・保険者との連携を図り、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みづくりに取り組む。

⑥スポーツの成長産業化

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環の創出により、スポーツ市場規模を2025年までに15兆円に拡大することを政策目標とする。第2期計画に基づき進められたスタジアム・アリーナ改革推進事業や、スポーツオープンイノベーション事業が主な取り組みである。

スタジアム・アリーナ改革推進事業では、民間ノウハウを活用し、コストセンターからプロフィットセンターへの転換を推進するとともに、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指す。スポーツオープンイノベーション推進事業は、プロスポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションを通じた新しいビジネスモデルの開発支援や全国の優良事例の顕彰などを行うとともに、地域におけるスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）構築に取り組む。

⑦スポーツによる地方創生、まちづくり

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組む、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持をさらに広げ、競技振興と地域振興の好循環の実現を目指す。そのうえで、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（2021年度）から40%にすると示した。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2019）では、東京2020大会等を一過性のイベントとして終わらせず、各地域による特色ある「スポーツ・レガシー」の構築が重要であるとしている。第3期計画においてもこの方針を継承し、スポーツによる地方創生、まちづくりを関係府省庁と連携しながら進める。「スポーツ・健康まちづくり」の創出を図る事業のひとつとして、スポーツによる地方創生、まちづくりに取り組む自治体を表彰する「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度が2021年度に創設された。（第8章、p.199）

また、スポーツによる地方創生において重要な要素の

ひとつであるスポーツツーリズムのさらなる推進に取り組んでいる。アウトドアスポーツツーリズムや武道ツーリズムに加え、アーバンスポーツ、ワーケーションなどの地域資源を活用したコンテンツ開発を進める。さらに、地域スポーツコミッションの質を向上させるため、地域外からの誘客に加え住民サービスの充実による地域への貢献、地域おこし協力隊の活用など経営基盤の強化を図る。

⑧スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、さまざまな立場や状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会の実現に向けて、障害者スポーツの推進とスポーツを通じた女性の活躍促進に取り組んでいる。

障害者スポーツの推進では、障害者がスポーツを通じて社会参画できるよう、実施環境の整備に加え非実施者層に対する関心の向上、障害者スポーツ体験による一般社会への理解を啓発し人びとの意識の変化による共生社会の実現を目指す。具体的には、障害者スポーツに係る指導者やスタッフの増加、障害者スポーツ競技団体等がこれまで培ってきた指導ノウハウの普及、障害者スポーツをささえる人材の確保に取り組む。

スポーツを通じた女性の活躍促進に関しては、女性のスポーツ実施率向上に向けた取り組みのほか、「スポーツ団体ガバナンスコード」（2018）や「第5次男女共同参画基本計画」（2020）を踏まえ、スポーツ団体における女性理事の割合を目標値の40%に近づけるよう促す。主な取り組みとして、女性役員採用に積極的なスポーツ団体と候補者のマッチングモデルの形成やスポーツ団体内部における女性役員の登用と育成を支援している。

⑨担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革や経営力強化により、国民がスポーツに関わる機会の安定的な確保に資する施策を展開する。

スポーツ庁はJSCや統括団体と連携し、スポーツ団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう研修等を実施する。この研修を通じてスポーツ団体の収益拡大に向けた団体間での情報共有の仕組みづくりのほか、連携強化や戦略的な経営等を行う人材の育成、雇用の創出を図っている。

⑩スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

国民がスポーツに親しむ上で不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等の推進を図る。

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」(2018)に基づき既存施設を有効に活用するとともに、公園等のオープンスペース、商業施設の空きスペースといった多様な空間を積極的に活用し、スポーツ施設以外でスポーツができる場の創出に取り組む。そのほか、スポーツ庁とJSPOは「総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度」を2022年より47都道府県で運用を始め、総合型クラブの質的向上、地方公共団体との連携による地域課題の解決に向けた取り組みの促進など、地域のスポーツ環境構築を図っている。

スポーツに関わる人材の育成に向けては、現役アスリートへのデュアルキャリア形成支援のほか、JADAとの連携による国際的な対応ができるドーピング検査員の資質能力向上、JSPOとSSFおよびNPO法人日本スポーツボランティアネットワークのスポーツボランティア活動の推進に関する連携協定のような取り組みが促進される。

⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保

スポーツを実施する者が、本人の希望しない理由などでスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりしないよう、スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保を政策目標とした。スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶に向けて、JSPOは生涯を通じて学び続けるグッドコーチを養成する「モデル・コア・カリキュラム」を策定し公認スポーツ指導者養成講習会に取り入れている。アスリートに対する誹謗中傷、写真や動画による性的ハラスメントの防止に向けては、スポーツ関連団体による共同声明の発信や情報提供フォームを設置しアスリートが競技に集中できる環境の保護に取り組む（第11章、p.259）。

また、学校体育活動中の死亡事故防止に向けた取り組みや気候変動、競技特性を踏まえたスポーツ大会の開催時期の見直しなど、国民一人ひとりが安全・安心に楽しくスポーツを実施できるよう、環境の整備やスポーツ事故・スポーツ障害の防止に努めている。

⑫スポーツ・インテグリティの確保

わが国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、

国民や社会がスポーツの価値を十分に享受できるよう、スポーツ団体のガバナンス強化やコンプライアンスの徹底、紛争解決制度の整備、ドーピング防止活動を促進する。

スポーツ庁はスポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織経営の透明化を図っている。紛争解決制度の整備については、スポーツ団体やアスリート等にスポーツ仲裁・調停制度への理解促進に加え、スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択する団体の増加を図る。このほか、WADAへの参画による国際的なドーピング防止活動への貢献や東京2020大会に向けて育成してきた検査員がその後の国際大会で活躍するためのサポート、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準の維持と向上に取り組む。

（鈴木貴大）

3. 運動部活動の地域移行

□運動部活動改革の動向

中学校の運動部活動は、これまで生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってきた。また、学校教育の一環として行われる運動部活動は、生徒同士や教師と生徒の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動をとおして自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の非認知能力の向上など、学校運営上も意義があった。あわせて、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成や、体力の向上や健康の増進につながるなどの意義もある。

一方、こうした学校の運動部活動を巡る状況については、持続可能性の面でその厳しさを増している。たとえば、現在、わが国の総人口が減少局面にあり、中学校生徒数の減少が加速化している。人口の減少傾向は、都市部に比べて地方においてより進行がみられ、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えている。さらに、運動部活動においては、競技経験のない教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっている実態もある。他方、児童生徒の育

成は学校、家庭および地域において担われている中で、地域のスポーツ団体や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分ではない状況もみられる。

運動部活動の状況については、中央教育審議会や国会などでも指摘され、スポーツ庁においても、運動部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働や地域への移行の方向性が示されてきた。具体的には、2018年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において「学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める」ことが示された。その後、2019年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。さらに、2020年9月には、スポーツ庁「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとする第一歩として、学校の働き方改革も考慮した部活動改革の推進を目指し、2023年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が従事しないことが示された。

こうした取り組みを受けて、2021年10月に、運動部活動改革を推進する具体的な方策を検討するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」（以下、検討会議）が設置された。この検討会議では、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべきさまざまな課題とその改善に向けた方策として、①新たなスポーツ環境のありかたやその充実方策、②スポーツ団体等の整備や支援、③スポーツ指導者の質の保障・量の確保方策、④スポーツ施設の確保方策、⑤大会のありかた、⑥会費や保険のありかた、⑦学習指導要領など関連諸制度等のありかたおよび達成時期などについて多様な観点から検討を重ね、2022年6月に提言を取りまとめた。またこの提言では、2023年度から2025年度末までの3年間を改革集中期間と位置づけた。

2022年12月には、スポーツ庁と文化庁がそれぞれ2018年に策定したガイドラインを統合し、全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方

等に関する総合的なガイドライン」が公表された。ガイドライン案に対する意見募集に寄せられた980件の意見を踏まえ、学校部活動を実施する場合の適正な運営のありかたや、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動、地域クラブ活動の参加者のニーズに応じた大会などの運営のありかたを示している。移行期間は、3年間を改革推進期間として地域連携と地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとした。

□ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

スポーツ庁および文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、ガイドライン）は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動のありかたについて示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すものである。

ガイドラインは、「Ⅰ学校部活動」「Ⅱ新たな地域クラブ活動」「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「Ⅳ大会等の在り方の見直し」の4つの項目で構成される。「Ⅰ学校部活動」は、教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営のありかたを示す。適切な運営のための体制整備として、ガイドラインにのっとり都道府県および学校設置者へ部活動のありかたに関する方針の策定をはじめ、指導や運営に係る体制の構築に向け、教師だけでなく部活動指導員や外部指導者など適切な指導者の確保を基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置するなど、指導・運営に係る体制の構築を求める。また、教師の学校部活動への関与については、学校設置者および校長が業務改善および勤務時間管理を行うことを明示した。

「Ⅱ新たな地域クラブ活動」では、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動のありかたを示す。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、総合型クラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協

会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学などのほか、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する多様な組織・団体が想定される。ガイドラインは、市区町村に、関係者の協力を得ながら運営団体・実施主体となる地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実への支援を求める。

地域クラブ活動の運営に必要な指導者については、質の確保の観点では、統括団体がより多くの指導者がみずから公認スポーツ指導者資格の取得を目指す制度設計に取り組むとともに、研修機会の充実を図る。量の確保の観点では、運営団体・実施主体が、指導者のほか、部活動指導員、退職教師、教師等の兼職兼業、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員など、さまざまな関係者から指導者の確保を目指す。一方、都道府県は、域内におけるスポーツ団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、指導者の配置への支援が推奨されている。

「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」は、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備にあたり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方を示す。

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは休日における地域の環境の整備を進める。平日については、できることから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取り組みの進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進する。

段階的な体制整備については、市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって運営団体を設立して、スポーツ団体や大学などと連携して学校施設での活動に指導者を派遣する体制や、多様な運営団体・実施主体が、社会体育施設を活用して活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制が例示された。なお、直ちにこれらの体制の整備が困難な場合には、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、地域の協力を得て部活動指導員や外部指導者を配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

「Ⅳ大会等の在り方の見直し」では、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズに応じた大会などの運営のありかたを示す。

中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒

の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会をはじめ各種地域大会において見直しを行い生徒の大会等の参加機会の確保を目指す。また、大会等への参加の引率について、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担い、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどにより、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を大会の規定として整備し運用する。地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者などが行い、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し運用するとした。

□ 地域運動部活動推進事業

スポーツ庁は、全国各地域において休日の部活動の段階的な地域移行や、合同部活動やICT活用の推進に関する実践研究を実施し、休日の地域部活動や合理的で効率的な部活動の全国展開を図る「地域運動部活動推進事業」を開始した。2021年度は、2億6,528万5,000円の予算を計上し、地域移行に関する実践研究には4県、12政令市、85市区町村、合同部活動等の推進に関する実践研究には1件、8市が採択された。

当該事業は2022年度より「子供のスポーツ機会確保・充実に向けた運動部活動改革の加速化」事業として拡充し、予算は14億4,292万9,000円へ大幅に増加した。前年度より継続する実践研究のうち、全国の拠点校における休日の部活動の段階的な地域移行に2億2,894万1,000円、都市・過疎地域での合同部活動等の推進に2,259万4,000円が充当されたほか、顧問教員の負担軽減を図るため運動部に対する部活動指導員約1万人の配置支援に10億8,000万円、子どもにとって望ましい大会の推進に10億6,856万円が予算化された。また、2022年12月には、次年度からの円滑な地域移行の実施を図るため、約19億円の補正予算が組まれた。2023年度は、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を目指し、部活動の地域移行等に向けた実証事業に11億円、中学校における部活動指導員の配置支援に14億円、地域における新たなスポーツ環境の構築に3億円の総額28億円の予算執行を予定している。

□ 「未来のブカツ」ビジョン

経済産業省では、文部科学省が2020年9月に示した

2023年度から休日の部活動を段階的に地域移行する方向性に呼应し、さまざまな民間スポーツクラブが収益性と持続可能性を高めながら学校部活動の地域移行の受け皿として機能するための事業環境問題を考えるべく、「地域×スポーツクラブ産業研究会」を2020年10月に発足し検討を始めた。議論の出発点となったのは、①わが国におけるサービス業としての地域スポーツクラブの可能性と、②ジュニア世代のスポーツ基盤である学校部活動の持続可能性問題の2つの問題意識である。①においては、わが国には会員制のフィットネスクラブやスイミングクラブなど、会員向けを中心に、人びとに有償でスポーツ機会や人的交流機会を提供するサービス業や、プロスポーツリーグに所属するクラブがスタジアムやアリーナを舞台にしたトップチームの興行を中心に、次世代エリート養成やホーム地域での競技人口拡大に貢献するユースクラブやスクール事業といったスポーツクラブ産業がある。一方、同じ民間スポーツクラブでも、ボランティア活動を基調とするスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどは、サービス業としての地域スポーツクラブと呼ぶような持続可能性のある形態で運営されている事業体は少ない。②においては、学校部活動が中学（15歳以下）・高校（18歳以下）年代のスポーツ環境基盤として全国に広がる社会基盤であり、ジュニア世代のスポーツ環境の中心的役割を果たし、わが国のさまざまな種目における競技力の基盤をささえてきたが、教員の過剰労働を解消し、教員に必要な新しい資質・能力を研さんする余裕を生み出す必要性や、少子化の進行による学校単位での部活動の存続の難しさを背景に学校部活動は持続可能性の危機にあり、その改革論議が本格化している。これら2点のもと、同研究会では、収益と持続可能性を高めた「サービス業としてのスポーツクラブ産業」が学校部活動の地域移行の受け皿事業や全世代型のスポーツ環境を提供する地域密着型サービス業へと進化し、新しい社会システムとして地域社会・経済の新しいエンジンに成長する可能性を追求した。

2021年6月に公表した第1次提言は、新しい社会システムに必要な5つのポイントを提言した。その5つのポイントは、①学校部活動の地域移行についての大方針の明確化（企業やNPO法人等、学校でも担いうる社会教育活動であることの明確化）、②大会を主催する中体連・高体連や中央競技団体が学校単位に閉じない世代別（15歳以下/18歳以下など）の大会参加資格に転換し、民間クラブに門戸開放、③スポーツは有資格者が有償で

指導するという新しい常識の確立（実効性ある教員の兼職・兼業環境の創出とコーチとしてのプロフェッショナルリズムの確立）、④学校施設の複合施設への転換と開放の促進（営利目的か非営利目的かを問わない学校施設の開放、学校建て替え時の複合施設化）、⑤スポーツ機会保障をささえる資金循環の創出（クラブ収益源の多様化、スポーツDXを通じた資金循環の創出）という内容であった。経済産業省では、第1次提言の公表後、学校部活動の地域移行の受け皿として採算の見込める新たな地域スポーツクラブの実現可能性を検証すべく、2021年9月から「未来のブカツ」フィージビリティスタディ事業（以下、FS事業）を実施した。人口規模の異なる全国10地域で、プロスポーツクラブ、フィットネスクラブ、総合型地域スポーツクラブ、学習塾など多様な事業主体と地方自治体・学校・保護者等との共同により、学校部活動の地域移行にかかる実務のおよび組織文化的の両面における構造的な課題を見出した。

2022年9月、同研究会での議論と、FS事業における関係者間の対話を総括し、学校部活動の地域移行という政策を自己目的化することなく、ジュニア世代のスポーツ環境が抱える課題の解決に向けて、スポーツの社会システム全体の再デザインを提言する「未来のブカツ」ビジョンを策定した。ビジョンでは、2020年代前半までに進めるべき施策群として、「あらゆるU15/U18世代の大会デザインの再設計」「活動場所と移動・コミュニケーション手段の確保」「教員の兼業環境整備、活動時間の再編、有償・兼業コーチの育成・確保」「所得格差由来の機会格差を埋める資金循環の創出」「学校部活動の地域移行の見通しとの制度的位置づけの早期明確化」の5つが示された。ビジョンが果たす役割は、公立中学校の休日の部活動の段階的な地域移行の先にある全体像を問いかけ、U15/U18世代型・全世代型の「未来のブカツ」のイメージを提案し、全国的に議論を促すことにある。

（吉田智彦）

4. 地方自治体のスポーツ推進への取り組み

スポーツ基本法第10条は、都道府県および市（特別区を含む）町村（以下、市区町村）の教育委員会または特定地方公共団体の長に、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計

画（地方スポーツ推進計画）を定める努力目標を設定している。

国のスポーツ振興に関しては、2000年に「スポーツ振興基本計画」（2006年改定）、2012年にスポーツ基本計画、2017年に第2期スポーツ基本計画、2022年に第3期スポーツ基本計画が策定された。一方で都道府県では、「スポーツ振興基本計画」が策定される以前にも、独自にスポーツに関する計画を策定してきた実情がある。その背景には、国民体育大会の輪番制があり、時に巨額な投資による施設整備や競技力向上が計画的に図られてきたことがある。

2022年10月現在、単独のスポーツ推進計画（スポーツ振興計画を含む）を策定している都道府県は44都道府県である（表1-7）。そのうち1/3の都道府県が、8～10年の長期的な計画を策定している。

2013年度以降に計画期間が開始している都道府県では、多くがスポーツ基本計画を参酌した内容になっている。国の政策の動向に対応するため、すでにあった計画期間の途中で計画の見直しに入った都道府県のほか、第1期の計画を終え第2期に取り組んでいる都道府県もある。また、これまで単独の計画を策定していなかった石川県は、東京2020大会やワールドマスターズゲームズ

表1-7 都道府県のスポーツ推進計画の策定状況

都道府県	計画等の名称	計画期間
北海道	第2期北海道スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
青森県	青森県スポーツ推進計画	2016年度～2022年度
岩手県	岩手県スポーツ推進計画	2019年度～2023年度
宮城県	宮城県スポーツ推進計画	2013年度～2022年度
秋田県	第4期秋田県スポーツ推進計画	2022年度～2025年度
山形県	山形県スポーツ推進計画	2013年度～2022年度
福島県	福島県スポーツ推進基本計画	2022年度～2030年度
栃木県	栃木県スポーツ推進計画 2025	2021年度～2025年度
群馬県	群馬県スポーツ推進計画	2021年度～2025年度
埼玉県	埼玉県スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
千葉県	第13次千葉県体育・スポーツ推進計画	2022年度～2027年度
東京都	東京都スポーツ推進総合計画	2018年度～2024年度
神奈川県	神奈川県スポーツ推進計画	2017年度～2025年度
新潟県	新潟県スポーツ推進プラン	2016年度～2024年度
富山県	第2期元気とやまスポーツプラン	2020年度～2029年度
石川県	石川県スポーツ推進計画 2021	2021年度～2025年度
福井県	福井県スポーツ推進計画	2019年度～2024年度
山梨県	山梨県スポーツ推進計画	2019年度～2023年度
長野県	第2次長野県スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
岐阜県	清流の国ぎふスポーツ推進計画	2022年度～2026年度
静岡県	静岡県スポーツ推進計画	2022年度～2025年度
愛知県	いきいきあいち スポーツプラン	2013年度～2022年度
三重県	第2次三重県スポーツ推進計画	2019年度～2022年度
滋賀県	第2期滋賀県スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
京都府	京都府スポーツ推進計画	2014年度～2023年度
大阪府	第3次大阪府スポーツ推進計画	2022年度～2026年度
兵庫県	第2期兵庫県スポーツ推進計画	2022年度～2031年度
奈良県	奈良県スポーツ推進計画	2013年度～2022年度
和歌山県	和歌山県スポーツ推進計画	2018年度～おおむね10年間
鳥取県	鳥取県スポーツ推進計画	2019年度～2023年度
島根県	第2期島根県スポーツ推進計画	2020年度～2024年度
岡山県	岡山県スポーツ推進計画	2013年度～2022年度
広島県	第2期広島県スポーツ推進計画	2019年度～2023年度
山口県	山口県スポーツ推進計画	2013年度～2022年度
徳島県	徳島県スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
愛媛県	愛媛県スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
高知県	第2期高知県スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
福岡県	福岡県スポーツ推進計画	2019年度～2023年度
佐賀県	佐賀県スポーツ推進計画	2014年度～2023年度
長崎県	ながさきスポーツビジョン（2021-2025）	2021年度～2025年度
熊本県	第2期熊本県スポーツ推進計画	2019年度～2023年度
大分県	第2期大分県スポーツ推進計画	2021年度～2030年度
鹿児島県	スポーツ振興かごしま基本方針	—
沖縄県	第2期沖縄県スポーツ推進計画	2022年度～2026年度

注 計画が改定・改訂されている場合は、原則として最新の計画期間を記載している。
2022年10月現在。

各都道府県資料（2022）より作成

2021関西の開催を見据え、2017年度から、学校体育を除くスポーツ行政を首長部局へ一元化し、2021年度に新たに「石川県スポーツ推進計画2021」を策定した。

スポーツ基本計画では、「成人の週1回以上のスポーツ実施率」「成人の週3回以上のスポーツ実施率」および「成人のスポーツ未実施者の数」が主要な政策指標としてあげられているが、都道府県においても、同様の政策指標を選定している計画がみられる。また、直近3年の期間で策定および改定があった都道府県の計画をみると、スポーツの価値について、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツ参画人口の拡大やオリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップの活用について言及している計画が多く存在した。

茨城県、香川県および宮崎県の3県は、単独のスポーツ推進計画を策定していないが、スポーツに関連する項目を県の教育振興基本計画等の一部に盛り込んでいる。

なお、スポーツ基本法第31条では、都道府県と市区町村は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査、審議させるため、条例で定めるところにより、スポーツ推進審議会等を置くことができると規定されている。スポーツ庁「地方スポーツ行政に関する調査研究」によれば、2017年3月現在ですべての都道府県で審議会が設置されていた。

町村合併は、スポーツ行政にも影響を与えている。具体的には、スポーツ振興に関わる各種事業に関して、市区町村合併協議会でそれぞれの市区町村の状況を把握・調査し、合併時に新たに調整し、定める必要に迫られた。

政令指定都市では、18市がスポーツ推進計画（スポーツ振興計画も含む）を策定している（表1-8）。その計画の内容は、都道府県と同じく、近年策定または改定された計画はスポーツ基本計画を参酌し、スポーツ参画人口の拡大やオリンピック・パラリンピックなどの国際大会の活用を各施策の目標としているほか、スポーツツーリズムなどの観点も盛り込まれている。広島市は2011～2020年度、熊本市は2012～2021年度を期間とするスポーツ推進計画を策定していたが、計画期間の満了に伴う更新はなく、現在は策定していない。

また、政令指定都市以外の市区町村の計画策定状況は、文部科学省によると、2020年12月現在、スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画が存在する自治体は571（33.2%）あり、単独の計画は存在しないが、ほかの計画においてスポーツ分野が盛り込まれている自治体は953（55.4%）と、9割弱の自治体でスポーツ推進（振興）を定めた計画が策定されている。一方で、スポーツ推進（振興）単独の計画がなく、ほかの計画においてもスポーツ分野の内容が盛り込まれていない自治体は196（11.4%）であった。

（姜泰安）

□ 市区町村のスポーツ推進への取り組み

1999年3月当時の3,232市区町村は、合併により2022年10月には1,724にまで減少した。これらの市区

表1-8 政令指定都市のスポーツ推進計画の策定状況

政令市	計画等の名称	計画期間
札幌市	札幌市スポーツ推進計画	2013年度～2022年度
仙台市	仙台市スポーツ推進計画 2022-2031	2022年度～2031年度
さいたま市	第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画	2021年度～2031年度
千葉市	千葉市スポーツ振興計画	2016年度～2025年度
横浜市	第3期横浜市スポーツ推進計画	2022年度～2026年度
川崎市	第2期川崎市スポーツ推進計画	2022年度～2031年度
相模原市	相模原市スポーツ推進計画	2020年度～2027年度
新潟市	新潟市スポーツ推進計画 第2次「スポ柳都にいがた」プラン	2015年度～2022年度
静岡市	静岡市スポーツ推進計画	2015年度～2022年度
浜松市	第2期浜松市スポーツ推進計画	2019年度～2024年度
名古屋市	第2期名古屋市スポーツ推進計画	2018年度～2022年度
京都市	京都市市民スポーツ振興計画 スポーツの絆が生きるまち推進プラン	2011年度～2025年度
大阪市	第2期大阪市スポーツ振興計画	2022年度～2026年度
堺市	堺市スポーツ推進プラン	2021年度～2026年度
神戸市	神戸市スポーツ推進計画—“アクティブシティこうべ”プラン—	2019年度～2028年度
岡山市	第2期岡山市スポーツ推進計画	2022年度～2026年度
北九州市	北九州市スポーツ振興計画～元気発進！きたきゅうしゅうスポーツプラン～	2011年度～2022年度
福岡市	福岡市スポーツ振興計画	2022年度～2031年度

注 計画が改定・改訂されている場合は、原則として最新の計画期間を記載している。
2022年10月現在。

各政令指定都市資料等（2022）より作成

第2章 スポーツ財源

I スポーツ関係財源

1. わが国のスポーツ予算

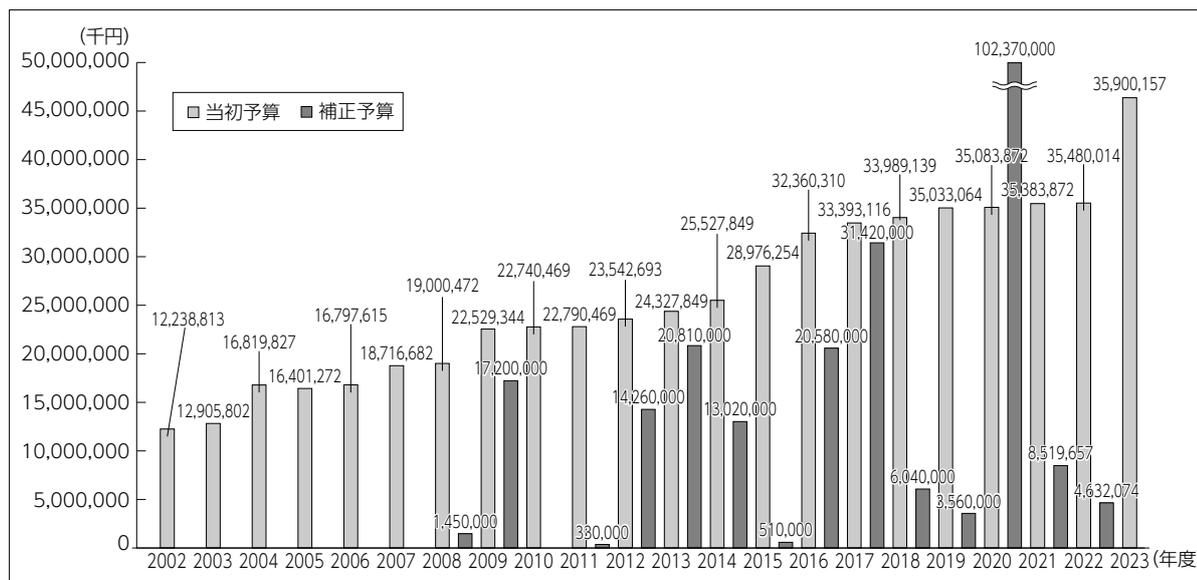
□ スポーツ庁の予算

図2-1に、わが国のスポーツ振興を所管してきた文部科学省スポーツ・青少年局およびスポーツ庁の予算の推移をまとめた。2002年度に122億3,881万3,000円であったスポーツ予算は、2008年度までは微増で推移していたが、2007年度の学習指導要領の改訂によって武道が必修化されたことを受け、公立中学校の武道場の整備に関する予算が増加した。その結果、2009年度には225億2,934万4,000円と200億円を超える額となった。その後は微増で推移していたが、2013年9月の東京2020大会の開催決定を背景に、2015年度には289億7,625万4,000円に増加した。2016年度は323億6,031万円とはじめて300億円を突破し、スポーツ施策を総合的に推進するスポーツ庁の創設が、スポーツ予算の増額を加速させたといえる。2017年度からは第2期「スポーツ基本計画」における政策目標の達成を目指し、

国際大会に向けた競技力向上に関連する事業への継続的な増額のほか、スポーツを通じた社会課題の解決に資する施策を展開するため350億円を超える予算となっている。2023年度は、運動部活動の段階的な地域移行を見据えた環境整備のために計上した28億円を含み過去最高となる359億15万7,000円となった。

これら当初予算に加え、補正予算による追加額がある。補正予算は、年度途中で新たな財政需要が発生したときに編成される。2020年度は3回にわたり補正予算が組み入れられ、1,023億7,000万円が追加された。このうち「東京オリンピック・パラリンピック競技大会新型コロナウイルス感染症対策交付金」に560億円、「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金」に126億9,000万円が充当されたほか、部活動の全国大会に代わる地方大会の開催支援事業や子どもの運動習慣定着事業など、新型コロナウイルス感染症への緊急対策とする政府の方針を反映している。なかでも、コロナ禍により活動自粛を余儀なくされたスポーツ団体や個人事業主に

図2-1 文部科学省およびスポーツ庁におけるスポーツ予算の推移



注1 2008～2020年度の補正予算額は財務省および文部科学省資料を基に算出。

注2 2021年度以降の補正予算額は、文部科学省「一般会計歳出予算補正各目明細書」よりスポーツ庁に該当する項目より算出。

財務省資料（2021）、文部科学省資料（2022）、スポーツ庁資料（2022）より作成

対し、活動を再開または継続するための経費を支援する「スポーツ事業継続支援補助」には48億円が予算化された。

前年度より続く新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対策と、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と危機への備えを目的として成立した2021年度の補正予算では、85億1,965万7,000円が措置された。このうち、全国規模のスポーツリーグまたは大会などの主催者となるスポーツ団体などに対し、試合開催時における感染症対策の徹底および広報、試合の運営改善による感染症対策の徹底、コロナ禍における体験機会の提供拡大、国際大会における感染症対策の徹底に必要な経費の一部を補助する「全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」に51億4,454万4,000円が計上された。また、障害者の運動離れ防止に向けたスポーツ環境の整備などの支援に10億22万8,000円、ハイパフォーマンススポーツセンターにおける感染症対策の体制整備に必要な経費について、設置者である（独）日本スポーツ振興センターへ8億3,764万8,000円が交付された。

2022年度に成立した補正予算は46億3,207万4,000円であった。部活動の地域連携や地域クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備につき、2023年度当初からの円滑な実施を図るため、関係者との連絡調整を行う総括コーディネーターの研修会開催や人材バンク設置など、地方自治体が行う移行体制の構築に必要な経費の支援に19億円が計上された。

□ スポーツ庁予算の主要事項

2022年度の当初予算におけるスポーツ予算は354億8,001万円で過去最高を更新した。

主要事項ごとにみると、①「Sport in Lifeの実現に向けたスポーツ環境整備の促進・地方創生」として207億4,400万円、②「デジタル技術を駆使した新たなスポーツの価値の創出、スポーツ産業の成長促進」として3億4,000万円、③「2020年東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の確立」として143億9,500万円が計上されている。

これら主要事項を構成する主な事業では、①においては「Sport in Life推進プロジェクト（スポーツ参画人口の拡大方策）」に2億5,000万円、「運動・スポーツ習慣化促進事業」に2億7,000万円、「女性アスリートの育成・支援プロジェクト」に2億円、「子供のスポーツ機会確保・充実に向けた運動部活動改革の加速化」に

14億4,200万円、「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」に2億円、「体育・スポーツ施設整備費（学校施設環境改善交付金）」に36億300万円などがある。②においては、「スポーツ×テクノロジー活用推進事業」に1億8,000万円、「スポーツオープンイノベーション推進事業」に1億2,800万円、「スタジアム・アリーナ改革推進事業」に3,000万円などがある。③においては、「競技力向上事業」100億1,000万円、「競技団体の組織基盤強化支援事業」に3億800万円、「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業」に9億8,200万円、「先端スポーツ医科学研究推進事業」に1億5,000万円、「ドーピング防止活動推進事業」に3億500万円、「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」に1億7,800万円などがある。（吉田智彦）

2. 諸外国のスポーツ予算

表2-1に、諸外国におけるスポーツ振興を所掌する行政機関のスポーツ予算を示した。2022予算年度において最も予算額が多い国は、2008年夏季大会に続き北京2022冬季オリンピック・パラリンピックを開催した中国で、国家体育总局の予算は1,297億1,341万円（67億1,742万元）であった。

次いでパリ2024大会の開催を控えるフランスで、スポーツ・オリンピック・パラリンピック競技大会省では1,045億5,464万円（7億3,130万ユーロ）を計上している。このうち、782億9,180万円（5億4,761万ユーロ）は同省の重点政策にあてられ、①最大多数のためのスポーツ振興が272億3,006万円（1億9,046万ユーロ）、②高水準スポーツの発展が403億1,611万円（2億8,199万ユーロ）、③スポーツによる予防とスポーツの保護が41億9,902万円（2,937万ユーロ）、④スポーツ専門職の振興が65億4,516万円（4,578万ユーロ）であり、51.9%がハイパフォーマンススポーツに支出されている。これらに係る施策の多くは、2019年に国立スポーツ振興センターを継承して創設された国立スポーツ機構（Agence Nationale du Sport : ANS）が実行している。残る262億6,215万円（1億8,369万ユーロ）は、ANSのほか、国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（Institut National du Sport, de l'Expertise et de la Performanc : INSEP）や国立スポーツ博物館などの公的機関6団体の運営費である。ま

た、パリ2024大会の開催準備に係る422億6,908万円(2億9,565万ユーロ)が同省予算とは別に計上され、オリンピック開発公社や大会組織委員会の運営費補助として交付されている。

オーストラリアは、国民のスポーツ・レクリエーション実施の増加、ハイパフォーマンススポーツ環境の充実のほか、大規模な国際スポーツ競技大会の連続招致を通じた外交や経済成長、スポーツにおける女性のリーダーシップの支援、スポーツ・インテグリティの推進など、先進的な政策方針を掲げている。同国保健省におけるスポーツ予算は、454億5,278万円(4億9,637万豪ドル)である。この予算には、オーストラリア・スポーツコミッションの運営費307億799万円(3億3,535万豪ドル)と、2019年に新設されたスポーツ・インテグリティ・オーストラリア(第1章、p.16)の運営費37億2,506万円(4,068万豪ドル)が含まれる。

ブラジルは、2019年の政権交代による行政機関の改編がありスポーツ省は廃止され、市民権省スポーツ特別事務局への職掌移管に伴い予算も大幅に削減されている。2019年度予算209億1,386万円(8億2,144万リアル)に対し、2022年度予算76億9,439万円(3億222万リアル)まで減少した。

(清水恵美)

3. スポーツを通じた地方創生の財政支援

政府が主導する地方創生は、全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(2014)と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」(2005)の2つの法律に基づき推進されている。地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、当該都道府県および市町村の区域の実情に応じた地方版総合戦略を策定するとともに、地域再生法や地域再生基本方針に基づき地域再生計画を作成する。地域再生計画が内閣総理大臣から認定を受けると、非公共事業を対象とする地方創生推進交付金および公共事業を対象とする地方創生整備推進交付金の交付、地方創生応援税制の活用、地域再生支援利子補助金の支給、補助対象施設の転用手続きの特例など、さまざまな支援措置を受けられるようになる。地方公共団体においては、地方創生の取り組みとしてスポーツによるまちづくりを目指した事業を計画し、交付金や税制を活用している。

□ 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金は、地域再生法や地域再生基本方

表2-1 スポーツ予算の国際比較

国名 (予算年度)	担当省庁予算額 (円)	担当省庁予算額 (自国通貨)	備考
日本 (2022)	354億8,001万円	-	スポーツ庁の予算
イギリス (2022-2023)	464億6,284万円	2億8,331万ポンド	デジタル・文化・メディア・スポーツ省のスポーツ関連予算。このほか、バーミンガム2022コモンウェルスゲームズの予算として3億8,249万ポンド。
オーストラリア (2022)	454億5,278万円	4億9,637万豪ドル	保健省のスポーツ・レクリエーション関連予算。このうち、オーストラリア・スポーツ・コミッションへ3億3,535万豪ドル、スポーツ・インテグリティ・オーストラリアへ4,068万豪ドル。
オランダ (2022)	547億9,239万円	3億8,324万ユーロ	保健・福祉・スポーツ省のスポーツ関連予算
カナダ (2022)	325億3,999万円	3億2,707万カナダドル	民族遺産省のスポーツ関連予算
スペイン (2022)	365億7,001万円	2億5,578万ユーロ	文化・スポーツ省のスポーツ関連予算
ドイツ (2022)	528億9,661万円	3億6,998万ユーロ	内務省のスポーツ関連予算
ニュージーランド (2022)	136億9,440万円	1億5,937万NZドル	文化遺産省のスポーツ関連予算
ブラジル (2022)	76億9,439万円	3億222万リアル	市民権省のスポーツ関連予算
フランス (2022)	1,045億5,464万円	7億3,130万ユーロ	スポーツ・オリンピック・パラリンピック競技大会省のスポーツ関連予算。このほかパリ2024大会関連の国家予算は2億9,565万ユーロ。
中国 (2022)	1,297億1,341万円	67億1,742万元	国家体育总局の予算

注 1ポンド=164.00円、1豪ドル=91.57円、1ユーロ=142.97円、1カナダドル=99.49円、1NZドル=85.93円、1リアル=25.46円、1元=19.31円で換算。

各国政府資料(2022)より作成

針などの規定に基づく交付金として、地方版総合戦略に位置づけられた自主的、主体的で先導的な事業に要する費用に充当するものである。地方版総合戦略の策定段階では、地方創生先行型交付金（2014）、地方創生加速化交付金（2015）を創設し各年度の補正予算で予算化され、事業推進段階となる2016年度以降は現在の地方創生推進交付金として約1,000億円が毎年度の当初予算に計上されている。2016年4月に施行された地域再生法の一部を改正する法律では、おおむね5年程度の複数年度にわたる計画も対象とし、地方公共団体が安定的、継続的に事業に取り組めるよう支援を拡充した。交付の対象となる事業は、しごと創生、観光振興、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革など地方創生に関する事業全般とする一方、地方版総合戦略に定める事業のうち、具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定とPDCAサイクルの確立による効率的かつ効果的な事業の推進や、従来の縦割り事業を超えた取り組みが求められる。交付上限額は取り組みの内容により異なるが、都道府県は1～3億円、中核都市は8,500万円～2.5億円、市町村は7,000万円～2億円である。

2022年度に地方創生推進交付金を活用したスポーツを通じた地方創生に関連する事業は77件が採択され、このうち22件が新規事業であった。交付事業の多くは単独の地方公共団体が実施するが、中には県内の複数の地方公共団体が連携し、アウトドア活動やサイクルツーリズムによる域外からの誘客を図る取り組みのほか、大阪府岬町と兵庫県洲本市による「広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業」や、兵庫県西脇市、福井県大野市、京都府南丹市、岩手県金ケ崎町の4市町による「飛び地自治体連携による成果連動型スポーツ健康まちづくり事業」のように他府県にまたがる特徴をもつ事業もある。また、愛知県安城市および西尾市、大阪府泉佐野市ではeスポーツを活用した地域活性化を目指す新規性のある事業にも交付金が活用されている。

□ 地方創生拠点整備推進交付金

地方創生拠点整備交付金は、地方創生推進交付金の制度と同様に地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の先導的な事業の実施に要する費用に充当されるものであるが、交付の対象は道、汚水処理施設または港の整備に係る事業と定められている。地域再生法に基づき認定された地域再生計画に対する特別措置のひとつであり、地域における経済基盤の強化または生活環境の整備のために行う施策として2005年度に創設された地域再生基盤強化交付金を前身とする。2016年度より、地方版総合戦略の本格的な推進に向け同交付金などを再編するとともに、関係府省が地方創生関連の事業に予算要求を重点化させるため新たに創設された。

地方創生拠点整備推進交付金には、年度間の融通や他施設へ充当できる点などの特徴に加え、2019年度には要件が緩和され、スポーツ・健康まちづくり分野における大規模大会の誘致をはじめ地方創生への高い効果が期待されるなど一定の要件を満たす事業について、設備整備や用地造成を中心とするものについても対象となった。またこの交付金の活用には、整備事業を単独で実施するだけでなく、地方創生推進交付金やそのほかの政策効果を高めるソフト事業との連携が推奨されている。2020年度までは毎年度の補正予算のみにおいて500～700億円の予算を確保してきたが、2021年度からは地方創生推進交付金の当初予算の内数にも計上するようになり、補正予算分と併用されている。2022年度の当初予算には70億円が予算計上された。

表2-2に、2022年度の地方創生拠点整備推進交付金を活用したスポーツを通じた地方創生に関連する事業をまとめた。秋田県にかほ市が展開する「にかほ市アウトドアアクティビティ拠点施設整備事業」は、アウトドア用品メーカー（株）モンベルと提携し、道の駅エリアに自然体験型のアウトドア活動を推進する拠点施設の整備を図る。新たな施設では、自然や歴史文化など地域資源を活かしたエコツーリズムの案内業務を担うビジターセンターとクライミングの体験ブース、eバイクやカヌー、

表2-2 地方創生拠点整備交付金を活用したスポーツ・健康増進に関連する事業（2022年度）

地方公共団体名	交付対象事業名	採択額（千円）	分類
秋田県にかほ市	にかほ市アウトドアアクティビティ拠点施設整備事業	405,069	新規
長野県飯山市	道の駅を核としたアウトドアアクティビティ拠点施設整備事業	134,800	新規
栃木県矢板市	未来技術を活用し健康&スポーツの飛躍的レベルupを！文化体育施設を核としたコンパクトシティ形成プロジェクト	262,539	継続
熊本県天草市	天草市スポーツコミッションセンター（仮称）整備事業	449,933	継続

注 継続事業2件は2021年度より開始。

内閣府資料（2022）より作成

スノーシューといったアウトドア用品レンタルの機能をもたせる。また、海や湖沼でのカヤックツアー、鳥海山登山や湿原のトレッキング、サイクリングなど多彩な体験型メニューを企画し、滞在型観光地としての魅力を打ち出す。

□ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

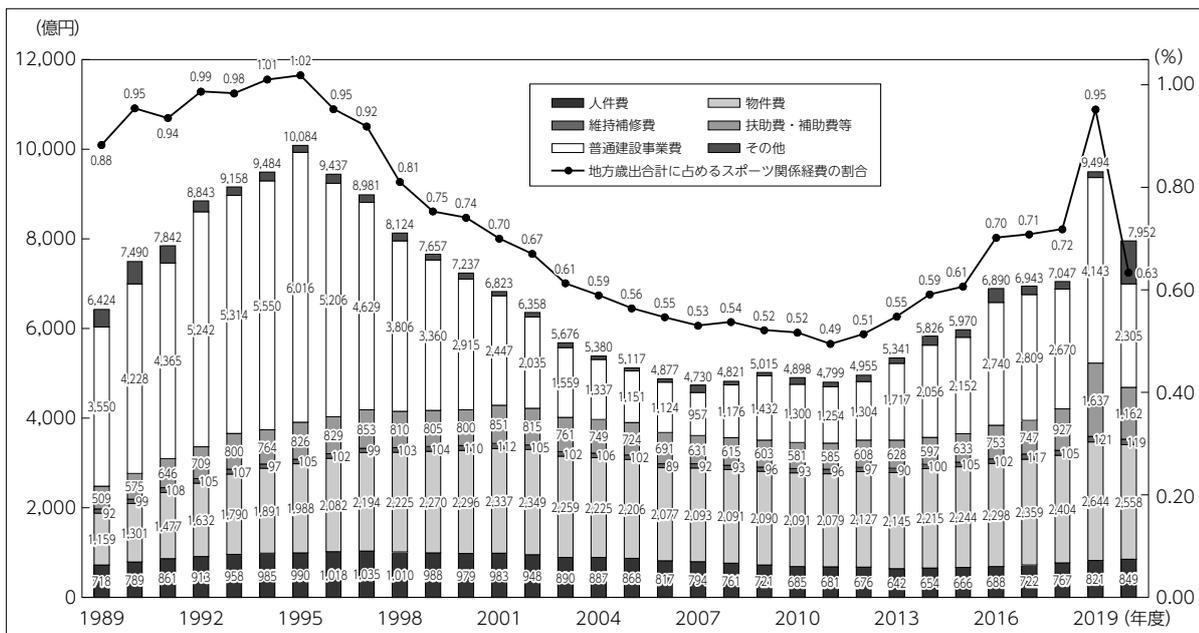
地方創生応援税制（以下、企業版ふるさと納税）は、地域再生計画に記載される「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加えて、2020～2024年度までの間、課税の特例措置が講じられる制度である。2016年4月、地域再生法の一部が改正され創設された。内閣府における2020年度税制改正により、従前の最大3割の税額控除割合を、法人住民税と法人税で4割、法人事業税を2割の合計6割へ引き上げ、損金算入3割と合わせて税の軽減効果を最大9割とした。企業の実質負担は約1割となり、1,000万円を寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減される。また、地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金や交付金に加え、7府省の80補助金・交付金との併用が可能なおも特徴である。2022年11月現在、企業版ふるさと納税を活用できる地域再生計画がある地方公共団体は、46道府県、1,487市町村にのぼる。

スポーツによる地方創生を目指し企業版ふるさと納税

を活用した事例には、震災後の原発事故収束の作業拠点であった「Jヴィレッジ」（福島県双葉地域）を福島復興のシンボルとして全天候型練習場を整備した「新生Jヴィレッジによる地方創生推進プロジェクト」（福島県）がある。同プロジェクトでは、93社の寄附企業より総額2億4,999万円が寄附された。このほか、Jリーグクラブのスタジアム改修（佐賀県鳥栖市）や、Bリーグクラブのアリーナ建設（群馬県太田市、第7章、p.155）など、地方創生の拠点づくりに活用されている。また、東京2020大会におけるホストタウン交流を通じた地域経済の活性化を図る「東京オリンピック・パラリンピックホストタウンを通じた地方創生推進プロジェクト」（石川県金沢市）には、9社の寄附企業より425万円の寄附があった。「ラグビーによるまちづくり事業」（埼玉県熊谷市）や、「自転車による交流人口拡大プロジェクト」（島根県益田市）など、まちづくりや観光振興の分野におけるソフト事業への活用もみられる。2021年度には、経済産業省「未来のブカツ」実証事業を受託した沖縄県うるま市が「学校・部活動を中心とした新たな地域活性化モデルの構築」に向けて企業版ふるさと納税を活用し、他事業と合わせて約1,700万円の歳入を得た。部活動の地域移行への支援に対する同税制の活用は、長崎県長与町などほかの地方自治体でも整備が進められている。

（吉田智彦）

図2-2 地方自治体におけるスポーツ関係経費の推移



総務省「地方財政統計年報」（1991～2020）より作成

4. 地方自治体のスポーツ関係経費

文部科学省では、総務省「地方財政統計年報」における「体育施設費等」を地方自治体のスポーツ関係経費と定義しており、1989年度からの推移を図2-2に示した。地方自治体のスポーツ関係経費は、1989年度の6,424億円から増加し、1995年度には最高額となる1兆84億円を記録した。しかし、1995年度をピークに減少を続け、2006年度以降は5,000億円前後で推移してきた。その後、2013年度からは再び増額に転じ、2015年度には5,970億円、2017年度には6,943億円と継続的に増加の傾向をみせた。2019年度には、前年度より約2,500億円の大幅な増加により、1995年度と同程度の9,494億円となった。2020年度は7,952億円と高い水準にとどまっている。総務省は増額の要因を明示していないが、体育施設費を含む「教育費」は総じて増加傾向にある。また、地方自治体の歳出合計に占めるスポーツ関係経費の割合も、1989年度の0.88%から増加し、1995年には1.02%とピークを迎えた。しかし、その後は減少を続け、2011年度には0.49%まで落ち込んだ。2012年度以降は増加傾向がみられ、2016年度からは0.70%で推移し、2019年度は0.95%となっている。

スポーツ関係経費の内訳をみると、全体額の推移は普通建設事業費の増減の影響を受けていることがわかる。普通建設事業費とは、道路、橋梁、河川、港湾などの公共土木関係施設や消防施設、学校などの文教施設、公民館、公営住宅などの公共用施設の新設や増設、用地取得等の投資的な事業を意味する。1989年度には3,550億円であった普通建設事業費は、1995年度には6,016億円に達しており、スポーツ関係経費の全体額もピークを迎えた。以降は普通建設事業費の減少に伴って全体額も減少し、最もスポーツ関係経費が少なかった2007年度(4,730億円)には957億円にまで減少している。2013年度以降の全体額の増加も普通建設事業費の増加が主な

要因である。

一方で人件費、維持補修費、扶助費・補助費等は多少の増減はあったものの、31年間ほとんど変わっていない。特に維持補修費については、1989年よりも公共スポーツ施設が増加したにもかかわらずほぼ同額である。なお、物件費は1989年度の1,159億円から2020年度は2,558億円と約1,400億円増加している。物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方自治体が支出する消費的性質の経費の総称で、具体的には職員旅費や備品購入費、委託料などが含まれる。

(鈴木貴大)

5. 独立行政法人によるスポーツ振興財源

□ 日本スポーツ振興センターの助成制度

生涯スポーツの振興および国際競技力の向上などを目的として、(独)日本スポーツ振興センター(Japan Sport Council: JSC)は、スポーツ振興くじ(toto)の収益金やスポーツ振興基金の運用益などを原資に、スポーツ関係団体や地方自治体に助成金を配分している。

○ スポーツ振興くじ助成金

スポーツ振興のための財源を確保するため、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」が1998年に施行された。これを受け、2001年からJリーグの試合結果を予想するスポーツ振興くじ(toto)の全国販売がスタート、収益金の一部をスポーツ振興にあてる助成事業が2002年度から実施されている。

くじの売上金の50%は当せん者への払戻しにあてられる。残りから諸経費と特定金額の10%、JリーグおよびBリーグのクラブ等への支援金を差し引いた分について、1/4が国庫納付金として国に納められ、残りの3/4がスポーツ団体や地方自治体などが行うスポーツ振興事業に配分される。特定金額は国際的な規模のスポーツ競技会を円滑に実施するための施設の整備費に充当される

表2-3 スポーツ振興くじ助成金の助成対象事業(2022年度)

助成区分	事業内容
大規模スポーツ施設整備助成	Jリーグホームスタジアム等整備(新設、改修または改造)、冬季国体の競技会場整備(改修または改造)
地域スポーツ施設整備助成	グラウンド芝生化(新設、改設、維持活動)、スポーツ施設等整備
総合型地域スポーツクラブ活動助成	総合型地域スポーツクラブ創設支援、創設・自立支援、クラブマネージャー設置支援、クラブアドバイザー配置など
地方公共団体スポーツ活動助成	スポーツ教室・大会開催、指導者養成・活用、大型スポーツ用品整備、冬季国体の競技会開催支援など
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	タレント発掘・一貫指導育成、身体・運動能力特性に基づくタレント発掘・育成
スポーツ団体スポーツ活動助成	スポーツ教室・大会開催、指導者養成・活用、ドーピング検査推進、指導者海外研修、組織基盤強化事業など
国際競技大会開催助成	オリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会など

日本スポーツ振興センター資料(2021)より作成

資金であり、新国立競技場の整備費などとして活用されている。ただし、特定金額の上限割合は「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」における2023年度までの特例措置であるため、翌年度以降は従前の5%へ戻される。クラブ等への支援金は、くじの対象となるサッカーとバスケットボールのリーグを通じて各クラブチームへ還元され、選手等のための環境整備やクラブ強化などにあてられる。スポーツ団体や地方自治体への助成金は、総合型地域スポーツクラブの運営や地域レベルのスポーツ大会といった生涯スポーツ振興に関する事業や、タレント発掘・一貫指導育成事業といった競技力向上に関する事業に配分される(表2-3)。

totoの売上は、初年度である2001年度の643億円から減少し、2006年度には135億円とおおよそ1/5にまで落ち込んだ(表2-4)。しかし、2006年9月16日から発売を開始した、ランダムで結果が選ばれる非予想系くじ「BIG」の人気で売上は持ち直し、2007年度には637億円を売り上げた。このうち「BIG」の売上は526億円に上り、その後も非予想系の商品が全体の9割を占め堅調な売上げをささえている。2013年10月の法改正では、それまでJリーグのみを対象としていたtotoが海外リーグも対象となり発売期間が延長したことに加え、当せん金上限額の10億円への引き上げが後押しとなり、2013年度には1,081億円の売上げを記録した。以降も1,000億円前後の売上げで推移し、2021年度は1,131億円で過去最高となった。2020年12月の法改正では、男子プロバスケットボールのBリーグがくじの対象に追加された。これを受け、2022年9月26日からサッカー、バスケットボールとも単一の試合を予想する1試合予想型と、競技会の優勝チームなどを予想する競技会予想型を含む「WINNER」が発売された。売上げの一部は、スポーツ振興くじ助成の財源として活用されるほか、JリーグとBリーグに所属するクラブチームの支援にあてられる。

○スポーツ振興基金助成金

スポーツ振興基金は、わが国の競技水準の向上およびスポーツの裾野拡大のため、政府が250億円を出資し、JSCの前身である日本体育・学校健康センター内に1990年に設置された。政府資金に民間からの寄附金約44億円をあわせた294億円を原資に、その運用益をスポーツ団体の選手強化、大会開催や選手・指導者への活動支援に配分している。ただし、近年の低金利の状況を踏まえ財政資金の有効活用を図る観点から、2016年度

第2次補正予算において、政府出資金については新国立競技場の整備費と東京2020大会に向けた選手強化費に125億円ずつを充当した。

2022年度の助成額は18億5,500万円と、2020年、2021年と比較して微増となっている(表2-5)。ただし、このうち「選手・指導者研さん活動助成」および「アスリート助成」の予算額である12億円は、totoを原資としたスポーツ振興くじ助成からの充当であるため、基金を原資とする助成金は約6億円である。

○競技強化支援事業助成金

「スポーツ振興基本計画」に掲げる政策目標のひとつである「早期にメダル獲得率の倍増(3.5%)」の実現を図るには、重点的な強化対策を講じる必要があるため、2013年度から国の交付金を財源として競技強化支援事業助成金を交付している。

第3期「スポーツ基本計画」(2022)に掲げる政策目標のひとつである、夏季および冬季のオリンピック・パラリンピックや各競技の主要国際大会における過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数およびメダル獲得競技数等の実現のため、チーム単位で競う国内におけるリーグの活性化等を目的として、(一社)日

表2-4 スポーツ振興くじの売上金および助成金の推移

年度	売上金	スポーツ振興くじ助成金 <助成件数>
2001	64,267	-
2002	36,058	5,913 <1,644>
2003	19,877	2,427 <1,311>
2004	15,695	582 <291>
2005	14,905	250 <269>
2006	13,471	118 <185>
2007	63,712	80 <116>
2008	89,741	858 <348>
2009	78,547	5,768 <1,210>
2010	84,812	8,926 <1,562>
2011	82,674	12,798 <2,620>
2012	86,106	14,662 <2,802>
2013	108,056	15,116 <2,841>
2014	110,797	16,994 <2,742>
2015	108,419	15,361 <2,384>
2016	111,796	22,117 <2,295>
2017	108,025	19,627 <2,069>
2018	94,820	21,860 <1,982>
2019	93,836	29,649 <1,958>
2020	101,711	16,673 <1,671>
2021	113,149	14,783 <1,635>
2022	-	14,764 <1,725>

2022年12月現在。

注1 助成金は前年度の売上げを原資とする。助成額は交付内定時(4月)の額。

注2 「選手・指導者研さん活動助成」および「アスリート助成」への充当を除く。

日本スポーツ振興センター資料(2022)より作成

本トップリーグ連携機構とその構成団体に助成金（スポーツ団体トップリーグ運営助成）を配分している。2022年度は、13件に2億7,500万円の予算が計上されている。

○組織基盤強化支援事業助成金

組織基盤強化支援事業助成金は、選手の強化や育成、競技の普及など多くの役割を担い、スポーツの振興に欠かせない競技団体の責務を十分に果たせるよう、組織基盤を確立および強化するための取り組みを支援することで、組織の持続的な成長と拡大に向けた競技団体の改革や自立運営の促進を目的とする。スポーツ庁が2018年度に開始した「スポーツ産業の成長促進事業」における中央競技団体の経営基盤強化を図るための委託事業を継承し、2022年度から国の交付金を財源として中央競技団体へ配分している。初年度は11団体に2億8,500万円が交付された。

□障害者スポーツへの助成金制度

（独）福祉医療機構では、前身の社会福祉・医療事業団時代の1998年度から「長寿・子育て・障害者基金」を設け、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の健全育成、障害者スポーツの振興などの事業に対して助成を行ってきた。しかし、

2010年度からは、基金の運用原資であった約2,787億円の政府出資金を国庫に返納し、国庫補助金による助成制度として「社会福祉振興助成事業」を実施している。2010年度から2016年度に、社会参加を促進する活動への支援として「障害者スポーツの育成・強化に関する事業」と「スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業」が助成対象テーマとして用意された。

（吉田智彦）

6. 公営競技や宝くじによるスポーツ振興財源

□公営競技によるスポーツ振興財源

ポートレース、競馬、競輪、オートレースといった公営競技の収益金は、社会福祉や国際貢献など公益に資するさまざまな分野の事業に活用されており、スポーツ関連事業への充当額も少なくない。公営競技の収益による公益事業への助成金の総額は269億2,391万6,000円であり、そのうちスポーツ関連事業へ15億7,649万4,000円が助成された（表2-6）。

スポーツ関連事業への助成金が最も多いのは競輪・オートレースで、「自転車・モーターサイクル」および「スポーツ」分野への助成金を合計して、2022年度は

表2-5 スポーツ振興基金助成金の推移と内訳

（千円）

助成区分	年度	2019	2020	2021	2022
		助成額<助成件数>	助成額<助成件数>	助成額<助成件数>	助成額<助成件数>
1 スポーツ団体選手強化活動助成		24,000<12>	20,000<10>	28,950<15>	77,953<18>
2 スポーツ団体大会開催助成		775,986<162>	326,902<81>	519,213<130>	576,817<146>
3 選手・指導者研さん活動助成 ^{※1}		1,100,000 ^{※3※4}	1,100,000 ^{※3※4}	1,100,000 ^{※3※4}	1,200,000 ^{※3※4}
4 アスリート助成 ^{※2}					
5 国際的卓越スポーツ活動助成		0<0> ^{※5}	0<0> ^{※5}	0<0> ^{※5}	0<0> ^{※5}
合計		1,899,986<174>	1,446,902<91>	1,648,163<145>	1,854,770<164>

注 助成額は交付内定額。

※1 2013年度までは「選手・指導者スポーツ活動助成」。

※2 2014年度から開始。

※3 スポーツ振興くじ助成からの充当分。

※4 配分額ではなく予算額。

※5 助成対象事業がなかったもので、助成区分が廃止されたわけではない。

日本スポーツ振興センター資料（2022）より作成

表2-6 公営競技の収益によるスポーツ関連事業への助成

（千円）

公営競技	公益事業への助成金総額 <助成件数>	スポーツ関連事業への助成金総額 <助成件数>	公益事業への助成金に占める スポーツ関連事業の割合（%）
ポートレース ^{※1}	19,483,418 <507>	621,495 <15>	3.2
競馬 ^{※2}	4,139,444 <50>	—	—
競輪・オートレース ^{※3}	3,301,054 <284>	954,999 <59>	28.9
合計	26,923,916 <841>	1,576,494 <74>	5.9

※1 公益・福祉関係事業から「体育」への助成金・助成件数。2021年度決算ベース。

※2 畜産振興事業への交付金・交付件数。2022年度予算ベース。

※3 公益事業振興補助から「自転車・モーターサイクル」および「スポーツ」への助成金・助成件数。2022年度予算ベース。

日本財団、日本中央競馬会、JKA資料（2022）より作成

およそ9億5,400万円を助成した。次いでポートルースの「体育」分野への助成額が2021年度決算ベースで6億2,100万円となっている。競馬は、2022年度に畜産振興事業に対する（公財）全国競馬・畜産振興会からの助成はなかった。

ポートルースの公益資金によるスポーツ助成金の一部は、笹川スポーツ財団（SSF）の活動を通じて、生涯スポーツの振興などにあてられている。SSFは日本財団の助成を受け、1991年度から2010年度にかけて助成金制度「SSFスポーツエイド」（2007年度からはSSFウォータースポーツエイドを併設）を実施した。これらの助成金制度は、法人格の有無に関係なく、大小さまざまなスポーツ団体が行う大会、教室、講習会など、20年間でのべ8,000件の事業に総額50億円を助成した。

2011年度からは、優れた人文・社会科学領域の研究活動の支援と若手研究者の育成を通じたわが国のスポーツ振興、ならびにスポーツ政策の形成への寄与を目的として「笹川スポーツ研究助成」を実施し、2019年度までの9年間で363の研究に総額2億1,400万円を助成した。

□宝くじによるスポーツ振興財源

宝くじの売上げ（2021年度8,133億円）のおよそ40%は収益金として発売元であるすべての都道府県および政令指定都市へ納められ、公共事業等に活用される。スポーツの振興に資する収益金充当事業には、「ジュニアアスリート強化拠点施設運営事業」（京都府）や「生

涯スポーツ振興事業」（岡山市）などのソフト面の充実と、「県立体育館整備事業」（長崎県）や「スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業」（相模原市）などのハード面の環境整備がある。

また、2016年から2020年には「東京2020大会協賛くじ」（全国自治宝くじ）が発売された。収益金は、大会開催に向けた事前キャンプの誘致をはじめとする機運醸成を図る事業のほか、公共施設のユニバーサルデザイン化の推進に係る事業などへ充当された。総務省によれば、2018年度の同くじ（第760回全国自治宝くじ）において、大会協賛分として10億円程度、ユニバーサルデザイン化推進分として22億円程度、合計32億円の収益金を見込み発売額を80億円に設定したところ、発売実績は約40億円にとどまった。

発売元の収益金充当事業に加え、売上げの1.4%は社会貢献広報費として、（一財）日本宝くじ協会や（一財）自治総合センターを通してさまざまな事業に対して助成されており、スポーツに関する事業も含まれる。日本宝くじ協会の社会貢献広報費による助成事業に、社会貢献広報事業がある。スポーツ事業に対して、2020年度は（公財）日本フラッグフットボール協会への助成など、4事業に総額4億4,000万円を助成した。日本宝くじ協会と同様に、自治総合センターが実施する助成制度として、宝くじの社会貢献広報事業がある。このうち、2020年度は「宝くじスポーツフェア開催事業」の3事業に2,800万円を助成した。

（吉田智彦）

II スポーツと民間資金

1. 独立行政法人および統括団体の資金

スポーツ振興をささえる機関として、スポーツに関連する独立行政法人や民間の統括団体がある。これらの機関は国からの交付金や委託費、加盟団体からの会費など、さまざまな方法で収入を得ており、その資金はスポーツ振興のための幅広い用途に支出されている。

□独立行政法人日本スポーツ振興センター

文部科学省所管の独立行政法人である日本スポーツ振興センターの2021年度決算額は、収入1,917億3,400

万円であった（表2-7）。このうち、スポーツ振興投票（toto）の収入が1,113億6,400万円である。このほか、文部科学省からの運営費交付金として207億100万円、国立競技場運営収入として9億8,900万円、ナショナルトレーニングセンター運営収入として7億6,800万円などの収入がある。

2021年度決算における支出は、1,801億1,400万円であった。このうち、スポーツ振興投票関係として、払戻返還金が565億7,400万円、国庫納付金が38億7,700万円、スポーツ振興投票助成事業費が146億1,400万円である。そのほか、国立スポーツ科学センター運営費として27億4,600万円、ナショナルトレーニングセン

ター運営費として18億9,000万円、新国立競技場整備事業費として7,600万円などを支出している。

□ 公益財団法人日本スポーツ協会

日本スポーツ協会 (JSPO) の2021年度決算額は、収入27億9,800万円であった。このうち、受取補助金等が7億6,300万円、受取寄付金が2億1,700万円、事業収益が8億8,800万円、受取登録料が7億6,900万円などとなっている。受取補助金の内訳は、スポーツ振興くじ助成金が2億2,700万円、国庫補助金が4億700万円などである。受取寄付金の多くが財界募金収入である。

2021年度決算における支出は、31億4,500万円であった。このうち、事業費が30億2,700万円、管理費が5,800万円となっている。事業費の内訳は、支払助成金が3億4,700万円、業務委託費が9億1,300万円などである。

□ 公益財団法人日本オリンピック委員会

日本オリンピック委員会 (JOC) の2021年度決算額は、収入128億3,300万円であった。このうち、受取補助金等が71億5,500万円、事業収益が46億2,500万円、受取負担金が8億4,600万円などとなっている。受取補助金等の内訳は、日本スポーツ振興センター助成金が64億7,900万円、スポーツ振興くじ助成金が8,000万円、国庫補助金が2億3,900万円、IOC等交付金が2億2400万円などである。事業収益はマーク使用料収益が43億2,900万円と、ほとんどを占めている。

2021年度決算における支出は、137億900万円であった。このうち、事業費が50億8,600万円、強化合宿事業費が25億2,600万円、コーチ力強化事業費が20億100万円、スポーツ国際交流事業費が18億5,700万円、次世代アスリート育成・強化事業が9億8,000万円、ナショナルトレーニングセンター管理運営費が8,600万円などとなっている。

表2-7 主な民間スポーツ振興機関の収支

団体名	決算額	
	収入 (円)	支出 (円)
日本スポーツ振興センター	191,734,249,124	180,114,996,006
日本スポーツ協会	2,798,077,364	3,145,638,672
日本オリンピック委員会	12,833,804,656	13,709,146,318
日本パラスポーツ協会	3,152,722,681	3,459,624,876
日本レクリエーション協会	480,253,197	434,453,881

日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本レクリエーション協会資料 (2021) より作成

□ 公益財団法人日本パラスポーツ協会

日本パラスポーツ協会の2021年度決算額は、収入31億5,200万円であった。このうち、受取補助金等が23億2,700万円、受取寄付金が1億2,700万円、事業収益が4億8,200万円などとなっている。受取補助金等の内訳は、受取民間助成金が18億8,800万円と最も割合が高い。

2021年度決算における支出は、34億5,900万円であった。このうち、事業費が33億8,500万円、管理費が7,400万円となっている。事業費の内訳は、支払助成金が14億円、諸謝金が5億5,800万円、委託費が2億8,600万円となっている。

□ 公益財団法人日本レクリエーション協会

日本レクリエーション協会の2021年度決算額は、収入4億8,000万円であった。このうち、事業収益が4億1,500万円、受取補助金等が5,600万円などとなっている。事業収益の内訳は、指導者登録事業収益が2億4,900万円と最も割合が高い。

2021年度決算における支出は、4億3,400万円であった。このうち、事業費が4億3,200万円、管理費が200万円となっている。

(姜泰安)

2. 中央競技団体の収支

中央競技団体の収支規模や特性の全体像を明らかにするため、SSF「中央競技団体現況調査」では予算情報入手し分析を行った。調査対象はJSPO、JOC、NPO法人日本ワールドゲームズ協会のいずれかに加盟または準加盟する90団体であり、このうち73団体の予算情報を分析対象とした。

□ 資金の流れ

中央競技団体の収入は、「競技者・団体からの収入」「事業収入」「補助金・助成金」「寄付金」「資産運用収入」に大別される。「競技者・団体からの収入」の内訳は年会費、登録料などであり、それぞれの競技で選手、チームあるいは地域組織などとして活動する主体が負担する費用である。「事業収入」は、競技会観戦者の入場料、協賛金、放送権料などであり、当該団体が提供するサービスに対する取引の対価という性格をもつ。

支出は大きく「事業費」「管理費」「資産取得支出」に

分かれる。事業費の細目は団体によりさまざまであるが、「強化」「育成」「普及」という目的によって類型化できる。ただし、たとえば海外遠征が強化か育成かは事業の対象者などに基づく当事者の判断による。予算上の科目としては「強化合宿・遠征」「競技会開催」などのように、外形による区分を採用している団体が多い。

□ 収入規模

図2-3に中央競技団体における2020年度の収入規模を示した。平均は10億100万円だが、年間収入が飛び抜けて高い団体（195億円）があり、平均を引き上げている。中央値は3億600万円、第1四分位は1億4,000万円、第3四分位は8億2,300万円であった。1億円単位での最頻値は1億円未満（14団体）である。

73団体の収入合計は731億円であった。2021年度におけるJSPOおよびJOCの収入決算額は27億円および128億円であるため、個々の中央競技団体は3団体を除き統括団体よりも収入規模が小さいが、全体としては大きな資金の流れを形成している。

□ 収入の構成

収入の構成は、各団体の事業内容が多様である現状を反映して、さまざまな科目が立てられている。また、これらの科目名は団体間で必ずしも共通ではない。競技団

体の予算書の収入科目も同様である。そこで、収入科目を競技者・団体からの収入、事業収入、補助金・助成金、寄付金、資産運用収入の5分類と、いずれにも該当しない、あるいは予算書上では判断できない収入をその他として分類し、収入構成の全体的な傾向を明らかにする。

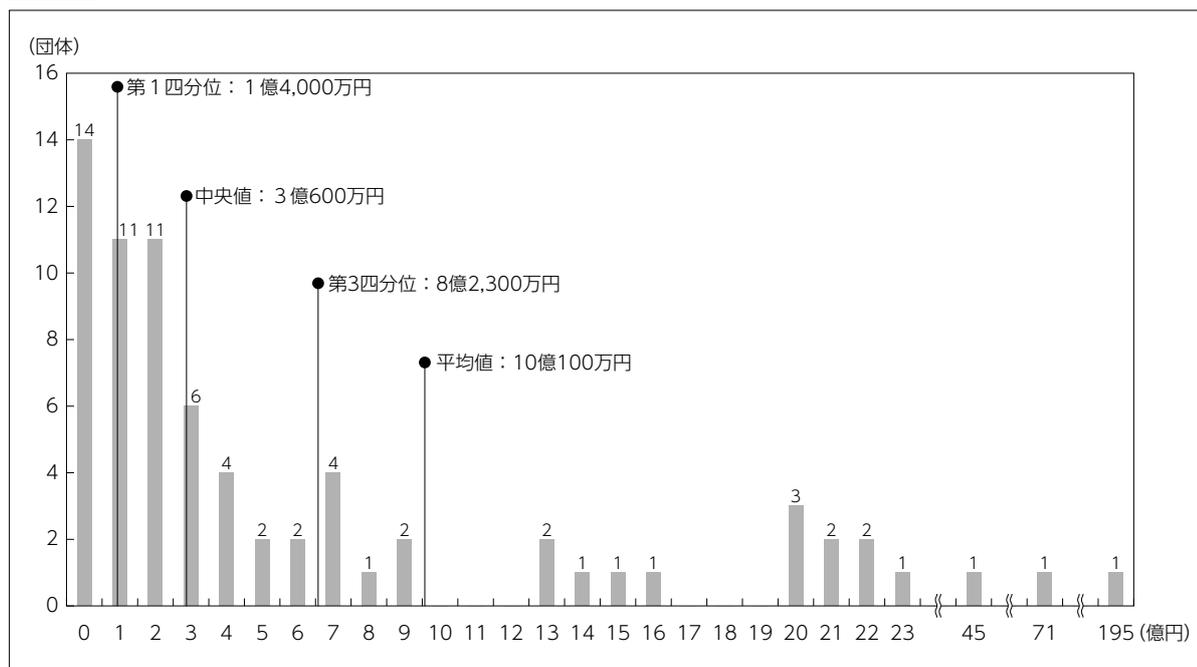
73競技団体の総収入合計731億2,000万円の科目構成比は、事業収入の割合が62.2%と最も高くなっている。次いで、補助金・助成金の17.8%、競技者・団体からの収入の16.9%である。外部から調達した資金のうち、寄付金による収入の割合は低く1.3%である。資産運用収入は、収入に占める比率が最も低い0.1%であった。

□ 支出の構成

73競技団体の総支出合計757億4,800万円に占める支出の構成は、事業費628億8,500万円、管理費68億3,500万円である。総支出に占める構成比はそれぞれ87.7%、10.9%であった。総支出と事業費および管理費の割合をみると、総支出が多いほど事業費の割合が高く、管理費の割合が低い傾向にあった。ただし、支出と管理費がともに少ない団体も存在する。

この結果から、支出構成の特徴について3つの類型が想定される。第1の類型は、事務局の業務も役員などが

図2-3 中央競技団体の収入（予算）の規模分布



SSF「中央競技団体現況調査」(2021)より作成

無報酬で行っており、管理費も少ない小規模団体である。第2の類型は、規模はあまり大きくないが、専従者を置いているため管理費の割合が相対的に高い団体である。第3の類型は事業規模が大きく、相対的に管理費の割合が低い団体である。

(吉田智彦)

3. 資金調達の新たな制度

□ 成果連動型民間委託契約方式

成果連動型民間委託契約方式（Pay for Success：PFS）は、国または地方公共団体が民間事業者に委託する事業において、行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動した委託費等の支払いにより、高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に働かせることができる新たな官民連携の手法である。成果連動のリスクを民間事業者が負担する一方で、達成すべき成果指標値の改善に向けたPFI事業の実施方法については民間事業者に一定の裁量を付与する契約により、民間事業者の新しい技術や知識の活用を通じた効果的・効率的な事業展開を図る点が特徴である。

PFS事業の実施が期待される分野については、関係府省庁連絡会議による「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（2020）や「経済財政運営と改革の基本方針」（2020）に基づき、医療・健康、介護、再犯防止、就労支援などの社会的事業においてPFS事業の普及が促進されている。内閣府が全地方公共団体に対して実施した調査によれば、2021年度末時点でのPFS事業の実施件数は100件で、事業分野別では、「医療・健康」41件、「介護」23件、「再犯防止」1件、「まちづくり」14件、「就労支援」9件、「その他」12件であった。

また、PFSの一類型として、ソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond：SIB）がある。SIBとは、PFS事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その償還や返済を成果に連動した地方公共団体からの支払額に応じて行うものを指す。

図2-4に、PFS事業とSIB事業のスキームを示した。いずれの方式においても、地方公共団体は成果指標を設定した上で民間事業者などのサービス提供者と契約し、事業の成果に応じて委託費を支払うが、SIB事業では、資金提供者を通じた資金調達が発生する。サービス提供

者の成果を管理する中間支援組織、成果測定を専門的かつ客観的に評価する第三者評価機関は、事業遂行におけるガバナンス体制の構築の観点で重要である。ただし、事業によって組織形態や役割が異なり設置しない場合もある。

PFSは、従来の委託契約方式と異なり、地方公共団体が仕様書に示す事業を実施するのではなく、成果指標による目標を定め民間事業者が工夫や改善をしながら事業展開する点に意義がある。また、さまざまな分野に応用できる可能性はあるが、成功報酬に適さない、SIBを活用しなくとも資金調達が叶うなどの理由で、すべての分野や事業に適したものではない点にも留意が必要となる。

□ 成果連動型民間委託契約方式の活用事例

○ SIBを活用した健康ポイント事業（岡山市）

岡山市は、2014年度にスマートウエルネスシティ総合特区の指定を受けて、2016年度までの3年間で実証的に健康ポイント事業を実施した。同事業は、参加者が活動量計を身につけ、歩数や体組成データをICTで管理し、健診データの改善に対してインセンティブを付与する取り組みである。この結果、参加者の1日平均歩数の増加や、健康診断でのメタボリックシンドローム該当および予備軍の約4割が非該当へ移行するといった成果のほか、医療費適正化の効果を算出すると1人あたり4万1,000円の抑制がみられたため、事業規模を拡大した継続が検討され、SIBの活用による資金調達にいたった。

2018年度からは「SIBを活用した健康ポイント事業（おかやまケンコー大作戦）」を展開し、市民に対して、運動、栄養・食生活の改善、社会参加（生きがいくくり）の継続を促して医療費適正化を目指している。同事業は、35歳以上の市民および同市在勤者に対して健康ポイントプログラムへの参加を募り、参加者はポイント対象となる市内事業者が提供するフィットネス、健康的な食事のメニュー、カルチャースクール、イベントなどの健康関連サービスを利用または購入するとポイントが貯まり、ポイント数に応じて商品券などを送るものである。また、健康関連サービスを提供した企業には福利厚生費を支給している。

事業の実施においては、岡山市保健福祉局が委託者となり、同市を中心に瀬戸内圏域でSIBのプロデュースやコーディネートを手掛けるPS瀬戸内株式会社（以下、PS瀬戸内）と中間支援組織の業務委託契約を締結した。

PS瀬戸内は、サービスを提供する複数の市内事業者やポイント管理を行うシステム会社、(一社)日本老年学的評価研究機構と委託契約を結んだ。資金調達は、中国銀行からの融資に加え、中国銀行、(一財)社会変革推進財団、地元企業などから出資を受け、その一部を生活習慣病改善のための事業費として市内事業者に支払っている。

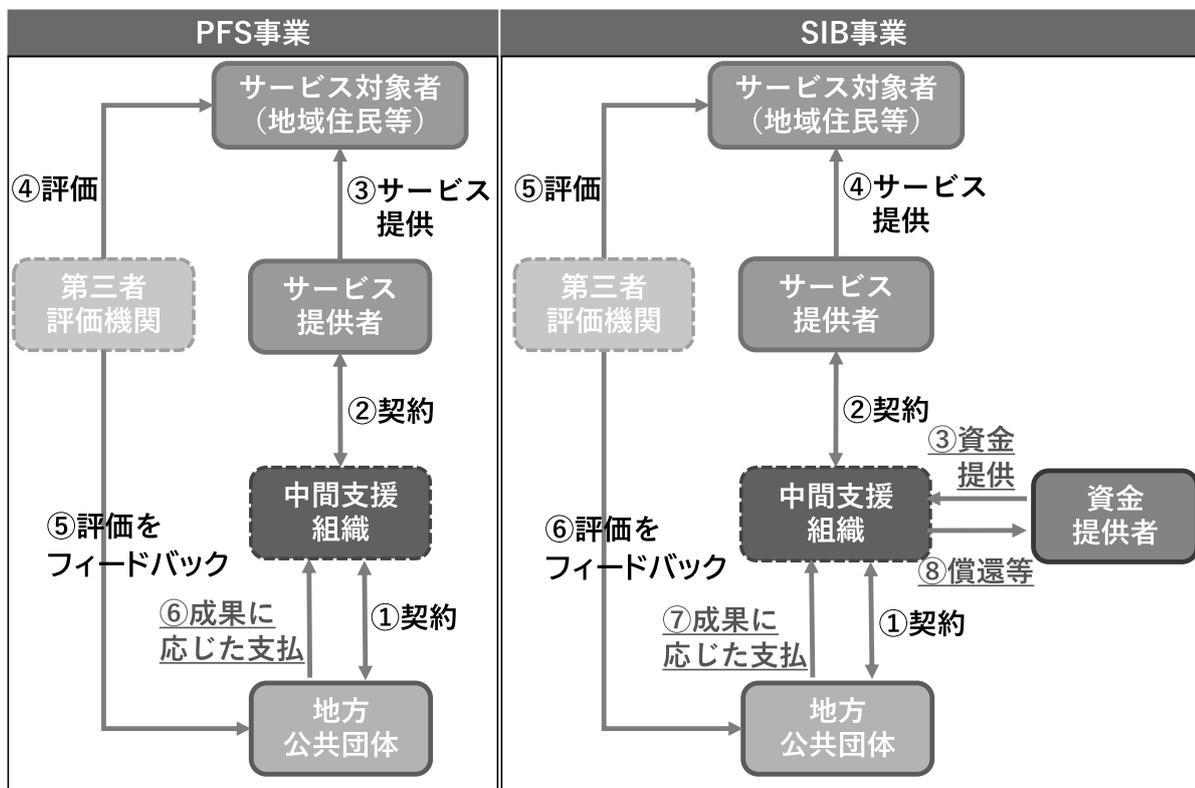
2019年1月から2023年3月までの事業期間には単年ごとの成果指標が設けられ、初年度は参加者数1万5,000人、2年目以降は、生活習慣の改善意欲のある参加者割合が80%、週2回以上のサービス利用者数9,000人、BMIが改善した参加者割合25%もしくは運動習慣のある参加者の増加率3%以上とし、日本老年学的評価研究機構が管理データや参加者へのアンケート調査に基づき評価する。

事業の総額は3億7,038万8,000円で、岡山市は、固定費2億7,538万8,000円とともに、成果達成状況に応じて予め定めた支払基準に基づき、PS瀬戸内に上限9,500万円の成果連動支払を行う。最終年度に、PS瀬戸内は市から受け取った4年間の成果連動支払額に応じ

て出資者に元本償還および配当を支払う計画である。

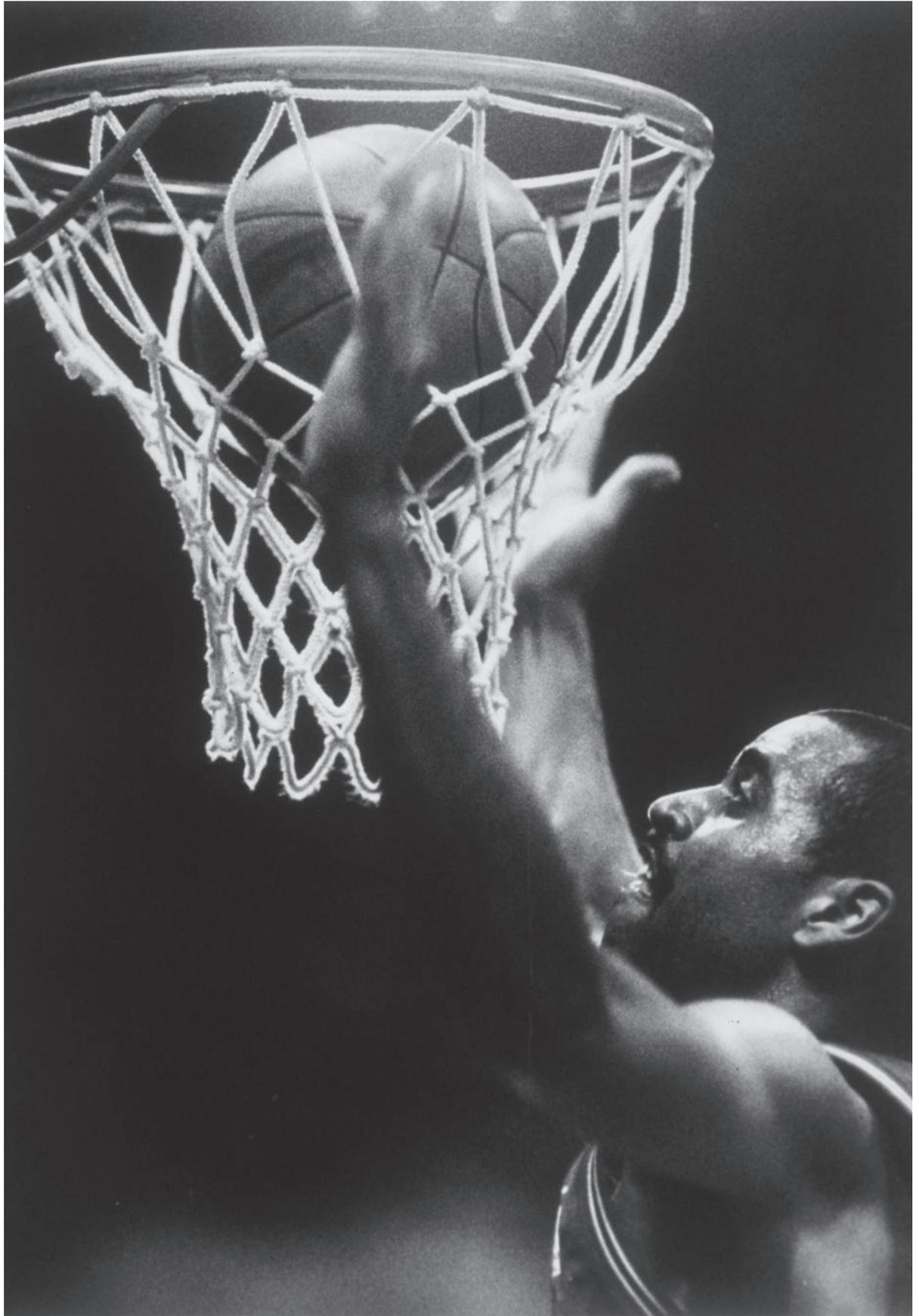
(吉田智彦)

図2-4 成果連動型民間委託契約方式の事業スキーム



注 上記のスキームは一例であり、特に中間支援組織および第三者評価機関については、事業によって組織形態や役割が異なり、必要でなければ設置しない場合もある。

経済産業省資料(2022)より作成



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

第3章 スポーツ参加

I スポーツ参加に関連する施策

1. スポーツ参画人口の拡大に向けた取り組み

□ 第3期スポーツ基本計画におけるスポーツ参加政策

第2期「スポーツ基本計画」(2017)では、計画期間中に総合的・計画的に取り組む施策のひとつに「スポーツを『する』『みる』『ささえる』スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」があり、その中に「スポーツ参画人口の拡大」が含まれていた。これに係る具体的な施策を通じ、成人の週1回以上スポーツ実施率を65%程度(障害者は40%程度)、週3回以上を30%程度(障害者は20%程度)まで引き上げるとの政策目標が掲げられていた。

この数値目標の達成状況を確認するべく、スポーツ庁は毎年実施する「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によりスポーツ実施率の推移を把握している。第2期スポーツ基本計画の最終年度である2021年度の成人の週1回以上スポーツ実施率は56.4%という結果であった。同調査による近年のスポーツ実施率の推移としては増加傾向であったものの、第2期計画の目標値には届いていない。

こうした状況を踏まえ、第3期「スポーツ基本計画」(2022)では、基本方針は第2期計画を踏襲しつつも「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が追加され、これに沿って施策が展開されることとなった。このうち、スポーツ参加に関する施策は、既存の枠組みや考え方のみにとらわれず、新たにスポーツの方法やルールを考えて創り出す「つくる/はぐくむ」視点と関連する。

この方針に沿ったスポーツ参加に関する具体的な施策のひとつに「多様な主体におけるスポーツの機会創出」がある。「多様な主体」とあるように、本施策では①国民一般、②子ども・若者、③女性、障害者、働く世代・子育て世代、④大学スポーツといった属性・シーンが設定され、これらのターゲットごとに具体的な方策が掲げ

られている。このうち、広く国民一般へのスポーツ実施機会の創出に関しては「成人の週1回以上スポーツ実施率が70%(障害者は40%)」「成人の年1回以上スポーツ実施率が100%に近づく(障害者は70%程度)」「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加」という目標が掲げられた。第2期計画策定以降のスポーツ実施率の増加傾向を受け、第3期計画では週1回以上スポーツ実施率の目標値が65%から70%へと引き上げられた。

この目標に向けた具体的施策の例として、Sport in Life プロジェクトの推進、楽しさや喜びといったスポーツの価値を認識する人の増加等がある。また、施策には、主に都市部で行われるアーバンスポーツへの参画も含まれる。アーバンスポーツは、東京2020オリンピック競技大会においてスケートボードとスポーツクライミングがはじめて採用され、特に若者からの人気が高い。こうした新たなスポーツを「つくる/はぐくむ」支援も施策にあげられている。

これらは第2期計画から継続する施策も含まれ、スポーツ参画人口の拡大を目指す方向性は継承されている。ただし、アーバンスポーツへの参画やスポーツを「つくる/はぐくむ」ための支援に関しては、第3期計画の方針に沿って新しく掲げられた特徴である。そのほか、スポーツ参加拡大に向けて第2期計画と異なる施策としては「スポーツ界におけるDXの導入」があげられる。第2期計画中には新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、スポーツ参加の環境は大きく変化した。今後、関連施策の展開を注視する必要がある。

□ Sport in Life プロジェクト

Sport in Life プロジェクトとは、第3期スポーツ基本計画にも掲げられるスポーツ参加者増加に向けた具体的な施策のひとつである。2018年、スポーツ庁は当時の目標値である成人の週1回以上スポーツ実施率65%を達成するには新たに2,000万人の実施者が必要であると見て、ターゲットごとに具体的な施策を取りまとめた「ス

「スポーツ実施率向上のための行動計画」(2018)を策定した。同計画では「スポーツ・イン・ライフ」(生活の中にスポーツを)という姿が目指されており、この具現化に向けて同プロジェクトが開始された。併せて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京2020大会)のレガシー創出に向けて、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体、企業等が一体となってスポーツ参画人口拡大の取り組みを促進しようという目的もある。同プロジェクトは第2期計画期間内であった2019年に開始し、第3期計画でも継続されている。本プロジェクトにおける当初の具体的な取り組みに、ロゴマークの付与がある。プロジェクトの理念や取り組みの普及拡大を図るとともに、気運醸成や関係機関の連帯感・一体感の創出を目的とする。

その後、2020年3月にはSport in Lifeコンソーシアムが創設された。Sport in Lifeプロジェクトの趣旨に賛同した団体等の連携した取り組みの促進およびその相乗効果により、スポーツ実施者増加につなげていく目的がある。コンソーシアム加盟のメリットとしては、国費(委託事業)の活用や優良事例の表彰、広報ツールの活用、加盟団体間の事業連携マッチング、コンサルティングなどがあげられる。2020年度は944団体、2021年度は581団体が加盟申請し、2022年3月末時点で1,688団体が加盟している。

また、2020年からはコンソーシアム加盟団体等を対象とする、スポーツ参画人口拡大のためのモデル創出を目的とした委託事業の公募が開始された。公募事業のタイプは2つである。ひとつめは「スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験」である。本事業では、実

証実験のターゲットが明確に定められている。たとえば2020年度は子ども(主に未就学児~小学校低学年)、ビジネスパーソン、女性が対象であり、これらは第2期計画や「スポーツ実施率向上のための行動計画」でも設定されていたターゲット層である。2021年度の公募では、中高生やコロナ禍におけるスポーツ実施環境といった対象も加えられた。2つめの公募事業のタイプは「ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業」である。本事業も「新たな週1回以上のスポーツ実施者の獲得」という目的はひとつめの公募事業と共通するが、スポーツ実施者の増加に向けたモデル創出につながるものであればテーマは自由である。

以上2タイプの公募を合わせて、2020・2021年度ともに21件(両年度とも①11件、②10件)が採択された。2022年度は「スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業」の1種類の公募のみで継続している。委託事業の具体的な事例としては、2020年度に採択された子どもとその保護者をターゲットとしたSSF「かくだ版アクティブ・チャイルド・プログラム」がある。

2. スポーツ施設に関する施策

第3期スポーツ基本計画にて示された「誰もがアクセスできる」という方針のとおり、スポーツへの取り組みを諦めたり途中で離れたりすることがないように施設を提供する必要がある。第3期計画では「スポーツの推進に不可欠な『ハード』『ソフト』『人材』」の施策のひとつに、地域において住民が気軽にスポーツに親しめる場づくりを掲げる。その具体的施策であるストック適正化や既存施設の活用は、いずれも第2期計画の方針を引き継ぐものである。

□ スポーツ施設のストック適正化

スポーツ施設のストック適正化の背景には、わが国の公共スポーツ施設の老朽化がある。わが国の公共スポーツ施設は高度経済成長期に建設が進み、2015年にスポーツ庁が行った調査では築30年を経た施設が5割程度にのぼる。加えて、人口減少による財政難や人口構成の変化も伴い、量と質、両方の観点から施設をどう提供していくか検討し、既存の施設(ストック)を最大限活用する必要に迫られていた。

こうした背景もあり、2018年3月に「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」が策定された。本ガイ



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

ドラインは地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、身近にスポーツに親しむ環境整備ができるよう、主に市区町村がストック適正化計画を策定する際の手引きとして位置づけられている。

また、スポーツ庁はガイドライン策定と並行して、2017年度より個別施設計画策定支援事業を開始した。スポーツ施設にはさまざまな施設種別があり、目的に応じて最適な施設の規模や仕様が異なるといった特徴や財政負担の変動による利用料金の見直し、自治体における所管の複雑さなど、ストック適正化計画の策定にはスポーツ施設特有の難しさがある。そこで先進事例の形成を目的に、2017年度は3自治体（大阪市、西宮市、雲南市）、2018年度は2自治体（三重県、釜石市）が選定されている。なお、スポーツ庁によれば、2022年4月現在、全国の自治体における公共スポーツ施設の個別施設計画の策定率は76%である。

第3期計画においても、引き続き同ガイドラインに基づき地方公共団体の取り組み状況を把握・公表し、スポーツ施設全体に関する計画の内容充実や施設の集約・複合化、既存施設の有効活用を実行していくとされる。その結果として、対策の優先順位の考えなどを記載した質の高い個別施設計画の策定率を2026年度末に50%まで引き上げる目標が掲げられている。

□ 既存施設の活用

ストック適正化のもとでは、既存施設の活用も重要なテーマである。なかでも、わが国における学校体育施設は11万3,054ヵ所（2018年時点）にのぼり、スポーツ施設のストック適正化ガイドラインでは活用を積極的に検討すべきと記載されている。

第2期計画期間中の2020年3月、スポーツ庁は「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を策定した。手引きには、地方公共団体の実務担当者向けに、学校体育施設（主に公立小中高等学校の体育館、屋外運動場、水泳プール）を有効活用するための方策を検討・実施する際のポイントが示されている。具体的には、モチベーション（目的）・ソフト（運営）・ハード（施設）の3つの観点から整理されている。

たとえば、モチベーション（目的）の観点では「学校体育施設をより広く利用してもらうための目的の明確化」を図った上で、取り組みを進める必要があると述べられている。そのほか、ソフト（運営）の観点では「安全・安心の確保」「持続可能な仕組みづくり」「利用しやすい環境づくり」が、ハード（施設）の観点では「新改築・改修時の留意点」が気をつけるポイントとしてあげられる。同手引きでは、これら5つのポイントに沿って参考事例も紹介されている。

そのほか、第2期計画ではスポーツ施設にこだわらずオープンスペースなどの有効活用に関しても掲げられ、セミナー開催等による情報提供を行っている。

以上のスポーツ施設のストック適正化、学校体育施設やオープンスペースといった既存施設の活用は、第2期計画から引き続き、第3期計画におけるスポーツ施設の「全体最適化」「量的充実」といった施策として継続している。さらに第3期計画では「質的充実」を図るとして、民間資金・ノウハウやデジタル技術の活用、地球環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の取り組みに関する先進事例の情報提供等を進める。

（藤岡成美）

Ⅱ わが国のスポーツ実施状況

1. 成人の運動・スポーツ実施状況

わが国の成人による運動・スポーツ実施の動向を把握するために、笹川スポーツ財団（SSF）による「スポーツライフに関する調査（スポーツライフ・データ）」を参照した。この調査は1992年に始まって以降、隔年で継続的に実施されており、成人の運動・スポーツ実施を頻度、時間、強度の3要素の組み合わせによって多面的

に把握するようデザインされている。その組み合わせとして、まずは実施頻度によって過去1年間にまったく運動・スポーツを行わなかった水準であるレベル0、年1回以上週2回未満の水準であるレベル1、実施頻度が週2回以上の水準であるレベル2に分類される（表3-1）。レベル3は、週2回以上という実施頻度に加えて、1回あたり30分以上という時間を基準とし、さらにレベル4はレベル3に加えて、主観的に「ややきつい」と感じる以上の運動強度を基準としている。なおSSFではレ

ベル4を「アクティブ・スポーツ人口」と定義しており、これはアメリカスポーツ医学会（American College of Sports Medicine：ACSM）や厚生労働省が推奨する身体活動水準を考慮した基準である。

調査開始以降の推移を確認すると、過去1年間にまったく運動・スポーツを実施しなかったレベル0は1992年49.3%から2010年24.1%へ大きく減少し、その後は微増傾向にある（図3-1）。実施頻度が週2回未満のレベル1も比較的類似した傾向で、1992年の34.6%から増減を繰り返し、2022年は23.9%であった。

レベル0やレベル1といった運動・スポーツ実施レベルが低い層の減少に対し、レベル3やレベル4といった高頻度・高強度の実施者の割合は増加傾向にある。1992年から2022年までの30年の間に、レベル3は2.7%から19.3%へ、レベル4は6.6%から20.2%へ、

それぞれ10ポイント以上増加している。なお、週2回以上実施している層であるレベル2は1992年6.8%から2022年9.5%と微増しているが、ほかのレベルと比べてその変動は小さい。

新型コロナウイルス感染症の流行前後の変化を確認するため、流行前の2018年と流行後の2020年の数値を比較すると、レベル0は26.0%から26.7%へわずかに0.7ポイント増加した。また、週2回以上実施するレベル2～4の割合も、9.5%から10.0%、17.6%から17.8%、20.7%から22.1%へとそれぞれ増加したが、その差はごくわずかである。

さらに、感染症流行により1年延期して2021年に開催された東京2020大会前後の変化では、2020年と2022年の数値を比較すると、レベル0は26.7%から27.1%へと0.4ポイント増加した。週2回以上の運動・スポーツ実施者であるレベル2以上をみると、レベル3は1.5ポイント増加したが、レベル2とレベル4はそれぞれ0.5ポイントと1.9ポイント減少した。しかし、いずれのレベルの変動もわずかである。

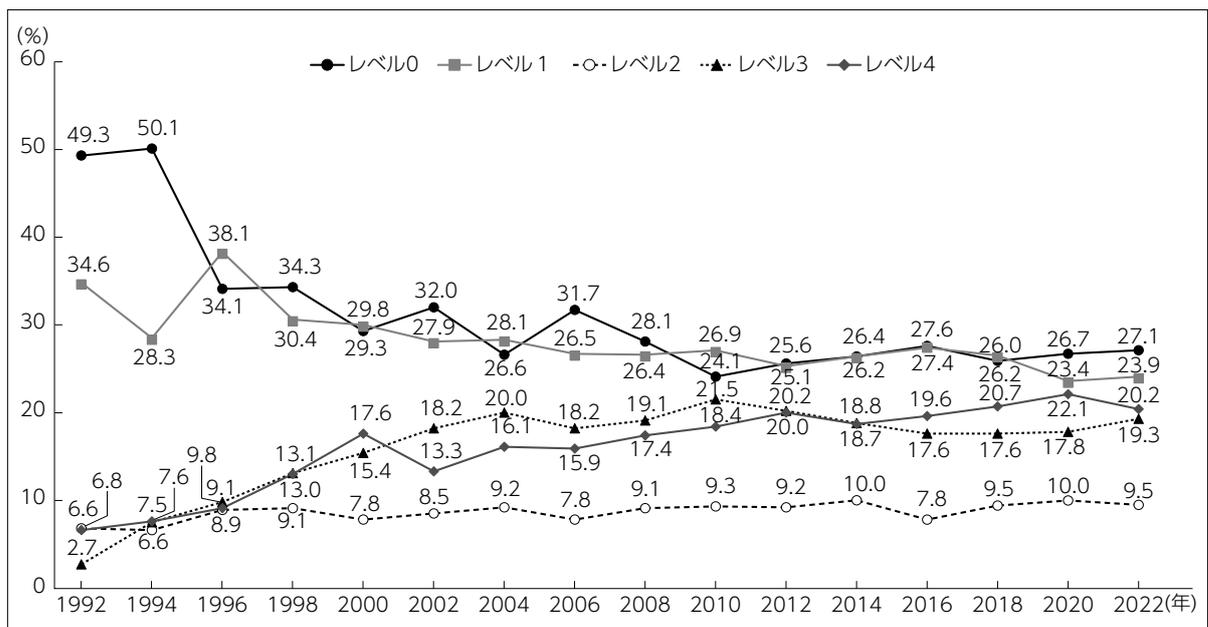
これらを概観すると、2018年以降、新型コロナウイルス感染症流行や東京2020大会の開催など大きな社会変化があったものの、その間の運動・スポーツ実施状況の変動はごくわずかである。過去5年以内の全体の運動・スポーツ実施状況に大きな差はみられない。

表3-1 頻度、時間、強度による運動・スポーツ実施レベル

レベル0	過去1年間にまったく運動・スポーツを実施しなかった（年0回）
レベル1	年1回以上、週2回未満（年1～103回）
レベル2	週2回以上（年104回以上）
レベル3	週2回以上（年104回以上）、1回30分以上
レベル4	週2回以上（年104回以上）、1回30分以上、運動強度「ややきつい」以上

SSF「スポーツライフ・データ」(2022)

図3-1 レベル別運動・スポーツ実施状況の推移（成人）



注 2014年までは20歳以上、2016年以降は18歳以上を対象としている。

SSF「スポーツライフ・データ」(2022)より作成

□ 性別・年代別にみる

運動・スポーツ実施状況

SSF「スポーツライフに関する調査」を用い、直近の運動・スポーツ実施状況と過去10年間の推移を性別に確認する(図3-2)。

はじめに男性について、2022年はレベル0が24.8%、レベル1が26.1%、レベル2が8.3%、レベル3が18.0%、レベル4が22.9%であった。

過去10年間の変化をみると、男性のレベル0はわずかながら増加している。週2回の実施に満たないレベル1は2018年まで3割程度だったが、2020年以降は減少し3割を下回っている。他方、週2回以上運動・スポーツを行うレベル2以上の者を合計した割合は、2012年から2016年にかけて減少したが、2018年以降は増加に転じている。なお、最もアクティブなレベル4は、過去10年間で2020年が最も高く24.1%であった。

続いて女性について、2022年の運動・スポーツ実施レベルを確認すると、レベル0が29.3%、レベル1が21.6%、レベル2が10.8%、レベル3が20.7%、レベル

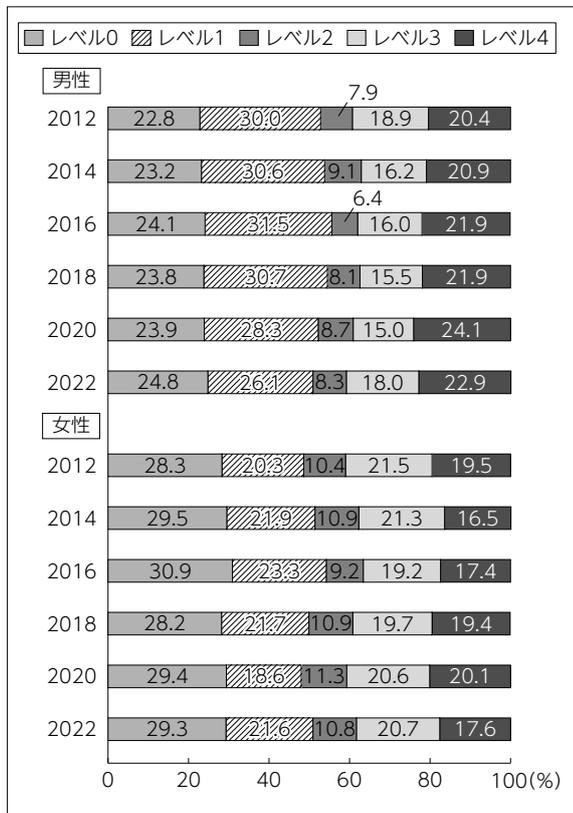
4が17.6%であった。

女性も過去10年間の運動・スポーツ実施状況の変化をみると、レベル0は2012年から2016年にかけて増加し、2018年は2012年と同程度の28.2%へ減少したものの、その後はわずかに増加している。レベル1は増減がありつつ、2割前後で推移する。週2回以上運動・スポーツを実施するレベル2以上を合計した割合は、男性と似た傾向で2012年から2016年にかけて減少した後、2020年までは増加したが2022年は再度減少へ転じた。

最後に、男女の運動・スポーツ実施レベルを比較すると、レベル0やレベル2~3は女性の割合が高く、レベル1とレベル4は男性の方が高い。この傾向は過去10年間続いている。

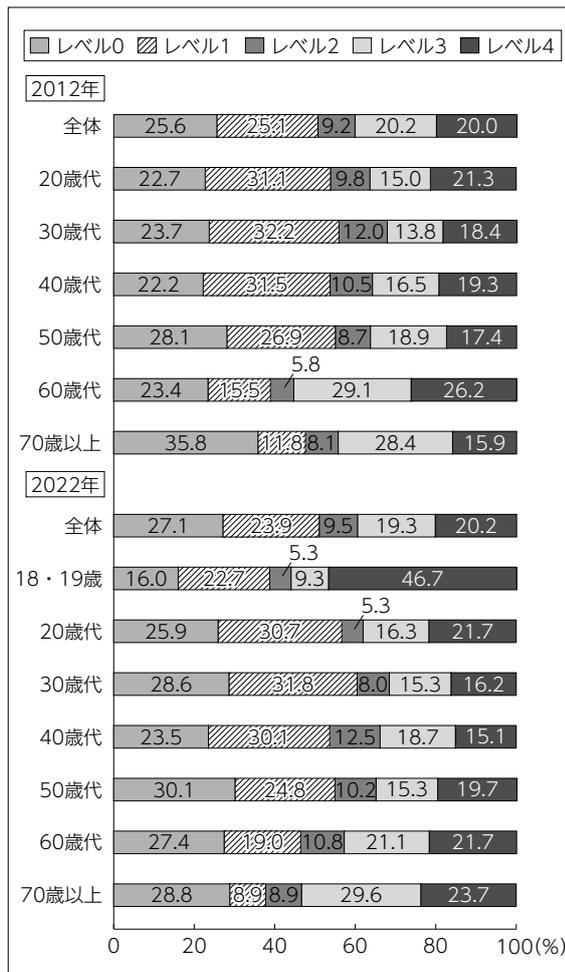
年代別の運動・スポーツ実施状況の変化を把握するた

図3-2 性別運動・スポーツ実施状況の推移(成人)



注 2014年までは20歳以上、2016年以降は18歳以上を対象としている。
SSF「スポーツライフ・データ」(2012~2022)より作成

図3-3 年代別運動・スポーツ実施状況の推移(成人)



注 2014年までは20歳以上、2016年以降は18歳以上を対象としている。
SSF「スポーツライフ・データ」(2012、2022)より作成

め、2012年と2022年の調査結果を比較した（図3-3）。2022年の結果を確認すると、18・19歳から30歳代へ年齢が上がると、レベル0の割合が増加する一方でレベル2以上の定期的実施者の割合は減少する。レベル2以上の割合は、最も少ない30歳代から年代が上がると増えて多くなる。

2012年と比較すると、大きく変化した年代は70歳以上である。レベル0が35.8%から28.8%へ7.0ポイント減少し、代わりにレベル4が15.9%から23.7%へ7.8ポイント増加した。高齢社会において、積極的に運動・スポーツを行うアクティブな高齢者の姿が浮かび上がる。

□ 種目別にみる運動・スポーツ実施状況

過去1年間に1回以上実施した運動・スポーツの上位10種目をみると、2022年は「散歩（ぶらぶら歩き）」が最も高く31.8%であった（表3-2）。2位以降は「ウォーキング」29.4%、「体操（軽い体操・ラジオ体操など）」17.4%、「筋力トレーニング」16.4%が続く。

これらの4種目は、過去10年間の推移をみても実施率が高く、2014年以降は順位の変動もなく上位を占める。また、「ジョギング・ランニング」は実施率そのものに大きな変動はないが年々順位を上げており、2022年の実施率は5番目に高い8.9%であった。以上の種目はひとりでも実施可能かつ特別な用具や施設を必要としない点で共通し、気軽に行えることから実施率も安定して高いと考えられる。

その他の種目として、2022年は「釣り」「サイクリング」「ゴルフ（コース）」「ゴルフ（練習場）」「ボウリング」といった種目が多く行われている。なかでも近年の特徴的な傾向として、2012年以降「ボウリング」の実施率は減少傾向にある。特に2018年以降は実施率・順位ともに減少し、新型コロナウイルスの影響により施設を利用する種目として敬遠された点も一因と考えられる。なお、同様の傾向は「水泳」にもみられ、2014年から2018年の間は7%前後の実施率であったが、2020年以降は上位10種目に入っていない。

（藤岡成美）



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

□ コロナ禍の運動・スポーツ実施状況

SSFは「新型コロナウイルスによる運動・スポーツへの影響に関する全国調査」を実施し、コロナ禍における運動・スポーツ実施状況を調べた。本調査は全国の18～79歳の男女を対象として、2020年6月、10月および2021年2月の3回、4ヵ月ごとに実施し、新型コロナウイルスの感染状況の変化が運動・スポーツ実施に及ぼした影響の把握を試みた。

コロナ禍の運動・スポーツ実施状況について種目別実施率の順にみると、「ウォーキング」は2020年2～5月

表3-2 種目別運動・スポーツ実施率の推移（成人：上位10種目）

順位	2012年	2014年	2016年	2018年	2020年	2022年
1	散歩（ぶらぶら歩き） 34.9	散歩（ぶらぶら歩き） 33.0	散歩（ぶらぶら歩き） 31.7	散歩（ぶらぶら歩き） 30.9	散歩（ぶらぶら歩き） 32.9	散歩（ぶらぶら歩き） 31.8
2	ウォーキング 25.0	ウォーキング 25.7	ウォーキング 23.5	ウォーキング 25.4	ウォーキング 28.3	ウォーキング 29.4
3	体操（軽い体操・ラジオ体操など） 20.5	体操（軽い体操・ラジオ体操など） 18.5	体操（軽い体操・ラジオ体操など） 17.0	体操（軽い体操・ラジオ体操など） 19.6	体操（軽い体操・ラジオ体操など） 19.4	体操（軽い体操・ラジオ体操など） 17.4
4	ボウリング 13.0	筋力トレーニング 13.0	筋力トレーニング 13.7	筋力トレーニング 15.2	筋力トレーニング 18.0	筋力トレーニング 16.4
5	筋力トレーニング 12.2	ボウリング 10.0	ボウリング 9.5	ボウリング 9.9	ジョギング・ランニング 10.6	ジョギング・ランニング 8.9
6	ジョギング・ランニング 9.7	ジョギング・ランニング 9.5	ジョギング・ランニング 8.9	ジョギング・ランニング 9.6	釣り 7.8	釣り 7.2
7	ゴルフ（コース） 8.3	ゴルフ（コース） 7.5	水泳 7.4	ゴルフ（コース） 8.1	ボウリング 6.8	サイクリング 7.0
8	ゴルフ（練習場） 8.0	ゴルフ（練習場）	釣り	釣り 7.2	サイクリング 6.6	ゴルフ（コース） 6.7
9	キャッチボール 7.5	サイクリング	ゴルフ（コース） 7.2	水泳 6.9	ゴルフ（コース） 6.4	ゴルフ（練習場） 6.1
10	釣り	水泳	サイクリング 6.8	ゴルフ（練習場） 6.6	なわとび 6.3	ボウリング 5.5

注1 年1回以上の実施率。

注2 2014年までは20歳以上、2016年以降は18歳以上を対象としている。

SSF「スポーツライフ・データ」（2012～2022）より作成

27.1%、6～9月23.1%、10月～2021年1月25.2%、「散歩（ぶらぶら歩き）」は18.4%、12.2%、14.2%、「筋力トレーニング」は11.4%、9.7%、10.0%と推移した（表3-3）。上位にあがる自宅や自宅周辺で比較的気軽に行える種目の実施率は、1年間のうち2～5月が最も高かった。一方で「ゴルフ（コース）」（3.0%、3.5%、3.6%）や「ゴルフ（練習場）」（2.7%、3.2%、3.4%）、「水泳」（1.5%、2.2%、1.7%）など、スポーツクラブや施設を利用して行う種目の実施率は2～5月が最も低く、6月以降は微増から横ばいの傾向を示した。2020年4月に発令された緊急事態宣言によるスポーツクラブや施設の休業、その後の再開が、人びとの運動・スポーツ実施に影響を与えたと考えられる。

「運動・スポーツは行っていない」者の割合について、1年間の推移をみると、2020年2～5月は49.9%、6～9月は55.2%、10月～2021年1月は52.6%であり、2～5月が最も低かった。わが国で新型コロナウイルスの感染がはじめて確認されてからの1年間では、1回目の緊急事態宣言の期間を含む2020年2～5月において、運動・スポーツを実施する人が最も多かったといえる。

（鈴木貴大）

□ 競技別登録人口とスポーツ実施人口

競技人口の正確な把握は難しい。競技の特性や競技団体・競技者がおかれている環境の違いなどにより、競技人口の定義や集計方法が団体によって様ではないからである。中央競技団体やその傘下団体が主催する競技会では、登録料の支払いが大会参加の条件であり、登録される競技会参加者の数を競技人口とみるのが一般的だが、市民スポーツイベントとして行われる各競技の大会など、競技団体が参加者の氏名やその数を把握できていない場合も少なくない。学校運動部では、競技会に出場しない補欠の学生・生徒も、学校連盟や都道府県連盟を通じて登録されるが、この中には競技を志向しない者も含まれている可能性があり、「学校運動部員＝競技者」という定義には議論の余地がある。

表3-4には、SSF「中央競技団体现況調査」（2021）に基づく、中央競技団体が公表または把握している登録者数とチーム数、SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」（2021）およびSSF「スポーツライフ・データ」（2022）から推計した年1回以上の種目別運動・スポーツ実施人口の上位種目を示した。なお、野球に関しては、国内に競技全体を統轄する団体が存在しな

いことから、ここでは調査に回答のあった社会人野球を推進する（公財）日本野球連盟の登録者数とチーム数を示した。

個人登録者数についてみると、最も多いのが「サッカー」91万9,466人で、以下、「ゴルフ」（62万9,070人）、「バスケットボール」（59万7,375人）、「陸上競技」（42万5,280人）、「バレーボール」（41万8,847人）、「バドミントン」（30万3,743人）、「ソフトテニス」（27万8,005人）の順となっている。

登録者を性別にみると、多くの競技で男性が女性を上回っているが、「バレーボール」と「バドミントン」、「エアロビクダンス」は女性の登録者のほうが多い。

（藤岡成美）



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

表3-3 コロナ禍の種目別運動・スポーツ実施率の推移

順位	実施種目	（%）		
		2020年 2～5月 n=5,000	2020年 6～9月 n=5,000	20年10月～ 21年1月 n=5,005
1	ウォーキング	27.1	→ 23.1	→ 25.2
2	散歩（ぶらぶら歩き）	18.4	→ 12.2	→ 14.2
3	筋力トレーニング	11.4	→ 9.7	→ 10.0
4	ジョギング・ランニング	6.4	→ 5.5	→ 5.4
5	体操（軽い体操、ラジオ体操など）	5.9	→ 4.0	→ 4.6
6	ゴルフ（コース）	3.0	→ 3.5	→ 3.6
7	ゴルフ（練習場）	2.7	→ 3.2	→ 3.4
8	サイクリング	4.0	→ 3.3	→ 2.8
9	ヨーガ	2.5	→ 2.6	→ 2.5
10	水泳	1.5	→ 2.2	→ 1.7
	運動・スポーツは行っていない	49.9	→ 55.2	→ 52.6

SSF「新型コロナウイルスによる運動・スポーツへの影響に関する全国調査（2021年2月調査）」（2021）より作成

2. 運動・スポーツ実施状況に関する各種調査

□ 政府系調査にみる運動・スポーツ実施状況

わが国の運動・スポーツ実施状況は、政府による世論調査によっても実態が把握されてきた。ここでは内閣府、文部科学省およびスポーツ庁が実施してきた各調査結果を用いて、国民の運動・スポーツ実施状況を確認する。

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(2016)は、主として内閣府が1979年度からおおむね3年ごとに実施してきた「体力・スポーツに関する世論調査」(2015年度のみ「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」)を踏襲するものである。本調査は、2016年度より調査方法が調査員による個別面接聴取(標本数3,000人)から登録モニターを対象としたウェブアンケート調査(標本数20,000人)へ、また調査対象が20歳以上の男女から18~79歳の男女へ、

さらに2017年より調査対象種目に「階段昇降」等が追記されるなど、調査方法、対象年齢、対象種目等に変更はあるものの、わが国の運動・スポーツ実施状況の推移を把握する調査である(図3-4)。

年1日以上運動・スポーツ実施率は、1979年の67.9%からゆるやかに増加し、2016年に大きく減少するが、2020年に過去最高の82.3%を示した後、2021年では80.4%となっている。また、週1日以上運動・スポーツ実施率は、1982年の27.9%から漸増し、2015年に大きく減少するが、2020年に過去最高の59.9%を示した後、2021年では56.4%となっている。2020年は、コロナ禍の影響によりスポーツ等の実施を通じた健康増進や体力増進などへの意識が大きく高まったことで、年1日以上および週1日以上運動・スポーツ実施率がともに増加したと推測されるが、2021年はそれより若干低下したといえる。

年1日以上および週1日以上運動・スポーツ実施率は、約40年間でそれぞれ12.5ポイント、28.5ポイン

表3-4 スポーツの競技別登録人口と推計実施人口

競技	登録者数(人) [チーム数]			実施率(%)		推計実施人口(万人)
	全体	男	女	12~17歳	成人	
ゴルフ	629,070	567,963	61,107	1.2	6.7	715
バドミントン	303,743	148,348	155,395	25.1	4.8	676
ボウリング	10,910	8,435	2,475	7.6	5.5	631
水泳	128,669 [5,905]	-	-	9.5	4.8	570
登山	5,340 [737]	-	-	3.8	5.1	564
卓球	188,511	115,892	72,619	17.5	4.0	541
サッカー	919,466 [30,219]	863,206 [28,893]	56,260 [1,326]	25.8	3.4	534
バスケットボール	597,375 [34,039]	344,337 [17,871]	259,722 [15,651]	20.6	2.8	435
バレーボール	418,847 [25,880]	159,125 [8,212]	259,772 [15,651]	21.9	2.3	391
野球	12,202 [353]	11,893 [353]	309	12.0	2.8	376
テニス(硬式テニス)	10,620	6,855	3,765	6.2	2.7	327
ソフトテニス	278,005 [12,656]	148,923	129,082	8.3	1.1	172
グラウンドゴルフ	156,023 [3,662]	94,461	61,562	0.0	1.3	137
エアロビックダンス	1,321 [26]	217	1,104	1.2	1.2	135
ソフトボール	172,256 [8,793]	100,697 [4,922]	71,559 [3,871]	4.5	0.9	125
陸上競技	425,280 [15,852]	275,187	150,093	9.3	0.4	105
アイススケート	7,112	-	-	1.6	0.7	85
フライングディスク	5,185 [285]	3,439 [155]	1,746 [92]	2.6	0.5	71
サーフィン	10,326 [1,250]	8,833	1,493	0.1	0.6	64
ボクシング	3,388	2,959	429	0.1	0.6	64
空手	86,707	-	-	1.6	0.5	64
柔道	143,549 [8,325]	115,937	27,612	2.7	0.3	50
カヌー	3,407	2,398	1,009	0.3	0.4	44
ボート・漕艇	9,074 [542]	6,098	2,976	0.5	0.2	24
ラグビー	96,714 [2,879]	91,631	5,082	0.5	0.2	24

注1 推計実施人口(12歳以上、年1回以上の実施者)の多い順に表示。

注2 推計実施人口は以下①、②の合計。

①成人人口の105,448,713人(2021年1月1日現在の住民基本台帳による)に、2022年調査の実施率を乗じて算出。

②12~17歳人口の6,776,072人(2020年1月1日現在の住民基本台帳および2015年国勢調査より推計)に、2021年調査の実施率を乗じて算出。

注3 登山は日本山岳・スポーツクライミング協会の登録者数・チーム数。

注4 サッカーにフットサルは含まない。

注5 野球は日本野球連盟の登録者数・チーム数。全日本軟式野球連盟の登録者数は、790,877人。

注6 バレーボールにソフトバレーは含まない。また、全体のチーム数には男女混合2,017チームを含む。

注7 フライングディスクの全体のチーム数には、性別不明の38チームを含む。

SSF「中央競技団体現況調査」(2021)、SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)、SSF「スポーツライフ・データ」(2022)などより作成

ト増加している。第3期スポーツ基本計画では、成人の年1回以上および週1回以上の運動・スポーツ実施率の目標値が掲げられ、それぞれ「100%に近づく」と「70%」とされているが、2021年の現状値から目標値までの差は年1回以上が19.6ポイント、週1回以上が13.6ポイントと大きく、目標達成までには時間を要すると考えられる。

□ 都道府県別にみる運動・スポーツ実施状況

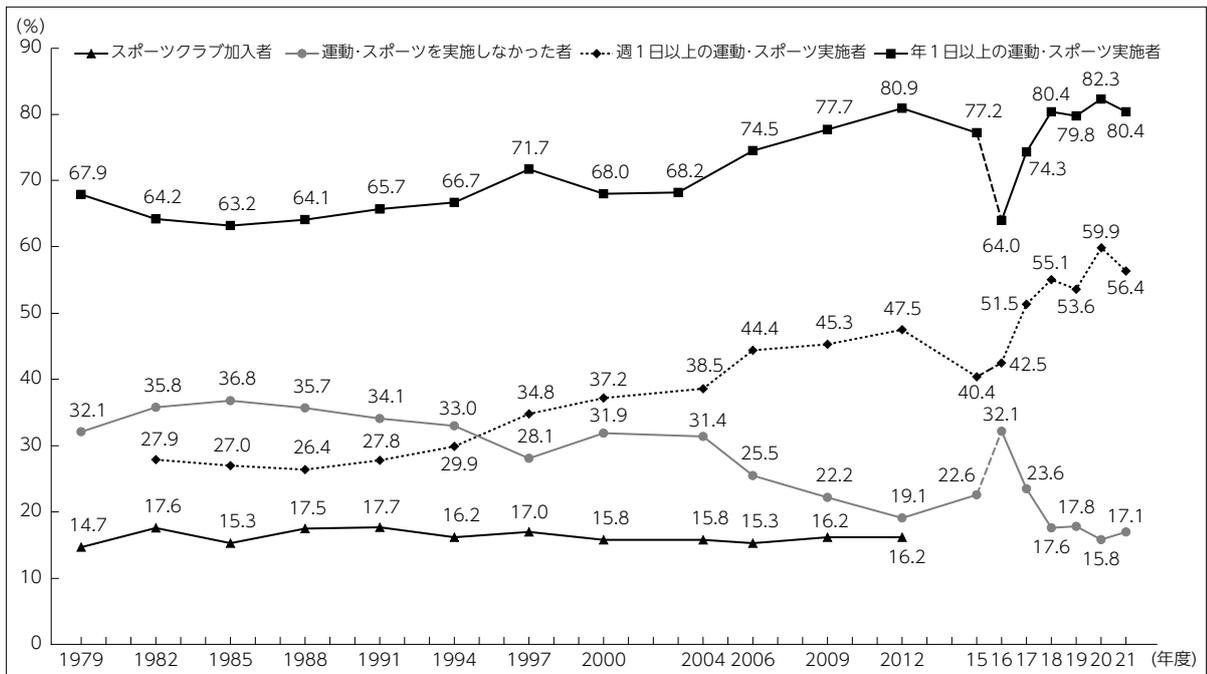
総務省「社会生活基本調査」(2021)によると、10歳以上の年1回以上のスポーツ行動者率(実施率)は66.5%であり、前回調査(2016)と比較すると2.3ポイント減少している。年1回以上の種目別行動者率(22種目およびその他)をみると、最も行われている種目は「ウォーキング・軽い体操」(44.3%)であり、「器具を使ったトレーニング」(12.9%)、「ジョギング・マラソン」(11.1%)、「サイクリング」(8.2%)、「つり」(7.8%)と続く。前回調査と比較すると、主として施設で行われる「ボウリング」と「水泳」が上位5位から外れ、新たに屋外で自由に行える「サイクリング」と「つり」が入っている。これは本調査が2021年10月20日現在で過去1年間の自由時間において該当する行動を行った状

況について調査した結果であり、この時期は2回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を含んだ期間であった点が影響したと考えられる。

社会生活基本調査は標本数が約18万人とその規模が大きいので、都道府県ごとのスポーツ行動者率を比較できる。都道府県別にみた行動者率の上位10位は、東京都(74.5%)、神奈川県(71.8%)、埼玉県(69.3%)、千葉県(67.4%)、群馬県(67.0%)など、関東地方において行動者率が高い傾向にあり、下位10位は、青森県(52.1%)、秋田県(57.1%)、山形県(58.4%)、岩手県(59.1%)、福島県(59.5%)など、東北地方において行動者率が低い傾向にある(表3-5)。前回調査と比較すると、宮崎県と福岡県を除く45都道府県で行動者率はすべて低下しており、最も減少幅の大きかった富山県(8.2ポイント減)が39位、続く長崎県(6.7ポイント減)が45位と下位に位置した。なお、前々回調査(2011)以降3回連続で東京都が最上位、青森県が最下位であり、その行動者率の較差も拡大傾向(2011年:19.2ポイント、2016年:19.7ポイント、2021年:22.4ポイント)にある。

上位・下位各10都道府県において行われた上位5種目をみると、「ウォーキング・軽い体操」の行動者率は

図3-4 運動・スポーツ実施率の推移(20歳以上)



注1 2015年度と2016年度の間は、調査方法に変更があったため破線としている。
 注2 2016~2021年度の「年1日以上の運動・スポーツ実施者」は、100%から非実施者と「わからない」を減じて算出している。
 内閣府(旧総理府)「体力・スポーツに関する世論調査」(1979~2009)、文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(2013)、内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(2015)、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(2016~2021)より作成

すべての都道府県で1位であり、2位以下の種目を大きく引き離している。下位県における「ウォーキング・軽い体操」の行動者率は、上位県のそれと比較すると概して低く、スポーツ全体の行動者率の高低に影響を及ぼしていると推察される。そのほかの特徴として、「サイクリング」は上位県でのみ、また「つり」は下位県の多くでその行動者率が上位5位に入っていることが指摘できる。

種目別に上位5位までの都道府県をみると、「ウォーキング・軽い体操」、「器具を使ったトレーニング」、「ジョギング・マラソン」および「サイクリング」は主として関東地方で実施され、「つり」は中国地方以南で実施されている傾向を確認できる（表3-6）。特に、都

道府県別にみた年1回以上のスポーツ行動者率で45位に位置する長崎県が「つり」では上位5位に入っている点特徴的である。

□ 運動習慣者の現状

厚生労働省「国民健康・栄養調査」(2019)では、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者を運動習慣者と定義している。2020年および2021年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査は中止されたが、2019年の運動習慣者の割合は総数が28.7%、男性が33.4%、女性が25.1%であり、男性では40歳代、女性では30歳代が最も低くなっている。運動習慣者の割合の推移(1999~2019年)を性別・

表3-5 都道府県別運動・スポーツ行動者率(10歳以上)

順位	都道府県	行動者率 (全体) (%)	上位種目									
			1位	%	2位	%	3位	%	4位	%	5位	%
1	東京都	74.5	ウォーキング・軽い体操	52.3	ジョギング・マラソン	15.3	器具を使ったトレーニング	15.0	サイクリング	14.4	登山・ハイキング	9.8
2	神奈川県	71.8	ウォーキング・軽い体操	49.3	器具を使ったトレーニング	15.0	ジョギング・マラソン	12.6	サイクリング	9.8	登山・ハイキング	9.6
3	埼玉県	69.3	ウォーキング・軽い体操	47.4	器具を使ったトレーニング	14.4	ジョギング・マラソン	12.9	サイクリング	9.5	登山・ハイキング	8.5
4	愛知県	68.8	ウォーキング・軽い体操	44.4	器具を使ったトレーニング	13.5	ジョギング・マラソン	11.3	つり	9.5	ゴルフ(練習場を含む)	9.0
5	千葉県	67.4	ウォーキング・軽い体操	46.9	器具を使ったトレーニング	13.2	ジョギング・マラソン	12.5	サイクリング	8.0	ゴルフ(練習場を含む)	7.4
6	滋賀県	67.2	ウォーキング・軽い体操	44.2	器具を使ったトレーニング	12.7	ジョギング・マラソン	11.0	登山・ハイキング	8.4	サイクリング	8.0
7	群馬県	67.0	ウォーキング・軽い体操	45.8	器具を使ったトレーニング	12.6	ジョギング・マラソン	10.8	登山・ハイキング	8.3	サイクリング	7.9
	京都府	67.0	ウォーキング・軽い体操	45.0	器具を使ったトレーニング	11.1	ジョギング・マラソン	10.7	登山・ハイキング サイクリング		9.7	
	福岡県	67.0	ウォーキング・軽い体操	45.7	器具を使ったトレーニング	14.0	ジョギング・マラソン	10.2	つり	8.6	サイクリング	7.7
10	熊本県	66.6	ウォーキング・軽い体操	44.3	器具を使ったトレーニング	12.5	つり	11.8	ジョギング・マラソン	11.6	野球(キャッチボールを含む) サイクリング	5.9
38	和歌山県	59.8	ウォーキング・軽い体操	38.2	器具を使ったトレーニング	9.6	つり	9.5	ジョギング・マラソン	7.8	ゴルフ(練習場を含む)	6.1
39	富山県	59.7	ウォーキング・軽い体操	37.2	器具を使ったトレーニング	10.8	ジョギング・マラソン	10.2	つり	7.6	登山・ハイキング	7.0
40	福島県	59.5	ウォーキング・軽い体操	37.4	器具を使ったトレーニング	12.6	ジョギング・マラソン	8.6	つり	7.0	ゴルフ(練習場を含む)	6.7
41	高知県	59.4	ウォーキング・軽い体操	36.9	つり	10.8	器具を使ったトレーニング	10.4	ジョギング・マラソン	8.0	水泳	6.8
42	岩手県	59.1	ウォーキング・軽い体操	35.8	器具を使ったトレーニング	9.8	つり	9.4	ジョギング・マラソン	9.2	野球(キャッチボールを含む) バドミントン	5.8
43	新潟県	59.0	ウォーキング・軽い体操	37.0	器具を使ったトレーニング	11.4	ジョギング・マラソン	9.5	つり	8.5	登山・ハイキング	7.2
44	山形県	58.4	ウォーキング・軽い体操	36.2	器具を使ったトレーニング	10.1	ジョギング・マラソン	9.6	つり	8.3	登山・ハイキング	7.7
45	長崎県	57.8	ウォーキング・軽い体操	37.0	つり	10.9	器具を使ったトレーニング	8.3	ジョギング・マラソン	7.7	水泳	4.9
46	秋田県	57.1	ウォーキング・軽い体操	35.7	器具を使ったトレーニング	9.7	ジョギング・マラソン	9.4	つり	8.0	野球(キャッチボールを含む)	7.0
47	青森県	52.1	ウォーキング・軽い体操	32.0	つり	9.4	器具を使ったトレーニング	9.1	ジョギング・マラソン	8.1	野球(キャッチボールを含む)	5.8

総務省「社会生活基本調査」(2021)より作成

年齢階級別にみると、男女とも60歳代および70歳以上はほかの年代と比較して高い水準で推移し、50歳代は、男性と比較して女性のほうが高い傾向にある（図3-5）。また近年は、男女とも70歳以上の運動習慣者の割合が最も高く、この20年の間で増加傾向にあるが、その他の年代は、増減を繰り返しながらもいずれも減少傾向にあることが指摘できる。

□ 余暇活動としての運動・スポーツ

（公財）日本生産性本部「レジャー白書」（2021）では、スポーツ部門をはじめ、趣味・創作部門、娯楽部門、観光・行楽部門、その他部門の計108種目の余暇活動への参加実態を調査している。2021年1～2月に全国15～79歳男女を対象にインターネットで調査された結果によると、2020年に実施者が多かった余暇活動の上位3活動は、「動画鑑賞（レンタル、配信を含む）」（1位3,900万人）、「読書（仕事、勉強などを除く娯楽としての）」（2位3,650万人）、「音楽鑑賞（配信、CD、レコード、テープ、FMなど）」（3位3,410万人）であった。これまで人気の高かった「国内観光旅行」や「外食」など外出や移動を伴う活動ではなく在宅レジャーが多く行われたのは、コロナ禍の影響と考えられる。そして、上位20活動のうち運動・スポーツに関わる活動と

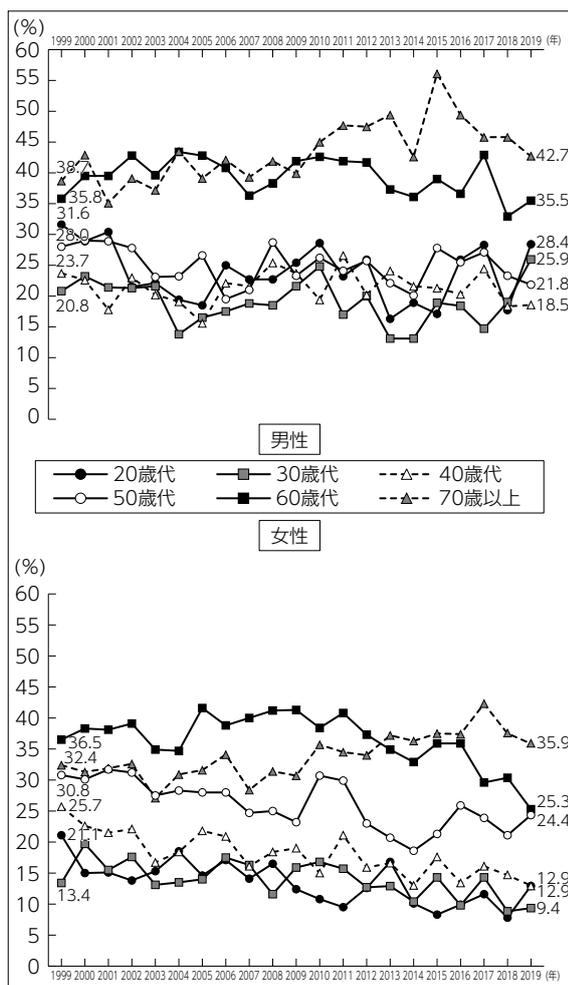


SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

して、その他部門に分類される「ウォーキング」（7位3,290万人）、スポーツ部門に分類される「体操（器具を使わないもの）」（12位2,330万人）、「ジョギング・マラソン」（14位2,220万人）、「トレーニング」（20位1,750万人）が入り、在宅や近場で行える運動・スポーツに関わる活動が、順位および参加人口ともに前年を上回る結果となった。

（松畑尚子）

図3-5 運動習慣者の割合の推移（20歳以上）



厚生労働省（旧厚生省）「国民栄養調査」（1999～2002）、
「国民健康・栄養調査」（2003～2019）より作成

表3-6 種目別運動・スポーツ行動者率（10歳以上）

(%)

順位	ウォーキング・軽い体操		器具を使ったトレーニング		ジョギング・マラソン		サイクリング		つり	
	全国	44.3	全国	12.9	全国	11.1	全国	8.2	全国	7.8
1	東京都	52.3	東京都	15.0	東京都	15.3	東京都	14.4	広島県	12.2
2	神奈川県	49.3	神奈川県		埼玉県	12.9	神奈川県	9.8	愛媛県	11.9
3	埼玉県	47.4	埼玉県	神奈川県	12.6	京都府	9.7	熊本県	11.8	
4	千葉県	46.9	大阪府	千葉県	12.5	埼玉県	9.5	山口県	11.2	
5	群馬県	45.8	福岡県	沖縄県	11.7	茨城県	9.2	長崎県	10.9	

総務省「社会生活基本調査」（2021）より作成

3. 諸外国の運動・スポーツ実施状況

わが国の成人による運動・スポーツ実施状況の特徴を明らかにするために、諸外国の調査結果との比較を試みた。対象年齢、運動・スポーツ実施の定義、データ収集の方法等は各国によって異なるため厳密な比較には限界があるが、比較対象国として韓国、イングランドおよびオーストラリアの3カ国の状況を参照した（表3-7）。

過去1年間に運動・スポーツを行わなかった非実施者の割合をみると、日本（26.7%）、韓国（28.7%）およびイングランド（27.2%）は、ほぼ同程度といえる。韓国の調査対象年齢が10歳以上と若く、またイングランドは週30分未満の不活動者（inactive）の割合である点には注意が必要だが、3カ国ではいずれも女性の非実施者の割合が男性より高くなっている。他方、オーストラリアの非実施者の割合（11.1%）は、ほかの3カ国と比較して約15ポイント低く、男性の非実施者の割合が女性よりわずかであるが高い。

また、週1回以上の運動・スポーツ実施率は、日本（59.5%）や韓国（60.8%）と比較してオーストラリア

（80.3%）が約20ポイント高く、週150分以上の運動・スポーツ実施率は、日本（36.3%）と比較してイングランド（61.4%）が約25ポイント高い。性別にみると、週1回以上の運動・スポーツ実施率は、いずれの国も女性のほうが高く、週150分以上の運動・スポーツ実施率は、男性のほうが高い。

実施種目をみると、調査対象種目やその分類は国によって異なるが、いずれの国も散歩やウォーキング等、歩行系の身体活動が実施種目の上位を占めていることから、特定の施設や組織を必要としない在宅や公共空間で、またひとりで手軽に日常生活に取り入れられる種目の人気が高いといえる。また諸外国と比較して、日本ではこれまで「ボウリング」が上位5位に入っていたが、2020年はコロナ禍の影響により施設に集まって行う種目が実施しにくくなったものと考えられる。その他、韓国では「登山」、オーストラリアではビーチやプライベートプール（裏庭のプール）でも行われる「スイミング」が上位にランクインするなどの特徴がある。

（松畑尚子）

表3-7 運動・スポーツ実施率および実施種目の国際比較

実施率	日本	韓国	イングランド	オーストラリア
非実施/不活動者	26.7% (男性: 23.9%、女性: 29.4%)	28.7% (男性: 25.2%、女性: 32.2%)	27.2% (男性: 26.3%、女性: 27.9%) ※ただし週30分未満の不活動者	11.1% (男性: 11.3%、女性: 10.8%)
週1回以上	59.5% (男性: 58.3%、女性: 60.8%)	60.8% (男性: 60.1%、女性: 61.4%) ※1回30分以上	—	80.3% (男性: 78.7%、女性: 81.9%)
週150分以上	36.3% (男性: 38.6%、女性: 34.0%)	—	61.4% (男性: 63.1%、女性: 59.8%)	—
実施種目	日本	韓国	イングランド	オーストラリア
1位	散歩（ぶらぶら歩き） 32.9%	ウォーキング （ジョギング、速歩） 48.5%	余暇のための歩行 1) 52.6%	ウォーキング （レクリエーション）6) 47.9%
2位	ウォーキング 28.3%	登山 21.0%	フィットネス活動 2) 24.9%	フィットネス/ジム 7) 37.1%
3位	体操（軽い体操、 ラジオ体操など） 19.4%	ボディビル（フィットネス） 11.2%	移動のための歩行 3) 23.0%	陸上競技（ジョギング、 ランニングを含む）8) 19.4%
4位	筋力トレーニング 18.0%	体操（素手体操、生活体操） 10.6%	サイクリング 4) 14.2%	スイミング 9) 17.2%
5位	ジョギング・ランニング 10.6%	自転車・サイクリング・ マウンテンバイク 8.6%	ランニング、複数種目 5) 13.7%	サイクリング 10) 14.5%
実施条件	過去1年間に1回以上	過去1年間に1回以上	過去28日間に少なくとも2回	年間1回以上
対象年齢	18歳以上	10歳以上	16歳以上	15歳以上
調査年	2020年	2021年	2020年11月～ 2021年11月	2021年

1) Walking for leisure 2) Fitness activities 3) Walking for travel 4) Cycling for leisure and sport 5) Running, athletics or multi-sports
6) Walking (Recreational) 7) Fitness/Gym 8) Athletics, track and field (includes jogging and running) 9) Swimming 10) Cycling
日本: SSF「スポーツライフ・データ」(2020)、韓国: 文化体育観光部体育振興課「2021年国民生活体育調査」(2022)、
イングランド: Active Lives Adult Survey November 2020-21 Report (2022)、
オーストラリア: AusPlay survey results January 2021 - December 2021 (2022) より作成

4. Sport in Life プロジェクト

Sport in Life プロジェクトでは、委託事業の実施や優秀事例の表彰「Sport in Life アワード」のほかにも、参考事例としてコンソーシアム加盟団体が取り組むスポーツ実施者増加に資するプロジェクトが紹介されている。

□ Sport in Life プロジェクトの参考事例

① 美馬市版SIBヴォルティスコンディショニングプログラム

「美馬市版SIBヴォルティスコンディショニングプログラム」(以下、VCPG)は徳島県美馬市、徳島ヴォルティス、大塚製薬(株)の三者が連携協定に基づいて取り組む、コンディショニングプログラムを中心とした健康施策である。

美馬市は徳島県西部に位置する人口2万7,475人(2022年9月現在)の市である。市では「美と健康」のまちづくりを推進する一方で、市民の生活習慣病の改善、医療費や介護費用の適正化を課題としていた。運動・スポーツに関しては、1日1時間以上の運動をしない住民の比率が全国の同規模自治体に比べて高い状況であった。

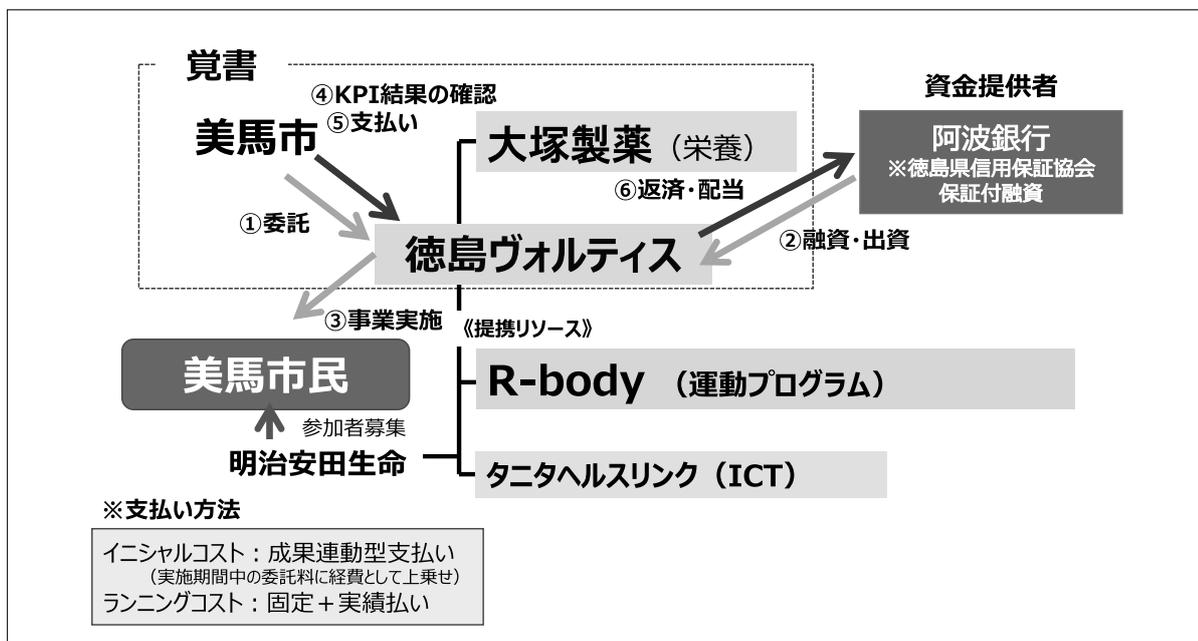
一方、Jリーグクラブ徳島ヴォルティスは、美馬市を

含む徳島県内の複数の市町をホームタウンとして、幼稚園や小学校・施設への訪問、地域イベント参加等のさまざまな地域貢献活動を展開していた。しかし資金や人員の限界もあり、活動持続に向けた新たな事業化の方法を模索していた。

そこで美馬市と徳島ヴォルティス、さらには市内に工場立地を進めていた大塚製薬の三者が連携協定を結び、2019~2023年度の5年間の予定で本事業を開始した。プログラムの実施にあたっては美馬市が徳島ヴォルティスに事業を委託し、提携する(株)R-bodyが運動プログラムの提供、(株)タニタヘルスリンクがICTの活用サポートを行うなど、三者以外にも複数の事業者が関わっている(図3-6)。また、美馬市から徳島ヴォルティスへの支払いに関しては、ソーシャル・インパクト・ボンド(Social Impact Bond : SIB、第2章、p.47)を採用している。具体的には、徳島ヴォルティスのインシヤルコスト相当額を成果連動型として支払い、その他のランニングコストは、固定払いと集合トレーニングの実施回数・参加人数に応じた実績払いを組み合わせている。ソーシャル・インパクト・ボンドには、美馬市が徳島ヴォルティスの提案やノウハウを取り入れやすく、さまざまな関係者を巻き込みやすいメリットがある。

VCPGの対象者は、姿勢の悪さや身体に慢性的な痛みを感じる20歳以上の市民約1,800人である。プログ

図3-6 美馬市版ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組み



徳島ヴォルティス資料(2022)より作成

ラムは9週間を1クールとして、初回に健康セミナーと運動機能・運動習慣のチェックを行う。併せて、大塚製薬から栄養についての情報提供などが行われる。その後の8週間で、ヨガマットを使用した軽微な運動を週1回の集合トレーニングとして実施する。指導スタッフはプログラムの指導だけでなく、参加者が自宅でもトレーニングを継続できるように積極的な声かけを重視している。さらに大塚製薬から提供される栄養食の摂取や活動量の記録等を実施し、1クールの最後に再度、身体機能や運動習慣のチェックを行う。VCPGはコロナ禍で一時中断を余儀なくされたが、感染防止対策を施しながら継続し、2022年には市内に完成した地域共生交流施設「小星ベース」において、十分な換気のもとに運動できる環境が整っている。

事業の成果指標は、①運動習慣をもつようになった人の割合（目標値60%）②介護予防マニュアル基本チェックリスト3項目該当者の改善（同70%）の2点である。2020年度は①63.8% ②83.3%、2021年度は①68.6% ②88.9%と目標値を達成している。ほかにもプログラム前後のアンケートで、肩こりや腰痛、頭痛を感じる参加者が半数以下に減少し、参加者からは心身の健康を実感する声が多数寄せられている。

加えて2020年10月からは、VCPGを未就学児に応用した「ヴォルティス元気っずプログラム」を開始した。子どもの集団遊びや外遊びができる環境の減少、肥満傾向の増加を課題とし、(公財)日本スポーツ協会の「アクティブ・チャイルド・プログラム」を参考にした運動プログラムを実施している。対象は3つの認定こども園における5歳児クラスの園児で、徳島ヴォルティスがプログラムの提供、大塚製薬が栄養面のサポートを担う。保護者の関心を高められるよう、LINE（ライン）



ヴォルティスコンディショニングプログラム

による活動風景の動画配信、家庭での実践につなげるためのワークブックの作成・配布なども行っている。

元気っずプログラムは、2020年度Sport in Life推進プロジェクトの公募事業である「ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業」に採択されている。2021年度以降は市で予算化し、成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success：PFS、第2章、p.47）で事業を継続している。

このような一連の取り組みはほかの自治体や団体からも注目され、北海道釧路市と同市を本拠地とするひがし北海道クレインズ（アイスホッケー）も同様のプログラムに着手している。

②SNSやYouTubeを利用したトライアスロンの普及活動

(公社)日本トライアスロン連合では、2019年に「トライアスロン＝健康スポーツ計画」とした短中長期計画を掲げ、エリート選手の強化だけでなく、愛好者の増加やトライアスロンの健康スポーツとしての発展を目指した活動を展開している。2020年度からSNSやYouTube（ユーチューブ）を利用した競技の普及活動を開始し、Sport in Lifeにおいては「スポーツ関連のメディア媒体を活用したスポーツ実施者の獲得」の取り組み参考事例として紹介されている。特に動画に関しては、事務局内に配信・制作用の専用スタジオを設置し、内製化している。

取り組みのポイントは2点あり、第一は健康増進につながるトレーニング動画の配信である。コロナ禍においても室内でできるトレーニングの紹介やトライアスリートに向けたメッセージの動画を制作し、YouTubeで配信した。また、長く続けてきたコーチングシンポジウムや研究会、東京2020大会に向けたパラトライアスロンのセミナー・報告会を、完全オンラインで開催した。

第二は、トライアスロンを身近に感じられるコンテンツの提供である。具体的にはTwitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）といったSNSを通じて、大会エントリー開始のお知らせ、大会当日の速報、イベントの告知、選手からのメッセージ等を常にリアルタイムで発信している。また、新様式トライアスロン観戦スタイルとして全国各地の大会をライブ配信し、競技会場に行かなくても大会を視聴することを可能にした。

当初はコロナ禍での競技普及を目的として開始した取り組みだが、2022年現在も継続している。セミナーや

シンポジウムもオンラインまたは対面とのハイブリッド形式で実施することが多い。2022年にもコーチングシンポジウムはオンラインで継続するほか、9回目となる「トライアスロン・パラトライアスロンフォーラム」をZoom（ズーム）ウェビナーで開催し、定員に達する申し込みがあった。

SNSについては、コロナ前の2019年度末と2022年12月時点を比較して、Twitterのフォロワー数は約40%増、Facebookのフォロワー数は約10%増、YouTubeのチャンネル登録数は約300%増となった。Instagramの運用にも力を入れ始め、順調にフォロワー数を伸ばしている。また、2020年11月に開催された第26回日本トライアスロン選手権のライブ配信は、2020年末で2.8万回、2022年12月時点で4.4万回視聴されている。動画視聴者からは「現地で応援に行けないけれど、ウェブで配信してくれて嬉しい」「気軽に観戦できる」などの声が届いている。

ほかにも大会開催地域におけるオリンピックの学校訪問やパラトライアスロン体験教室、定期的な練習会や体験会の実施などを通じて、トライアスロンの新たな楽しみ方を提唱し、競技人口の拡大に努めている。

（宮本幸子）

5. 新たなスポーツ機会の創出

□「する」スポーツにおけるITやテクノロジーの活用

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が、社会・経済に大きな影響を与えたことはいままでもない。スポーツや健康に関する産業・市場も例外ではなく、2020年4月に発令された第1回緊急事態宣言では、スポーツクラブが休業要請の対象となり、イベントは開催中止や延期などの対応を強いられた。

一方で、特に2021年に無観客で東京2020大会が開催された前後から、いわゆる三密を回避するために、ひとりであるいは屋外で行う運動やスポーツの人気が高まるなど、ポジティブな動向も散見されるようになった。加えて注目が高まったのは、ITやテクノロジーの活用である。休業要請を受けたフィットネスクラブによる、オンラインでのトレーニング動画配信を皮切りに、さまざまなアプリケーション（以下、アプリ）、ウェアラブル端末などが公開されている。

コロナ禍以前、2016年6月にスポーツ庁と経済産業省が合同で発表した「スポーツ未来開拓会議中間報告」では、5.5兆円のスポーツ市場を2025年までに3倍の15.2兆円に拡大するとされ、「IoT活用（施設、サービスのIT化進展とIoT導入）」が新たに創出する市場として位置づけられ、1兆円規模の市場への成長が期待され

表3-8 運動・スポーツ・身体活動におけるアプリ・ゲーム等の使用

(%)

		n	トレーニング・運動の記録用アプリ Nike Training Club、adidas Running など	健康・ヘルスケアデータの管理用アプリ FiNC、Google Fit、iOSヘルスケア など	オンライン上の交流を伴う参加型のアプリ ラントリップなど	スポーツ団体の管理用のアプリ Player！ など	ウェアラブル端末 Garmin、Apple Watch、Fitbit など	ゲーム（身体活動を伴うもの） リングフィットアドベンチャー、ポケモンGO など	インターネット上の無料動画 YouTube、ニコニコ動画、TikTok など	インターネット上の有料動画 フィットネスクラブによるライブレッスン など	自治体の健康ポイント事業	特になし
	全体	2,188	6.2	16.8	0.6	0.4	7.9	9.5	24.7	0.8	1.8	58.4
性別	男性	1,127	8.1	14.7	1.0	0.4	9.0	9.7	22.4	1.1	1.3	59.3
	女性	1,056	4.3	19.0	0.2	0.5	6.8	9.4	27.3	0.5	2.3	57.4
年代	18・19歳	62	12.9	12.9	0.0	0.0	11.3	16.1	54.8	0.0	3.2	35.5
	20歳代	277	11.9	21.3	0.4	0.0	9.0	17.7	39.7	1.8	2.2	44.0
	30歳代	312	9.9	20.2	0.6	1.0	10.6	19.2	34.3	1.0	1.9	43.3
	40歳代	444	7.0	22.1	1.1	0.2	9.2	11.5	30.4	0.7	1.6	48.4
	50歳代	368	4.6	18.8	0.8	1.1	9.5	6.0	23.4	0.8	1.6	58.4
	60歳代	355	3.9	12.7	0.6	0.3	6.2	3.7	13.5	0.6	2.5	70.1
	70歳以上	365	0.5	6.8	0.0	0.0	2.7	0.8	5.5	0.3	0.8	86.6

注1 複数回答。

注2 網掛けはサンプル数が少ないため参考値として扱う。

注3 アプリやゲームの具体例は、質問文に例示したものから抜粋している。自治体の健康ポイント事業は「歩数や運動実施などでポイントを得て商品等と交換する事業」を指す。

SSF「スポーツライフ・データ」(2022)より作成

ている。つまりスポーツ分野におけるITやテクノロジーの活用は、働き方におけるリモートワークやオンラインミーティングと同様、もともと構想や計画があった、あるいは成長が見込まれていたビジネスが、コロナ禍によって一気に進展した事例といえるだろう。

実際に、人びとのスポーツライフにおいて、ITやテクノロジーの活用はどの程度、浸透しているのか。SSF「スポーツライフに関する調査2022」では、運動やスポーツを実施する際のアプリやゲーム、インターネットの活用についてたずねている。「この1年間に運動・スポーツは行わなかった」人を除いた2,188名（以下、運動・スポーツ実施者）を対象とした分析結果では、「インターネット上の無料動画」の使用が最も多く24.7%、次いで「健康・ヘルスケアデータの管理用アプリ」が16.8%、「ゲーム」が9.5%、「ウェアラブル端末」が7.9%、「トレーニング・運動の記録用アプリ」が6.2%であった（表3-8）。また、「特になし」が58.4%を占めた。

年代別にみると、20~40歳代の利用が多いことがわかる。「特になし」は、20歳代44.0%、30歳代43.3%、40歳代48.4%であり、20~40歳代においては、運動・スポーツ実施者の半数以上が、何かしらのアプリやインターネットを使用していることがわかる。具体的には、

1割がウェアラブル端末を身につけ、2割が体重や歩数をスマホに記録し、3~4割が無料動画をみてトレーニングや運動を行い、1割がアプリに体重や運動の履歴などを記録しているという姿が浮かび上がる。一方で、50歳代以降は、年代が高いほど「特になし」と回答する割合が高く、70歳以上では86.6%を占めた。

前述のとおり、コロナ禍以前の2016年の段階で、ITやテクノロジーの活用は、スポーツ産業における新たな成長分野として期待されていた。新型コロナウイルス感染症が事業の成長を促進するアクセラレータとなり、さまざまな商品やサービスが開発されてきたが、そのきっかけはコロナ禍で失われた機会や場をITやテクノロジーで代替するという観点、つまり、マイナスを補うことが中心であったと考えられる。しかし最近では、たとえば、部活動の地域移行を念頭に置いて、テクノロジーを活用したスポーツ指導が試行されるなど、マイナスを補うだけではなく新たな価値をも生み出し始めている。今後、20~40歳代を中心に一定程度浸透した現状をベースとして、ITやテクノロジーが新たなスポーツの形を創り出し、スポーツの価値を高め、魅力的な市場として成長することを期待したい。

（横田匡俊）



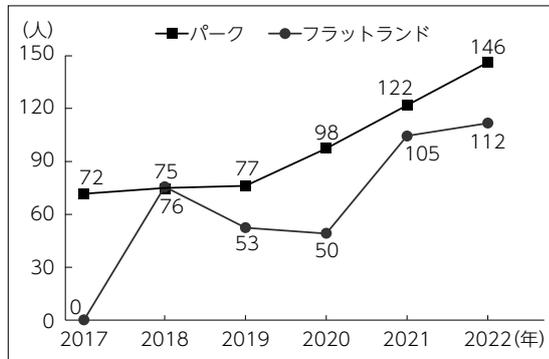
写真提供：PIXTA

アーバンスポーツの実施状況

各競技団体の資料から推計を含めた最新の競技人口と競技登録者数を、(一社)日本アーバンスポーツ支援協議会で集約した。具体的には、BMXフリースタイル、スケートボード、ブレイキン、スポーツクライミング、ローラーフリースタイル、パルクールにおける2022年10月末現在の競技人口および団体登録者数が把握されている。

BMXフリースタイルの競技人口は5,000人と推計される。登録者数に関しては過去6年間のパーク(さまざまなサイズのジャンプ台を使い、難易度の高いトリックをミスなく、どれだけメイクできるかを競う競技)とフラットランド(平らな場所で自転車とともに回転したり、タイヤの上でバランスをとったりする芸術性の高いトリックを競う競技)の詳細が判明しており、東京2020大会の影響を受けて、確実に数字を伸ばしている。

BMXフリースタイル 登録者人口の推移



全日本フリースタイルBMX連盟資料(2022)より作成

スケートボードは愛好者が50万人を超えているといわれながらも、コロナ禍における競技会の減少により、登録者数はその1%以下にとどまっている。

パリ2024大会でオリンピック競技となったブレイキンの競技人口は200万人と推計される。この推計値はブレイキンだけでなくストリートダンス全体の数字であるが、ストリートダンスの小・中学校体育への導入が影響した競技人口と考えられる。ブレイキンに関しては地方におけるダンススタジオの増加により、競技人口が多い。

スポーツクライミングについては、単体での登録者数は把握されていない。競技人口は279万人と推計されており、ダンス(ブレイキン)と同程度である。ボルダリングのスタジオやイベント会場の増加も要因と考えられる。

ローラーフリースタイルの競技人口は7,000人と推計される。オリンピック競技ではないもののアーバンスポーツのひとつとして注目を浴びつつあり、体験会開催やテレビ取材依頼も増加している。同じくパルクールの競技人口は5,000人と推計される。登録者数は2022年に150人となり、前年と比べて1.4倍に増加した。アーバンスポーツ全般としては、東京2020大会の好影響により、パリ2024大会へ向けて競技人口を増やしていくものと考えられる。

(針谷和昌)

アーバンスポーツの推計競技人口と登録者数

競技	推計競技人口(うち登録者数)	競技団体
BMXフリースタイル	5,000人(うち登録者数258人)	全日本フリースタイルBMX連盟
スケートボード	4,000人(うち登録者数約100人)*1	日本スケートボード協会
ブレイキン	200万人*2(うち登録者数1,000人)	日本ダンススポーツ連盟
スポーツクライミング	279万人*3	日本山岳・スポーツクライミング協会
ローラーフリースタイル	7,000人(うち登録者数70人)*1	日本ローラーフリースタイル協会
パルクール	5,000人(うち登録者数150人)	日本体操協会

*1 WSJ(ワールドスケートジャパン)登録者数。

*2 ブレイキンを含むストリートダンス実施人口。

*3 推計競技人口は(株)博報堂DYメディアパートナーズ調べ(2019年6月)。登録者数には山岳やスキーの実施人口も含まれるため、スポーツクライミングに限定した競技人口は不明。

各競技団体資料(2022)より作成

6. スポーツ施設の定義と整備状況

□ スポーツ施設の定義

国内のスポーツ施設については、文部科学省「社会教育調査」において、「社会体育施設調査」と「民間体育施設調査」の2つの調査を実施している。これらの調査の中では自治体をはじめとした行政が設置する陸上競技場や体育館、水泳場、民間事業者が設置するゴルフ場やボウリング場、レジャーやレクリエーションに供されるキャンプ場ほか屋外スポーツ施設など、51のスポーツ施設が種別ごとに分類され、該当しない施設については「その他」に分類されている（表3-9）。また、わが国では教育機関の多くが体育教育施設として体育館、グラウンド、プールなどの施設を有している。文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」では学校体育・スポーツ施設として小学校、中学校、高等学校、専修・各種学校などのほか、大学・高等専門学校が設置する体育施設について、同様に51のスポーツ施設種別ごとに分類している。

SSF「スポーツライフ・データ」(2020)においては、特定の施設を必要とせずひとりでできる種目の実施率が増加している。2020年、新型コロナウイルス感染症の流行により運動・スポーツ実施の環境は劇的に変化したが、過去1年間の運動・スポーツ実施状況については、

各運動・スポーツ実施レベルにおいて2018年調査との大きな差はなかった。年1回以上、週1回以上、週2回以上行われる運動・スポーツ種目をみると、いずれにおいても「ウォーキング」、「散歩（ぶらぶら歩き）」、「筋力トレーニング」、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」が男女ともに上位を占めており、特に2018年調査との比較において18・19歳の「筋力トレーニング」は10ポイント以上の増加となった。これらの傾向に合わせて運動・スポーツの実施場所や利用施設についても2018年調査との比較から「道路」や「自宅（庭・室内等）」が増加している。

ひとりで実施できるエクササイズ系種目が運動・スポーツ実施率を押し上げる中、自宅周辺や自宅で工夫をしながら運動・スポーツが実施されている。自宅などは「スポーツ施設」の定義に収まるものではないが、運動・スポーツ実施の実態と合わせて考える上で重要なスポーツ実施場所となっている。

□ わが国のスポーツ施設整備状況

「社会教育調査」をみると、わが国の社会体育施設は、1950年代から1990年代にかけて増加し、2000年代以降は2005年の4万8,055ヵ所をピークに、その後は横ばいまたは微減で推移して、2021年には4万5,680ヵ所となっている（図3-7）。同様に、民間体育施設も1996年の1万8,146ヵ所から減少を続けており、2015

表3-9 社会教育調査におけるスポーツ施設の種別

1	陸上競技場	29	トレーニング場
2	野球場・ソフトボール場	30	レスリング場
3	球技場	31	ボクシング場
4	多目的運動広場	32	ダンス場
5、6	水泳プール（屋内/屋外）	33	射撃場
7	レジャープール	34	ゴルフ場
8	ダイビングプール	35	ゴルフ練習場
9	体育館	36	ボウリング場
10	柔道場	37	漕艇場
11	剣道場	38	ゲートボール・クロッカー場
12	柔剣道場	39	スカッシュ・ラケットボール場
13	空手・合気道場	40	ヨット場
14	バレーボール場（屋外）	41	スキー・スノーボード場
15、16	庭球場（屋内/屋外）	42	キャンプ場
17	バスケットボール場（屋外）	43	ハイキングコース
18、19	すもう場（屋外/屋内）	44	サイクリングコース
20	卓球場	45	オリエンテーリングコース
21	弓道場	46	ランニングコース
22	アーチェリー場	47	冒険遊具コース
23	馬場	48	海の家・海水浴場等の施設
24、25	アイススケート場（屋内/屋外）	49	河川・湖沼等の遊泳場
26、27	ローラースケート・インラインスケート場（屋内/屋外）	50	スカイスports施設
28	山の家	51	体操競技場

文部科学省「社会教育調査」(2021)より作成

年には1万4,987ヵ所となったが2018年は1万6,397ヵ所となっている。

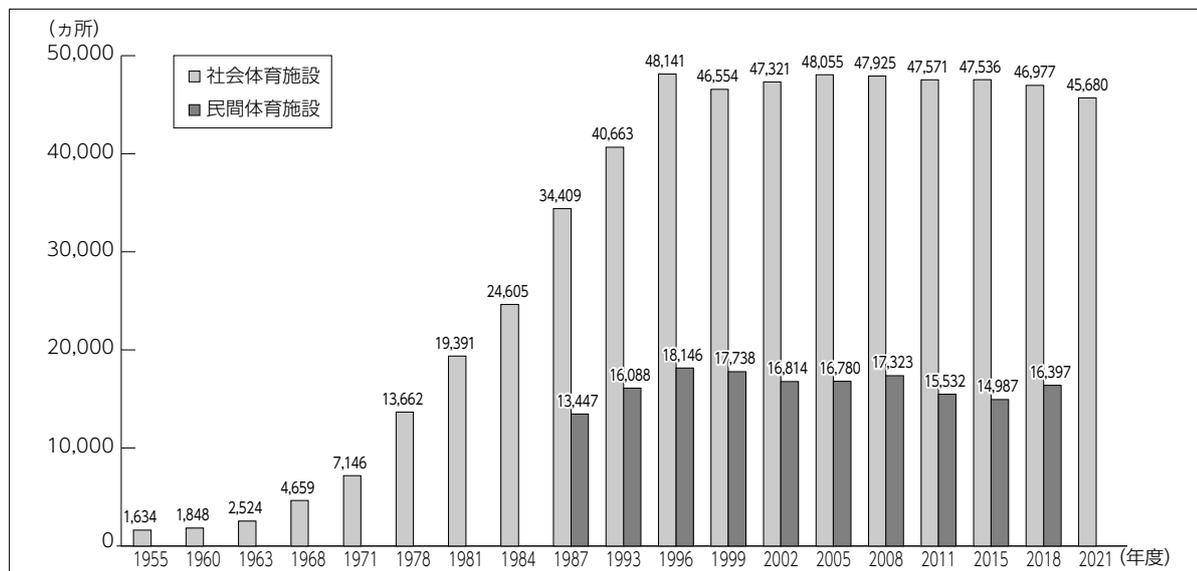
主な社会体育施設（2015年、2018年、2021年時点）および学校体育・スポーツ施設（2015年、2018年時点）の数と箇所数の増減について、年次比較を示した（表3-10）。社会体育施設について2021年時点で最も多いのは「多目的運動場」で7,706ヵ所、次いで「体育館」7,143ヵ所、「野球場・ソフトボール場」6,155ヵ所、「庭球場（屋外）」4,589ヵ所となっている。これら4施設は2015年以降の設置箇所数で上位を占めているが、2015年から2021年にかけての箇所数の増減をみると「多目的運動場」は2018年以降に増加に転じ、「体育館」も同様に2018年以降に微増となっている。一方、

「野球場・ソフトボール場」は2018年以降に増加傾向はあるものの2015年からの減少が大きく、「庭球場（屋外）」は継続して箇所数を減らしている。

継続して箇所数が増えている施設として、2021年に「トレーニング場」が1,798ヵ所、「球技場」が1,556ヵ所となっている。反対に継続して箇所数が減った施設として「水泳プール（屋外）」、「ゲートボール・クロッケー場」、「キャンプ場」があり、2015年から2021年までに約300～400ヵ所の施設が減少しており、51のスポーツ施設種別の中でも特に減数の幅が大きい。

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」によると、2018年時点で「学校体育・スポーツ施設（小・中学校、高校、専修学校など）」が11万3,054ヵ所となっ

図3-7 社会体育施設数と民間体育施設数の推移



注 2021年の社会体育施設は同年10月1日現在の数値。

文部科学省「社会教育調査」（1955～2021）より作成

表3-10 社会体育施設数と学校体育・スポーツ施設数の推移

	社会体育施設						学校体育・スポーツ施設		
	年次箇所数			箇所数の増減			年次箇所数		箇所数の増減
	2015	2018	2021	2015-2018	2018-2021	2015-2021増減の計	2015	2018	2015-2018
多目的運動場	7,568	7,553	7,706	▲15	△153	△138	29,561	28,957	▲604
体育館	7,113	7,102	7,143	▲11	△41	△30	32,410	31,546	▲864
野球場・ソフトボール場	6,267	6,124	6,155	▲143	△31	▲112	1,701	1,689	▲12
庭球場（屋外）	4,811	4,675	4,589	▲136	▲86	▲222	8,021	8,247	△226
トレーニング場	1,715	1,752	1,798	△37	△46	△83	1,713	1,519	▲194
水泳プール（屋内）	1,567	1,576	1,563	△9	▲13	▲4	993	784	▲209
球技場	1,478	1,530	1,556	△52	△26	△78	801	714	▲87
水泳プール（屋外）	1,874	1,716	1,552	▲158	▲164	▲322	23,263	23,615	△352
ゲートボール・クロッケー場	1,839	1,612	1,434	▲227	▲178	▲405	-	3	△3
キャンプ場	1,660	1,646	1,357	▲14	▲289	▲303	-	2	△2
施設総数	47,536	46,981	45,680	▲555	▲288	▲1,856	116,029	113,054	▲2,975

文部科学省「社会教育調査」（2015～2021）、「体育・スポーツ施設現況調査」（2015、2018）より作成

ている。2008年の同調査から2015年にかけて約2万カ所が減少して11万6,029カ所となり、そこからさらに約3,000カ所が減少している。文部科学省「文部科学統計要覧」(2015、2018)において、小学校、中学校、高等学校、専修・各種学校の合計数は4万854カ所(2015)から3万9,682カ所(2018)へと1,172カ所減少し、併せて施設についても多目的運動場604カ所、体育館864カ所などが減少している。一方で学校数の減り幅ほどに学校体育・スポーツ施設数が減っていない場合もみられ、増加した施設には庭球場(屋外)の226カ所増や水泳プール(屋外)の352カ所増などがあり、そのほかの屋外施設も微増や微減にとどまっている。

□ スポーツ施設の利用状況

SSF「スポーツライフ・データ」では、18歳以上および12~21歳の男女が運動・スポーツを行う際に利用するスポーツ実施場所・利用施設を複数回答でたずねている(表3-11)。18歳以上では、「道路」が最も多く56.9%、次いで「自宅(庭・室内等)」31.3%、「公園」17.0%となっており、自宅や自宅の周辺など身近な場所で運動・スポーツが行われていることがわかる。特に「自宅(庭・室内等)」については2018年調査の23.9%から大幅な増加がみられる。同様に12~21歳をみると、「公園」が最も高く28.9%、次いで「園庭・校庭・学校のグラウンド」28.0%、「学校の体育館」22.1%、「自分や友人・知人などの家の周り」18.8%、「自宅や友人・知人などの家」15.1%となっており、青少年の運動・スポーツの場は学校をメインとしつつ、18歳以上と同様に自宅や自宅周辺などがあげられている。

□ スポーツ施設と「つくる」スポーツ

18歳以上ならびに12~21歳の運動・スポーツの場として自宅や自宅の周辺など身近な場所が選ばれている現状から、新型コロナウイルス感染症の流行による新しい生活様式への移行を背景に、自宅でトレーニングを行う「宅トレ」やフィットネスクラブのオンラインパーソナルトレーニングなど、今後も創意工夫によってさまざまな展開が期待される。第3期スポーツ基本計画の策定において、新たなスポーツの視点としてスポーツを「つくる／はぐくむ」との考えが、「つながり」や「誰もがアクセスできる」とともに示されたように、「つくる」ことをかけ合わせた運動・スポーツ施設について事例が現れている。

新たなスポーツを「つくる」ことについては、スポーツ庁が2017~2019年に行った「スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト」において「スポーツ共創」の概念が示され、インクルーシブな社会に向けたスポーツの取り組みが紹介された。その中でも「未来の運動会プロジェクト」では、古くからあるわが国独自の運動・スポーツの文化である「運動会」を運動・スポーツ実施を促すメタウェアとして捉え、老若男女、世代や障害の有無に関係なく皆が参加し、楽しむことができる運動機会として打ち出している。メディアアートのテクノロジーを使って地域の人びとをつなぐ「未来の山口の運動会」や、老朽化した地域体育館を記憶にとどめるために実施した「未来の大阪の運動会」など、さまざまな運動会が地域の人びとによって新たにつくられている。東京都が2022年に、アート×デジタル×デザインの創造拠点として渋谷区に開設した「シビック・クリエイティ

表3-11 運動・スポーツを行う施設の利用率(複数回答)

順位	18歳以上(2022年)	(%)	順位	12~21歳(2021年)	(%)
1	道路	56.9	1	公園	28.9
2	自宅(庭・室内等)	31.3	2	園庭・校庭・学校のグラウンド	28.0
3	公園	17.0	3	学校の体育館	22.1
4	体育館	13.3	4	自宅や友人・知人などの家の周り	18.8
5	高原・山	11.4	5	自宅や友人・知人などの家	15.1
6	海・海岸	10.4	6	体育館	13.3
7	ゴルフ場(コース)	8.8	7	道路	11.2
8	トレーニングルーム	8.7	8	学校	9.8
9	ゴルフ場(練習場)	7.2	9	ボウリング場	5.6
10	河川敷	6.0	10	自宅や友人・知人などの家の庭	5.3
11	ボウリング場	5.9	11	スキー場	5.2
12	グラウンド	5.8	12	グラウンド・運動場	4.8
13	屋内プール	5.6	13	自宅や友人・知人などの家の中	4.5
14	テニスコート	3.9	14	海・海岸・港	4.3
15	スキー場	3.6	15	山・高原・林	3.8

注 過去1年間に「よく行った」運動・スポーツの上位5種目のうち、同一人物が異なる種目で同じ施設を利用していた場合、施設数は1として計上。
SSF「スポーツライフ・データ」(2022)、「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

ブ・ベース東京」(CCBT)では、「未来の東京の運動会」がオープニングイベントのひとつとして開催された。AIカメラに人間として認識されないようにポーズや動きを工夫してゴールを目指す「人間失格」や、ぬいぐるみでつくった東京タワーを投げつけられる玉から守る「東京タワー守り隊」など、ユニークな運動会種目が考案されている。こうしたスポーツを「つくる」施設においては、身体を自由に動かせたり、複数人で同時に運動できたりするだけでなく、お互いに話し合うための設備や、考えを共有するための備品や道具が不可欠であり、

従来の運動・スポーツ施設にさらなる検討が必要となる。

第3期スポーツ基本計画が各自治体のスポーツ振興政策に取り入れられる中で、従来のスポーツ施設を計画する上で基本的な考えであった「する・みる・ささえる」に加え、「つくる／はぐくむ」、「ともに」「あつまり」「つながる」、「誰もがアクセスできる」の新しい視点に対応した施設の与件についても併せて検討する必要があるだろう。

(上林功)



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

明治北海道十勝オーバル（北海道帯広市）

○施設概要

明治北海道十勝オーバル（帯広の森スピードスケート場：以下、十勝オーバル）は、北海道帯広市の帯広の森運動公園内にある屋内スケートリンクである。国際スケート連盟規格のダブルトラックで、1周400mリンクは幅15m（滑走ゾーン8m、アップゾーン5m、事故回避ゾーン2m）となっており、スピードスケートのNTC競技別強化拠点に指定されている。中地（なかち）と呼ばれる地下歩廊でアクセスするリンク内側の多目的広場はフットサルコート3面、テニスコート6面分のスポーツコートとなっており、昇降式防球ネットでリンクとの分割利用が可能である。メインストレートに沿った外周部分には5レーンの直線トラックが敷設されており、大会時には1,000席の可動観客席がせり出す。リンク外周全周に2コースのランニング走路がありアップなどに使われている。国内のほかのスピードスケート拠点に比べ施設規模はコンパクトだが、その分空調負荷が小さく効果的な室温調整がしやすいといわれる。

○地域がづくり・はぐくむスポーツ文化・環境

帯広市をはじめ十勝地方では、地域のスポーツとしてスケートが親しまれてきた。明治期に小学生の間で流行した「ゲロリ」と呼ばれる下駄スケートから始まり、1929年には大日本スケート連盟（現・（公財）日本スケート連盟）の創立と同時に帯広中学校にてスケートが体育の正課に取り入れられた。現在でも子どもの頃からの独自のスケート文化がはぐくまれている。陸（おか）リンクと呼ばれる冬季の小学校グラウンドを使ったアイスリンクが古くから保護者によってつくられ、小学生の中から早期のタレント発掘が行われてきた。才能ある子どもたちは成長に合わせて地域クラブチームへの所属やトップアスリートへのステップアップをし、専用スケート施設の利用や十勝オーバルなど競技環境そのものもステップアップできるなど、各世代に合わせたスケート文化と環境が整っている。スポーツ振興施策によってスケートがもたらされたわけではなく、土着のスポーツ（ヴァナキュラー・スポーツ）としてスケート文化が根づいてきた背景があ

る。

十勝オーバルについてもその名残をみることができる。施設の裏手にまわると、年季の入った古いガラス張りの屋内観覧席スタンドが隣接して建っている。これは1985年につくられた帯広の森“屋外”スピードスケート場（通称：森リンク）の観客棟であり、現在もアップスペースとして使われている。森リンクは2007年までの約20年にわたり使用され、地元から長野1998大会金メダリストの清水宏保選手など多くのトップ選手が巣立っている。十勝オーバルはかつての屋外リンクの場所につくられたが、リンクに併設されていた既存施設はそのまま地域のスポーツ・レガシー（遺産）として残されている。

全国のスポーツ施設の中には、地域の外から持ち込まれたスポーツ振興が先行した施設がつけられる場合も少なくない。陸（おか）リンクのような草の根から、十勝オーバルを頂点とするスポーツ環境のありかたは、スポーツ文化と競技環境そのものを地域が作りささえ、大切に育ててきた好例といえるだろう。帯広市は食と農林漁業を柱とした地域産業政策として「フードバレーとかち」を推進し、帯広の森運動公園などスポーツ環境を活かしたサポートを行っている。食料自給率1,339%（2021年度）という十勝地域の食のサポートを背景とした新たなスポーツ環境のありかたについても期待したい。

（上林功）



明治北海道十勝オーバル

III 近年のスポーツ参加の動向と政策目標の達成に向けて

「スポーツ白書2020」が発行された2020年3月は、予定されていた東京2020大会の開催に期待が残る中で、新型コロナウイルス感染症の影響に強い不安を覚え始めた時期であった。それからの3年間でわが国に限らず世界が経験した未曾有の事態は、本章のテーマであるスポーツ参加にも影響を及ぼしたと思われる。つまり過去3年間のスポーツ参加は、それ以前には想定されてこなかった促進要因と抑制要因の絡み合った影響を受けていることになる。この点に着目しながら、本章で取り上げた成人のスポーツ参加の動向を改めて確認してみたい。

1. 東京2020大会は人びとのスポーツ参加を促進したか？

SSF「スポーツライフに関する調査」のデータを参照すると、東京2020大会の開催が決まった2013年以降は、レベル4の2014年から2020年にかけての微増や、レベル1の2016年から2020年にかけての微減はみられるが、オリンピック・パラリンピック大会の開催という国家的事業が展開される期間として捉えれば、それに影響を受けた変化は生じなかったといえるだろう。

他方、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の結果をみると、2013年以降はその前10年間と比べると明らかに異なる傾向を示している。2015年から2016年にかけて、年1回以上および週1回以上実施率は減少に、非実施率は増加に転じた。さらには2016年を境に、実施率は増加に、非実施率は減少に転じ、明確なV字（非実施率では逆V字）を確認できる。

この動向の背景について合理的に説明するのは難しい。すでに指摘されているように、2016年からは調査方法に変更があった。さらに2017年調査からは、結果的に実施率を大幅に押し上げることになる「階段昇降」が調査対象種目に加わった。東京2020大会の前に、オリンピック・パラリンピック開催のレガシーを検証するひとつの指標である国民の運動・スポーツ実施率を測定する方法にこうした変更が加えられると、社会に生じている動向を科学的には説明できなくなる。

以上の情報に加え、スポーツ行動者率（「社会生活基本調査」）および運動習慣者率（「国民健康・栄養調査」）の年次推移を男女別に示した（図3-8）。ちなみに運動・

スポーツ実施率（「スポーツの実施状況等に関する世論調査」ほか）については上記の理由により、2016年と2017年のデータを参考値とみなした場合のひとつの見方として2015年から2018年にかけて破線で見ないだ。2013年は東京2020大会の開催が決まった年、2021年は実際に開催された年であり、また2020年から右側の部分は新型コロナウイルスの影響が及んでいることを意味する。男女各グラフの上部に位置する3本の折れ線グラフは、いずれも頻度が年1回以上の実施者の割合を示す。運動・スポーツ実施率の2015年から2018年までを破線で捉えるならば、各調査における年1回以上実施者の割合は男女とも、東京2020大会の開催が決定した2013年以降、目立った増減は示していない。下部には週2回以上実施者の割合を示した2本の折れ線グラフを配置した。男子の運動習慣者率でややばらつきがみられるものの、2013年以降では最小値は2014年の26.3%、最大値は2015年と2017年の31.2%であり、増減の幅は4.9ポイントの範囲内である。

このように運動・スポーツ実施を把握する国内の代表的な調査の結果をみる限り、東京2020大会開催決定後のわが国の成人によるスポーツ参加に何か特徴的な動向が生じたわけではない。オリンピック・パラリンピック招致時には、人びとのスポーツへの関心や参加を高めることが期待されたが、少なくともスポーツ参加を高めるにはいたらなかったと結論づけることができるだろう。

2. 新型コロナウイルス感染症は人びとのスポーツ参加を抑制したか？

新型コロナウイルスの国内感染がはじめて確認されたのは2020年1月15日であった。それ以降の爆発的な感染拡大はまだ記憶に新しいだろう。つまりスポーツ参加に限らず人びとの日常生活や行動が抑制されたのは2020年になってからのことである。

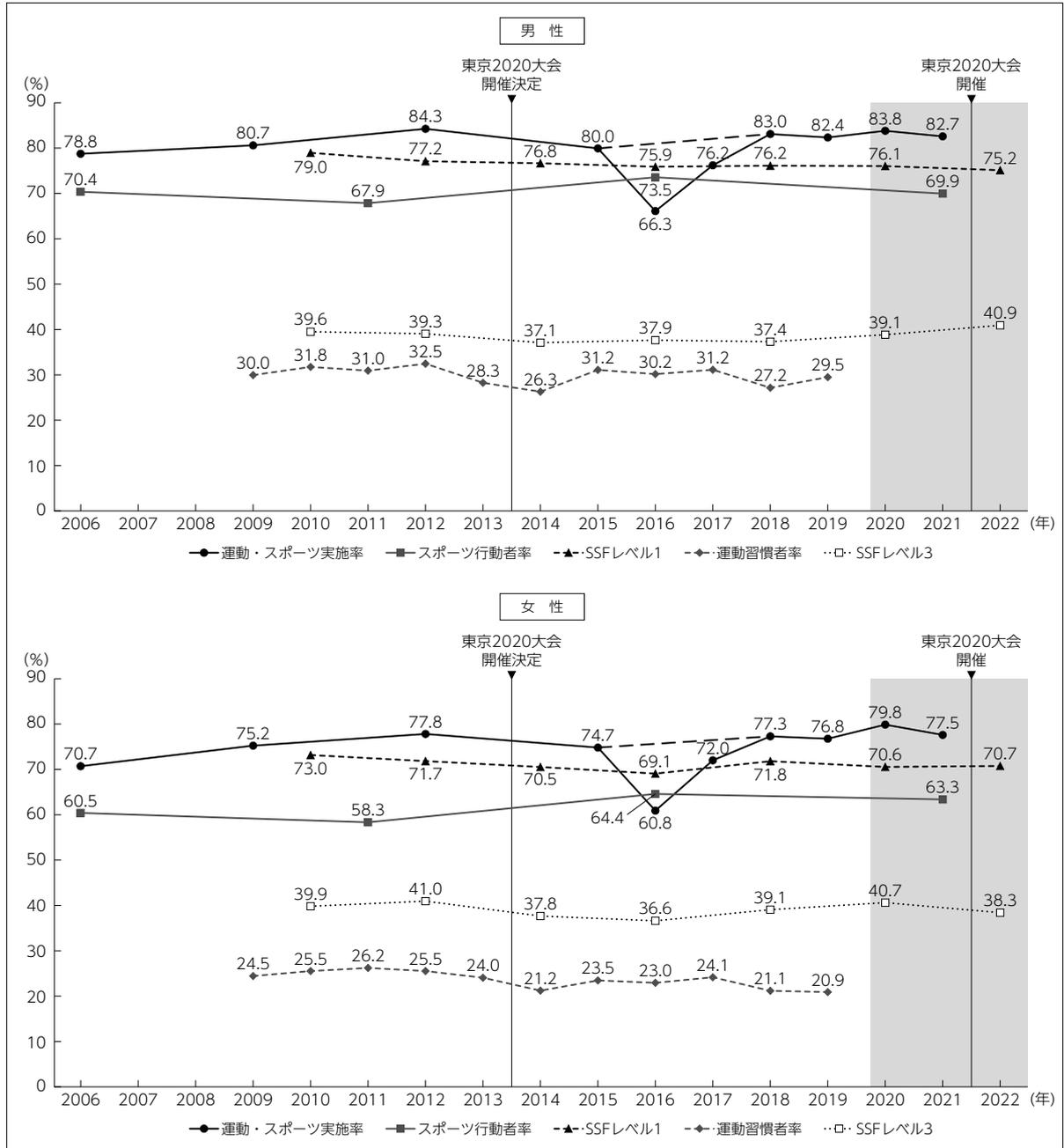
コロナ禍の人びとのスポーツ参加を把握するために行われたSSF「新型コロナウイルスによる運動・スポーツへの影響に関する全国調査」は2020年6月、10月および2021年2月の3回行われ、各調査期における運動・スポーツの非実施者率は、それぞれ49.9%、55.2%、

52.6%であった。見方を変えればコロナ禍においても約半数の人びとが何らかの運動・スポーツを実施したのであり、さらに時期による変化は約5ポイントの幅の中

にとどまっている。

これと同じことは図3-8からも確認できる。男性の運動・スポーツ実施率は2018～2022年で安定し、SSFレ

図3-8 運動・スポーツ実施に関する調査データの年次推移



注1 各値は以下の調査による。
 運動・スポーツ実施率：「体力・スポーツに関する世論調査」「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」「スポーツの実施状況等に関する世論調査」
 スポーツ行動者率：「社会生活基本調査」、運動習慣者率：「国民健康・栄養調査」、SSFレベル1・3：「スポーツライフ・データ」
 注2 運動・スポーツ実施率の2016年と2017年の値を参考値と捉えた場合の見方として、2015年と2018年の間を破線で示した。
 注3 運動習慣者率は年齢調整済みの値を示した。
 注4 2013年と2021年の調査結果として示した調査の一部は、東京2020大会の開催決定および開催の後にに行われている。
 内閣府（旧総理府）「体力・スポーツに関する世論調査」（2006、2009）、文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」（2013）、
 内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（2015）、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（2016～2021）、
 総務省「社会生活基本調査」（2006～2021）、厚生労働省「国民健康・栄養調査」（2009～2019）、SSF「スポーツライフ・データ」（2010～2022）
 より作成

ベル1は2019年から2021年にかけて減少しているとはいえ変化量はマイナス1ポイントであり、2019年以前の動向を踏まえても目立つ変化ではない。スポーツ行動者率も同様だといえるだろう。SSFレベル3はむしろ、2018年から2022年にかけて微増傾向にある。

女性においても同様の動向が生じていたといえる。運動・スポーツ実施率は2019年から2021年にかけて増減したが、その幅は3ポイント内に収まる。SSFレベル1とレベル3は安定しており、スポーツ行動者率の減少は約1ポイントにとどまる。

もちろんこれらの値は集団としての実施の有無とその頻度についての情報しか提供しておらず、実施状況の変化や年齢層による違い、実施種目やその方法などについては何も伝えていない。この点についてたとえばスポーツライフ・データを用いた報告では、コロナ禍とその前の時期のデータを比較し、運動・スポーツ実施水準が高いほどその習慣の維持率が高いこと、実施水準の低下に伴いその習慣の変化にばらつきが生じること、しかしそのばらつきにおいては概して減少よりも増加が上回り、コロナ禍においても運動・スポーツ実施は抑制されなかったことが指摘されている。

以上のような制約をもちながらも、図3-8は東京2020大会のレガシーやスポーツ基本計画で示されている成人のスポーツ参加に関する数値目標の評価においては、基本的な情報となるだろう。あくまでも集団としてみた場合、東京2020大会によって人びとのスポーツ参加は促進されず、また新型コロナウイルス感染症は必ずしも人びとのスポーツ参加に消極的な影響を及ぼしたわけではなかった。

3. 第3期スポーツ基本計画の目標達成に向けた課題

2022年度から始まった第3期スポーツ基本計画において、スポーツ参加については「成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は70%程度になること）を目指す」という具体的な目標が掲げられている。

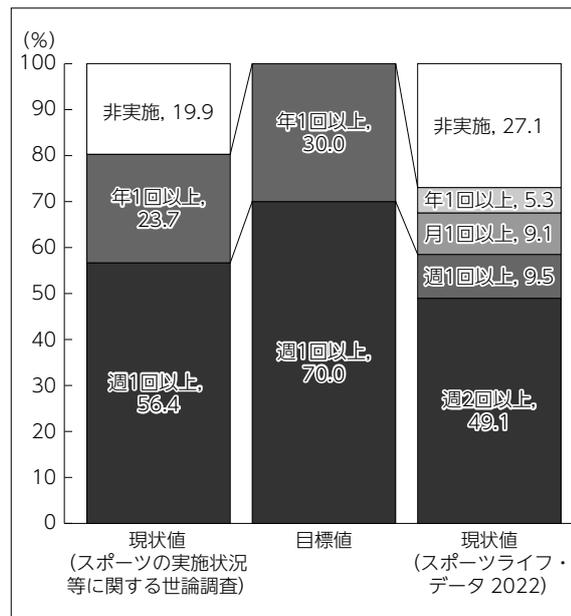
この目標値と、それに該当する現状値を2021年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」と「スポーツライフ・データ2022」に求め、グラフにまとめた（図3-9）。スポーツ基本計画の目標値を達成するためには、

「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の現状値に基づけば19.9%の非実施者をできる限り年1回以上の実施者に、さらに年1回以上実施者のうち13.6%を週1回以上の実施者に変容させる必要がある。同様に「スポーツライフ・データ」に基づけば、非実施者を少しでも年1回以上実施者に変容させるとともに、9.1%を占める月1回以上実施者の全員が、その実施頻度を週1回以上へと増やす必要がある。いずれも10%前後の人びとの行動変容が必要になるが、この割合を推計人口に直すと約1,058万人になる。他方、それを受け入れるスポーツ施設は、学校体育施設と社会体育施設、民間体育施設いずれも総数としてはここ数十年間、横ばいか減少傾向にある。さらに特に公共スポーツ施設は施設としての耐久年数に達しようとしている。

こうした現状は都市部と地方とで、あるいはスポーツ施設の種類の異なるであろう。また、約1,058万人の大部分は道路や自宅、公園といったいわゆるスポーツ施設以外の場所で運動・スポーツを行うことが見込まれる。このことを差し引いても、スポーツ参加に関する政策目標の達成には、既存の各種スポーツ施設の利用人数の増加を想定する必要があるだろう。

また東京2020大会の開催をきっかけに、若者を中心としてアーバンスポーツへの期待が高まり、わが国においてそれらの競技が普及し発展する気運が芽生え始めて

図3-9 第3期スポーツ基本計画におけるスポーツ参加の目標値と現状値



スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(2021)、SSF「スポーツライフ・データ」(2022)より作成

いる。以上から、スポーツ施設のストック適正化や人びとのニーズに合わせた整備は、政策目標達成のためにも、また新たなスポーツ文化の萌芽や普及のためにも求められる。

わが国における過去10年前後のスポーツ参加は、東京2020大会が開催されても増加せず、またコロナ禍にあって減少したわけでもなく、顕著な変化を示さなかった。そうした中で現行のスポーツ基本計画では10%ほどの人びとによるスポーツ参加行動の変容が目標とされている。Sport in Lifeプロジェクトの地道な普及、そしてITやテクノロジーの積極的な活用に、目標達成の可能性を求めたい。

(高峰修)



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

第4章 スポーツと健康増進

I スポーツと健康増進に関する施策

1. 厚生労働省の身体活動・運動施策

□ 近年の社会状況

2019年12月に中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は全世界に蔓延し、人と人との接触を抑制する予防策は身体活動の低下をもたらした。わが国では流行の初期に運動施設におけるクラスターが多く報告され、感染症蔓延下での身体活動・運動のありかたが議論されている。また、リモートワークの普及によって通勤および仕事での身体活動が低下した。リモートワークは新しい働き方としてCOVID-19終息後も継続する可能性が高く、身体活動のさらなる低下が懸念される。一方で、身体活動低下への危機感や、ストレス解消の目的で、運動種目によっては実施者が増加したとの報告もある。また、COVID-19下で研究が進展し、身体活動が感染予防や重症化予防に有効であるとする報告がなされている。次なる流行に備えて、感染症蔓延下でいかにして身体活動を継続するかは重要な課題である。

政策面では、EBPM（Evidence-Based Policy making、証拠に基づく政策立案）推進の流れがあげられる。内閣府はEBPMの定義を「政策の企画立案を、その場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとする」としており、2018年にEBPMへの取り組みの方針を示している。EBPMの展開ではロジックモデルが重視される。ロジックモデルとは文部科学省によると「ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの」であり、厚生労働省も主要な施策に関して、ロジックモデルを作成している。

□ 健康日本21

生活習慣病対策として展開されている「健康日本21（第二次）」は、1978年に開始された第1次国民健康づくり運動に端を発する。この政策はおよそ10年単位で見直され、2000年に始まった健康日本21は第3次国民健康づくり運動に、2013年に開始された健康日本21（第二次）は第4次国民健康づくり運動に位置づけられる。この間、2002年に「健康増進法」が制定されて、健康日本21の法的基盤が明確となった。

健康日本21は健康寿命の延伸と格差の縮小を目標としており、具体的な数値目標を設定してPDCAサイクルを回しながら対策に取り組む点に特徴がある。2000年に策定された健康日本21では、運動に関する目標として、①平均歩数の増加、②運動習慣者の割合の増加、③身体活動・運動に対する意識の向上が掲げられた。その結果、2011年の最終評価報告書では、①日常生活における歩数については悪化した、②③意識的に運動を心がけている人の割合は増加したが、運動習慣者の割合は変わらなかった、とされた。また同報告書において「運動・身体活動の重要性を理解しているが、行動に移せない人々に対するアプローチを行う必要がある。具体的には、個人の置かれている環境や地域・職場における社会支援の改善などがあげられる」と課題がまとめられた。

以上の結果を受けて、健康日本21（第二次）では、歩数と運動習慣者に関する目標に加えて、国民の身体活動・運動を支援する社会環境に関する目標が追加された（表4-1）。すなわち、「住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加」である。これによって、個人への働きかけのみならず、環境面から国民の行動変容を支援することとなった。計画開始より約10年を経て、2022年10月に健康日本21（第二次）の最終評価報告書が公表されたが、これによると、歩数や運動習慣者は「C.変わらない」という結果であった。ただし、性年齢別の評価で20～64歳の女性では「D.悪化している」とされた。また、「住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加」については「B.現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある」という結果であった。健康日本21（第二次）の10年間の取り組みとしては、厚生労働省による健康

づくりのための身体活動基準・指針（アクティブ・ガイド）の策定、特定保健指導、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づいた職域での身体活動促進、自治体によるインセンティブを用いた健康増進活動の広がり、スマート・ライフ・プロジェクト、健康増進施設や指定運動療法施設の認定、標準的な運動プログラムの策定、「健康寿命をのぼそう！アワード」による好事例の表彰、スポーツ庁のFUN+WALK PROJECTなどがあげられる。また、スポーツ庁の「スポーツ基本計画」（2022）、国土交通省の「自転車活用推進計画」（2021）などで、他省庁と連携した取り組みを行っている。2022年現在、健康日本21（第三次）策定のための検討が進められている。

□ 健康づくりのための身体活動・運動基準・指針

○ 国内の動向

わが国では1989年に「健康づくりのための運動所要量」が示されて以来、エビデンスの蓄積に応じて身体活動ガイドラインが改定されてきた（表4-2）。現在のガイドラインは2013年に策定されたもので、成人に対しては中高強度（3メッツ（METs）以上）の身体活動を23メッツ・時/週実施することが推奨されている。国民にわかりやすい目安として、23メッツ・時/週は1日

60分間の中高強度身体活動、あるいは8,000～10,000歩/日に相当するとされている。高齢者に対しては、強度を問わず10メッツ・時/週の身体活動の実施、すなわちおおむね2メッツ以上の家事等の立位作業も含めて、1日40分の身体活動が推奨されている。さらに現行のガイドラインの特徴として、たとえ推奨値に満たなくても「身体活動量を少しでも増やすこと」を強調している点があげられ、そのための啓発メッセージとして「プラス・テン」が用いられている。今よりも毎日10分間長く身体活動を実施することで、生活習慣病および生活機能低下のリスクが3.2%低減するとされている。

2022年現在、次期ガイドラインの策定に向けた改定作業が進められている。厚生労働省研究班による案の段階だが、その特徴を列記すると、①成人の推奨値は現行のままプラス・テンのメッセージも継続する、②新たに座位行動の減少が推奨され、30分ごとの座位行動の中断を意味する「ブレイク・サーティー」が啓発に用いられる、③子ども・青少年には1日平均60分以上の中高強度身体活動が推奨される、④高齢者の推奨値は改定され、15メッツ・時/週以上の中高強度身体活動が推奨される、⑤慢性疾患を有する人には健常人と同程度の身体活動が推奨される、⑥筋力トレーニング（子ども・青少年においては筋肉・骨を強化する身体活動）が推奨される、⑦高齢者にはマルチコンポーネント運動（有酸

表4-1 健康日本21（第二次）における身体活動・運動の目標

目標項目			ベースライン (2010年)	最終評価時 (2019年)	目標値 (2022年度)
①日常生活における歩数の増加	20～64歳	男性	7,841歩	7,864歩	9,000歩
		女性	6,883歩	6,685歩	8,500歩
	65歳以上	男性	5,628歩	5,396歩	7,000歩
		女性	4,584歩	4,656歩	6,000歩
②運動習慣者の割合の増加※	20～64歳	男性	26.3%	23.5%	36%
		女性	22.9%	16.9%	33%
	65歳以上	男性	47.6%	41.9%	58%
		女性	37.6%	33.9%	48%
③住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加			17都道府県 (2012年)	34都道府県	47都道府県

※ 1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者。

厚生労働省「健康日本21（第二次）最終評価報告書」（2022）より作成

表4-2 日本における身体活動・運動ガイドラインの変遷

年度	名称	推奨の主な内容
1989	健康づくりのための運動所要量	年代別に最大酸素摂取量の50%に相当する心拍数を提示して140～180分/週の実施を推奨
2006	健康づくりのための運動基準2006 健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）	3メッツ以上の強さの身体活動を23メッツ・時/週以上実施することを推奨
2013	健康づくりのための身体活動基準2013 健康づくりのための身体活動指針（アクティブガイド）	2006における身体活動の推奨に加えて、「プラス・テン」のメッセージおよび高齢者の推奨値を記載
2023 (予定)	健康づくりのための身体活動・座位行動指針（案）	子ども・青少年、障害を有する人への推奨値、座位行動、筋トレ、マルチコンポーネント運動に関する推奨を追加する方向で検討中

厚生労働省資料（1989、2006、2013、2022）より作成

素運動、筋力トレーニング、バランス運動、柔軟運動などの複数を組み合わせた運動)が推奨される、などがあげられる。国民への身体活動ガイドラインの浸透はまだ不十分であり、その認知は10%程度にとどまっている。また、ガイドラインを認知する者は身体活動量が多いことが報告され、今後さらなるガイドラインの普及啓発が望まれる。

○諸外国のガイドラインの動向

国際的に影響力の大きいガイドラインの動向については、2018年にアメリカのガイドラインが、2020年に世界保健機関（World Health Organization：WHO）のガイドラインが改定された。これらのガイドラインでは150～300分/週の中強度身体活動、あるいはそれに相当する中強度と高強度身体活動との組み合わせが推奨されている。また、300分/週以上の中強度の有酸素性の身体活動で、さらなる健康効果を得られる可能性が示唆されている。座位行動は「減らすこと」が推奨されているが、具体的な推奨値の設定は見送られている。ただし、2020年に策定されたカナダのガイドラインは1日の座位時間の推奨値を8時間以下としており、一歩踏み込んだ内容となっている。近年のガイドラインの特徴として、中断されない一回の身体活動を意味する「バウト」の概念がなくなった点がある。2018年より前のガイドラインでは、10分以上継続した身体活動のみを計算するとされていたが、現在ではさらに細切れの身体活動も計算に含めて、週あたり150～300分の蓄積が重要とされている。背景には細切れ身体活動を評価できる加速度計等のデバイスを用いた研究成果の蓄積がある。

(井上茂)

2. スポーツ庁の健康増進施策

□第3期スポーツ基本計画における

「スポーツによる健康増進」の位置づけ

スポーツ庁の健康増進施策は、「スポーツ基本法」に基づき、スポーツ基本計画の中に具体的な方針や目標、施策が示されている。2017年3月に策定された第2期スポーツ基本計画では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む4つの施策のうち2番目の「スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における「スポーツを通じた共生社会等の実現」の中の小項目のひとつとして、スポーツを通じた健康増進が位置づけられた。2017年7月には、スポーツ審議会のもとに健康スポー

ツ部会が設置された。健康スポーツ部会では、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現に向けた方策について調査や審議が行われ、2018年9月に「スポーツ実施率向上のための行動計画」、2019年8月には「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」が決定された。

第3期スポーツ基本計画では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策の5番目に「スポーツによる健康増進」が取り上げられている。第2期計画では、東京2020大会に向けて競技スポーツに重点が置かれていたが、延期後の大会開催や新型コロナウイルス感染症の影響、その他社会状況の変化を経て、第3期計画では、スポーツが社会活性化等に寄与する価値のひとつとして、スポーツを通じた健康増進による健康長寿社会の実現がより強調され、そのための機会提供や環境整備の施策が示されている。

政策目標として、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献することを掲げ、重点項目として、①健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、②医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進、の2点を示している。

①健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

現状は、スポーツによる健康増進に関するエビデンスは蓄積されてきたが、それらをまとめて活用するための体制が整備されていない。また、健康診断において、有所見でも自分では健康と認識している人も多く、そのような人の中には、健康のためのスポーツをしようと思う人は少ないとの指摘がある。

今後の施策目標は、スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法についての科学的知見を蓄積し、その普及や活用を通じて、スポーツを通じた健康増進を図る。具体的施策として、スポーツ庁は地方公共団体に対し、各地域の実態に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について、調査や検討を行えるよう支援する。加えて心身の健康に資するスポーツの研究を支援し、科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に、まとめた情報をわかりやすく周知する。

②医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

国民医療費が年間40兆円を超える規模となり、高齢化などによりさらなる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。一方で、スポーツによる健康増進の効果について、各種事業における成果物の利活用や効果的な情報発信、好事例の展開が不足している。また、健康のためのスポーツ促進にあたって、医療・介護とスポーツの連携や行政内部部局間の連携に課題がある。

今後の施策目標として、科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進し、住民の健康増進を図る。また、行政内部部局間の連携や医療・介護とスポーツの連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へと誘導する仕組みを構築する。加えて、従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者を増やし、働く世代や子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。

具体的施策として、スポーツ庁は、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取り組み方法に関する情報を共有し、普及啓発活動に向けた支援を行う。また、(公社)日本医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室などで適切なプログラムが提供され、安全かつ

効果的に運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。さらに、地方公共団体による介護とスポーツの連携を促進する事例の創出や、運動処方から適切なプログラムを作成できる専門家の養成を支援する。民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導において、医師や保健師などから従業員に対し、スポーツ実施を通じた健康保持増進について指導を行う。スポーツ庁は民間事業者や保険者と連携し、健康診断の際に体力テストを併せて行うなどの取り組みを検討する。

□ スポーツ庁の健康増進関連事業

①「運動・スポーツ習慣化促進事業」

(2015年度～)

地方公共団体は、住民が安全かつ効果的な健康づくりのために楽しく習慣的に運動・スポーツを実施できるよう、地域の実情に応じた取り組みを行う。スポーツ庁による「運動・スポーツ習慣化促進事業」は、そのような都道府県・市町村（特別区を含む）が行う健康増進に資する取り組みを支援する補助事業である。

②「Sport in Life 推進プロジェクト」

(2020年度～)

「Sport in Life 推進プロジェクト」では、東京2020大会による共生社会への関心の高まりとスポーツの機運向上を契機とした多様な主体によるスポーツ参画を促進する。スポーツが生涯を通じての生活の一部となること

表4-3 地域におけるリスク層別対応運動・スポーツ指導者・組織（試案）

リスク層	最もほしい指導者の資質	対応可能な指導者資格	受け入れ可能な施設・組織				患者に勧めやすくなる要因
高リスク層(医療) 整形 外科系 内科系	●患者・医師と上手にコミュニケーションが取れ、両者の橋渡し役になれる	理学療法士 (循環器) 心臓リハビリテーション指導士	指定運動療養施設 医療法42条施設 運動型健康増進施設	総合型地域スポーツクラブ 公共スポーツ施設 民間フィットネスクラブ	病院・クリニック	●運動指導者から患者の運動実施状況についてフィードバックや相談がある ●地域と医師を結ぶコーディネーターが存在することやネットワークがある	
中リスク層	●患者・医師と上手にコミュニケーションが取れ、両者の橋渡し役になれる	健康運動指導士					●運動指導者から患者の運動実施状況についてフィードバックや相談がある
低リスク層	●運動・スポーツの楽しさを伝え、安全に指導できる知識・経験を有する	健康運動実践指導者 健康・体力づくり系指導者 高齢者・介護予防系指導者					●運動指導者から患者の運動実施状況についてフィードバックや相談がある
健康層	●運動・スポーツの楽しさを伝え、安全に指導できる知識・経験を有する	スポーツ推進委員 スポーツ・レクリエーション系指導者					●地域の運動・スポーツの場や組織に関する定期的な情報提供がある ●日頃から地域コミュニティとつながりがある

スポーツ庁資料（2022）より作成

で人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念に賛同した民間企業、自治体、スポーツ団体等でコンソーシアムを構成し、これをプラットフォームとして、障害の有無などにかかわらず、働く世代をはじめとした成人のスポーツ実施を促進している（第3章、p.50）。数値目標としては、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）を掲げている。

2021年度には本プロジェクトの中で「安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり（日本医師会と連携した運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討）」が行われ、日本医師会健康スポーツ医ら運動に関わる可能性のある医師を中心にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえたりリスク層別対応の検討委員会試案を示した（表4-3）。2022年度には調査結果を受けて、同モデル事業が国内4つの地区で実施されている。2023年度にはその結果も踏まえ、ス

ポーツ庁では「運動・スポーツ習慣化促進事業」の枠で、地方公共団体が主体として継続あるいは他自治体への展開を行う方針である。日本医師会でもモデル事業のノウハウを展開させるための議論がなされている。

そのほか、第3期スポーツ基本計画に基づき、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備が行われる予定である。

障害者スポーツ推進プロジェクトをはじめ、共生社会に向けた取り組みも拡充している。今後ますます、多分野が連携して、多様な年齢層や健康状態の人びとに関わることで、すでにあるスポーツ・身体活動による健康増進のエビデンスの有効活用やさらなる普及促進を図り、インクルーシブかつ持続可能な形で、スポーツ実施率の向上を通じた健康増進やウェルビーイングの実現が期待される。

（小熊祐子）

II スポーツ・身体活動による健康増進

1. 健康状態・栄養摂取状況および体力・運動能力に関する調査

□ 健康状態・栄養摂取状況に関する調査

厚生労働省では、毎年、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料とするため、「国民健康・栄養調査」を実施している。しかしながら、2020年および2021年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査が中止となった。そのため本項では、2019年の国民健康・栄養調査の結果を示す。

まず、エネルギー摂取量とエネルギー消費量のバランスの指標となるBMIについてみると、20歳以上の成人において肥満者（BMI \geq 25kg/m²）の割合は、男性で33.0%、女性で22.3%であった。BMIについては、過去10年間でみると女性では有意な増減は示されず、男性では2013年から2019年の間に有意に増加していた。一方、女性のやせについて問題視されているが、最もやせの割合が高い女性の年代は15～19歳の21.0%であり、次いで20歳代の20.7%である。

また、超高齢社会であるわが国において、高齢者のフレイルは解決すべき課題のひとつである。そのひとつの要因となる低栄養の状況についてみると、65歳以上の低栄養傾向の者（BMI \leq 20kg/m²）の割合は、男性で

12.4%、女性20.7%であった。過去10年間でみると男女とも有意な増減は認められない。さらに性・年齢階別にみると、男女とも85歳以上でその割合が高く、男性で17.2%、女性で27.9%であった。

そのほか、糖尿病が強く疑われる者の割合は男性19.7%、女性10.8%であり、過去10年間に於いて男女とも増減はみられない。一方、収縮期血圧140mmHg以上の者の割合は、男性29.9%、女性24.9%であり、過去10年間に於いて男女とも有意に減少している。血清総コレステロール値が240mg/dL以上の者の割合は男性12.9%、女性22.4%であり、過去10年間に於いて男性では増減は認められないものの、女性では有意に増加している。

このような生活習慣病発症と関連が深い野菜摂取量や食塩摂取量についてみると、野菜摂取量の平均値は、男性288.3g、女性273.6gであり、「健康日本21（第二次）」において目標値とされている350gには達していない。食塩摂取量の平均値は男性10.9g、女性9.3gであり、過去10年間に於いて男性では有意に減少している。女性では2009年から2015年で有意に減少したものの、2015～2019年に於いて増減は認められない。この現在の食塩摂取量は、厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2020年版）」で示されている基準値（成人男性：

7.5g未満、成人女性：6.5g未満）には到達していない。

適切なエネルギー・栄養摂取は、適切な体重や体格・体組成を維持するのに重要な要因である。そして適切な体格・体組成からの逸脱は、疾患発症や死亡のリスク増大と関連しており、また一部の体力・運動能力の低下との関連も報告されている。そのため体格・体組成の指標やエネルギー・栄養摂取状況については、継続的に評価していくことが重要である。

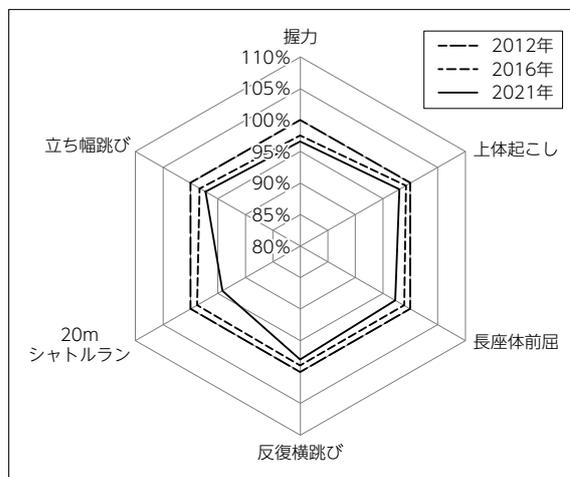
□ 体力・運動能力に関する調査

体力とは「人が保有または獲得した特性あるいは特徴のひとつ」と定義されており、一般的に健康関連体力と運動技能関連体力に分けられる。健康関連体力は心血管持久力、身体組成、筋力、筋持久力、柔軟性から構成され、運動技能関連体力には、これら以外の敏捷性やバランスなどが含まれる。体力は日常の身体活動レベルを維持・向上させるためにも重要な要素であり、また体力の高さと将来の疾患発症や死亡のリスク低下との関連を報告した多くの研究があることから、体力を評価し、高めておく必要がある。

文部科学省およびスポーツ庁では、国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得るために、小学生から高齢者を対象に「体力・運動能力調査」を実施している。2020年は新型コロナの影響により調査が中止された。2021年に実施された調査結果については、2022年3月に新たに第3期スポーツ基本計画が策定されたことに伴い、第1期スポーツ基本計画が策定・開始された2012年から、第2期スポーツ基本計画期間が終了した2021年までの10年間における推移が分析されている。

各年代における体力合計点の年次推移をみると、2012年時点と比較して、2017年から2019年にかけては多くの年代で男女ともに横ばいまたは向上傾向にある（表4-4）。ただし、40歳代女性においては、低下傾向が確認できる。さらに2021年に着目すると、40歳代

図4-1 40～44歳女性における体力測定各項目のレーダーチャート



注 各項目について2012年の数値を100%として示している。
スポーツ庁資料（2022）より作成

表4-4 各年代における体力合計点の年次変化

	男子 (%)							女子 (%)						
	第1期スポーツ基本計画期間		第2期スポーツ基本計画期間					第1期スポーツ基本計画期間		第2期スポーツ基本計画期間				
	2012年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2012年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
6～11歳	100.0	100.9	101.8	101.7	100.4	101.9	100.0	100.0	101.7	102.2	102.8	101.1	103.0	101.4
12～14歳	100.0	101.3	101.4	102.8	102.0	101.5	99.9	100.0	103.7	103.4	106.2	106.5	102.5	103.3
15～17歳	100.0	101.7	100.3	100.7	100.5	97.2	100.1	100.0	103.3	102.1	103.4	104.5	102.4	104.7
18・19歳	100.0	99.5	99.5	99.6	97.8	98.3	100.2	100.0	100.1	100.1	101.7	99.8	99.8	99.3
20～24歳	100.0	100.7	102.4	101.0	100.8	101.7	101.1	100.0	100.7	102.2	102.7	101.5	98.4	101.0
25～29歳	100.0	100.9	102.9	101.0	101.1	97.0	100.4	100.0	101.4	102.4	101.3	101.1	98.1	102.1
30～34歳	100.0	101.8	103.3	103.6	103.7	101.6	104.9	100.0	99.9	101.4	101.4	101.0	103.2	102.1
35～39歳	100.0	101.3	101.9	102.5	101.9	99.7	101.1	100.0	99.2	101.1	99.4	100.0	96.7	99.4
40～44歳	100.0	100.0	100.0	100.1	100.8	94.3	100.6	100.0	97.8	98.8	97.7	96.7	95.5	95.6
45～49歳	100.0	99.4	100.5	99.4	100.2	98.3	98.0	100.0	99.9	99.9	99.3	96.6	96.3	95.7
50～54歳	100.0	100.7	99.9	101.2	100.1	96.3	98.9	100.0	98.7	100.2	99.3	99.1	94.0	96.8
55～59歳	100.0	101.7	102.0	102.7	101.6	104.0	99.9	100.0	103.3	104.6	104.2	102.3	100.2	102.4
60～64歳	100.0	102.5	104.1	104.5	104.8	111.0	103.5	100.0	102.4	104.9	103.8	104.3	104.7	106.1
65～69歳	100.0	100.7	100.7	99.4	101.1	100.4	97.1	100.0	103.4	104.0	104.9	104.7	103.6	102.4
70～74歳	100.0	99.3	100.4	100.2	100.7	100.6	97.8	100.0	100.0	103.0	102.6	103.9	100.2	100.4
75～79歳	100.0	100.2	103.2	101.0	101.7	101.3	99.3	100.0	101.4	103.1	102.3	105.2	102.2	101.1

注1 2012年の値を100%とし、2021年までの年次変化を示している。

注2 2020年度はコロナ禍で実施時期や標本数などが例年と異なるため、参考値として扱う。

スポーツ庁資料（2022）より作成

以降の男性では多くの年代において低下している。体力測定 の各項目別にみると、年代や性別で一定の傾向は示され ない。40歳代女性においては、2012年と比べてすべての 項目で低い値となっている（図4-1）。

また、高い握力は全死亡リスクや心血管疾患の発症リ スクの低下と関連することが報告されており、握力も含め た全身の筋量・筋力の向上が重要とされている。その握 力について加齢の影響や年次推移をみると、加齢ととも に握力の低下がみられ、直近10年においては、多くの 世代で男女ともに低下傾向にある（図4-2）。

体力は、日常の身体活動を維持・向上させるため、また 運動・スポーツを実施する上で重要な構成要素である。 反対に、日常の身体活動や運動の実施も体力の向上をも たらす。体力・運動能力調査における各年代の運動・ス ポーツの実施頻度と新体力テストの合計点との関係をも と、運動・スポーツの実施頻度が高い人は、体

力の合計点も高い。日々の身体活動量の向上や運動実施 を通して体力を高く維持し、疾患予防につなげていくこ とが重要である。

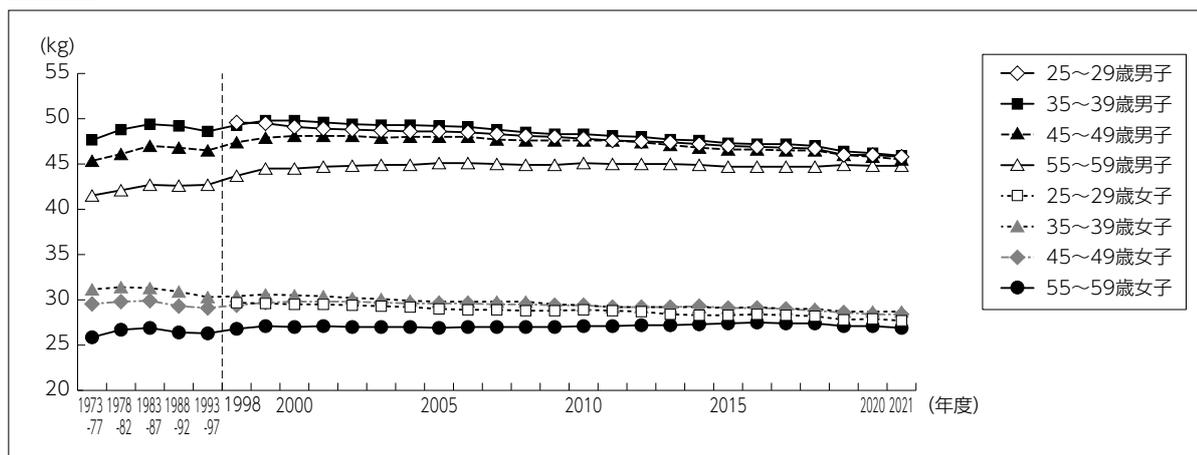
（村上晴香）

2. わが国における成人の身体活動・座位行動の実態と健康影響

□ 身体活動の実態

わが国における成人の身体活動量の実態を表す代表的 な指標として、厚生労働省「国民健康・栄養調査」の身 体状況調査における「歩数」があげられる。国民健康・ 栄養調査の対象者は、各調査年の「国民生活基礎調査」 において設定された単位区内の世帯の世帯員で、各年の 11月1日現在で1歳以上の者であり、歩数測定は満15 歳以上を対象に実施されている。歩数の測定には、歩数

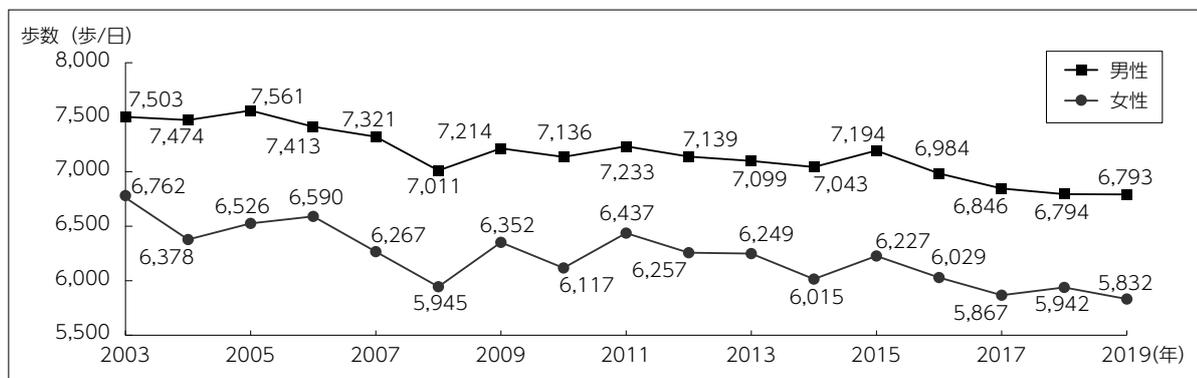
図4-2 握力の年次推移



注1 1997年度までは、示した期間中の平均値で表している。
注2 1998年度以降は、3点移動平均法を用いて平滑化している。
注3 2020年度はコロナ禍のため実施時期や標本数等が異なる。

スポーツ庁「令和3年度 体力・運動能力調査報告書」（2022）より作成

図4-3 わが国の成人における歩数の年次推移



厚生労働省「国民健康・栄養調査」（2003～2019）より作成

計AS-200（山佐時計計器（株）、東京）が用いられており、調査時期は、各年11月中の任意の1日（日曜日および祝日は除く）となっている。測定時の注意事項として、①歩数計を腰に装着すること、②起床から就寝まで装着すること、③水中での活動に従事する際には歩数計を外すことがあり、調査員が各調査協力世帯を訪問し、説明している。調査協力世帯員がそれぞれ1日あたりの歩数記録を用紙に記入し、結果を返送する方法でデータの収集が行われている。

図4-3は、国民健康・栄養調査のデータに基づき、2003年から2019年までの20歳以上（65歳以上を含む）の1日あたりの歩数の推移を表したものである。2003年には男性で7,503歩、女性で6,762歩であった歩数が、現状では徐々に減少傾向にあり、2019年には男性は7,000歩を、女性は6,000歩を下回る状況である。わが国では、2000年から健康日本21が始まり、身体活動・運動についての意識や態度の向上や、身体活動量の増加に関して国をあげたさまざまな取り組みがなされてきた。特に歩数に関しては、1997年時点の男性8,202歩、女性7,282歩（平成9年国民栄養調査）を基準値とし、2010年度を目処に男性9,200歩、女性8,300歩、つまり1日あたり平均歩数で約1,000歩（時間にして10分）の増加という目標値を設定していた。しかしながら、実際には目標が達成されることはなく、むしろ1,000歩ほど減少している。また、2013年に始まった健康日本21（第二次）では、2022年を目処に男性9,000歩、女性8,500歩という目標値を再度掲げて取り組んでいるものの、歩数の減少傾向に歯止めがかかっていないのが現状である。

一方、SSF「スポーツライフに関する調査（スポーツライフ・データ）」では、世界保健機関（WHO）が主体となって開発した世界標準化身体活動質問票（Global Physical Activity Questionnaire: GPAQ）を用いて、2020年より国民の運動・スポーツ実施を含めた身体活動量の把握を試みている。GPAQは、仕事（ボランティアや学業、家事、農作業、漁業など）、移動（通勤や通学、買い物や送り迎えなど）、余暇（運動やスポーツなど）の3つの領域の身体活動について、普段の1週間における実施日数と1日あたりの実施時間をたずねる形式の質問票である（仕事および余暇については、高強度と中強度に質問項目が分類されている）。このGPAQを用いれば、強度を加味した身体活動量の算出が可能であり、中強度は4メッツ、高強度は8メッツを割り当て、

強度別の各身体活動実施時間に4または8を乗じて週あたりの身体活動量（メッツ・時/週）を算出している。

SSF「スポーツライフ・データ」（2020）は、調査対象者の年齢や生活環境の偏りを防ぐために、全国300地点より年齢別の人口構成比に近似するようサンプルを抽出し（割当法）、調査員が各世帯を訪問し調査票を配布するとともに、その後再度訪問し調査票を回収する訪問留置法による調査を3,000サンプルに達するまで行っており、質の高い調査方法を採用している点が大きな強みである。満18歳以上の男女3,000人（男性1,493人、女性1,507人）を対象に、GPAQによって週あたりの総身体活動時間を算出すると、対象者全体では420.4分/週（高強度101.0分/週、中強度319.4分/週）、男性は541.9分（高強度158.7分/週、中強度383.2分/週）、女性は300.0分（高強度43.8分/週、中強度256.2分/週）である。

また、身体活動量における仕事・移動・余暇といった各生活場面での身体活動の構成比についても検討を行っている。対象者全体の身体活動量34.8メッツ・時/週のうち、21.8メッツ・時/週（62.7%）は仕事、6.4メッツ・時/週（18.5%）が移動、6.5メッツ・時/週（18.8%）は余暇の身体活動が占めることが明らかになった。性別にみると、男性の身体活動量46.7メッツ・時/週のうち、仕事が31.4メッツ・時/週（67.3%）、移動は6.7メッツ・時/週（14.2%）、余暇は8.6メッツ・時/週（18.4%）を占めた。一方で女性の場合、身体活動量22.9メッツ・時/週のうち、12.2メッツ・時/週（53.3%）は仕事、6.2メッツ・時/週（27.2%）が移動、4.5メッツ・時/週（19.5%）は余暇の身体活動が占めており、男女ともに仕事の身体活動割合が高いことがわかった。

さらに、WHOによる身体活動基準「中強度の身体活動を週に150分、または高強度の身体活動を週に75分、またはこれらと同等の組み合わせ（GPAQでは600メッツ・分/週相当）」の達成状況をみると、全体では53.3%、男性は59.6%、女性は46.9%となった。一方、わが国において厚生労働省が定めた現状の身体活動基準「18～64歳は強度が3メッツ以上の身体活動を毎日60分（週23メッツ・時）、65歳以上は強度を問わず身体活動を毎日40分（週10メッツ・時）」の達成状況についても検討しており、18～64歳の場合は全体で35.2%（男性43.1%、女性27.1%）、65歳以上は51.1%（男性54.6%、女性48.0%）であった。WHO

および日本の身体活動基準とも男性よりも女性の達成率が低いことが示されている。

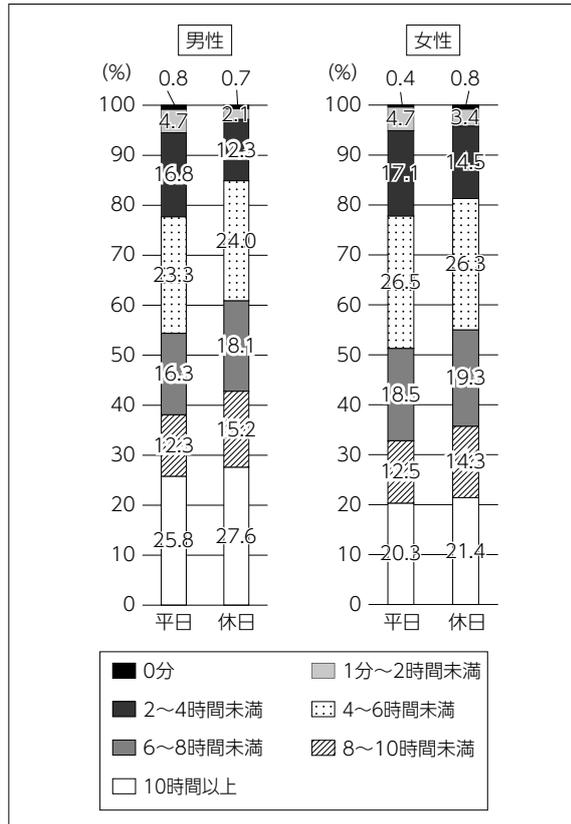
□ 座位行動の実態

座位行動とは、「座位、半臥位および臥位におけるエネルギー消費量が1.5メッツ以下のすべての覚醒行動」と定義されている。わが国の成人における座位行動の実態については、厚生労働省「平成25年国民健康・栄養調査」の生活習慣調査において調べられている。調査対象者は満20歳以上の男女7,136人（男性3,319人、女性3,817人）であり、調査時期は11月中である。調査は、「あなたは、座ったり寝転がったりして過ごす時間が、1日平均してどのくらいありますか」という項目を用いて行われた（当時の調査報告の中では「身体不活動の状況」としてデータが示されている）。図4-4は、平日ならびに休日の座位時間（座ったり寝転がったりして過ごす時間）の割合を性別に表している。座位時間が1日8時間以上ある者の割合は、平日の場合、男性が38.1%、女性は32.8%、休日に関しては男性42.8%、女性35.7%となっていた。近年、座位行動と健康アウトカム（特に総死亡）の関連について検討した研究のメタアナリシスが散見されるようになり、自己報告を中心とした座位行動に関して、1日の座位時間がおよそ8時間以上の場合に、総死亡のリスクが高まることが指摘されるようになり、「座りすぎ」に関して一応の目安が示されつつある。この目安に基づくと、わが国でもかなり多くの成人が座りすぎの状態にあることがわかる。

平成29年国民健康・栄養調査でも座位行動に関する

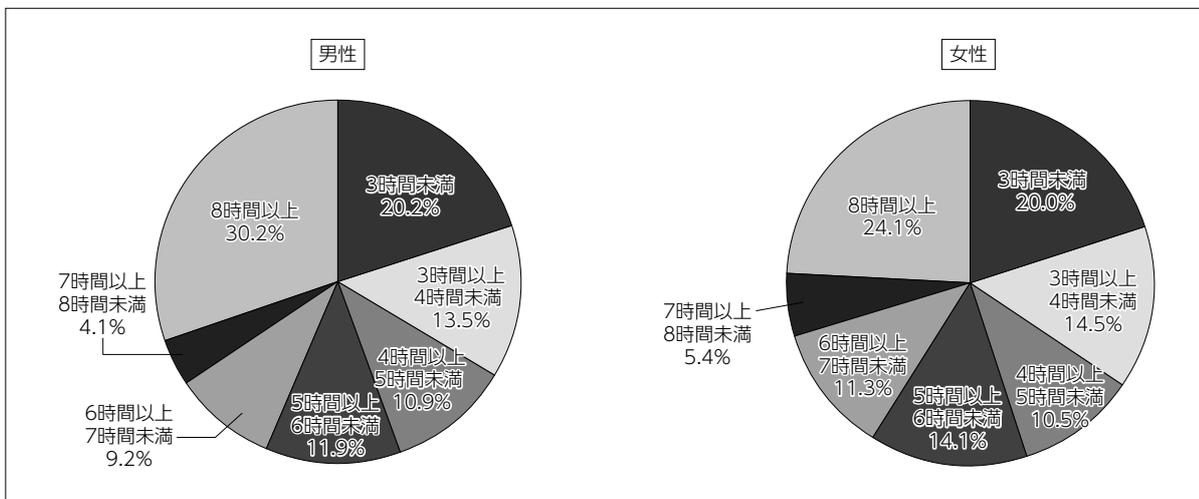
調査が行われているが、平成25年の調査とは異なる項目が用いられている。具体的には、「ふだんの1日の仕事、家事、移動（通勤）などで、次の時間はどれくらいですか」という教示文について、「座っている時間」に

図4-4 成人が1日に座ったり寝転がったりして過ごす時間の割合



厚生労働省「平成25年国民健康・栄養調査報告」(2015)より作成

図4-5 GPAQによる1日の総座位時間の割合



SSF「スポーツライフ・データ」(2020)より作成

関して「①3時間未満、②3時間以上8時間未満、③8時間以上」からひとつを選ぶ形式である。調査対象者は、満20歳以上の男女6,598人（男性3,115人、女性3,483人）であり、調査時期は11月中であった。結果として、座っている時間が8時間以上と回答した男性は14%、女性は10%であることが明らかになったが、平成25年の調査データとはその割合が大きく乖離していた。この乖離は、調査項目内容の差異に起因していると考えられ、国民の座位時間を把握するための評価方法の統一が喫緊の課題であった。

そのような問題の解消に向けて、スポーツライフ・データ2020では、GPAQの座位行動に関する項目を用いて、座位時間の評価を行っている。具体的には、「仕事、家にいるとき、移動中、友達といるときなどで、座ったり、横になったりする時間（例：机に向かう、車・バス・電車で座る、読書、テレビを見る）についてお答えください。ただし、睡眠時間は含めないでください。」という教示文に対して、「普段の1日の中では、何分くらい座ったり、横になったりして過ごしていますか」という問いに1日あたりの時間で回答するものである。対象者は身体活動評価と同様であり、対象者全体では1日の総座位時間が331.7分、男性342.6分、女性320.9分であった。また、1日の総座位時間が8時間以上の成人の割合は、全体で27.1%であり、男性は30.2%、女性は24.1%となった（図4-5）。今後は、この標準化されたGPAQの項目により追跡調査を行っていく必要がある。

□ 身体活動・座位行動の健康影響

身体活動の健康効果に関するエビデンスはこれまで多くの疫学研究により示されてきた。たとえば、厚生労働省「健康づくりのための身体活動基準2013」（2013）にもまとめられているように、身体活動量が多い者や運動習慣をもつ者は、総死亡や虚血性心疾患、高血圧、2型糖尿病、肥満、骨粗鬆症、結腸がんなどの罹患率や死亡率が低い。身体活動に取り組むことで、メンタルヘルスやQOL（生活の質）の改善、高齢者の寝たきりや死亡の減少等の効果がある。

わが国の成人を対象にした身体活動不足の悪影響についても興味深いデータが示されている。2007年の日本人の死因別死者数のデータならびに先行研究のデータを用いた研究では、死因別死亡率および平均余命に及ぼす16の予防可能な危険因子の影響について検討を行っ

ている。比較リスク評価手法を用いて検討を行った結果、死亡に対する16の予防可能な危険因子の人口寄与危険割合に関して、身体活動不足が喫煙、高血圧に次いで第3位となっている。毎年5.2万人の成人が身体活動不足により循環器疾患や悪性新生物（がん）が原因で亡くなっていることが示されている。

わが国の成人を対象に身体活動が医療費に及ぼす影響、特に歩行時間の医療費抑制効果について検討した研究も存在する。具体的には、宮城県大崎保健所管内14市町（1994年当時）に居住する40～79歳の国民健康保険の加入者5万2,029人を対象に、ベースライン調査を実施し、病気などにより身体活動に制約がない2万7,431人について、1995～1998年までの4年間にわたる追跡調査が実施されている。結果として、一人あたり1ヵ月の平均医療費は、ベースライン時の歩行時間が30分以下の群は2万1,000円であったのに対し、30分～1時間の群は1万9,400円、1時間以上の群は1万7,500円となり、歩行時間が長い群の医療費が低かった。また、2007年まで13年間にわたって、同様の対象者の生存状況と医療費を追跡調査し、生涯医療費について検討を行った研究もある。その結果、40歳男性の1日1時間以上歩く群の平均余命は44.8年で、生涯医療費は1,391.9万円であったが、1日1時間未満しか歩かない群の平均余命は43.4年で、生涯医療費が1,505.6万円であった。女性も同様の傾向が示されており、1日1時間以上歩く成人の平均余命は長くなり、その結果として生涯医療費が少なくなる可能性が示唆されている。

座位行動に関しては、わが国の成人を対象にした研究成果の蓄積は十分にあるとはいえないものの、近年になってその悪影響に関する研究が散見されるようになってきた。たとえば、全国11保健所と国立がん研究センターなどとの共同研究（JPHC Study）に参加した45～74歳の成人8万3,034人を8年8ヵ月間追跡し、総座位時間と死亡の関連について検討した研究があげられる。その結果、男性において身体活動の実施とは独立して、座位行動が1日3時間未満の人に比べて、8時間以上の人は総死亡に関するハザード比（結果として得られるデータを目的変数が発生する割合を示した相対指標）が18%高いことが示されている。また、大規模コホート研究（JACC Study）ではテレビ視聴時間（座位行動の代替指標）と種々の健康アウトカムに関する研究成果が報告されている。たとえば、テレビ視聴時間と肺塞栓症（エコノミークラス症候群）死亡との関連について検

討した研究では、40～79歳の成人8万6,024人を19年2ヵ月間追跡した結果、歩行時間やスポーツ時間とは独立して、テレビ視聴時間が1日2.5時間未満の人に比べて、5時間以上の方はハザード比が2.5（95%信頼区間1.2-5.3）と非常に高い値を示すことがわかった。

以上のことから、疾病予防やそれに伴う医療費抑制のためにも、身体活動量を増加させる取り組みに加えて、座位行動（座りすぎ）を減らす取り組みも積極的に行っていく必要がある。

（岡浩一郎）

3. 地方自治体の取り組み

2020年初頭から蔓延している新型コロナウイルス感染症により、身体活動に影響が出ている。SSFスポーツライフ・データをもとにした研究によると、低所得世帯ほど身体活動は少ない。所得をはじめとする社会経済的要因が身体活動不足をもたらすという構図は、コロナ禍でより顕著になった。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する資源高をはじめとする社会情勢の変動は社会経済状況の格差を広げ、その結果として身体活動量の減少を引き起こす可能性がある。そのため、住民に身体活動の機会を提供する地方自治体による取り組みはますます重要になっている。

「通いの場」と呼ばれる住民主体の介護予防の取り組みが各自体で展開されている。通いの場は厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業における活動のひとつであり、高齢者をはじめとした地域住民が、他者とともに介護・フレイル（虚弱）予防に資する多様な活動に月1回以上、主体的に取り組む。具体的には、体操（運動）が最も多く取り組まれている。しかし厚生労働省の調査によると、コロナ禍により2019年度には6万6,991ヵ所あった通いの場が、2020年度には6万3,623ヵ所に減少している。

第3期スポーツ基本計画では、スポーツに親しめる「場づくり」の必要性が示されている。地方自治体には、身体活動量が増えていない現状を改善する必要がある。

□ 先進的な地方自治体の事例

① 島根県雲南市（2009年度～）

島根県雲南市は、中高齢者が適度に活動的な生活を送る地域をつくらうとしている。2009年11月から5年間にわたる雲南市運動普及プロジェクト（通称：運動キャ

ンペーン研究）によりモデル地区の運動実施者が増加した成果に基づき、現在は市内全地区に運動キャンペーンを展開している。

運動キャンペーンでは、個人の認知レベルにとどまらず、地域の集団・組織・環境・政策などの社会環境レベルまでを包含する。具体的には、さまざまな機関・市役所内多部署、そして地域の人びととの協働関係を築き、地域全体での多面的介入（multi-strategic community-wide intervention）を展開した。ビジネス領域の知見を応用したソーシャル・マーケティングの手法に基づいて普及戦略を策定し、情報提供・教育機会・サポート環境の観点から介入した。情報提供として、チラシ・ポスター・のぼり・有線放送などを活用した。教育機会として、既存の地域行事や会合・健診・体育行事などの際にスタッフが運動を推奨し、短時間の体操を指導した。サポート環境としては、ボランティアを中心とした住民相互の声を促す口コミ戦略（ネットワーク介入）などを行った。これらにはすべて地域住民の声を取り入れ、たとえば「腰痛・ひざ痛は動いて治そう」「5分だけでもウォーキングです」といったキーメッセージを、住民インタビューを通じて作成した。

2019年度以降は全市展開の一環として、市議会教育民生常任委員会での紹介、雲南市健康づくり拠点オープンの周知、ケーブルテレビ体操のリニューアル、非接触型情報発信ツールの活用（YouTubeでの動画配信、地域の集いを支援する動画アプリ開発）も実施している。全市展開の結果は分析中だが、2014年までのモデル地区における取り組みの検証では、住民の運動実施率が5年間で2.5ポイント高まり、一方の対照地区では2.1ポイント減少した。また、有酸素（歩行）・柔軟・筋力増強運動のいずれも普及したが、3種目をまとめて普及を図った地区では明らかな運動実施率の増加は認められなかった。そのため、同時に3種目を普及するよりも、種目を絞ったほうがよいと判断された。また、性・年齢や介入前の身体活動量、身体の痛みの有無にかかわらず、中高齢者全般に広く効果が得られることもわかった。

② 神奈川県藤沢市（2013年度～）

厚生労働省「健康づくりのための身体活動指針（アクティブガイド）」（2013）の「プラス・テン（今より10分多くからだを動かそう）」をキーメッセージとした地域全体への多面的介入「ふじさわプラス・テン」を計画し、60歳以上の高齢者を主対象に2013年から2年間、4地区で展開した。その結果、アクティブガイドの知識

は向上したものの、身体活動量は増加しなかった（フェーズ1）。そのため、2015年からは「元気ふじさわ健康プラン藤沢市健康増進計画第2次」（2015～2024年度）と連携して全市に展開し、住民との協働を通じた取り組みを強化する戦略を立案した（フェーズ2）。具体的には、グループ運動の開始・継続支援や、各グループからの普及推奨を通じて効果的な仕組みを構築した。

フェーズ2では「グループで行う運動のすすめ方ガイド（グループ運動ガイド）」という冊子を制作し、市の事業や老人クラブ連合会などに還元した。このガイドは、研究参加グループの交流会でのグループワークやアンケートの結果から、グループ活動を円滑に進めるための特徴をルール（自生した規則や制度・決めごと）、ロール（自発的に担う役割）、ツール（道具や資源）の観点から抽出・整理したものである。また、グループ運動拠点を「からだ動かし隊」として登録し、市のウェブサイトで活動紹介している。グループには実施ツールの貸与（運動プログラムのCD・DVD、音楽プレイヤー、のぼり旗）、運動指導員の派遣、情報提供を実施している。その結果、2021年度には79グループ3,090人が登録されている。このような事業展開によって、高齢者に対する取り組みの到達度（教育機会とコミュニティ形成促進の人口カバー率）は全市で19%になった。この功績は高く評価され、スポーツ庁の第一回Sport in Lifeアワード（2021）で自治体部門優秀賞を受賞している。

フェーズ2では、リーダーの普及に対する姿勢・役割やグループ運動が、身体的・精神的・社会的にバランスのとれた健康と社会とのつながりに貢献することが明らかとなった。プロジェクト開始5年後の2018年に調査した結果、市民3,000人の身体活動時間（就労世代・高齢者を合わせた全体の中央値：120分/日）は、ベースライン（86分/日）および2年後調査（90分/日）よりも有意に増加した。さらに、高齢者の身体活動時間は20～64歳の就労世代と比較して有意に増えた（変化量の差：14.7分/日）。

③三重県鈴鹿市（2013年度～）

要介護状態でない高齢者に向けた身近な介護予防の場として、スクエアステップという運動を普及させるべく多面的なポピュレーション介入を実施した。具体的には、情報提供として広報やチラシを、教育機会として講演会や体験会を、サポート環境としてボランティア養成を実施した。スクエアステップではウォーキングのような有酸素性運動よりも笑顔になる回数が多く、これが周

知する際のアピールポイントになっている。

1年目の2013年度には1ヵ所だったスクエアステップの場は、5年目の2017年度には24ヵ所、8年目の2020年度には40ヵ所まで増えた。参加した高齢者数（のべ数）は1年目480人、5年目8,982人、8年目1万1,484人と増加している。場を運営するボランティアである「スクエアステップ・リーダー」の高齢化や、コロナ禍が理由で休止しているケースもあるが、依然としてリーダーを中心とした自主活動が市内全域で続いていることは特筆すべき点といえる。

④兵庫県神戸市（2014年度～）

神戸市と日本老年学的評価研究プロジェクトが、健康度の低い高齢者が多く暮らす16の圏域（1圏域は中学校区に相当）を選び、2014年度から通いの場づくりを積極的に働きかけた。16圏域を選ぶ際には「介護予防事業優先対象地域選定シート」等を用いて圏域単位で地域を診断した。この結果を保健活動や地域包括支援センターが把握する地域の状況と統合して、要介護リスクの高い高齢者や地域課題の多い圏域を選定した。これら16圏域で市、区、地域包括支援センター職員、研究者などが連携して通いの場の立ち上げを重点的に支援した。プログラムの内容等の詳細は、地域包括支援センターと地域住民が話し合って決めた。

働きかける前の2011年度と2013年度、そして働きかけていた2016年度と2019年度における計4時点のデータを比較した結果、支援した16圏域ではその他の圏域よりも顕著に社会参加や友人との交流が豊かになり、さらに口腔機能や認知機能の低下を食い止め、うつリスクを抱える高齢者が減るという効果がみられた。

⑤東京都大田区（2016年度～）

東京都大田区では東京都健康長寿医療センターの協力のもと、大都市におけるフレイル予防法の構築を目指している。2016年4月より区内の関連部署や事業所、住民らと協力体制を築いた。職員へのヒアリングと高齢者への郵送調査を実施し、区内の各地域の現状を客観的に把握し、問題点を見出した。そしてその問題点の解決に向けて協議する「コミュニティ会議」を設立した。この会議には自治会・町会、シニアクラブ、民生委員、社会福祉協議会のほか、町会長や連合会長、シニアクラブ会長など各組織の代表者も参加している。会議はおおむね毎月1回の頻度で開催され、各地区の目指す方向性を確認したり、具体案を創出したりしている。

このような参加型アクションリサーチを2年間にわた

り進めたところ、虚弱者を減らすまでにはいたらなかったが、区の取り組みに対する気づきや健康行動、健康度が有意に高まった。

□ 特徴的な取り組みの事例

① チャレンジデー

チャレンジデーは住民総参加型の全国スポーツイベントで、笹川スポーツ財団が国内におけるコーディネーター役を務めている。毎年5月の最終水曜日に開催され、人口規模がほぼ同じ自治体間で午前0時から午後9時までに15分以上継続して運動やスポーツを実施した住民の参加率を競う。

チャレンジデーは1983年にカナダのサスカトゥーン市がはじめて開催し、このときに50自治体が参加した。その後、カナダ全土の約500自治体が参加するようになり、最大の市民スポーツイベントに成長した。1992年からは国際スポーツ・フォー・オール協議会(TAFISA)が国際チャレンジデーを主催し、30カ国1,500自治体が参加するなど国際的にも広がった。

わが国では1993年に島根県加茂町(現：雲南市)がはじめて参加し、その後、他自治体も参加するようになった。コロナ禍の2020年以降は、個人または家族でできる動画プログラムを活用した「おうちチャレンジデー」を実施するなど、工夫を凝らしている。2022年は従来どおりに対面で開催され、全国で約100万人が参加した。これにより、2022年までにのべ2,325自治体・地域、3,800万人以上が参加している。

チャレンジデーに参加することで、住民が運動習慣を身につけたり、自治体間対戦で盛り上がりやすくなるというスポーツイベントとしての効果が得られている。さらに、市町村合併後の地域一体化を図ったり、地域の社会課題の解決ツールとなったりするなど、まちづくりのコンテンツとして活用されている。

② あつぎサーチウォークチャレンジ/地区体育振興会委員研修会(サーチウォーク)

「サーチウォーク」という神奈川県横浜市発祥の競技がある。サーチウォークとは地図情報をもとに目標の電柱を探し、見つけた電柱の合計ポイントを競うウォーキングである。自然と触れ合え、またコロナの三密を避けられるメリットがある。神奈川県厚木市では教育委員会がスポーツ推進委員向けに研修会を開き、その後に市民を対象としたチャレンジ大会を開催した。以降、市内の半数の公民館で地区体育振興会を中心に大会開催を継続

している。神奈川県藤沢市の「ふじさわプラス・テン」と同じく、スポーツ庁の第一回Sport in Lifeアワードで自治体部門優秀賞を受賞している。

③ PAIREMモデル

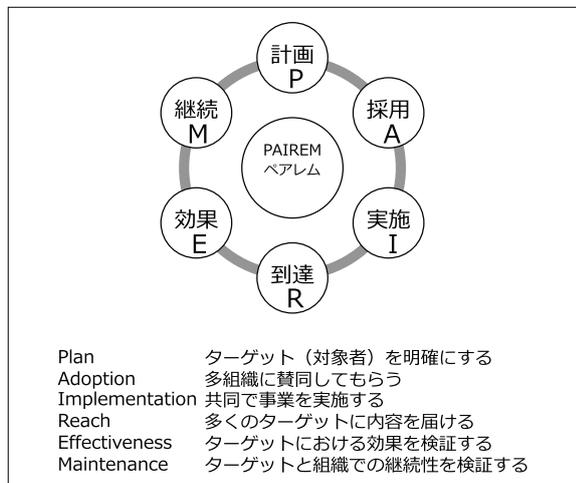
地方自治体での健康づくり事業を評価する枠組みが提唱されている。それはペアレム(PAIREM)といい、計画・採用・実施・到達・効果・継続といった6つの事業局面の頭文字から名づけられている(図4-6)。これまでの事業では効果局面に関心が集中してきた。つまり、限られた数の運動教室の参加者を対象にして体力が向上したとの報告にとどまっていた。しかし本来は、その自治体内に所在するターゲット全体にどれだけの効果をもたらしたのかという視点で評価されるべきである。ペアレムはそのような事業評価に活用できる。

ペアレムの6局面では、「ターゲット(対象者)を明確にする」「多組織に賛同してもらう」「共同で事業を実施する」「多くのターゲットに内容を届ける」「ターゲットにおける効果を検証する」「ターゲットと組織での継続性を検証する」という視点で評価する。6局面すべてを評価するには時間はかかるが、局面ごとの評価であれば単年度でも可能である。

ペアレムという評価枠組みは、「保健医療福祉における普及と実装科学研究会」(D&I科学研究会)の活動にも関連している。同研究会は、保健医療福祉分野に関わるさまざまなステークホルダーと協働して、エビデンスに基づく実践の普及と実装に資する研究を推進しており、地方自治体での取り組みの参考になる。

(重松良祐)

図4-6 事業評価の枠組み「ペアレム(PAIREM)」



重松ら(2016)より作成

スマートウェルネスシティ（健幸都市）による総合的な健康スポーツ施策

高齢化の加速度的進行により、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になる。さらに少子化も進み、国立社会保障・人口問題研究所は、2040年には人口が約1億1,100万人にまで減少すると予測している。

このままでは社会保障制度の維持は困難であり、早期の対策とともに、人生100年時代に対応した新しいまちづくりが自治体に求められる。

□ スマートウェルネスシティの取り組み

課題解決のヒントとして、2009年より取り組む「スマートウェルネスシティ」(Smart Wellness City: SWC) があげられる。SWCの取り組みは、2009年に全国9都市の市長とともにSWC首長研究会を発足し、2022年12月時点で43都道府県118市区町村まで拡大している。SWC首長研究会では、多くの首長と超高齢社会におけるまちづくりのイノベーションのための社会実証を繰り返し行い、その結果、一定数のエビデンスの蓄積がなされ、成果を得るための政策パッケージも組み立てられる段階にいたっている。

具体的にはSWCでは、科学的根拠に基づくまちづ

くりを中核とした総合的健康づくり施策により、健康寿命の延伸が可能であるとの仮説を立て、これを実現するために以下の施策を進めている。

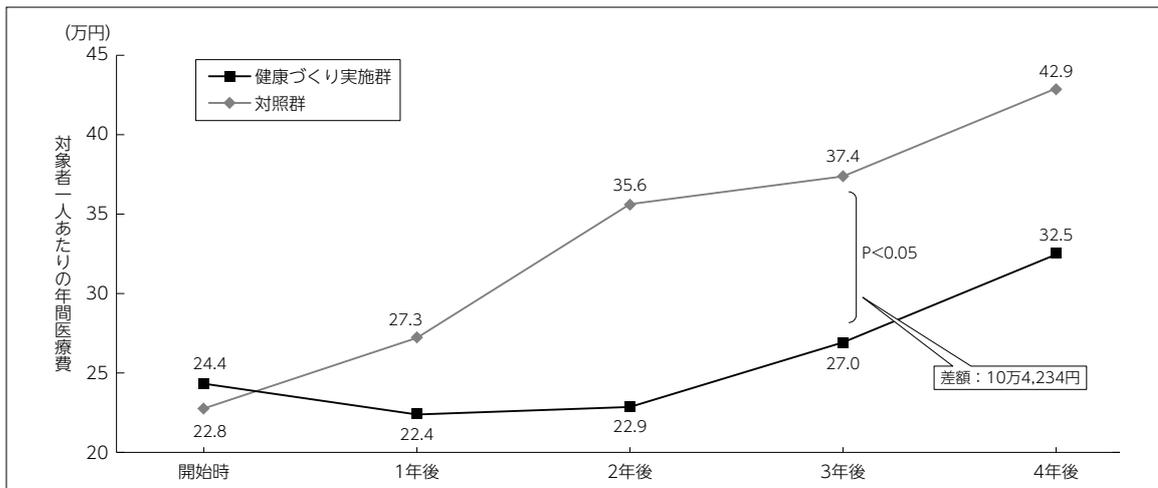
- 1) 市民が便利さだけを追求しすぎない生活を許容できる「まち」
- 2) それをサポートする
 - ①社会参加（外出）できる場づくり（賑わいづくり）
 - ②自助を強める施策（インセンティブとリテラシー）
 - ③快適な歩行空間整備
 - ④過度な車依存からの脱却を支援できる公共交通の再整備
 - ⑤まちの集約化（コンパクト&ネットワーク）

これらの取り組みによって、出かけたい環境が整備され、楽しむことにより自然と歩いてしまうまちづくりが推進される。同時に、アクセスの手段として公共交通が整備され、意図せずとも結果的に歩いてしまう都市の実現を目指している。

□ 「スマートウェルネスみつけ」

新潟県見附市は人口約4万人のまちであり、総合計画の都市将来像に「スマートウェルネスみつけ」を掲げ、ハードおよびソフト政策において多様な施策を実施している。

新潟県見附市における「健康運動教室」継続者の一人あたり医療費の推移



筑波大学久野研究室・つくばウェルネスリサーチ資料（2022）より作成

代表的な健康スポーツ施策の「健康運動教室」は、市内18会場で科学的根拠に基づく個別運動栄養プログラムが提供され、約1,500人が参加している。一人あたりの医療費抑制効果として年間10万円、さらに要介護認定リスクの64%抑制が確認されている。

また、2015年より健康無関心層対策として、インセンティブつきプログラムも導入され、約2,000人が参加し、健康度の向上と医療費抑制・介護リスク抑制効果を確認している。そのほかにも、市民のヘルスリテラシー向上に向けた情報提供、「健康の駅」や「健幸スポーツの駅」からの健康スポーツ施策の情報提供がなされ、さまざまなプログラムに参加できる環境が用意されている。

そして、健康まちづくり施策として、外出したくなる魅力的な施設をまちの中心に配置し、各施設を循環するコミュニティバスを整備する。これにより健康無関心層であっても、まちの構造により、自然と外出したくなる、自然と歩いてしまうまちを実現させている。

さらに、各施設の運用に市民が関わる仕掛けがなされており、その基盤として、小学校を中心とした11

の地域コミュニティ組織が組成され、スポーツ・文化・教育・社会貢献に対して多世代のコミュニティでささえる仕組みが構築されている。これらの取り組みの結果、市全体の介護認定率の抑制、後期高齢者の一人あたり医療費の抑制といった成果につなげている。

□ これからの「スポーツ・健康まちづくり」に向けて

SWC首長研究会に加盟する自治体では、見附市を代表に、超高齢化人口減社会の課題克服のため、従来型の狭義の政策ではなく、まちづくりという総合的な発想で課題解決を試みている。ソフト・ハード施策の政策パッケージにより、スポーツ・健康づくりに取り組む市民を増やし、人と人が楽しみをもって集まる機会をつくり、街中での偶然の出会いにつなげる。その結果、ソーシャルキャピタルを高め、まちへの愛着も高まり、結果的に市民の健康寿命の延伸につなげていく。

そして、各市区町村の成功例を他自治体へも展開し、SWCの実現を目指していく。

(福林孝之・久野譜也)

見附市における社会参加（外出）できる場づくり

【ハード】 人の交流拠点・ 外出の目的地 市民の「たまり場」	ネーブルみつけ  道の駅 パティオにいがた	イングリッシュガーデン  ギャラリーみつけ	ふるさとセンター（11カ所）  みつけ健幸の湯 ほっとぴあ		
					
【ソフト】 生きがい・社会貢献	悠々ライフ 	ナチュラル ガーデニングクラブ 	地域コミュニティ組織 （11地区） 	共創郷育 地域コーディネーター 	健康サポートクラブ 

新潟県見附市資料（2022）

4. 企業の取り組み

働き世代である20～50歳代は、スポーツ実施率が低い。この世代の多くは企業等で働いているため、働く場でのスポーツ実施支援は、わが国のスポーツ実施率を高めるためには必須である。新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う外出自粛等によって、身体活動が減少した一方で、SSF「スポーツライフ・データ2020」（2020年8～9月調査）と、スポーツ庁の2020年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（同年11～12月調査）のいずれにおいても、スポーツ実施率が過去最高を記録するなど、一見、相反するようなデータが示されている。特にスポーツ庁の調査では、男女ともに20～30代で「1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度は増えた」と答えた者が20%を上回っており、コロナ禍は働き世代のスポーツ実施に一定の影響を与えたと推察される。

□ 企業のスポーツ実施支援を取り巻く環境

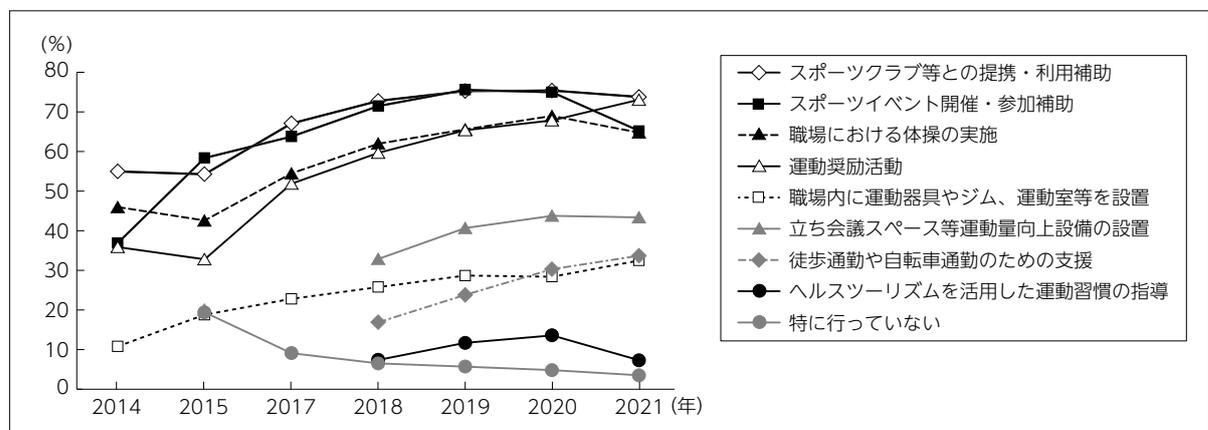
自社の従業員のスポーツ実施を支援する取り組みは、どのくらいの企業で実施されているのだろうか。2013年と2020年に全国の従業員50名以上の上場企業を対象に行った郵送調査の結果では、従業員が体を動かすことを支援する取り組みを「実施している企業」は34%から36%に微増し、「検討中の企業」は11%から21%に増加し、「実施する予定なしの企業」は52%から43%へと減少した。つまり、少しずつではあるが、スポーツ実施を支援する取り組みが企業に広がっている傾向が認められた。2013年以降、国による健康経営の顕彰（認

定）制度がスタートするなど、企業を取り巻く環境が変わってきている。なお、健康経営とはNPO法人健康経営研究会の登録商標で、「従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること」とされている。経済産業省が2014年に「健康経営銘柄」、2016年に「健康経営優良法人認定制度」を創設し、スポーツ庁は2017年に「スポーツエールカンパニー」を開始するなど、認定される企業は年々増加している。健康経営の認定制度は、国だけでなく、自治体でも次々と創設されている。この流れを受けて、スポーツ実施支援は健康経営の一部として取り込まれるようになり、それらが成果につながり始めている可能性がある。

□ 企業のスポーツ実施支援の現状

健康経営の認定を希望する企業は経済産業省の「健康経営度調査」を受けている。この調査では、運動習慣の定着に向けた具体的な支援に関しても質問し、回答の経時変化を追うことができる（図4-7）。健康経営に取り組む積極的な企業に限ったデータではあるが、ほとんどの支援策が右肩上がりが増えており、「特に行っていない」企業の割合は、年々減少している。いずれの調査年においても、「スポーツクラブ等との提携・利用補助」「スポーツイベント開催・参加補助」「職場における体操の実施」「運動奨励活動」「職場内に運動器具やジム、運動室等を設置」「立ち会議スペース等運動量向上設備の設置」「徒歩通勤や自転車通勤のための支援」「ヘルスツーリズムを活用した運動習慣の指導」などハード面への投資も増えている。

図4-7 健康経営に取り組む企業における運動習慣の定着に向けた具体的な支援



注1 調査年によって選択肢が異なるため、一部のデータを統合・抜粋している。

注2 2021年認定まで表示しているが、実際の調査時期は、認定前年の8～10月であるため、2020年10月までのデータとなる。

経済産業省「健康経営度調査」（2014～2021）より作成

□ コロナ禍の影響

企業のスポーツ実施支援の取り組みは、コロナ禍によって影響を受けている。第一に、多くの企業が在宅勤務（テレワーク）が急速に導入された点である。在宅勤務者は、通勤という身体活動を行う機会を失うだけでなく、出勤者と比較して仕事中の座位時間が長く、中高強度身体活動が少ないと報告されている。テレワークの健康影響については、国内外で少しずつ研究が蓄積されており、おおむねテレワークによって身体活動量が減り座位時間が増え、その結果、肥満や筋骨格系疾患が増加するという点においては一致している。そのため、企業ではテレワーカーの身体活動促進と座りすぎ対策が急務となっている。一方で諸外国では、テレワーカーのスポーツ参加が増加したという報告もある。そもそも働き世代がスポーツを実施しない最も大きな理由は「仕事や家事等で忙しい、時間がない」である。先述したコロナ禍でのスポーツ実施率の高まりと合わせて考えると、在宅勤務によって生じた時間的余裕をスポーツ実施にあてたテレワーカーが、少なからずいたと推察される。

第二に、職場体操やスポーツイベント等の集うタイプのスポーツ実施支援が、中止を余儀なくされた点である。理由として、感染予防に加えて、多くの従業員によるテレワークの実施が考えられる。健康経営度調査からも、2021年には「職場における体操の実施」と「スポーツイベント開催・参加補助」が減少しているほか、「スポーツクラブ等との提携・利用補助」や「ヘルスツーリズムを活用した運動習慣の指導」など、外出を伴う支援策がやや影響を受けている様子がうかがえる。ただ、いずれにしても割合の低下はあまり大きくなく、ほかの支援策の割合が増加しているため、コロナ禍にあっても、各企業が試行錯誤しながらスポーツ実施支援を継続していると推察された。

□ 企業での取り組み事例

従業員の運動・スポーツ実施や座りすぎ軽減を目的に実施されている取り組みから、特徴的な事例を紹介する。

① 株式会社NISHI SATO

【会社概要】

事業内容：電子機器やソフトウェアの販売

従業員数：43名（2021年4月）

【特徴的な取り組み】

就業時間内の定期的なヨガ教室：社内の多目的ホールにて週2回、1日につき1時間×3講座のヨガ教室を開

催している。講師も生徒も従業員で、受講中も就業時間とみなされる。本取り組みが開始されてから、週1回以上の運動習慣者100%を達成し、デスクワークでのミスが軽減されたり、他部署で働く者同士のコミュニケーションの場になったりする効果も生じている。なお、本事例はスポーツ庁が実施する第一回Sport in Lifeアワード（2021）の企業部門において優秀賞を受賞している。

② ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社

【会社概要】

事業内容：健診・人間ドック予約手配、精算代行ほか
従業員数：91名（2022年3月末）

【特徴的な取り組み】

16時半退社制度：週1回16時半に退社し、早期退社時間を運動にあてることを許可する制度である。定時は17時半であり、早期退社の1時間は勤務時間とみなしている。目標設定シートの提出を求め、早期退社しやすい雰囲気づくり（カエル君プラカードの利用）をするなど、サポートも職場ぐるみで実施している。制度利用者は6割強に及び、週1～2回以上運動する従業員数は2割増加し、1日あたりの平均歩数は7,000歩から7,600歩へ、600歩増加したと公表されている。

③ 株式会社フジワラ

【会社概要】

事業内容：非鉄金属メーカー

従業員数：5万2,434名（連結2022年3月末）

【特徴的な取り組み】

オフィス環境改善：喫煙スペースを身体活動とコミュニケーション活性化を目指した空間に改装した。うんていが設置され、壁にはストレッチを促すマークなどが表示されており、健康に関する雑誌なども置かれている。健康経営の取り組みで有名になり、採用応募が増えるなど、健康面以外にも効果が表れている。

④ 三井化学株式会社

【会社概要】

事業内容：化学メーカー

従業員数：1万8,780名（連結2022年3月末）

【特徴的な取り組み】

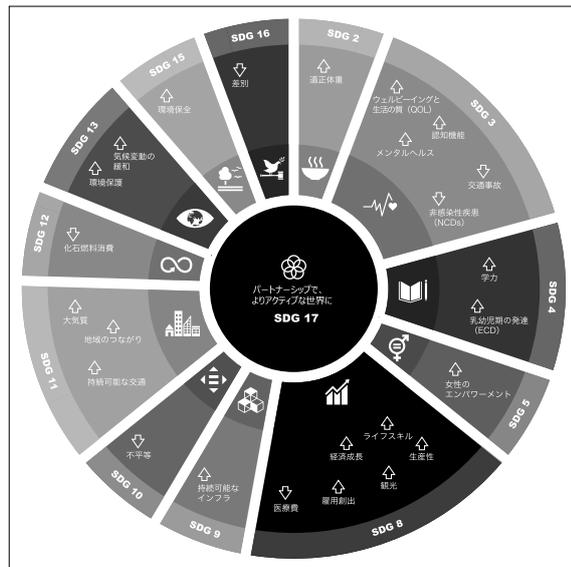
ヘルシーマイレージ合戦：毎日の運動量や健康的な行動をマイルとして貯められる。3ヵ月間のプログラムを年2回実施し、貯まったマイルは商品と交換が可能である。楽しく参加できるように、チーム対抗戦やボーナスポイントなどのゲーム的な要素が多数取り入れられている。

5. 諸外国の事例

□ 世界保健機関の取り組み

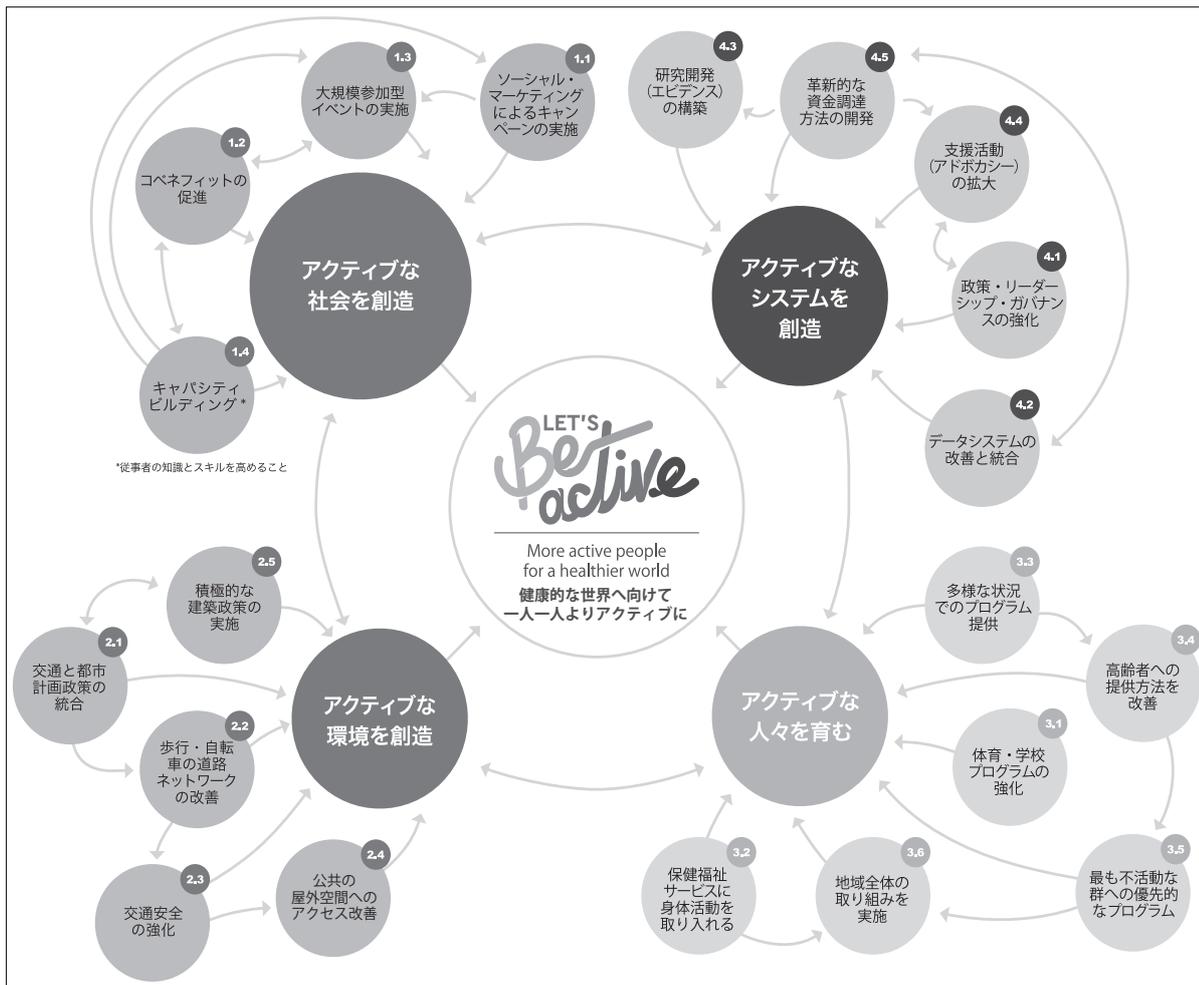
世界保健機関（WHO）では、身体活動の健康上の便益と日常生活における推奨基準などをまとめたガイドラインを示している（WHO guidelines on physical activity and sedentary behaviour, 2020年）。しかし、身体活動不足の蔓延は依然進んでおり、アクティブライフの普及実現は、世界の健康政策上も喫緊の課題となっている。そこで、WHOは2018年6月に「身体活動に関する世界行動計画2018-2030（Global Action Plan on Physical Activity 2018-2030: GAPP）」を発表した。このGAPPが2018年5月のWHO総会で決議されたことにより、各加盟国の健康施策において、身体活動（アクティブライフ）の促進が重要なものと位置づけられる根拠が改めて加えられたことになる。

図4-8 身体活動に関する政策と13のSDGs



「身体活動に関する世界行動計画2018-2030（GAPP）」日本語版（2020）

図4-9 GAPPが推奨するシステムズ・アプローチ



注 表示されている数字は、推奨される政策措置を示している。

「身体活動に関する世界行動計画2018-2030（GAPP）」日本語版（2020）

GAPPAでは、身体活動促進の政策は、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の17の目標のうち、13の目標と相互に関連していることを示した上で、さまざまな機関との連携によるシステムズ・アプローチの必要性を強調している (図4-8、4-9)。つまり、身体活動の促進は、単一の個別施策だけで完結するものではなく、問題の対象をシステムとして全体的に捉えた上で、多面的・複合的なアプローチが必要となる。

□ アメリカ「Healthy People」と「National Physical Activity Plan」

アメリカにおける身体活動に関連する健康政策としては、「Healthy People」がある。これは、アメリカの健康政策全般の計画・実施・評価の枠組みとなっているものであり、わが国の「健康日本21」でも参考にされてきた。「Healthy People 2000」以来、10年ごとに更新されており、現在、「Healthy People 2030」がアメリカ保健福祉省 (U.S. Department of Health and

Human Services) の主管により推進されている。この政策には、「目標による管理」という考えがベースにあり、現在は、2030年までに達成すべき目標値が、それぞれの分野ごとに設定されている。表4-6は、「Healthy People 2030」で設定されている身体活動に関する主な目標である。

「Healthy People」のウェブサイトでは、各項目の数値目標と現状値が確認できるほか、身体活動を促進するためのさまざまな介入手法に関するエビデンス (Evidence-based resources) が紹介されている。なお、前期「Healthy People 2020」の最終報告書では、身体活動に関して追跡 (前後比較) 可能な20項目のうち、半数の10項目において目標値の達成や改善が確認され、6項目でほとんど変化なし、4項目で悪化となっていた。たとえば、身体活動ガイドラインの有酸素性活動の基準を満たす成人の割合は2008年の43.5%から2018年の54.2%に増加している。「Healthy People 2020」から「Healthy People 2030」への改訂にあたっては、身体活動に関しては、多少の目標項目の変更はあるものの、取り組みの方向性については同様である。

また、アメリカにおいては、さらに身体活動の促進に特化した政策として、「National Physical Activity Plan」が進められている。この計画は、①ビジネスと産業、②コミュニティ・レクリエーション・フィットネス・公園、③教育、④教会等の信仰関連環境、⑤ヘルスケア、⑥マスメディア、⑦公衆衛生、⑧スポーツ、⑨交通・土地利用・コミュニティデザイン、という9つの領域 (sectors) と、全体を包括する戦略 (overarching strategies) から成り立っており、WHOのGAPPA同様、システムズ・アプローチが意識されている。

□ イギリスの政策における身体活動促進に関連した事例

2012年にロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会が開かれたイギリスでは、オリンピック・レガシーの実現に向けた「Legacy Action Plan」の策定が、その後のスポーツ政策と健康政策の協働を加速する契機になったと考えられている。2017年、イギリス国内で健康政策を担うPublic Health Englandは、新たな役割として「Physical Activity Programme Manager」を任命した。この担当官は、週に1日はスポーツ行政を担うスポーツ・イングランドに勤務することとなってお

表4-6 Healthy People 2030における身体活動の目標

1. 余暇身体活動時間がゼロの成人の割合を減らす
2. 身体活動ガイドラインの有酸素性活動の基準 (中強度 150分 / 週相当以上) を満たす成人の割合を増やす
3. 身体活動ガイドラインの有酸素性活動の基準 (中強度 300分 / 週相当以上) を満たす成人の割合を増やす
4. 身体活動ガイドラインの筋力向上活動の基準 (2日 / 週以上) を満たす成人の割合を増やす
5. 身体活動ガイドラインの有酸素および筋力向上活動の基準をともに満たす成人の割合を増やす
6. 有酸素性活動を十分に行う青少年の割合を増やす
7. 筋力向上活動を十分に行う青少年の割合を増やす
8. 有酸素性活動と筋力向上活動をともに十分に行う青少年の割合を増やす
9. 有酸素性活動を十分に行う子ども (6-13歳) の割合を増やす
10. 徒歩や自転車で移動する成人の割合を増やす
11. 徒歩や自転車で移動する青少年の割合を増やす
12. スポーツを行う子どもや青少年の割合を増やす
13. スクリーンタイムが1日1時間以内の子ども (2-5歳) の割合を増やす
14. 子ども (6-17歳) に対するスクリーンタイムの制限に関するアメリカ小児科学会の推奨に従う保護者の割合を増やす
15. 子ども (3-5歳) が1日60分以上の身体活動を行う保育施設の割合を増やす
16. 平日は毎日、学校体育活動に参加する青少年の割合を増やす
17. 関節炎により活動が制限される成人の割合を減らす
18. 関節炎のある成人が身体活動に関するカウンセリングを受ける割合を増加させる
19. 身体的または認知的な健康問題を抱える高齢者のうち、身体活動を行う人の割合を増やす
20. 肥満のある成人が医療機関を受診する際、減量、栄養、または身体活動に関するカウンセリングを受ける割合を増やす
21. 従業員の運動プログラムを提供する職場の割合を増やす

Healthy People 2030より作成

り、両機関の関係を強化し、身体活動と健康増進施策に関する連携を加速するねらいがある。

また、イギリス国内にはソーシャル・マーケティングの専門機関である国立ソーシャルマーケティングセンター（National Social Marketing Centre）があり、身体活動促進を含めたさまざまなプロジェクトに普及戦略立案・評価等の支援を行っているほか、2010年に内閣府のもとに発足したBehavioural Insights Team（通称ナッジ・ユニット）は、行動科学をさまざまな政策に適用したプロジェクトを主導している（2014年より独立運営）。

こうした行政組織間をつなぐ人事、そして普及施策を科学的にささえる専門機関の設置は、わが国における政策推進のありかたを検討する上でも参考になるだろう。

また、イギリスでは2015年からActive Lives Surveyにて国民のスポーツや身体活動の実践について継続的に調査が行われている。この前身はActive People Survey（2005～2016年）であるが、調査方法が電話インタビューからウェブ調査（案内状が郵送されるpush-to-web方式）に変わるとともに、調査項目も変更されている。また、2012年度のActive People Surveyからガーデニングが項目に追加されるなど、健康部門との連携を強化する中で、狭義のスポーツから広義の身体活動を重視した調査へと変化している。時代に即した変化とも捉えられる一方、人びとの行動の長期的な変化が把握できなくなり、頻繁な調査内容・方法の変更については、政策評価への活用が困難になるなどデメリットも大きい。

□ オリンピック開催国におけるスポーツ・身体活動実践のレガシー

2021年夏、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行が続く中、東京2020大会が開催された。オリンピックの開催・招致にあたっては、国民全体の身体活動とスポーツを促進し、健康増進に寄与することが、都市、経済、環境面等と合わせて、レガシーの柱のひとつとして期待されるようになってきた。イギリスの医学誌「ランセット」は、ロンドン2012大会を契機に、オリンピック開催年に身体活動特集（Physical Activity Series）を発刊している。2021年7月に東京大会に合わせて出版された特集論文では、過去のオリンピックが開催国における国民のスポーツ実践や身体活動に与えた影響を検証している。その分析によると、北京

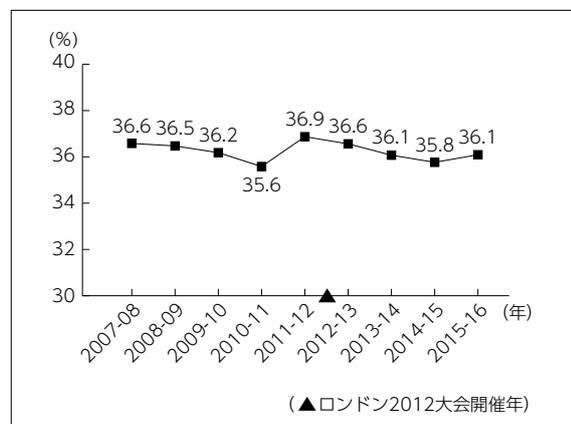
2008大会以降、すべての夏季大会において、国民や開催都市住民のスポーツ実践や身体活動の促進が、期待されるレガシーとして公式文書等で明言されるようになった。しかし、分析できたほとんどの国もしくは都市において、オリンピックの開催前後で国民・住民のスポーツ実践率や身体活動量に変化がないことが明らかとなった（図4-10）。

また、東京2020大会を対象とした別の研究でも、大会前の2020年時点までの分析として、開催が決定した2013年の前後7年間（2006～2020年）のスポーツ実施率・身体活動に関する複数の全国調査データを分析した結果、開催決定をきっかけとした国民のスポーツ実施率や身体活動量の変化は確認されなかった。少なくとも2020年時点では、国民のスポーツ実践に関わるレガシーはまだ達成されていなかったと評価できる。

先のThe Lancet論文やほかの論文では、国民の運動に対する「関心」については高まった可能性が示されている。今後は、意識だけでなく、国民のスポーツ実践や身体活動の普及といった「行動」の変容につなげるためのより科学的かつ戦略的な取り組みを、関係機関が一体となって多面的に進める必要がある。また、パラリンピックを契機として、障害のある人びとのスポーツ・身体活動実践につなげられるかについても、今後の検証と取り組みが求められる。

（鎌田真光）

図4-10 2012年ロンドン・オリンピック前後のイギリスのスポーツ実施率



注 Active People Surveyの数値をもとに作成されている。
Bauman et al.(2021)

Ⅲ 社会課題を解決する健康スポーツ

□ 健康に資するスポーツ実施率の向上とは

2022年4月に第3期スポーツ基本計画が施行された。施策の最大の目標は第2期の計画を引き継ぎ、スポーツ実施率の向上である。スポーツ振興の計画であるから、目標としては妥当と思われる一方で、それが何をもたらすのかという議論が出てきた。特に健康を意識した場合には何でもよいというわけではなく、目的に応じた実施方法がある。厚生労働省の施策である「健康日本21」ではすでにエビデンスを踏まえて設定しており、国民向けのパンフレットまで提供している。本章ではこれらの情報をスポーツ関係者に理解し活用してもらえるよう、より具体的に掲載した。また、わが国の成人の1日の座位行動時間が世界で最も長く、健康への影響も危惧されることから「いかにして座位行動を減らすか」という視点からも、スポーツを実施することで解決の糸口が見つけられるよう、現状について情報提供した。

□ スポーツに「誰もがアクセスできる」環境整備

スポーツの価値を高めるための新たな「3つの視点」が提示されたのも第3期基本計画の特徴といえよう。3つの視点とは、①スポーツを「つくる/はぐくむ」②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」③スポーツに「誰もがアクセスできる」である。特に③の視点はスポーツ実施率向上には必須の課題であり、今や個人の興味や関心、学びに頼るのは限界があることが示されている。実は「誰もがアクセスできる」環境整備についてはすでに多くの自治体や企業において、さまざまな工夫がなされ好事例が報告されている。経済産業省における企業を対象にした「健康経営」、厚生労働省・総務省関連では自治体を対象とした「スマートウエルネスシティ（健幸都市）」、スポーツ庁では企業を対象とした「スポーツエールカンパニー」や自治体・団体・企業を問わず「Sport in Lifeプロジェクト」を実施している。参考になるアイデアが報告されているものの、残念ながらスポーツ関係者がこれらの情報に触れる機会が少ないため、本章では好事例を紹介し、スマートウエルネスシティについてはコラムで取り上げた。

□ 諸外国におけるスポーツとは身体活動

諸外国ではスポーツにこだわらず、レジャー・レクリエーションも含めて身体活動の促進を進めている。運動不足が健康に与える影響が大きく深刻な問題であることが多くの研究で報告されており、本章において関連する研究が紹介されている。わが国においても非感染性疾患を除いた死因の中では運動不足が3位に位置づけられるほどであり、解決すべき政策課題である。さらに近年では座位行動の健康への影響が報告されており、身体活動の促進と合わせて座位行動をいかに減少させていくかという課題も出てきた。どのようにしたら人びとは動くのか、またそれを定期的に継続していくためには何が必要なのか。WHOではアクティブライフと称してガイドラインを示している。

スポーツ庁ではスポーツが生活の中に当たり前に入る日常が理想であるとして、「スポーツ実施率向上のための行動計画」においては「スポーツ・イン・ライフ」をキャッチフレーズに掲げた。この行動計画では、対象を分けてそれぞれの特徴や課題を踏まえた取り組みが示されている。また、その取り組みは誰が担うのか、施策に取り組む主体を国、地方自治体、産業界、スポーツ団体等、学校等、医療福祉関係者として、取り組みごとに明示している。関係者による積極的な活用が期待されるが、そのためにもこの行動計画の存在を広く広報する必要がある。

□ スポーツ実施の健康への貢献は継続がキーワード

わが国において健康づくりは厚生労働省が中心となって推進してきた。これについては本章第Ⅰ節で説明している。しかしながら、その事業評価は目標にいたらず、むしろ悪化する傾向が報告されている。これらの改善のためには社会環境の整備も含めて多様な施策が必要であろう。このような状況の中、2018年からスポーツ庁と厚生労働省の連携会議が設置された。これは健康づくりのための身体活動促進と、スポーツを楽しんで継続することで結果的に健康になるという2つのアプローチを同時に考える機会となり、課題解決の大いなる一歩と思われる。また本章第Ⅱ節でも示されている自治体や企業の有効な取り組みや、諸外国の実施体制はいずれもひとつ

の部署で達成している取り組みではなく、連携が重要なキーワードとなっている。WHOは2018年に身体活動の世界的行動計画としてシステムズ・アプローチという考え方を提示した。これからのスポーツ実施支援のありかたとして参考になるものと思われる。

□ 東京2020大会のレガシーの継承・発展

2021年に1年遅れの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された。これを踏まえて第3期基本計画では今後、この経験を活かすべく重点施策が示されている。先に実施されたロンドン2012大会でのレガシーについて評価が出たので、本章第Ⅱ節で解説している。わが国にとって今後の施策について参考になる点があるのか、現時点では不明だが、このように評価することの重要性は高く今後の取り組みに期待したい。

□ 継続には評価が重要、 PAIREM (ペアレム) で可視化

健康スポーツにおいては特に、実施後の評価が重要になり、やりっぱなしではなく、目的が達成できたのか、効果があったのかの適切な可視化が必要である。これまでの自治体の事業評価はプロセス評価が主であったが、限られた財源を効率よく利用するためにはアウトカム評価（成果）が求められるであろう。具体的にはどのようにしたらよいか、本章第Ⅱ節の自治体の取り組みの中で、事業評価をするためのモデル（PAIREM：ペアレム）が紹介されている。今後はこのようなモデルを用いた取り組みの可視化および評価が求められていくと思われる。

□ 健康スポーツ関連の人材育成と 活用が課題

健康スポーツは「健康」という名称がついたところで、今まで以上に実施効果が期待され、エビデンスに基づくプログラム指導が求められる。この点において、これまでのスポーツ指導者とは異なる専門性や資質が必要とされるであろう。すでに健康運動指導士や健康運動実践指導者は育成されており30年余りが経過している（第9章、P.215）。同時期に、労働者の健康増進のためにヘルスケア・トレーナーの育成も始まっていた。これらはいずれも健康を意識した運動指導者であり、今後の健康スポーツを牽引する指導者であるともいえる。またこれらの資格以外にもフィットネス関連の資格をもつ指

導者も多く存在し、このような資格保有者が活躍する場はますます増えるものと思われる。今後は有資格者の社会的地位向上や、適材適所で活躍できる場の確保も課題のひとつといえよう。

□ 子どもの健康も重要課題

健康というとその対象が成人や高齢者になっている施策が多いが、2022年度より中学校の運動部活動において、週末は学校ではなく地域で担っていく試みが始まった（第1章、p.30）。これはわが国の子どものスポーツ振興のドラスティックな改革といえる。子どもにとって運動部活動は身体活動量を確保できる貴重な機会であるが、スポーツは楽しいものとしてより多くの子どもたちが積極的に参加するようにどのように整備していくのか、新たな課題が出てきたといえよう。

（萩裕美子）



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

第5章 子どものスポーツ

I 子どもの体力向上のための施策

1. これまでの国の取り組み

子どもの体力・運動能力は1985年頃から現在まで30年以上にわたり低下傾向が続いている。2002年の文部科学省中央教育審議会スポーツ・青少年分科会による答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」では、子どもたちに求められる体力の目標と、行政や学校・地域・家庭が取り組むべき施策が提言された。この答申を受け、文部科学省は子どもの体力向上に向けたキャンペーン活動や実践事業を開始した。

文部科学省やスポーツ庁がこれまで実施してきた子どもの体力・運動能力向上のための取り組みを整理するとともに、2017年以降の事業内容について概説する。

□ 文部科学省・スポーツ庁の取り組み

表5-1に2004～2017年度に実施された事業を示した。この期間では、小学生を対象とした体力向上プログラムの実践や生活習慣・運動習慣の改善の取り組み、幼児の基本的な動作（走る、跳ぶ、投げる等）の実態調査や運動プログラムの効果検証とともに、その成果として「幼児期運動指針」が2012年度に制定された。また、小学5年生と中学2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が2008年度に開始され、継続的に実施されている。小・中学校では家庭・地域・学校が連携した取り組みも行われた。

次に、2017～2021年度に実施された事業を①～⑤に示した。

① 子供の運動習慣アップ支援事業（2017～2019年度）

日常的な運動習慣を身につけ、基本的な体の動きを獲得すべき年代の子どもに対し、運動遊びプログラムを通じて、楽しみながら多様な動きを身につける機会の提供、また、保護者を中心に、幼少期における運動遊びの重要性の啓発を目的とした事業である。

内容は主に4つの取り組みに重点が置かれた。①運動遊びプログラムを通じて子どもたちが主体的に活動でき

るよう遊びを引き出すプレイリーダーおよびインストラクターの養成、②幼稚園や保育園等にプレイリーダーを派遣して、幼児に運動遊びプログラムを提供し、多様な運動を身につけるとともに、体を動かす楽しさを体感してもらうことでその後の運動習慣の向上を図る、③保護者を対象とした幼少期における運動遊びの重要性の啓発、④これら一連の事業の水平展開を容易にするためのマニュアルの作成であった。

事業にはスポーツ団体や民間企業、地方自治体が参加し、講習会の開催や子どもの実態や課題に応じたプログラムの作成と効果検証、幼児の身体活動量や保育者・保護者の意識等の把握が行われた。これまで現場で感覚的に行われていた運動遊びが、活動量計等を用いて運動強度や歩数を収集することによってその内容が可視化され、データに基づくプログラムの企画・改善や保育現場の工夫の重要性が確認された。また、運動遊びの機会を増やすためには保育現場と家庭との連携が必要になるため、保護者の関心を維持できる取り組みや工夫が課題として示されている。

事業に参加した（公財）日本スポーツ協会（JSPO）からは「アクティブ・チャイルド・プログラム」の実績に基づく実施マニュアル、ミズノ（株）からはさまざまな基本的な動きを経験できる運動遊びを紹介した「運動あそびBOOK」が作成された。

表5-1 文部科学省・スポーツ庁における子どもの体力向上のための取り組み（2004～2017年度）

年度	主な取り組み
2004～2006年度	子どもの体力向上実践事業
2007～2009年度	体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究
2008年度～ 2012年度	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 幼児期運動指針の策定
2012～2013年度	幼児期の運動促進に関する普及啓発事業
2014～2015年度	幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業
2013～2015年度	地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業
2016～2017年度	子どもの体力向上課題対策プロジェクト

SSF「スポーツ白書」(2020)より作成

②幼児期の運動習慣向上好事例調査 (2018年度)

スポーツ政策調査研究事業として、幼児期運動指針等を踏まえた運動プログラムやプレイリーダーを効果的に活用した幼少年期の運動習慣向上に寄与している好事例の調査が行われた。自治体や民間企業、NPO 法人における「園内での運動プログラムの普及や指導」「遊び環境づくり・運営」「プレイリーダーの育成」「保護者への啓発」「その他（送迎）」についての取り組み事例が示され、いずれも「運動遊びを通して運動を好きにならう、運動を楽しんでもらう」といった点が重視されている。また、普及のためのポイントや工夫のほか、幼児期の運動習慣向上の取り組みの主な課題として、①自治体での取り組みの定量的な評価方法、②保護者への取り組み意図の伝え方、③ボランティア等の協力者の確保、④地域全体で運動プログラムを普及できる体制づくり、⑤保育者のモチベーション維持があげられている。

③学校における体育・スポーツ資質向上等 推進事業 (2017～2021年度)

体育・保健体育の授業において現場が抱えている諸課題に対し、①解決のためのプログラムを開発し全国的な普及を促進する、②質の高い授業の実践により体育・保健体育の授業の充実を図ることを目的とした事業である。

2017～2019年度は地方自治体と大学が参加し、運動が苦手な児童生徒や運動に意欲的でない児童生徒への指導の充実のため、指導法についての実践研究が行われ、教材や指導資料が作成された。具体的には、ボール運動系や陸上運動系などの授業プログラムの開発が行われた。

2020年度は家庭での体育・保健体育学習を進める際の参考例として、全国都道府県・指定都市教育委員会学校体育担当指導主事研究協議会において「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」が作成された。学習コンテンツは、小学校では「体づくり運動系」「器械運動系」などの6領域と「保健」、中学校と高等学校では「器械運動」「陸上競技」などの5領域と「保健」のすべてを網羅できる内容となっている。児童生徒が自主的に放課後や休日に運動に取り組めるよう、各領域について「知識及び技能編」「思考力、判断力、表現力等編」「体力編」で構成された資料と学習の記録を残すための学習カードも作成された。

○小学校体育（運動領域）指導の手引 ～楽しく身に付く体育の授業～の作成

2021年度は、児童が楽しく夢中になり、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力が身につく体育の授業づくりを目指した、教師向けの「体育（運動領域）指導の手引」が作成された。技の完成度を高める、記録への挑戦だけを目指すのではなく、「知識及び技能」の習得とともに、「思考力、判断力、表現力等」を育成し、「学びに向かう力、人間性等」を涵養することの重要性が示されている。併せて、具体的な指導・支援の方法と児童の姿をもとにした評価、また、その評価を次の指導に活かしていくプロセスが強調されている。

指導の手引は、「小学校学習指導要領」（平成29年告示）解説体育編に示された内容をもとに、授業づくりのポイントが把握できるような資料であり、特に運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への配慮のための具体的な指導・支援例や学習評価の方法が示されている。各単元の目標や全体の指導内容と評価の計画のほか、本時の目標と展開もイラストとともにわかりやすく示されているため、指導経験の少ない教師や、体育授業に苦手意識をもつ教師なども短時間で効率よく授業の準備を行うことができ、かつ小学校体育の6領域すべてを網羅できる内容である点が特徴である。

④コロナ禍における体育、保健体育の教師用 指導資料の作成 (2020年度)

コロナ禍においても実技を含む体育・保健体育の授業で児童生徒の学びを保障するため、教師向けに体育・保健体育の指導用の動画資料が作成された。小学校、中学校、高等学校の体育・保健体育の各領域の授業について、基本的な感染症対策を踏まえた指導の工夫例が示され、スポーツ庁公式YouTube（ユーチューブ）チャンネルに公開されている。

⑤子供の運動不足解消のための運動機会創出 プラン (2020年度) 子供の運動遊び定着のための官民連携推進 事業 (2021年度)

新型コロナウイルスの感染リスクに備えた全国の学校に対する一斉の臨時休業と、全国的なスポーツイベントの中止に起因する子どもの運動不足による体力低下への対策として実施された。子どもが安心・安全に楽しく気軽に運動・スポーツに親しめる機会を創出するため、日本スポーツ協会が開発した運動遊びプログラム「アク

ティブ・チャイルド・プログラム」(ACP)が活用された。

2020年度は、都道府県体育・スポーツ協会が地方自治体と連携し、また市区町村スポーツ少年団や都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等とも協力しながら、全国およそ760ヵ所の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において幼児や小学生を対象としたACPを取り入れたイベントが開催された。

2021年度では、子どもの運動習慣の定着を目指す取り組みが継続的に推進されるよう、各都道府県の実情に合わせて地方自治体やスポーツ関連団体、民間企業等の有識者による会議体(推進プロジェクト)が設置され、幼児や小学生を対象としてACPを取り入れたイベントや教室が実施された。併せて実践の効果を検証するデータの収集も行われた。

□ 第3期スポーツ基本計画における子どもの体力向上施策

2022年3月に策定された第3期「スポーツ基本計画」における子どもの運動習慣の確立と体力向上施策のポイントとして、①体育・保健体育の授業の充実、②小学校高学年での体育専科教員の配置、③授業間の休憩時間を活用した外遊び等の体力向上の継続的な取り組みの改善、④幼児期からの運動習慣の形成(幼児期運動指針やACPの活用等を通じた運動遊びの機会の充実)があげられる。

2022年度では「幼児期からの運動習慣形成プロジェ

クト」として、幼児期からの運動遊び普及事業と保護者等の運動遊びに関する行動変容調査の2つの取り組みが行われた。

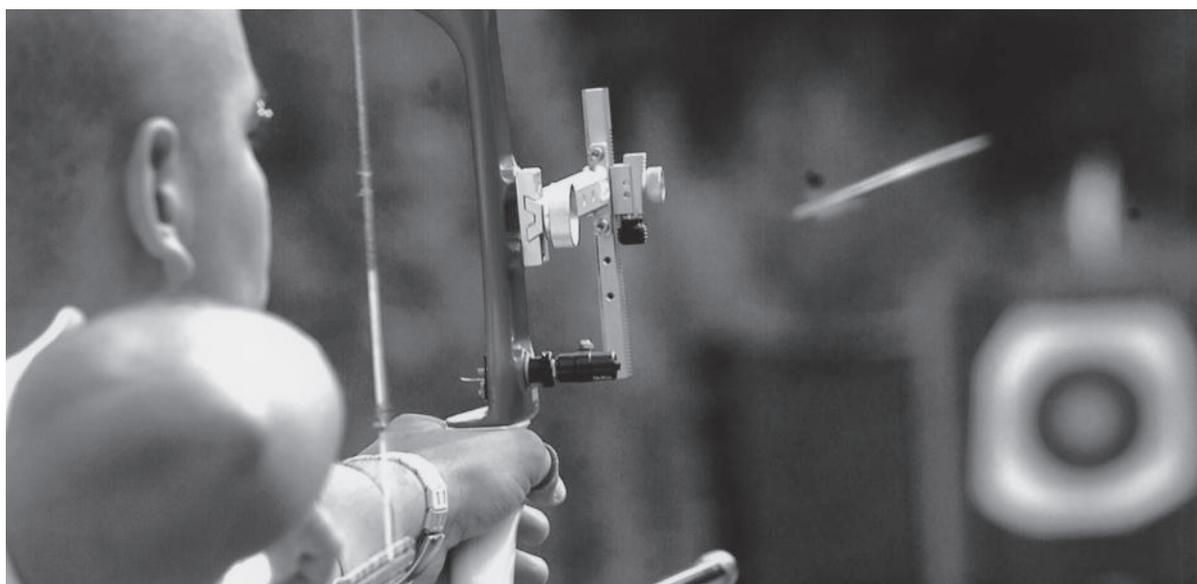
□ こども家庭庁の設置・こども基本法制定

2021年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、2022年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が制定された。2023年4月設立のこども家庭庁は、内閣府の外局として設置され、各府省庁に分かれている子ども政策に関する司令塔として、一元的に企画・立案・総合調整を行い、主に文部科学省と密接に連携していく。

子ども政策の基本理念として「全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上」が示されており、心と身体の健康の保持増進を目指す取り組みが行われる。また、就学前の子どもの育ちの保障や放課後の子どもの居場所づくりも主導する。その取り組みとして幼稚園教育要領・保育所保育指針の統一が進められ、それらの共通の概念である「遊び」の重要性が示される。

さらに、子どもの性的被害の防止として教育・保育施設等や子どもが活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など)等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み「日本版DBS」(Disclosure and Barring Service: 前歴開示および前歴者就業制限機構)の導入に向けた検討が進められている。

(武長理栄)



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

Ⅱ 子どもの体力・運動能力、運動・スポーツ実施の現状と取り組み

1. 体力・運動能力の推移

国民の体力・運動能力調査が開始された1964年以降の体力・運動能力の推移を踏まえて、スポーツ庁は第1期と第2期のスポーツ基本計画において、子どもの体力に関して、1985年頃の体力水準を上回る、あるいは引き上げるといった施策目標を掲げた。第3期計画では、新体力テストの総合評価がC以上である子どもを増加させるという目標に変更された。

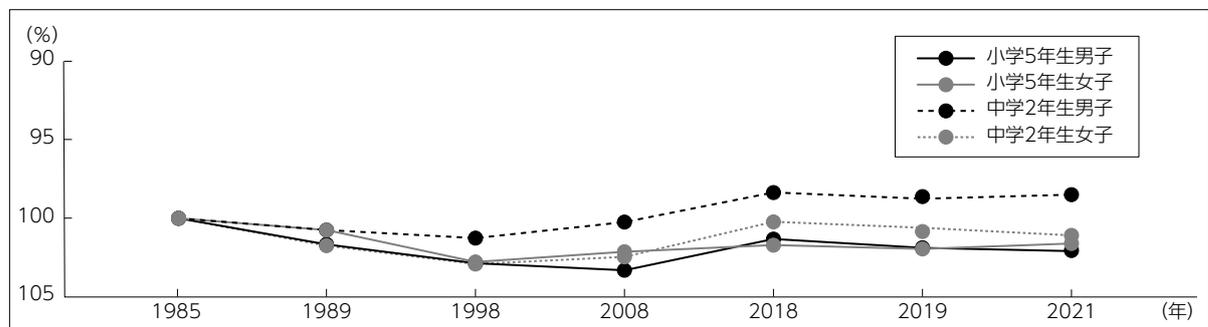
図5-1と図5-2に、文部科学省・スポーツ庁「体力・運動能力調査」における小学5年生と中学2年生の50m走とボール投げの記録の推移を示した。1985年の平均値を100%とし、1989年、1998年、2008年、2018年、2019年、2021年（2020年は新型コロナウイルス

感染拡大により例年どおりの調査ができなかったため除く）の相対的变化を示している。50m走の記録は1998年まで低下し、その後2008年までは横ばい、2018年には上昇傾向が多くの特集で確認できるが、2019年以降はその傾向が鈍化した。

一方、ボール投げの記録は2008年までは50m走と類似した傾向を示すが、その後2018年、そして2019年以降はさらに低下する傾向にあり、1985年と比べると低下の程度は50m走よりも大きい。

図5-3と図5-4に、体力・運動能力調査における体力合計点の経年変化として、新体力テストに変更となった1998年を100%とした相対的变化を示した。男女ともにいずれの年齢においても上昇傾向が確認できるが、2019年以降はその傾向が鈍化した。

図5-1 50m走の推移（小学5年生と中学2年生）



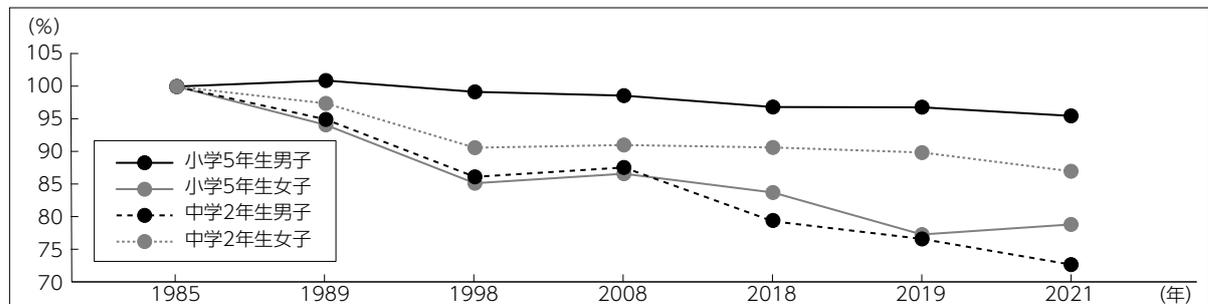
注1 1985年の平均値を100%とする相対値。

注2 2020年は新型コロナウイルス感染拡大のため例年どおりの調査ができなかったため除く。

注3 50m走のため縦軸の数値は反転している。

文部科学省・スポーツ庁「体力・運動能力調査」(1985～2021)より作成

図5-2 ボール投げの推移（小学5年生と中学2年生）



注1 1985年の平均値を100%とする相対値。

注2 2020年は新型コロナウイルス感染拡大のため例年どおりの調査ができなかったため除く。

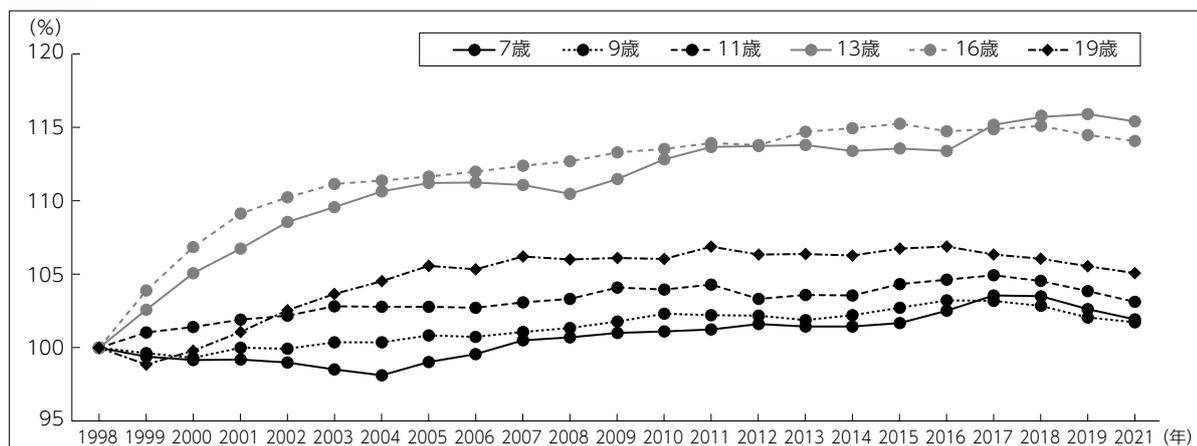
文部科学省・スポーツ庁「体力・運動能力調査」(1985～2021)より作成

文部科学省・スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、学習以外でテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面をみている時間（スクリーンタイム）を調査している。小学5年生と中学2年生のいずれも増加傾向にあり、2021年度の増加が著しい。2021年度ではスクリーンタイムが2時間以上の割合が小学5年生と中学2年生男女ともに50%を超えた（図5-5）。同調査では、肥満傾向者の割合も報告している。過去10年間大きな変動を示していなかった小学5年生と中学2年生の肥満傾向者の割合が新型コロナウイルス感染拡大以降に、これまでと異なる増加傾向を示した。コロナ禍が子どもの運動・生活環境に影響を及ぼし、身体の変化をもたらしている様子がうかがえる。（鈴木宏哉）

2. 子ども・青少年の運動・スポーツ実施状況

笹川スポーツ財団（SSF）では、放課後や休日における子どもの運動・スポーツ実施率や子どもを取り巻くスポーツ環境を把握することを目的とした「子ども・青少年のスポーツライフに関する調査」を2年ごとに実施している。2001年に始動した10～19歳を対象とした「10代のスポーツライフに関する調査」では、10代での運動・スポーツ実施の二極化傾向を明らかにしたが、その傾向は9歳以下の子どもたちの間ですでに表れているのではないかと推察され、年中児から小学校3・4年生までの子どもを対象とした「4～9歳のスポーツライフに関する調査」を2009年より開始した。

図5-3 新体力テスト合計点の経年変化（男子）

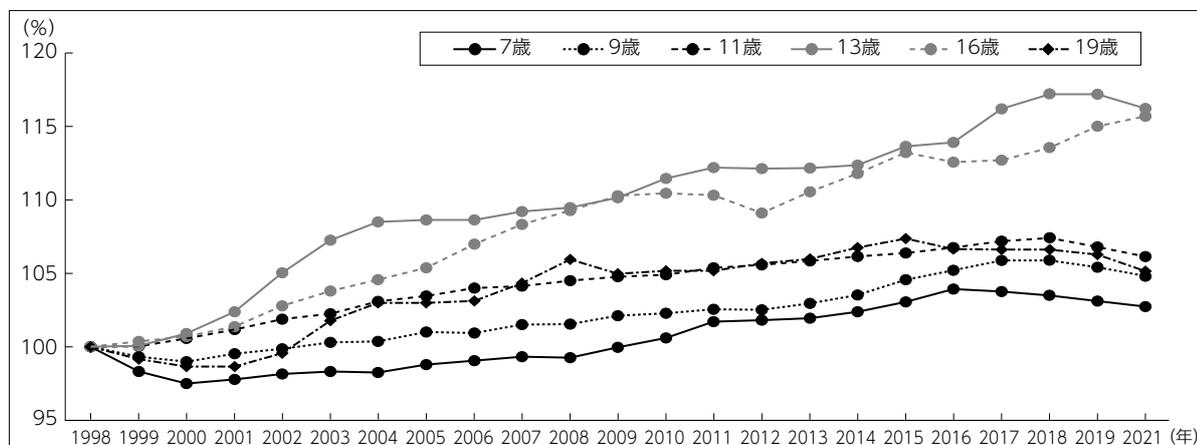


注1 1985年の平均値を100%とする相対値。

注2 2020年は新型コロナウイルス感染拡大のため例年ごとの調査ができなかったため除く。

文部科学省・スポーツ庁「体力・運動能力調査」(1998～2021)より作成

図5-4 新体力テスト合計点の経年変化（女子）



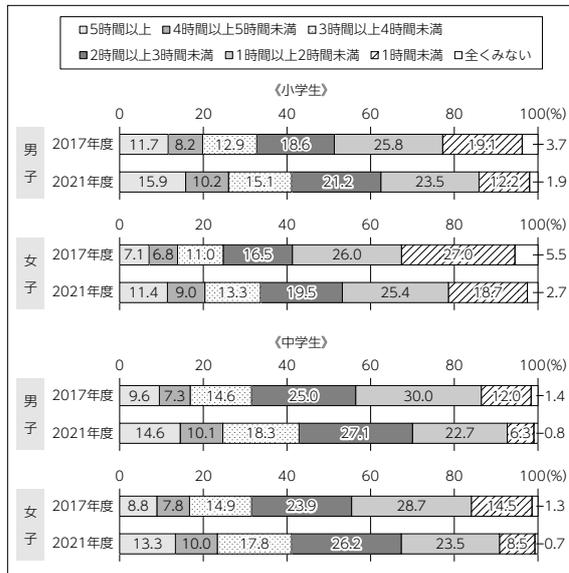
注1 1985年の平均値を100%とする相対値。

注2 2020年は新型コロナウイルス感染拡大のため例年ごとの調査ができなかったため除く。

文部科学省・スポーツ庁「体力・運動能力調査」(1998～2021)より作成

2017年からは学校期ごとのより詳細な分析が可能となるよう対象年齢を広げ、未就学児から小学生年代を対象とした「4～11歳のスポーツライフに関する調査」、中学・高校・大学生年代までを対象とした「12～21歳のスポーツライフに関する調査」を実施し、4歳から21歳までの幼少年期、青少年期の運動・スポーツ実施状況を連続して把握している。

図5-5 テレビやゲームの画面をみる時間の経年変化（小学生・中学生）



スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」(2021)より作成

表5-2 4～11歳の運動・スポーツ実施頻度

実施頻度群	基準
非実施群	非実施 (0回/年)
低頻度群	年1回以上週3回未満 (1～155回/年)
中頻度群	週3回以上週7回未満 (156～363回/年)
高頻度群	週7回以上 (364回以上/年)

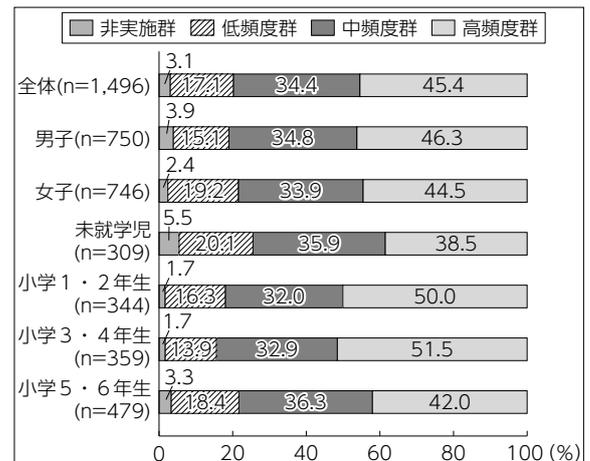
SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)

図5-6 4～11歳の運動・スポーツ実施状況（全体・性別・就学状況別）

4～11歳の運動・スポーツ実施状況を把握するために、運動・スポーツ実施頻度群を設定している(表5-2)。過去1年間に運動・スポーツをまったく行わなかった者を非実施群、年1回以上週3回未満(年間1～155回)を低頻度群、週3回以上週7回未満(年間156～363回)を中頻度群、週7回以上(年間364回以上)を高頻度群とした。なお、幼稚園や保育園、学校の授業や行事での運動・スポーツ活動は除いている。

図5-6にその結果を全体・性別・就学状況別に示した。全体では、非実施群3.1%、低頻度群17.1%、中頻度群34.4%、高頻度群45.4%となっている。半数が活発に運動する子どもであるが、過去1年間に運動・スポーツをまったく行わなかった非実施群や週3回未満の低頻度群に該当する不活発な子どもが2割にのぼる。

図5-6 4～11歳の運動・スポーツ実施状況（全体・性別・就学状況別）



注 就学状況別のn数は「その他」を除くため全体の母数と一致しない。SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

表5-3 4～11歳の運動・スポーツ種目別実施率（よく行った種目、上位10種目：全体・性別、複数回答）(%)

全体 (n = 1,449)			男子 (n = 721)			女子 (n = 728)		
順位	種目	実施率	順位	種目	実施率	順位	種目	実施率
1	おにごっこ	57.3	1	おにごっこ	56.7	1	おにごっこ	57.8
2	自転車あそび	30.3	2	サッカー	39.1	2	なわとび(長なわとびを含む)	37.9
3	なわとび(長なわとびを含む)	30.2	3	ドッジボール	35.9	3	ぶらんこ	32.8
4	ドッジボール	29.2	4	自転車あそび	30.1	4	自転車あそび	30.5
5	水泳(スイミング)	27.3	5	水泳(スイミング)	28.8	5	鉄棒	28.2
6	ぶらんこ	26.8	6	なわとび(長なわとびを含む)	22.3	6	水泳(スイミング)	25.7
7	サッカー	22.5	7	ぶらんこ	20.7	7	ドッジボール	22.5
8	鉄棒	21.3	8	かくれんぼ	18.4	8	かくれんぼ	21.2
9	かくれんぼ	19.8		かけっこ	18.4	9	かけっこ	15.8
10	かけっこ	17.1	10	鉄棒	14.3	10	バドミントン	12.0

注 「よく行った」種目：過去1年間に行った運動・スポーツのうち、実施回数の多い種目。

SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

性別では中頻度群と高頻度群を合わせると、男子が81.1%、女子は78.4%であり、男子が女子を2.7ポイント上回る。

就学状況別では、高頻度群をみると未就学児38.5%、小学1・2年生50.0%、小学3・4年生51.5%、小学5・6年生42.0%となる。未就学児から小学3・4年生にかけて高頻度群の割合は増加するが、小学5・6年生になると減少する。一方で、非実施群と低頻度群を合わせた割合は小学3・4年生をピークに16%程度まで低下するが、小学5・6年生になると増加に転じ21.7%となる。

○4～11歳のよく行った運動・スポーツ種目

表5-3に4～11歳の過去1年間に「よく行った」（実施頻度が高い）運動・スポーツ種目について、実施率の上位10種目を全体・性別に示した。全体では「おにごっこ」の実施率が57.3%と最も高く、以下「自転車あそび」「なわとび（長なわとびを含む）」「ドッジボール」「水泳（スイミング）」と続く。また、2019～2021年にかけて、人との身体接触が少ない「なわとび（長なわとびを含む）」や「鉄棒」といった種目の実施率が増加しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響が考えられる。

性別にみると、男子が「おにごっこ」「サッカー」「ドッジボール」「自転車あそび」「水泳（スイミング）」の順、女子が「おにごっこ」「なわとび（長なわとびを含む）」「ぶらんこ」「自転車あそび」「鉄棒」の順となる。男子は、中学校期・高校期で人気の高い「サッカー」を4～11歳の頃から実施している一方で、女子は「運動あそび」が主要な活動となっている。

□12～21歳の運動・スポーツ実施状況

表5-4に「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」で設定している12～21歳の運動・スポーツ実施レベルの基準を示した。運動・スポーツ実施状況を頻度、時間、運動強度の3つの観点から分類している。

過去1年間に運動・スポーツをまったく行わなかった者を「レベル0」、年1回以上週1回未満（1～51回／

表5-4 12～21歳の運動・スポーツ実施レベル

レベル	基準
レベル0	非実施（0回／年）
レベル1	年1回以上週1回未満（1～51回／年）
レベル2	週1回以上週5回未満（52～259回／年）
レベル3	週5回以上（260回以上／年）
レベル4	週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上

SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」（2021）

年）を「レベル1」、週1回以上週5回未満（52～259回／年）を「レベル2」、週5回以上（260回以上／年）を「レベル3」、週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上を「レベル4」とした。なお、学校の授業や行事での運動・スポーツ活動は除いている。

図5-7に12～21歳の運動・スポーツ実施レベル別の割合を全体・性別・学校期別に示した。全体では、過去1年間に運動・スポーツをまったく行わなかった者（レベル0）は19.7%で、およそ5人に1人の割合となる。一方で週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上のレベル4は21.8%であり、運動・スポーツ実施の二極化が確認できる。

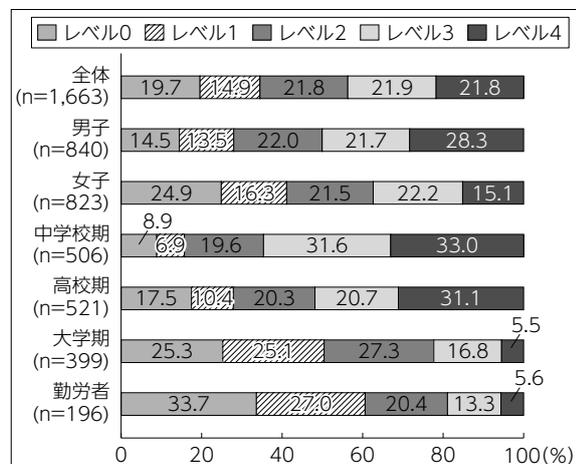
性別にみると、レベル0は男子14.5%、女子24.9%、レベル4は男子28.3%、女子15.1%であるなど、男子は女子に比べて運動・スポーツ実施頻度が高く、レベル0、レベル4でみられる男女差は10ポイント以上となる。さらに、12～21歳の女子の4人に1人が過去1年間にまったく運動・スポーツを行っていない実情が明らかとなる。

学校期別にみると、レベル0の割合は中学校期8.9%、高校期17.5%、大学期25.3%と学校期が進むにつれて増加する。一方「レベル4」は、中学校期33.0%、高校期31.1%、大学期5.5%と学年進行にともなって減少し、特に高校期から大学期にかけて大きく減少する。青少年の運動・スポーツの機会が中学校・高校の運動部活動が中心である現状を確認できる。

○12～21歳のよく行った運動・スポーツ種目

表5-5に12～21歳の過去1年間に「よく行った」（実

図5-7 12～21歳の運動・スポーツ実施状況（全体・性別・学校期別）



注 学校期別のn数は「その他」を除くため全体の母数と一致しない。SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」（2021）より作成

実施率が高い) 運動・スポーツ種目について、実施率の上位10種目を全体・性別に示した。全体では「ジョギング・ランニング」が23.2%と最も高く、次いで「サッカー」「バドミントン」「筋力トレーニング」「バスケットボール」であった。

性別にみると、男子では「サッカー」「ジョギング・ランニング」「野球」「筋力トレーニング」「バスケットボール」の順、女子では「バドミントン」「ウォーキング」「ジョギング・ランニング」「筋力トレーニング」「バレーボール」の順となる。男女ともに2019年から2021年にかけて「ジョギング・ランニング」「筋力トレーニング」「ウォーキング」「なわとび(長なわとびを含む)」などの個人で行うエクササイズ系の種目や、スポーツ系の種目では「バレーボール」「バドミントン」

といった人との身体接触が比較的少ない種目の実施率が増加した。

□ 12～21歳の1日60分以上の活動的な身体活動の状況

図5-8に12～21歳の過去1週間における活動的な身体活動を1日あたり少なくとも合計60分間行った日数を全体・性別・学校期別に示した。「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」では、2019年調査より身体活動を評価でき、国際比較にも利用可能なWHO Health Behaviour in School-aged Children (HBSC) surveyの「身体活動」の質問を用いている。身体活動とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費するすべての動きであり、運動をはじめとする日常生活全般の身体を用いた活動である。心臓が激しく動悸したり息切れしたりするようなスポーツ活動や友だちと遊ぶ、学校に徒歩や自転車で通うなどの生活活動を含む。

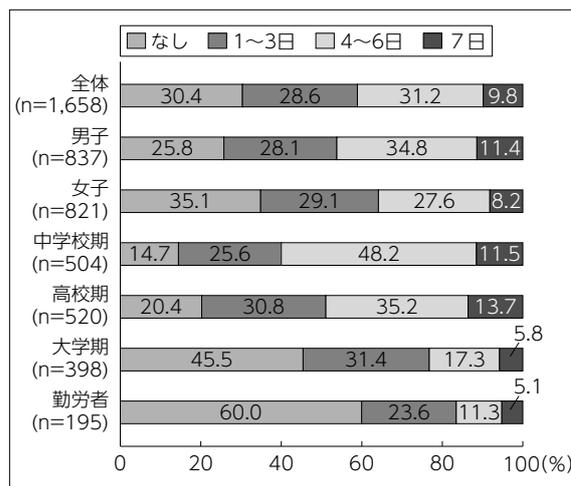
全体では「4～6日」が31.2%と最も多く、次いで「なし」30.4%、「1～3日」28.6%、「7日」9.8%であった。性別にみると、男子では「4～6日」が34.8%と最も多いが、女子では「なし」が35.1%と最も多く、男女で身体活動状況に違いが確認できる。

学校期別にみると、中学校期と高校期は「4～6日」が最も多いが、大学期と勤労者では「なし」が最も多くなる。「なし」は、中学校期14.7%、高校期20.4%、大学期45.5%、勤労者60.0%と学年が上がるにつれて増加する。

○ 政府系調査にみる運動・スポーツ実施状況

SSF「スポーツライフに関する調査」のほかにも、わが国の青少年の運動・スポーツ実施状況の把握に資する調査がある。調査の目的や調査時期、対象年齢などが異

図5-8 1日60分以上の活動的な身体活動の状況 (12～21歳：全体・性別・学校期別)



注1 最近の7日間で心臓が激しく動悸したり息切れしたりするような身体活動を1日あたり少なくとも合計60分間した日数。
注2 学校期別のn数は「その他」を除くため全体の母数と一致しない。SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

表5-5 12～21歳の運動・スポーツ種目別実施率 (よく行った種目、上位10種目：全体・性別、複数回答)

全体 (n = 1,336)			男子 (n = 718)			女子 (n = 618)		
順位	種目	実施率	順位	種目	実施率	順位	種目	実施率
1	ジョギング・ランニング	23.2	1	サッカー	32.0	1	バドミントン	25.2
2	サッカー	20.9	2	ジョギング・ランニング	22.6	2	ウォーキング	24.1
3	バドミントン	19.7	3	野球	18.9	3	ジョギング・ランニング	23.9
4	筋力トレーニング	19.5	4	筋力トレーニング	17.7	4	筋力トレーニング	21.5
5	バスケットボール	16.4	5	バスケットボール	17.5	5	バレーボール	17.8
6	バレーボール	16.3	6	バレーボール	15.0	6	なわとび(長なわとびを含む)	15.0
7	ウォーキング	16.1	7	バドミントン	14.9	6	バスケットボール	15.0
8	卓球	11.9	8	卓球	13.1	8	おにごっこ	14.1
9	おにごっこ	11.7	9	キャッチボール	11.3	9	卓球	10.5
10	野球	10.9	10	おにごっこ	9.6	10	体操(軽い体操・ラジオ体操など)	9.2

注 「よく行った」種目：過去1年間に行った運動・スポーツのうち、実施回数の多い種目。SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

なる複数の調査の比較・検討を通じて、青少年のスポーツライフを多角的に捉えられる。

スポーツ庁「体力・運動能力調査」において、2019年の12～19歳の運動・スポーツ実施頻度を分析すると、「ほとんど毎日（週3～4日以上）」は56.4%、「しない」は16.6%であった。これに相当するSSFの2019年調査の結果は、週3回以上実施者は60.6%、非実施者は18.0%であった。

両調査では、標本抽出法や実施頻度の算出法などが異なっている。実施頻度の算出法を具体的にみると、スポーツ庁調査では、運動・スポーツの実施頻度を4段階の選択肢でたずね、単純集計をしている。一方でSSF調査では、年間の実施頻度が高い上位5種目の実施回数を合算し、週あたりの実施頻度を算出している。いずれの調査も全国規模の標本調査であり、統計上一定の精度が保証される調査設計をしている。それぞれの特徴を踏まえてデータを解釈することが重要である。

(武長理栄)

3. 子ども・青少年のスポーツクラブ・学校運動部活動

□ 4～11歳のスポーツクラブ・運動部への加入状況

SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)では、学校のクラブ活動、民間のスポーツクラブ（スイミングクラブや体操クラブなど）、地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団や地域のスポーツ教室など）への加入状況をたずねている。

図5-9に示すように、4～11歳の加入率は全体で58.3%であった。性別にみると、男子61.8%、女子54.9%と男子が女子を6.9ポイント上回っている。加入率の男女差は未就学児ではみられないが、小学生になると大きくなる。

就学状況別に加入率をみると、未就学児では43.0%、小学1・2年生では53.8%、小学3・4年生では66.2%、小学5・6年生では65.8%であり、小学3・4年をピークに学年が上がるにつれて増加する。小学生では半数以上がスポーツクラブ・運動部に加入している。

図5-10に加入しているスポーツクラブ・運動部の種類を複数回答でたずねた結果を示した。「民間のスポーツクラブ（スイミングや体操クラブなど）」が61.7%と最も多く、次いで「地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団や地域のスポーツ教室、道場など）」が32.3%と続いた。

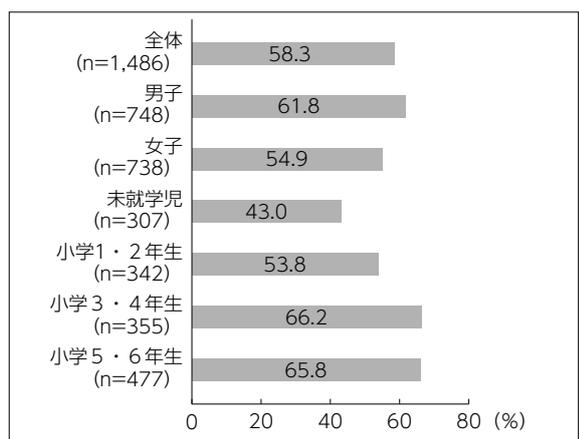
年団や地域のスポーツ教室、道場など」32.3%、「学校のクラブ活動・運動部活動」は24.7%であった。幼少年期の子どもたちにとっては、民間のスポーツクラブが主要な活動の場となっている。

□ 12～21歳のスポーツクラブ・運動部への加入状況

図5-11にSSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)に基づき、12～21歳のスポーツクラブ・運動部への加入率を全体・性別・学校期別に示した。12～21歳のスポーツクラブ（学校のクラブ活動・運動部活動、スポーツ少年団などの地域のスポーツクラブ、スイミングクラブ・体操クラブなどの民間スポーツクラブなど）への加入率は全体で44.6%である。

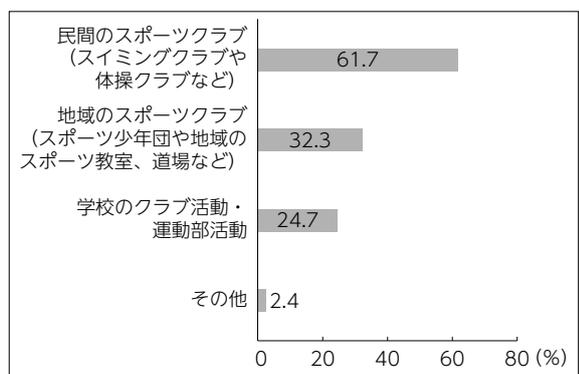
性別にみると、男子52.5%、女子36.6%と男子が女子を15.9ポイント上回っており、幼少年期よりもさら

図5-9 4～11歳のスポーツクラブ・運動部への加入率（全体・性別・就学状況別）



注 就学状況期別のn数は「その他」を除くため全体の母数と一致しない。SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

図5-10 4～11歳の加入しているスポーツクラブ・運動部の種類（複数回答；n = 867）



SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

に男女差が拡大している。

学校期別に加入率をみると、中学校期の加入率が71.0%と最も高い。しかし、高校期になると49.6%、大学期では25.8%と学年が上がるにつれて減少し、高校期がスポーツクラブ加入におけるターニングポイントとなっている。また、勤労者（15～19歳）のクラブ加入率は9.8%であり、ほかの学校期に比べて低い。

図5-12に12～21歳の加入しているスポーツクラブ・運動部の種類を示した。「学校のクラブ活動・運動部活動」が78.7%と最も多く、以下「地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団や地域のスポーツ教室、道場など）」11.3%、「民間のスポーツクラブ（スイミングクラブや体操クラブなど）」8.3%、「学校のスポーツサークル」8.0%と続く。

4～11歳の幼少年期の子どもにとってはスポーツ活動の中心は民間のスポーツクラブであったが、中学生以上

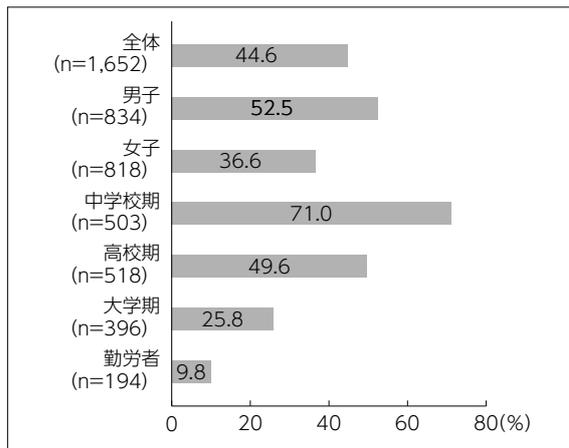
になると学校のクラブ活動・運動部活動がスポーツの主な機会となる。

□ スポーツ少年団の活動状況

表5-6にスポーツ少年団の登録状況とその推移を示した。2021年度の登録状況は、団数2万8,582団、団員数56万9,586人であり、1団あたりの平均団員数は19.9人である。2021年度の全国の設置市区町村数は1,539（全国市区町村比88.4%）である。登録指導者数は10万4,740人であり、1団あたり3.7人となっている。2015年度より1単位団につき複数名の有資格指導者の登録が必要となった。登録指導者のうちスポーツ少年団認定育成員または認定員資格の保有者は10万4,740人であり、資格保有率は100%である。

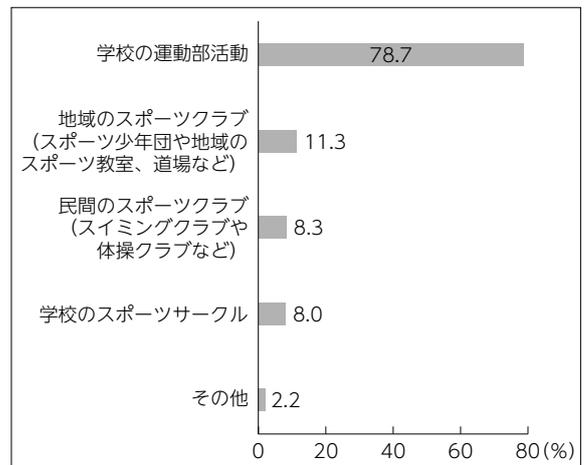
団員の構成比は、性別では男子が69.0%、女子が31.0%であり、学校期別では小学生が85.5%（1～3年

【図5-11】 12～21歳のスポーツクラブ・運動部への加入率（全体・性別・学校期別）



注 学校期別のn数は「その他」を除くため全体の母数と一致しない。
SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

【図5-12】 12～21歳の加入しているスポーツクラブ・運動部の種類（複数回答；n=737）



SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」(2021)より作成

表5-6 スポーツ少年団の登録状況

		2011年度	2016年度	2021年度	
団数		35,685	32,448	28,582	
団員数		834,040人 (5.4%)	701,137人 (4.8%)	569,586人 (0.46%)	
性別	男子	72.0%	69.9%	69.0%	
	女子	28.0%	30.1%	31.0%	
学年別	幼児 (3歳以上)	-	-	0.9% (0.1%)	
	小学生		88.0% (10.6%)	87.2% (9.5%)	85.5% (7.8%)
		1～3年生	23.1%	24.9%	24.6%
		4～6年生	65.0%	62.3%	60.9%
	中学生	11.0% (2.6%)	11.7% (2.5%)	12.3% (2.2%)	
高校生以上	0.9% (0.2%)	1.0% (0.2%)	1.3% (0.2%)		
1団あたりの平均団員数		23.4人	21.6人	19.9人	

注 ()内は全国対象人口に対する少年団員加入率。2021年度より対象人口は以下のデータをもとに算出。
幼児：令和2年度国勢調査（3～6歳）、小学生：令和3年度学校基本調査 小学校 学年別児童数、中学生：令和3年度学校基本調査 中学校 学年別生徒数、16～18歳（高校生年代）：令和2年度国勢調査（16～18歳）。
日本体育協会・日本スポーツ協会「スポーツ少年団育成事業報告書」(2012～2022)より作成

生の低学年が24.6%、4～6年生の高学年が60.9%)、中学生が12.3%、そして高校生以上が1.3%である。

また、全国対象人口に対する少年団の加入率は全体では0.46%であり、学年別にみると幼児0.1%、小学生7.8%、中学生2.2%、高校生以上0.2%となっている。

スポーツ少年団の加入状況を経年で比較すると、2011～2021年度の10年間で登録団数は7,103団、登録団員数は26万4,454人減少している。これに伴い、1団あたりの平均団員数も2011年度23.4人、2016年度21.6人、2021年度19.9人と、1団あたりの規模は小さくなっている。

図5-13は登録団員数別にみた主な活動種目の年次推移である。2021年度では、軟式野球が20.4%と最も多く、次いでサッカー(17.3%)、バスケットボール(11.7%)、複合種目型(10.0%)、バレーボール(8.0%)、剣道(6.5%)の順となっている。

過去10年間ににおける登録率の推移をみると、軟式野球は2011～2015年にかけて4年間で19%台から17%台まで減少したが、2017年から増加傾向に転じ、2020年度以降は20%台で推移している。一方、サッカーは2014年から減少傾向となり、2018年の登録率はピークの2013年(20.0%)と比べて3.2ポイント減少した。近年は横ばい傾向が続いている。また、年間を通じ、さまざまな種目を取り入れて活動する複合種目型は年々減少傾向にあり、2011年16.4%から2021年10.0%と過去10年間で6.4ポイント減少した。特に、2019年から2020年にかけて3.9ポイント減少している。

スポーツ少年団は定期的に活動している団が約98%を占め、主な活動場所は「学校施設」が70.8%と最も多く、次いで「公営施設(町体育館等)」(22.8%)、「民

営施設(道場)」(2.0%)、「商業施設」(0.1%)、「その他」(4.2%)となっている。

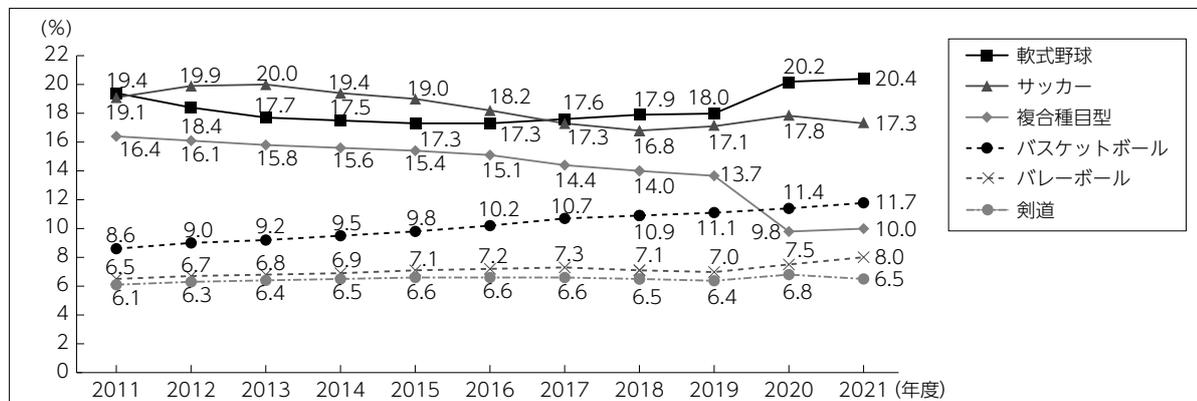
□ 中学校の運動部活動の現状

図5-14に過去5年間(2016～2021年度)の中学校の全生徒数と運動部活動加入率の推移を示した。全体をみると、少子化に伴って生徒数の減少が続いている中、運動部活動への加入率も緩やかに減少の傾向がみられる。



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

図5-13 スポーツ少年団の登録団員数にみる主な種目別構成比(登録率)の推移



注 登録団員総数に占める活動種目別の団員数の割合。 日本体育協会・日本スポーツ協会「スポーツ少年団育成事業報告書」(2012～2022)より作成

加入率を性別にみると、2016年度から2021年度にかけて男子では75.4%から69.5%、女子では55.1%から52.9%と過去5年間で減少傾向にある。男女の加入率は、2016年度では20.3ポイントの差がみられていたが、2021年度では16.6ポイントであり、年々その差は縮小している。

表5-7に2016年度と2021年度の中学校運動部活動の種目別登録者数（上位10種目）を示した。2021年度の種目別登録者数をみると、男子では「サッカー」が16万7,256人（登録率14.6%）と最も多く、次いで、「バスケットボール」（16万4,005人、14.3%）、「軟式野球」（14万9,485人、13.0%）、「卓球」（14万6,937人、12.8%）、「ソフトテニス」（13万8,335人、12.1%）、「陸上競技」（12万3,916人、10.8%）と続く。

過去5年間の推移をみると、「サッカー」は2016年度の登録率は17.3%であったが、2021年度では14.6%

と、2.7ポイント減少した。一方、「卓球」の登録率は1.5ポイント、「バドミントン」は1.3ポイント、「陸上競技」は1.2ポイント増加している。

女子では、2021年度の種目別登録者数は「ソフトテニス」（16万644人、登録率19.2%）が最も多く、次いで「バレーボール」（15万1,277人、18.1%）、「バスケットボール」（12万6,121人、15.1%）、「卓球」（8万8,720人、10.6%）、「陸上競技」（8万8,563人、10.6%）の順となっている。2016年度の登録率と比較するといずれの種目も横ばい傾向を示している。

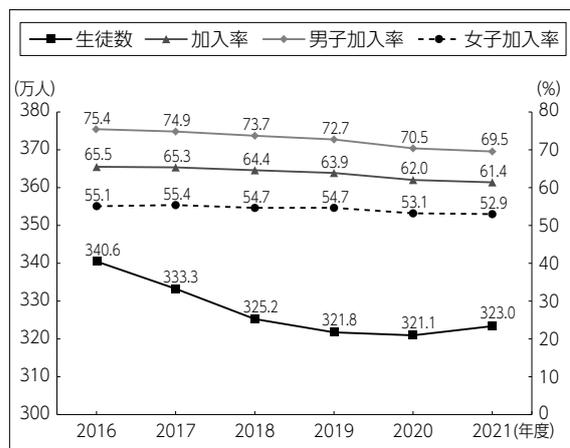
□ 高等学校の運動部活動の現状

高校生の全生徒数、（公財）全国高等学校体育連盟（高体連）加盟の運動部と（公財）日本高等学校野球連盟（高野連）に登録している生徒数、および運動部加入率の過去10年間（2011～2021年度）の推移を示した（図5-15）。生徒数はこの10年間で約34万人減少し、運動部員数も約9万人減少しているが、運動部への加入率は2011年度41.0%から2021年度42.6%と1.6ポイント上昇している。

表5-8に2016年度と2021年度の高体連の種目別登録者数（上位10種目）を示した。2021年度をみると、男子は「サッカー」の登録者数が14万9,637人と最も多く、登録率は全体の20.7%を占めている。次いで「バスケットボール」（8万5,368人、11.8%）、「バドミントン」（6万8,681人、9.5%）、「陸上競技」（6万2,804人、8.7%）、「卓球」（5万266人、7.0%）、と続く。2016年度と比較すると「バドミントン」は2.4ポイント、「バレーボール」が1.2ポイント増加している。

女子は「バレーボール」の登録者が最も多く5万7,264人であり、登録率は13.8%であった。次いで「バ

図5-14 中学校の生徒数と運動部活動の加入率の推移



注 加入率は参考種目の生徒数を加えて算出。
日本中学校体育連盟資料（2021）、文部科学省「学校基本調査」（2021）より作成

表5-7 中学校運動部活動の種目別登録者数（中体連：上位10種目）

2021 順位	男子 種目	2021年度		2016年度	
		登録者数	登録率 (%)	登録者数	登録率 (%)
1	サッカー	167,256	14.6	227,735	17.3
2	バスケットボール	164,005	14.3	175,987	13.4
3	軟式野球	149,485	13.0	185,314	14.1
4	卓球	146,937	12.8	148,160	11.3
5	ソフトテニス	138,335	12.1	171,397	13.0
6	陸上競技	123,916	10.8	126,111	9.6
7	バレーボール	56,889	5.0	56,782	4.3
8	バドミントン	55,827	4.9	46,671	3.6
9	剣道	42,307	3.7	54,177	4.1
10	水泳	27,001	2.4	31,923	2.4

注 登録率は参考種目を含めた加入者数を母数として計算。

2021 順位	女子 種目	2021年度		2016年度	
		登録者数	登録率 (%)	登録者数	登録率 (%)
1	ソフトテニス	160,644	19.2	186,931	20.4
2	バレーボール	151,277	18.1	158,073	17.2
3	バスケットボール	126,121	15.1	135,500	14.8
4	卓球	88,720	10.6	95,219	10.4
5	陸上競技	88,563	10.6	95,062	10.4
6	バドミントン	84,322	10.1	87,100	9.5
7	ソフトボール	30,190	3.6	41,847	4.6
8	剣道	29,782	3.6	34,692	3.8
9	水泳	14,837	1.8	16,782	1.8
10	ハンドボール	9,940	1.2	11,336	1.2

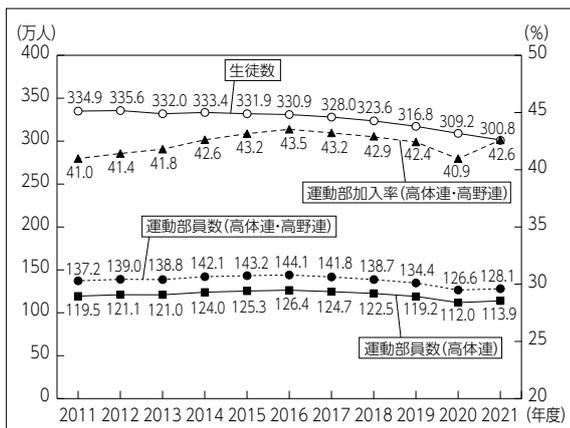
日本中学校体育連盟資料（2016、2021）より作成

ドミントン」(5万6,759人、13.6%)、「バスケットボール」(5万4,849人、13.2%)、「弓道」(3万5,883人、8.6%)、「陸上競技」(3万5,470人、8.5%)の順となっている。2016年度と比較すると「弓道」は1.4ポイントの増加、「テニス」は1.4ポイントの減少がみられたものの、全体的には横ばい傾向を示している。

また、図5-16に高野連に加盟する学校数と部員数(生徒数)の過去20年間(2002~2022年度)の推移を示した。「硬式野球」「軟式野球」とともに、加盟校数は過去20年間で減少の傾向を示している。部員数をみると「硬式野球」では2002年度15万1,437人から2022年度13万1,259人、「軟式野球」では2002年度1万2,650人から2022年度7,820人へと減少している。

(武長理栄)

図5-15 高校の生徒数、運動部員数と運動部加入率の推移(高体連・高野連)



注 高体連の2020年と2021年登録状況については新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と異なる場合がある。
 全国高等学校体育連盟資料(2021)、日本高等学校野球連盟資料(2021)、文部科学省「学校基本調査」(2021)などより作成

4. 幼児教育・学校教育現場での運動実施率向上の取り組み

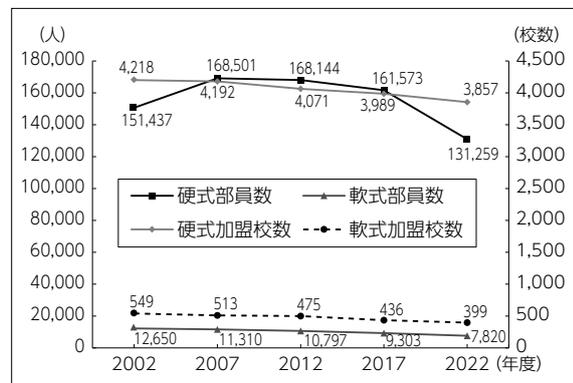
□子どもの運動実施時間を確保する学校の取り組み

近年では、コロナ禍でも実施が可能となるような配慮がなされた上で、学校で運動実施時間を確保しようという取り組みが多くみられるようになってきた。その実施の方法はイベントのように単発的に行うものと、運動週間のように継続的に行うものとに分かれるが、いずれも運動を単純にスポーツと捉えることはせず、身体を動かすという広義に捉える取り組みが増えてきている。

○体育の授業外での取り組み

体育授業外での取り組みは、運動実施のみに目的があるのではなく、その取り組みをきっかけとして子どもたちが自発的に運動を行うようになることを目的としている。長崎市立上長崎小学校においては子どもたちの運動機会創出を目的としたさまざまな取り組みが行われてい

図5-16 高野連登録部員数・校数の推移(硬式・軟式野球)



日本高等学校野球連盟資料(2022)より作成

表5-8 高校運動部活動の種目別登録者数(高体連：上位10種目)

2021 順位	男子 種目	2021年度		2016年度	
		登録者数	登録率(%)	登録者数	登録率(%)
1	サッカー	149,637	20.7	169,855	20.9
2	バスケットボール	85,368	11.8	95,681	11.8
3	バドミントン	68,681	9.5	57,830	7.1
4	陸上競技	62,804	8.7	70,276	8.6
5	卓球	50,266	7.0	50,147	6.2
6	バレーボール	49,462	6.8	45,211	5.6
7	テニス	45,486	6.3	68,752	8.5
8	ソフトテニス	41,626	5.8	48,669	6.0
9	弓道	29,282	4.1	34,254	4.2
10	ハンドボール	27,142	3.8	29,273	3.6

2021 順位	女子 種目	2021年度		2016年度	
		登録者数	登録率(%)	登録者数	登録率(%)
1	バレーボール	57,264	13.8	60,941	13.5
2	バドミントン	56,759	13.6	56,369	12.5
3	バスケットボール	54,849	13.2	61,175	13.5
4	弓道	35,883	8.6	32,658	7.2
5	陸上競技	35,470	8.5	39,613	8.8
6	ソフトテニス	30,316	7.3	36,062	8.0
7	テニス	29,688	7.1	38,588	8.5
8	卓球	22,046	5.3	20,872	4.6
9	ソフトボール	17,408	4.2	22,047	4.9
10	ハンドボール	15,607	3.8	16,428	3.6

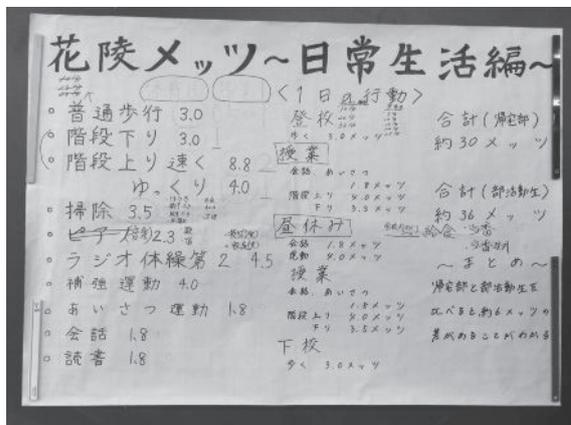
全国高等学校体育連盟資料(2016、2021)より作成

る。それらの活動の多くは教師が主導するものではなく、児童が中心となって進められるものである。特に「おはようスポーツ」と称した、朝に設定された体力向上遊びの時間は、いつも決まった子どものみが運動場で遊んでいる状況を打開しようと、委員会活動のひとつとして位置づけられている。校庭には子どもたちが工夫して設置した遊具がいくつかのスポットに準備され、安全に楽しく遊べるように、それぞれの遊具スポットに運動委員の児童がついて安全面や励ましの声掛けなどを行っている。

また、中学校での取り組みでは、熊本市立花陵中学校において「もっと体を動かそうプロジェクト」が実施されている。これは、普段運動にあまり積極的ではない文化系部活動に所属する女子生徒8名によるプロジェクトであり、生徒みずから「もっと体を動かすにはどうしたらいいのか」を考えて実施したものである。取り組みの内容は運動強度の単位であるメッツMETs（第4章、p.77）を参考に、生徒が独自に考案した「花陵メッツ」を示し、日常生活に8メッツ増やそうとするものであ



長崎市立上長崎小学校の取り組み「おはようスポーツ」



熊本市立花陵中学校の取り組み「花陵メッツ」

る。これまでの「運動＝スポーツ」と捉えがちな取り組みとは異なる発想で実施されたものであり、普段運動をあまり実施していない生徒には、運動に対する最初の一步を踏み出しやすい機会となると考えられる。

○体育の授業での取り組み

体育の授業における学習は運動学習が中心となることから、運動ができるようにするためにさまざまな工夫が行われている。なかでも外部人材等を活用し、指導側の人数を増やすことでより多くの学習者に運動ができるようになってもらおうというチームティーチングの考えはポピュラーなものである。また、近年のICT機器の急速な発達によって、これまでスクリーンなどの大掛かりな機材とその準備を必要としていた授業も実施しやすくなっている。そのような中で発生したコロナ禍は、外部人材を活用するチームティーチングができなくなる一方で、ICT機器の学校への導入を加速した。

熊本県南関町の小学校では、児童それぞれに配布されたタブレット端末を活用しながら、遠隔地にいる指導者とのチームティーチングを行っている。授業は体育科における器械運動領域で行われ、主に授業を担当する学級担任教師と、遠隔地にいながらインターネット回線を介した運動指導者との2人によるチームティーチングで指導された。

□幼児期運動指針

文部科学省は、子どもの体力向上には幼児期からの体系的な取り組みが重要であるとし、2007年度から2009年度にかけて「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」を実施した。その結果を受けて、2012年度には、3歳から小学校入学までの幼児期の運動のありかたについて「幼児期運動指針」としてまとめている。

その後、2014年度と2015年度には指針の定着と実践の促進を目的として「幼児期の運動に関する指導参考資料」を全国の幼稚園、保育所等に配布している。資料はDVDとハンドブックからなり、保育施設における幼児期運動指針を踏まえたプログラムの研究開発およびその成果について、映像と資料で確認できる。

□愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画

愛媛県では「愛媛県教育振興に関する大綱」において望ましい生活習慣を確立し、豊かな人間性や健康・体力

など、社会で生きる力を育むことを目指している。それに基づき、同県教育委員会では「愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画」を策定し、2022年度には2期目を迎えている。

計画では目指すべき姿を「愛顔（えがお）いっぱいの子ども」として「運動に前向きになる」「体力向上を目指す」「日常的に運動に取り組む」「規則正しい生活習慣をもつ」の4点について、具体的な数値目標を示している。「運動に前向きになる」では、体育の授業は「楽しい・やや楽しい」の児童・生徒の割合を95%以上、「体力向上を目指す」では体力の向上について自分なりの目標を立てている児童・生徒の割合を80%以上、「日常的に運動に取り組む」では1日の運動時間60分以上の児童・生徒の割合を小学校で50%、中学校で80%以上、「規則正しい生活習慣をもつ」では毎日朝食を食べる児童・生徒の割合を80%以上、睡眠時間が確保されている児童・生徒の割合を80%以上としている。

これらの実現に向けて、県や市町・学校でどのように取り組めばよいのかについて具体的な取り組みが示され、学校へは組織的・計画的な取り組みが広がることをねらいとして「体力アップ推進計画書・報告書」の作成を求めている。

（末永祐介）

5. スポーツ団体・地方自治体・企業などの取り組み

第3期スポーツ基本計画では「多様な主体におけるスポーツ機会の創出」が提示された。特に、子どもにおいては獲得すべき動きを習得するためのプログラムの必要性や、さまざまな遊びを取り入れて楽しく身体を動かす活動の重要性が強調されている。

近年、スポーツ庁をはじめ、さまざまな団体や企業などによって、プレイリーダーの養成や、運動実施率の向上と成人期以降の身体活動の持ち越し効果を目指した運動遊びの実践が行われるようになってきている。

□ 地方自治体の取り組み

○ 福島県郡山市

震災後子どものケアプロジェクト

2011年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、福島県浜通り地方、および中通り地方は低線量放射線下に置かれ、1日の屋外での活

動時間は、小・中学生が3時間以内、幼児は30分以内に制限された。

このような状況を鑑み、低線量放射線環境下にある子どもの心身の発育発達を保障するため、2012年に郡山市こども部、教育委員会、医師会、幼稚園協会、保育園連絡協議会、大学、学識経験者によって「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」が設立された。プロジェクトでは、①室内運動遊び施設「PEP Kids Koriyama」の運営、②運動・発達支援、③地域の子育て支援、④子どもの心のケア、⑤放射線対策の5つの事業を展開している。子どもの体力・運動能力の向上に関しては運動・発達支援を中心に、以下のような取り組みを継続実施している。

- 1) 「郡山コホート」として、幼児・児童生徒の体力・運動能力、運動習慣、生活習慣についての詳細な調査研究の縦断的な実施
- 2) 2011年12月に創設された室内運動遊び施設「PEP Kids Koriyama」（来場者は年間約30万人）の効果的な運用についての検討
- 3) 保育士・教師を対象とした月1回の運動遊び研修会の継続的な開催と、保育園・幼稚園・学校・家庭でも実施可能な運動遊びの考案・収集

○ 山梨県甲府市

プレイリーダー養成事業・親子が触れ合う屋内運動遊び場の開設

山梨県甲府市では、子どもの運動能力の向上と健全な心身の発育につながるよう、2018年度より保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・放課後児童クラブスタッフ、地域スポーツクラブ指導者等を対象に、年間6回のプレイリーダー研修会を実施している。研修会では、幼少期における発育発達特性や運動遊びの必要性に関する講義と、幼少年期に身につけておくべき36の基本動作を楽しく経験できる運動遊びプログラムを学ぶ実技で構成されている。

また、2021年4月に子どもが夢中で遊びながら体力づくりができる施設「おしろらんど（甲府市子ども屋内運動遊び場）」を開設した。0～12歳（小学生）までの子どもとその保護者が利用でき、市では運動遊びの新たな拠点と位置づけている。子どもの発育発達に重要な36種類の基本的な動きを親子で遊びながら経験できるよう、さまざまな遊具が設置されている。施設内は年齢別・遊びの機能別にゾーニングされ、楽しさと安全性を確保するとともに、親子の触れ合いを大切に環境設

定となっている。加えて、専属のプレイリーダーが配置され、運動遊びの普及啓発を行っている。

③福島県只見町

さんさんキッズプロジェクト

福島県只見町では2016年より幼児の体力・運動能力を向上させるとともに、心身両面の発育発達を支援する「さんさんキッズプロジェクト」を実施している。プロジェクトでは、からだを動かす機会の増加を目指した運動遊びプログラムの実施やプレイリーダーの養成、保護者や地域向け学習会を開催している。

子どもや保護者・保育者等の行動変容を促すため、活動量計を用いて継続的に幼児の運動量を測定し、そのデータを保育士や保護者と共有し「見える化」するとともに、取り組みの評価・改善につなげている。その成果として、運動能力テストの結果が向上し、転倒などによる怪我などの減少とともに、子どもの主体的な行動の増加や保育士や保護者の運動遊びを中心とした子どもとの関わりへの変化がみられている。データをもとにしたプレイリードの考え方の広がりをつまえているモデル的な地域であるといえる。

2020年度は取り組みのエリアをいわき市、二本松市、郡山市も含めた福島県全域に広げ、新しい生活様式に合わせたプレイリーダーの養成や親子で参加できる運動あそび実践プログラムが行われた。併せて、これらの養成と実践のための学習教材として「運動遊び実践応援チャンネル」を制作し、ウェブサイトで配信している。

○山梨県都留市

探求学習型「Newスポーツ塾」の実施

山梨県都留市では、2022年度から子どもの体力・運動能力の向上とともに主体性や創造性、社会性を育むことを目的とした探求型の運動遊びプログラム「Newスポーツ塾」を開催している。年間を通して継続的に経験できるプログラムであり、月に1、2回の頻度で実施されている。今年度の参加者は小学4～6年生で、プログラムは学習と体験を組み合わせた構成となっている。2ヵ月ごとに「ゴール型ゲーム体験」「フィールド型ゲーム体験」「自ら遊びをつくる」「イベントを企画する」などのテーマを設け、プレイリーダーのサポートのもと、子どもたちはスポーツ・競技の語源や成り立ち、ユニバーサルスポーツについて学ぶとともに、さまざまな運動遊びやスポーツを体験している。

Newスポーツ塾では、単に身体を動かすだけではなく、参加している子どもが仲間とともに試行錯誤しながら、

年齢や障がいの有無にかかわらず楽しめる新たな運動やスポーツをつくり出し、最終的には子どもたちのみでイベントを開催・運営する点が特徴的である。子ども主体のイベントでは、保護者やプログラムに参加していない同地域の子どもの参加でき、楽しく身体を動かせる機会となっている。

□スポーツ団体の取り組み

○一般財団法人 日本トップリーグ連携機構

「あそびバ!」「キッズ・チャレンジ」プログラムの普及

ボールを扱うスポーツのトップリーグ9競技団体12リーグ（2023年1月現在）で構成される日本トップリーグ連携機構（JTL）では、幼少年期の子どもが遊びを通して多様な基本的な動きを経験しながら、幅広い運動技能を習得できるよう、2008年に主にボールを用いた親子参加型の運動遊びプログラム「あそびバ!」を開発した。プログラムの普及を目指して、「あそびバ!」イベントの開催やトップアスリートを中心としたJTLプレイリーダーの養成、指導者研修会の開催などに取り組んでいる。これらの開催回数は年々増加しており、2022年度では全国52ヵ所で行われ、これまでの累計で約150の市区町村で開催された。加えて、ウェブサイトで具体的な運動遊びの事例を公開し、子どもの運動遊びの普及啓発も行っている。

また、小学校高学年の子どもを対象としたスポーツプログラム「キッズ・チャレンジ」も実施している。オリンピックや日本代表クラスのアスリートが講師となり、子どもたちは4つのスポーツ種目をローテーションで体験できる。

「あそびバ!」「キッズ・チャレンジ」の2つのプログラムを経験できるイベント「SOMPO ボールゲームフェスタ」を全国で開催し、子どもの発達段階に合わせた運動遊びや各種スポーツの機会を提供している。

□民間企業等の取り組み

○ミズノ株式会社

運動遊びプログラムの提供・プレイリーダーの養成

ミズノ（株）は「すべての未来は、あそびからはじまる」をスローガンに、子どもたちが思い切り遊ぶことができる「バ」づくり、夢中になれる「コト」づくり、それをささえる「ヒト」づくりに力を入れている。

具体的には、運動が苦手な子どもでもおもしろく運動遊びができ、幼少年期に習得することが望ましい走・跳・投といった基本的な動きが経験できる遊具を開発している。また、開発した遊具を用いて運動遊びと運動能力測定を組み合わせた「ヘキサスロン」や、遊びながらさまざまな基本的な動きを習得できるように構成された「ミズノ流忍者学校」などの運動プログラムを、幼稚園・保育所・こども園・小学校をはじめ、各種スポーツ施設へ提供するとともに、体験イベントを対面やオンラインで開催している。

さらに、子どもの運動遊びの内容を活性化させ、運動量の増大を図るために「ミズノプレイリーダー」の養成に取り組んでおり、2023年現在までに社内外で約1,000名のプレイリーダーを育成した。

新たなプロジェクトとして、小学生を対象とし、1年間で10種類のスポーツを経験できるプログラム「ミズノマルチスポーツ」を開発した。これは、運動の技能習得や競技で勝つためではなく、スポーツの原点である「遊び」を通して、小学校の学習指導要領を踏まえた思考力・判断力や生きる力の涵養を目指した教育プログラムである。そのため、多様な動きをバランスよく経験できるだけでなく、子どもたちが自分で考え、仲間と協力し合う場面が作り出されるよう設計されている。

○株式会社ボーネルンド

屋内遊具施設・各種団体と連携した屋内外運動遊び場の展開

全国のショッピングセンターなどにおいて、身体を動かす遊びができる屋内遊具施設「キドキド」を展開している。①さまざまな基本的な動きの経験、②十分な身体活動量の確保、③親子のコミュニケーションづくりをコンセプトに、豊かな心と健やかな身体の育みを目指している。エアトラック、サイバーホイール、ボールプールなどの海外で制作された子どもが興味関心を示すような大型遊具を設置するとともに、プレイリーダーが幼少年期の子どもの発達段階に見合った遊びを提供しながら、運動実施率と体力・運動能力の向上に取り組んでいる。

屋内と屋外での遊び場を組み合わせた施設として、2015年より「Playville（プレイヴィル）」を開発し、2023年1月現在で大阪市の天王寺公園および大阪城公園、高槻市の安満遺跡公園、堺市の大浜公園の4カ所で展開している。

また、2022年4月に首都高速道路サービス（株）と協業し、埼玉県川口市「川口ハイウェイオアシス」に全

天候型遊び場「ASOBooN（アソブーン）」をオープンした。一般道路からもアクセスできるため、周辺の地域住民も利用可能な設計となっている。さらに、（一財）BOAT RACE 振興会と連携し、屋内外あそび場「BOAT KIDS PARK モーヴィ」（以下、モーヴィ）を開発した。モーヴィは、ボートレース場の敷地を活用して、子どもの運動遊びと地域に住む家族が交流できる「地域に開かれた場所」の実現を目指している。2021年11月にオープンした「BOAT KIDS PARK モーヴィとこなめ」は、屋内外に多様な動きを引き出す遊具が設置され、親子で遊べる仕掛けが用意されている。また、施設にはプレイリーダーが常駐し、運動遊びの普及啓発も行っている。

○NPO法人海さくら

ちびっこ BEACH SAVER パーク (通称：ちびビーパーク)

海さくらは、2005年より神奈川県江の島のゴミ拾い活動を中心に「楽しい」「体験」「体感」をキーワードとした環境教育や啓発活動を行っている。2018年より夏季限定で江の島海水浴場片瀬東浜に、幼児や小学生を対象とした子どもの海辺の遊び場「ちびっこ BEACH SAVER パーク（ちびビーパーク）」を開設している。

ちびビーパークは、運動遊びとゴミ拾い活動を組み合わせた活動であり、自然環境についての学習を行いながら、ビーチに設置されたアスレチック遊具や砂遊びを通して、楽しくさまざまな基本的動作が経験できるように設定されている。また、保育士や教師を目指す大学生を対象にプレイリーダー研修を実施し、夏休み期間の子どもの運動遊びをサポートしている。

(中村和彦)

□日本スポーツ協会の取り組み

アクティブ・チャイルド・プログラム

アクティブ・チャイルド・プログラム（Active Child Program：ACP）とは、子どもがさまざまな運動遊びを通して、楽しく積極的に身体を動かす中で、健やかな心と身体を育成し、ひいては生涯スポーツの基礎を培うためのプログラムである。日本スポーツ協会は、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラムとしてACPを開発した。

日本スポーツ協会では、ウェブサイトを通して①子どもの身体活動の意義、②基礎的な動きを身につける重要性、③運動遊びプログラムの紹介、④子どもの指導法・

指導技術、⑤さまざまな指導現場における実践情報の紹介について、ガイドブックや動画コンテンツとして公開し、スポーツや教育現場への普及啓発に取り組んでいる。

なお、これまでの取り組みにおいて、体育の授業やスポーツ活動の場でACPを実践した結果、身体活動量の増加や運動有能感の改善効果が認められた。

○岐阜市における実践事例

(教育現場：小・中学生対象)

岐阜県内の小・中学校では、2022年9月から体育の授業にACPの導入が開始され、準備運動として10分間程度のACPを実践している。生徒は主体的に楽しく身体を動かしながら豊富な身体活動量を確保でき、また、教師と生徒が遊び方を工夫する過程で対話的な学びにもつながると考えられる。こうした取り組みにより、生徒は運動の得意不得意に関係なく身体を動かす楽しさを体験できるようになり、ひいては生涯スポーツの基礎を培うことにつながると期待される。現在は、岐阜県内の5つのモデル校において試験的に実践されているが、今後は県内すべての小・中学校への導入が計画されている。

○全日本柔道連盟による実践事例

(競技スポーツ：小学生対象)

(公財)全日本柔道連盟(以下、全柔連)では、子どもが楽しみながら柔道に必要な素養を身につける取り組みとして、積極的にACPを活用している。たとえば、2022年度からスタートした「オンライン柔道教室」では、柔道と関連する動きを含むACPを実践し、子どもたちが楽しく遊びながら柔道に即した身体の動かし方や、相手との駆け引きなどを体験している。全柔連の方針として、子どもたちには稽古を楽しみながら、柔道を長く続けてほしいと考えており、このような取り組みが柔道人口の増加につながると期待している。

(青野博)

6. 諸外国における身体リテラシー育成の取り組み

競技者育成の基礎づくりという観点からも子どものスポーツは重要であるが、早期専門化による弊害が問題視されている。一方で身体不活動、他方で早期専門化という子どものスポーツをめぐる二極化現象はより際立ってきた。今日、諸外国ではこのジレンマの解決は子どものスポーツ政策の重要な課題として取り組まれている。

□イギリス・カナダ

○長期競技者育成計画 (Long Term Athlete Development : LTAD)

21世紀初頭、イギリス、次いでカナダは長期競技者育成計画 (Long Term Athlete Development : 以下、LTAD) を提示した。これは、競技者育成と生涯スポーツの融合を目指すもので、当時の世界標準モデルであるタレント発掘・育成システムとは一線を画す斬新な政策であった。従来の競技者育成モデルは、最終的に頂点に立つのは一握りの競技者であるというピラミッド型を描いてきた。これとは対照的に、LTADでは競技スポーツに限定したピラミッド型ではなく、競技スポーツと生涯スポーツとを融合し両者を包摂する四角形を構想したところに最大の特徴がある。

特にカナダでは、2005年にLTADの基本モデルが構築され、カナダ政府においてスポーツを所管するスポーツカナダ (Sport Canada) は、LTADを国のスポーツ政策に指定した。カナダの各競技団体はそれぞれの競技特性に合わせたLTADを作成し、各競技団体の基本政策とした。このスポーツ政策が、わずか10年足らずで国内外の基本モデルとして普及、浸透したのは異例の速さといえる。

○身体リテラシー (Physical Literacy)

競技スポーツにも生涯スポーツにも発育期での基礎づくりこそが重要というのがLTADの基本理念であり、その基礎づくりを担うのが「身体リテラシー」という概念である。身体リテラシーとは、基礎的な運動スキルやスポーツスキルの習得によって、さまざまな身体活動やスポーツ活動が意欲的に自信をもって継続でき、同時に仲間と交流したり協力したりする社会性の涵養を意味する。それは、競技者育成の基礎づくりにも、また生涯にわたってスポーツを楽しむための素養にもなると考えられる。単に運動パフォーマンスを高めることだけが本義ではない。

一方、学校体育の立場からも身体リテラシーへの関心が高まった。LTAD成立にやや遅れ、カナダの保健体育関係組織であるPhysical and Health Education Canada (PHE) も身体リテラシーを教育目標に掲げた。そこでは、身体リテラシーを身体的要素と同等に、心理的要素 (動機と自信)、認知的要素 (知識と理解)、社会的要素 (生涯にわたって身体的活動を実践) も重視し、より幅広い概念として捉えている。

身体リテラシーの育成には、スポーツ活動と学校体育

との連携が重要であり、考え方や定義にも共通理解が必要になる。カナダでは10年間、スポーツや学校体育、行政機関などの関係者が協議し、その連携を模索してきた。2015年、身体リテラシーに関する合意文書がまとめられ、身体リテラシーの定義も「身体リテラシーとは、生涯にわたって身体的活動を継続することに価値を見出し、責任をもって行動できるための動機づけ、自信、身体能力、知識、理解を意味する」と統一された。身体リテラシーの概念は、国際身体リテラシー協会 (International Physical Literacy Association : IPLA) においても普及啓発が行われている。

□ アメリカ

アメリカでは、子どもから大学生まで年間を通じて複数のスポーツ種目を経験するシーズン制が古くから採用されてきた。早期専門化を回避する意図から定着してきたともいわれる。ところがアメリカでも近時、青少年スポーツの過熱化、早期専門化が顕在化し、他方で子どもの身体不活動や肥満増加もより深刻化している。

こうした背景から2014年、アメリカオリンピック委員会 (United States Olympic Committee : USOC) は競技団体と協力して同国のスポーツ再建に向けた競技者育成モデル (American Development Model : ADM) を作成した。本モデルは、先行するカナダのLTADを踏襲するもので、長期展望に立った競技者育成と生涯スポーツの融合を目指す。そして、ここでも身体リテラシーの育成を中核に位置づけている。

同じく2014年に、学校体育の分野も身体リテラシーに注目し、全米保健体育教師協会 (Society of Health and Physical Educators : SHAPE America) は体育科のナショナルスタンダード改訂にあたり、体育の目標にはじめて身体リテラシーを組み入れた。

さらに、民間の非営利教育・政策研究機関であるアスペン研究所 (Aspen Institute) も、この流れを後押しするように、ADM発表の翌2015年に「Project Play」を立ち上げ身体リテラシーの普及にも努めている。現在は、ポストCOVID-19を見据えた「Project Play 2024」が進行中である。

□ オーストラリア

オーストラリアは、シドニー2000大会に向けた大規模なタレント発掘育成システムを導入した。しかし2013年、国のスポーツ行政機関であるオーストラリア・

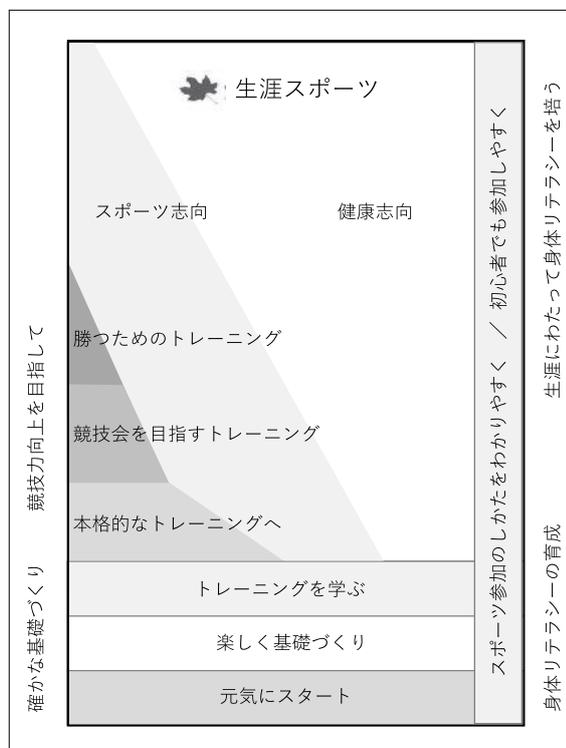
スポーツコミッション (Australia Sport Commission : ASC) の傘下にあるオーストラリア・スポーツ研究所 (Australian Institute of Sport : AIS) は、カナダのLTADモデルと同様に競技者育成と生涯スポーツを融合させた競技者育成フレームワークFTEM (第10章、p.230) を提示し、新たな方向性を示した。

FTEMはタレント発掘・育成事業に関連した構想でもあり、LTADに比べれば競技者育成に重きが置かれるが、競技者育成と生涯スポーツの共通基盤として子どもの発育特性に応じた身体活動やスポーツ参加、そして身体リテラシーの育成を重視する点はLTADと共通する。

FTEM成立後の2015年以降、スポーツと教育の相互関係についての協議を続け、2017年には身体リテラシーの定義や考え方をまとめた中間レポートが発表された。次いで2019年には「オーストラリア身体リテラシーフレームワーク」の作成にいたっている。また身体リテラシーの評価方法についても開発を進め、2021年には身体リテラシー自己評価調査票を完成させた。

オーストラリアでは、民間が主体のアメリカとは対照的に、ASCが主導して競技者育成 (FTEM) と生涯ス

図5-17 カナダ長期育成計画 (Long Term Development : LTD)



注 発育期から生涯を通してスポーツを実践し楽しむフレームワーク。身体リテラシーがその基礎づくりの中核を成す。

Sport for Life (2019) より作成

スポーツ（身体リテラシー）の融合を進める。

□ 競技スポーツと生涯スポーツの融合

2019年、カナダはLTADから競技者「Athlete」という文言を外し、「長期育成計画（Long Term Development：LTD）」に改名した（図5-17）。すべての子どもは生まれながらにしてアスリートであり、LTADはすべての子どものための育成モデルであるという信念に変わりはない。しかし、競技者という文言は同モデルを競技力向上に矮小化させるとの批判があり、あえて改名したという。

オーストラリアは、ブリスベン2032大会開催の決定を受け、国際競技力向上とともに生涯スポーツも劣らず注力する方針を強調した。2000年代以降、各国とも競技スポーツと生涯スポーツの融合を目指し、国情に合わせた模索が続けられている。

わが国は、第3期スポーツ基本計画において、身体

（フィジカル）リテラシーを「生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力」と定義し、その育成を政策目標に掲げた。日本スポーツ協会では、2021年から身体リテラシーに関する研究に着手し評価方法の開発にも取り組んでいる。

競技団体においても、（公財）日本陸上競技連盟は2018年に「競技者育成指針」を提示した。発育段階での身体リテラシー育成を重視し、2019年から小学生全国大会の実施種目を個人種目から混成種目へ変更した。（公財）全日本柔道連盟は、2022年に全国小学生学年別柔道大会を廃止した。いずれも、行き過ぎた勝利至上主義、早期専門化を是正する動きといえる。わが国においても、身体リテラシー育成を核とする競技スポーツと生涯スポーツの融合モデルが始まっている。

（伊藤静夫・森丘保典）

Ⅲ 今後の子どもの体力・運動能力向上施策に重要な観点

□ 子どもを取り巻く環境と子どもの身体

毎年行われるスポーツ庁の調査結果から、子どもの体力・運動能力の低下や身体活動量の減少の実態が示されている。1964年から長きにわたって同一種類の調査項目が継続記録されている体力・運動能力調査は、各年代の子どもたちの身体資質の変遷が確認できる貴重な資料として取り扱われる。測定された平均値の変遷からみると、新体力テストへの移行後、最近では種目によっては向上している運動要素もみられるようになり、関連するさまざまな機関での取り組みの成果が見受けられると捉えてもよいであろう。ただし、いまだ望ましい水準を満足するにはいならず、引き続き向上に向けての有効な働きかけが必要である。本章の中で示すように、各機関、団体等での取り組みもさらに幅広く多様性を増している。

社会の工夫、取り組みによって子どもの運動・スポーツ実施を促進していこうという一方で、意図しない社会の変化によってそれが妨げられてしまう現実もある。直近では2020年初頭から世の中を襲った新型コロナウイルスの感染拡大がある。身体活動が大きく制限された状況下において、先の全国体力・運動能力調査結果においては、新体力テストの合計点でみた全般的な体力レベル

の低下が示された。また、肥満傾向児・者の割合が顕著に増加し、身体活動の減少が身体の形態、機能に負の影響を及ぼした可能性が推察される。SSF「子ども・青少年のスポーツライフ・データ」（2021）においても、コロナ禍の生活が子どもたちに及ぼす影響について言及している。子どもの行う運動・スポーツ種目がコロナ前後でどのように変化したかをみると、小学生以下では、スイミングやサッカーなどの実施率が大きく減り、なわとび、自転車あそびなどの実施率が増えている。通っている教室や施設が制限されたためにできなくなった運動・スポーツがある一方で、他者との接触が少ない遊びや運動が増えている。中学生以上でも、サッカー、バスケットボール、スイミングなどの実施率が減少し、一方でジョギング・ランニング、筋力トレーニングなどが増加する。コロナ禍において、それまで実施してきた種目ができなくなり、ほかの種目に変更したり、実施の頻度を変えたりしながら、運動・スポーツを何とか実施していこうという様子がうかがえる。また、コロナ禍での制限がメンタルヘルスに与える影響の大きさも指摘されている。屋外での遊びや運動実施の減少のみならず、一方でスクリーンタイムが長くなり、睡眠時間が短くなるといった生活行動パターンの増加を注視する必要がある。

OECD（経済協力開発機構）が進めているEducation 2030プロジェクトでは、2030年という近未来において子どもたちに求められる能力（コンピテンシー）について検討を進めている。人々が生活のさまざまな場面で複雑な状況に直面し、解決すべき挑戦的な課題がもたらされている今日の社会において、単なる知識や技能の獲得にとどまらず、あらゆる面でより複雑な需要に応じる能力が求められている。近年その基本的な能力（キーコンピテンシー）として、「相互作用的に道具を用いる力」「異質な集団で交流する力」「自律的に活動する力」が提案されている。議論の中では身体や運動を具体的に意識した扱いはなされていないが、これらの能力はまさに運動やスポーツ活動によって育まれる可能性を含んでおり、身体運動の意義や身体性をもっと重視されるべきだと思われる。

□生涯スポーツを見据えた子どものスポーツ

子どもの運動・スポーツ実施に関しては、家庭環境や保護者の関わりも重要である。ベネッセ教育総合研究所「第1回学校外教育活動に関する調査」によると、子どものスポーツ活動の担い手となるものは学校種別で異なる傾向があるという。幼児および小学生においては民間企業が経営する団体や組織が活動の担い手となる割合が高く、中学校、高校では学校の部活動が高くなる。また、その種目については、幼児、小学生の民間組織での活動は、スイミング、体操教室が圧倒的に多くを占めているという特徴がある。中学校への学校段階の切り替わりにあたっては、スポーツ実践の主となる運動部活動の場に必ずしもそれらを実施する場がない場合には、新たな種目を選択しなければならない現状が少なくない。こういった場面は、子どもにとって新たなスポーツ選択の機会となる一方で、同じ種目が継続できないといった理由でスポーツの実施そのものを断念してしまうきっかけともなりうる。環境の変化が継続の妨げにならないよう、運動実施にあたって小学生までにはできるだけ特定の種目の技術の獲得などに偏りすぎず、運動そのものの楽しみ方を十分に体験し、多種のスポーツや運動を常に選択でき、実践できるような素地を育む環境の整備が望まれる。また、このような習いごとには経済的負担が伴い、世帯収入によるスポーツ実践格差も指摘される。2023年度に設置予定のこども家庭庁が注目される。子どもの運動実施、スポーツ参加を社会でささえる施策に期待したい。

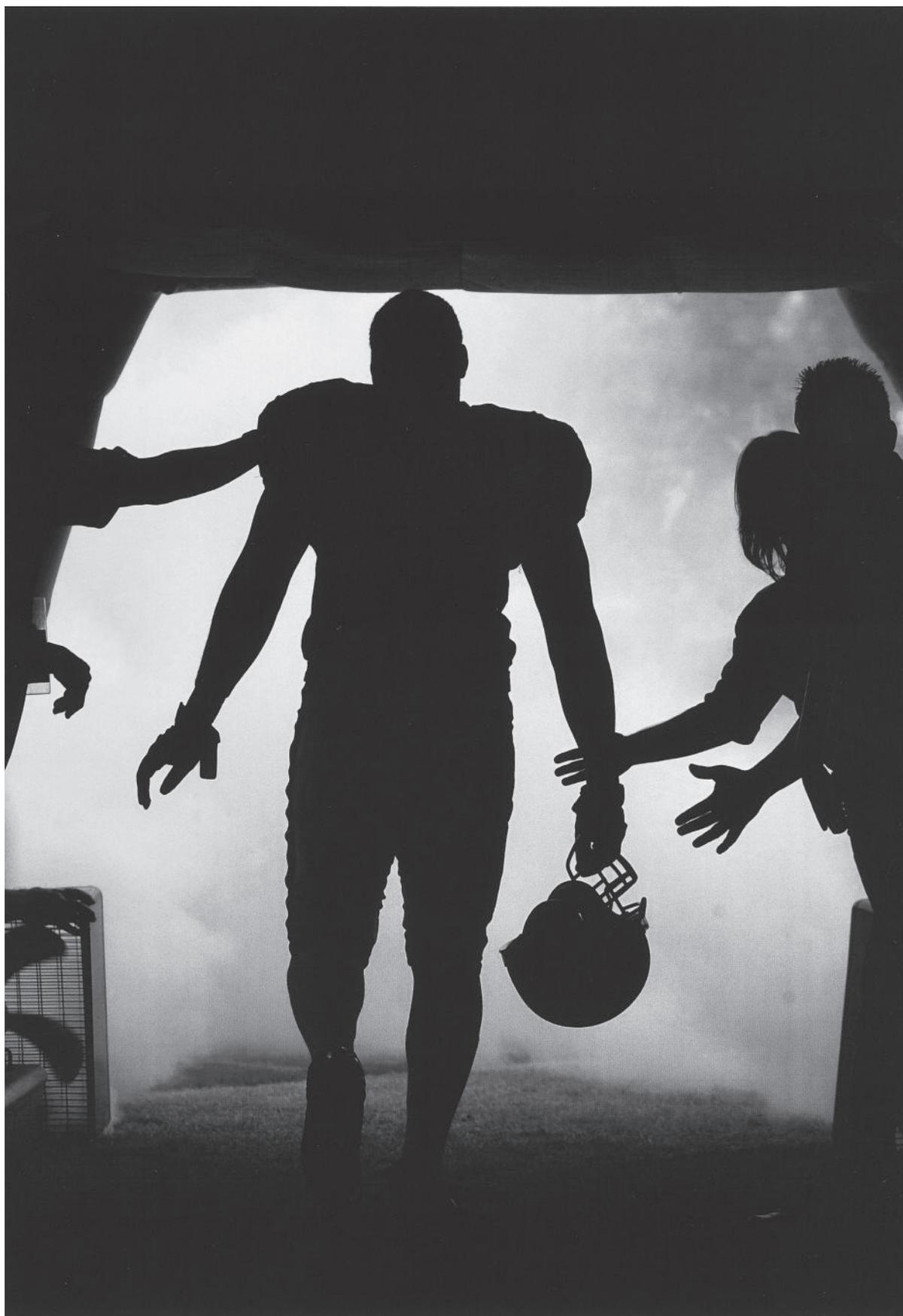
子ども時代の健康や生活習慣、身体活動習慣は成人以降にも引き継がれるといわれ、特に幼少期における適度な運動機会と、十分な身体運動スキルの獲得が思春期、青年期以降の望ましい健康状態を維持できる可能性を高める。子どもたちにとってスポーツは、健康増進のみならず、その楽しさや価値を実感しながら自発的に取り組める環境が与えられるべきである。併せて、ジュニアアスリートの育成についても、適切な仕組みが整えられる必要があり、子どもの発育発達に応じた長期的、継続的な視点が重要となる。

本章Ⅱ節6項（p.117）に示されるように、イギリス、カナダをはじめとする諸外国では、生涯にわたるスポーツの実施をささえる基本的な概念として幼少年期からの身体リテラシー育成システムの構築が各国事情に合わせて進められている。身体リテラシーの定義に従えば、身体的側面のみにとどまらない総合的な能力の獲得によって、生涯を通して健康的で活発なライフスタイルを選択するようになり、自分自身に、また周囲の人に、そして周囲の環境にとって有益となり、それらを重んじるようになる。身体リテラシーは、人生におけるすべてのステージに必要とされ、アスリートとしての競技の継続だけでなく、生涯スポーツにおいても共通する概念であり、その基盤を子ども時代に培う重要性が注目される。

わが国においては、第3期スポーツ基本計画の学校体育に関する具体的施策の中に「生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図る」と記されており、これは先の身体リテラシーと共通する概念といえる。現在の学習指導要領の中でもこれに通じる具体的内容が読み取れる。すべての子どもたちに提供される共通した場としての学校体育は重要であり、身体リテラシーが具体的なカリキュラムとして組み込まれる政策が望まれる。

子どもの運動・スポーツに関わるすべての組織が共通の認識をもち、横断的、縦断的に子どもたちの発達段階に応じたシステムが強化され、具体的な方策が提案される必要がある。

（佐々木玲子）



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

第6章 障害者スポーツ

I 障害者スポーツ推進に関する施策

1. 障害者スポーツ振興体制

□ 障害者スポーツの所管省庁変遷

2011年に施行された「スポーツ基本法」では、わが国の障害者スポーツの推進を明確に言及している。具体的には、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類および程度に応じた必要な配慮をした推進について明記されている。2012年度からは、スポーツ基本法を受けて策定された第1期「スポーツ基本計画」をもとに、文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課において障害者スポーツ関連事業が行われ、障害者アスリートの支援や地域における障害者スポーツ普及促進事業など、障害者と健常者がともに楽しむスポーツ・レクリエーションの開発や障害者スポーツの現状等に関する調査研究などが実施された。

障害者スポーツ振興に関する政策は従来、福祉の観点から厚生労働省が展開してきたが、スポーツ振興の観点から一層推進していく必要性に鑑み、2014年度から障害者スポーツに関する事業「全国障害者スポーツ大会開催事業」や「日本パラスポーツ協会補助」などは、文部科学省に移管された。ただし、地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会開催事業やリハビリテーションの観点から行う事業については引き続き厚生労働省の管轄として実施している自治体もある。

2015年10月のスポーツ庁設置以降、障害者スポーツの普及・推進に関してはスポーツ庁健康スポーツ課内

の障害者スポーツ振興室、障害者スポーツの競技力向上に関しては競技スポーツ課が推進している。

□ 障害者スポーツ予算と振興施策

2021年度のスポーツ庁における障害者スポーツの振興に資する事業は、8億4,400万円で、2022年度は8億7,200万円が計上されている。また、障害者スポーツとしての特定が難しく、健常者と障害者の双方のスポーツ振興に資する事業は、2021年度は152億6,900万円、2022年度は146億8,000万円が計上されている。

第3期スポーツ基本計画における障害者スポーツの推進に関する施策目標は「障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験等による一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す」である。主な具体的施策として、地方公共団体等における障害者スポーツ振興体制の整備や障害者スポーツに係る指導者の育成、一般のスポーツ施策と障害者スポーツ施策の連携を推進することなどがあげられている（表6-1）。

2016年度からはオリンピック・パラリンピック・レガシー事業として、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するための「Specialプロジェクト2020」を5年間にわたり行ってきた。

表6-1 障害者スポーツに関する主な政策目標

- ・ 障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）
- ・ 障害者の年1回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）
- ・ 障害者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度
- ・ 地域スポーツ環境の基盤強化や一般のスポーツ施策と障害者スポーツ施策の連携を推進
- ・ 一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備
- ・ 障害のある児童生徒の見学ゼロを目指したスポーツ・運動機会を確保するため、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進
- ・ 障害者を含む一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員、現役の教師等に対する障害者スポーツ指導員資格の取得を促す
- ・ 障害者スポーツに係る情報発信の充実

スポーツ庁「スポーツ基本計画」(2022)より作成

2022年度以降は、特別支援学校を対象とした全国大会の実施を新規事業として展開する。2018年度から、地域における障害者スポーツ振興体制の強化、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備などを図るため「障害者スポーツ推進プロジェクト」を実施している。

2022年6月には、文部科学大臣政務官を座長とした「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に設置した。主な構成員は、スポーツ庁審議官・政策課・健康スポーツ課・障害者スポーツ振興室・競技スポーツ課、文部科学省特別支援教育課である。同年8月には「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）」をとりまとめた。報告書では、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進することや、都道府県等による障害者スポーツセンターの整備を促すこと、特別支援学校等の運動部活動の円滑な地域移行などがあげられている。2023年度は、新規事業としてオープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境やデジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備に関する事業等を展開する。

□ 日本パラスポーツ協会の取り組み

2021年3月、(公財)日本パラスポーツ協会(Japan Para-Sports Association: JPSA)は、2030年に向けて「活力ある共生社会の実現」の達成を目指す「2030年ビジョン」を公表し、関係諸団体の理解、協力を得ながら進めている。ビジョンでは、「障がい者スポーツ」という言葉をすでにメディアでも使用されている「パラスポーツ」(もうひとつのスポーツ)に置き換えて使用し、言葉の一般化の進展を図っている。

主に障害者スポーツの理解・促進事業や障害者がスポーツに参加できる環境づくりを推進するための事業(指導者養成、スポーツ教室開催、活動の拠点づくり等)を各地域で展開している。その中ではさまざまなスポーツ関係団体と連携体制を構築し、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しめる環境整備を行っている。また、パラスポーツの競技力向上とパラリンピック・ムーブメントの推進を一体的に行っている。

□ 当事者団体の取り組み

スペシャルオリンピックス(Special Olympics)は、

知的障害者にスポーツトレーニングとその成果を発表する場(競技会)を提供している国際的なスポーツ組織である。(公財)スペシャルオリンピックス日本では、一人ひとりの競技能力に合わせたプログラム提供、能力を十分に発揮するためのディビジョニング(性別、年齢、競技能力などによってグループ分け)の実施、知的障害のある人となない人がチームを組み、スポーツを楽しむ取り組みなどを行っている。2022年11月には第8回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・広島が開催された。

(一社)全日本知的障がい者スポーツ協会は、国内の知的障害児・者の運動・スポーツの普及・促進を図るために、①競技力向上のための環境整備、②国内外の運動スポーツ等に関わる情報の収集・発信、③指導者の養成や講習会・研修会等の実施、④国際大会等への選手や役員への派遣推進、⑤重度・重複障害のある方への適切なプログラム開発や研究等を目的に2018年に設置された。2022年11月にはブリスベン2022Virtus(ヴァータス)オセアニア・アジアゲームズが開催され、陸上競技、水泳、バスケットボール等の日本選手団を派遣した。

(一社)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会は、1963年に創立され、4年に1度行われる聴覚障害者の国際的なスポーツ競技大会「デフリンピック」への派遣やデフスポーツの普及・啓発に取り組んでいる。2022年9月、国際ろう者スポーツ委員会(International Committee of Sports for the Deaf: ICSD)総会にて、デフリンピック2025夏季大会が東京都で開催されることが正式決定した。その他、イベントやSNS等を活用したデフリンピックやデフスポーツの情報発信、デフスポーツ競技団体・加盟団体が普及・啓発について学ぶ場の提供、一般市民へのデフリンピックやデフスポーツの啓発などを行っている。

(社福)日本視覚障害者団体連合のスポーツ協議会は、各種視覚障害者スポーツ大会の開催、関係団体との連絡などの事業を通じて視覚障害者スポーツの普及・啓発とスポーツ愛好家の交友・親睦を図っている。

(公社)日本精神保健福祉連盟は、1999年から「精神障害者スポーツ推進委員会」を中心に、スポーツ大会の開催や都道府県の精神障害者スポーツ推進協議会の組織づくりなど精神障害者へのスポーツ振興を行っている。(兒玉友)

障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）

□ 背景

第3期スポーツ基本計画を踏まえ、東京2020大会の成果や取り組みを一過性のものとせず、障害者スポーツの普及を進めていくために、2022年6月、高橋文部科学大臣政務官を座長とした「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に設置した。検討チームでは、今後の障害者スポーツの普及や強化のありかた、競技団体や地方公共団体等のありかたについて、現行の関係施策の整理や関係団体へのヒアリング等を行いながら、議論を進めた。

□ 基本的な考え

「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）」では、障害者スポーツ振興を通じた共生社会実現のため、障害者スポーツの特性や既存の行政システム、スポーツ団体のありかたを踏まえ、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ともにする」スポーツとしての「ユニバーサルスポーツ」の考え方のもと、国、地方公共団体、スポーツ団体等の関係機関が十分に連携して各施策を推進していくとしている。

□ 具体的な方策

具体的な施策は、主に ①障害者スポーツの普及 ②パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化 ③障害者スポーツ団体 ④地域における障害者スポーツの推進体制があげられる。

障害者スポーツの普及では、都道府県等による障害者スポーツセンターの整備を促す。障害者スポーツセンターのあるべき機能等の指針を示し、地方公共団体への支援の充実等も図る。また、障害の有無や程度にかかわらず、場に捉われない楽しむスポーツ機会を持続的に創出できる体制の構築を促進していく。

パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化では、オリンピック競技とパラリンピック競技への支援内容に差を設けないオリ・パラ一体の強化を前提としながら、パラリンピック競技のコーチ・スタッフ配置支援の充実を図るとともに、国際競技大

会派遣への支援を拡大していく。また、障害者スポーツ特有のクラス分けは競技成績への影響が大きく、クラス分け機能強化が急務であることから、クラス分けセンターの整備に向けた取り組みを加速していく。さらに、地方公共団体のアスリート発掘の取り組み、医・科学サポート体制の整備を支援し、地域におけるパラアスリートの発掘・育成環境の整備を進める。

障害者スポーツ団体では、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものと捉える理念を踏まえ、競技活動の充実や持続可能な団体運営を行う観点から、競技の共通性や親和性の高い団体間の統合を視野にオリンピック・パラリンピック競技団体や障害者スポーツ団体間の連携環境の整備を進めていく。さらに、都道府県体育・スポーツ協会と都道府県障害者スポーツ協会との連携も推進していく。

地域における障害者スポーツの推進体制では、都道府県等におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携を促すとともに、地域のスポーツ団体・福祉団体・特別支援学校等の関係機関の連携体制の構築に取り組む。各部署が連携した協議体の設置を求めるとともに、コーディネーター人材を積極的に活用して、未整備の都道府県等の解消を計画的に進めていく。

その他、特別支援学校中学部等を含めた運動部活動の地域移行に向けて、実態に即した移行が行われるよう、障害者スポーツに関わるリソースを積極的に活用しながらの人材育成、特別支援学校の生徒のスポーツ参画を促進するために適切な大会のありかたを検討して、大会の整備を進めていく。

高橋プランは、障害者スポーツ振興に向けて、わが国が中長期的に取り組むべき施策と当面必要となる取り組み、障害者スポーツ関係者に向けたメッセージをまとめたものである。障害者スポーツ振興を通じた共生社会実現に向けては、障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係機関、障害者スポーツ指導者、ボランティア等、障害者スポーツ関係者が互いに協働・連携しながら、障害者スポーツ振興に取り組むことが求められる。

（小淵和也）

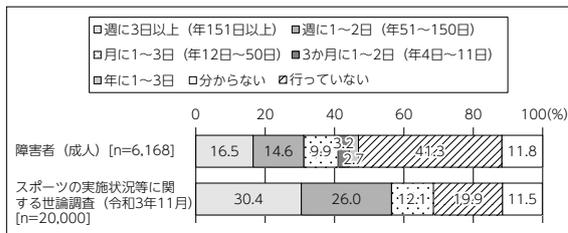
II 障害者のスポーツ環境に関する実態

1. 障害者のスポーツ実施状況

□ 障害者のスポーツ実施率

図6-1では、過去1年間に行った運動・スポーツの日数を、上段に成人の障害者、下段に一般成人、それぞれの結果を示した。上段の調査はスポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」報告書（2022）、下段はスポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（2021）に基づく。

図6-1 過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数（成人）



スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」（2022）などより作成

週3日以上は障害者（成人）16.5%に対して一般成人30.4%、週1～2日では障害者（成人）14.6%に対して一般成人26.0%となり、定期的な水準となる週1日以上の合計値は31.1%に対して、56.4%と半分程度の水準にとどまる。より顕著な違いは、行っていない者の割合が障害者（成人）41.3%に対して一般成人19.9%となり、2倍以上である。障害種別では、障害者（成人）の週1日以上の運動・スポーツ実施者はほとんどの障害（肢体不自由（車椅子不要）、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、音声・言語・そしゃく機能障害）で約3割だったが、肢体不自由（車椅子必要）では約4分の1であった。

□ 障害者のスポーツ実施種目

表6-2は、成人の障害者が過去1年間に行った運動・スポーツ種目を障害種8区分別に示した。いずれの区分においても「ウォーキング」が最も多く、次いで「散歩（ぶらぶら歩き）」だった。「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」「階段昇降」「ジョギング/ランニング」が上位となっている。その他、肢体不自由（車椅子必要）で

表6-2 過去1年間にに行ったスポーツ・レクリエーション（障害種別・成人：n=3,620）（複数回答）

肢体不自由（車椅子必要） n = 348		肢体不自由（車椅子不要） n = 952		視覚障害 n = 314		聴覚障害 n = 382		
順位	実施率	順位	実施率	順位	実施率	順位	実施率	
1	ウォーキング 29.6	1	ウォーキング 48.6	1	ウォーキング 50.3	1	ウォーキング 50.0	
2	散歩（ぶらぶら歩き） 17.5	2	散歩（ぶらぶら歩き） 39.0	2	散歩（ぶらぶら歩き） 34.4	2	散歩（ぶらぶら歩き） 32.7	
3	身体活動を伴うリハビリテーション 16.4	3	階段昇降 18.2	3	ジョギング/ランニング 14.0	3	階段昇降 18.3	
4	なわとび 12.6	4	体操（軽い体操/ラジオ体操/運動遊びなど） 9.0	4	階段昇降 13.7	4	ジョギング/ランニング 12.3	
5	階段昇降 9.8	5	ジョギング/ランニング 6.2	5	なわとび 11.8	5	体操（軽い体操/ラジオ体操/運動遊びなど） 10.2	
知的障害 n = 285		発達障害 n = 366		精神障害 n = 878		内部障害 n = 386		
順位	実施率	順位	実施率	順位	実施率	順位	実施率	
1	ウォーキング 45.6	1	ウォーキング 50.8	1	ウォーキング 56.6	1	ウォーキング 53.1	
2	散歩（ぶらぶら歩き） 41.1	2	散歩（ぶらぶら歩き） 40.4	2	散歩（ぶらぶら歩き） 41.2	2	散歩（ぶらぶら歩き） 48.4	
3	体操（軽い体操/ラジオ体操/運動遊びなど） 17.5	3	階段昇降 16.9	3	階段昇降 16.7	3	階段昇降 23.1	
4	階段昇降 12.3	4	ジョギング/ランニング 14.8	4	体操（軽い体操/ラジオ体操/運動遊びなど） 12.1	4	体操（軽い体操/ラジオ体操/運動遊び） 14.5	
5	【歩く・走る・泳ぐ】水泳 10.2	5	体操（軽い体操/ラジオ体操/運動遊びなど） 10.9	5	ジョギング/ランニング 11.2	5	筋力トレーニング(ダンベル/自重のトレーニング) 8.0	
参考	スポーツライフ・データ 2020 n = 3,000		参考	スポーツの実施状況等に関する世論調査（令和3年11月） n = 20,000		参考	スポーツの実施状況等に関する世論調査（令和3年11月） n = 20,000	
順位	実施率		順位	実施率		順位	実施率	
1	散歩（ぶらぶら歩き） 32.9		1	ウォーキング 64.1		1	ウォーキング 64.1	
2	ウォーキング 28.3		2	体操 15.2		2	体操 15.2	
3	体操（軽い体操、ラジオ体操など） 19.4		3	トレーニング 14.4		3	トレーニング 14.4	
4	筋力トレーニング 18.0		4	階段昇降 13.7		4	階段昇降 13.7	
5	ジョギング/ランニング 10.6		5	ランニング・マラソン・駅伝 12.8		5	ランニング・マラソン・駅伝 12.8	

注1 車椅子必要/不要とは、日常生活で車いすを必要とする/必要としないこと。

注2 笹川スポーツ財団「スポーツライフ・データ」（2020）：成人を対象とした全国調査。

スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」（2022）より作成

は、リハビリテーションの一環として実施している「身体活動を伴うリハビリテーション」が3位に入ったのが特徴的である。

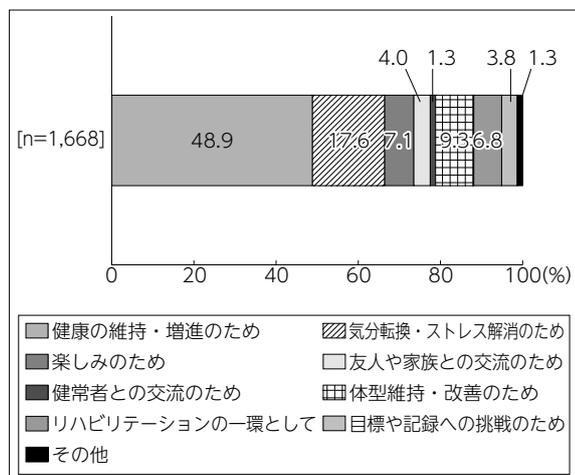
□ 障害者がスポーツを実施する目的

図6-2には障害者が運動・スポーツを行う目的を、9項目の選択肢から回答者が主たるひとつを選択した結果を示した。「健康の維持・増進のため」48.9%、「気分転換・ストレス解消のため」17.6%の2項目で約7割となり、次いで「楽しみのため」7.1%、「友人や家族との交流のため」4.0%と続く。スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、「健康のため」「体力増進・維持のため」「運動不足を感じるから」「楽しみ、気晴らしとして」の回答が多く、同様の傾向を示した。

□ 障害者のスポーツに対する関心・満足度

障害者の現在の運動・スポーツに対する関心・満足度は、「特に運動・スポーツに関心はない」(42.1%)が最も多く、次いで「運動・スポーツを行っており、満足している」(21.1%)、「運動・スポーツを行いたいと思うができない」(19.5%)であった(図6-3)。一般成人を対象としたSSF「スポーツライフ・データ」(2012)と比較すると「特に運動・スポーツに関心はない」無関心層が障害者に多かった。過去1年間の運動・スポーツの実施有無別にみると、非実施者において、「特に運動・スポーツに関心はない」無関心層が73.7%となり、実施者の約3倍の無関心層がいた。

図6-2 運動・スポーツを実施する主な目的



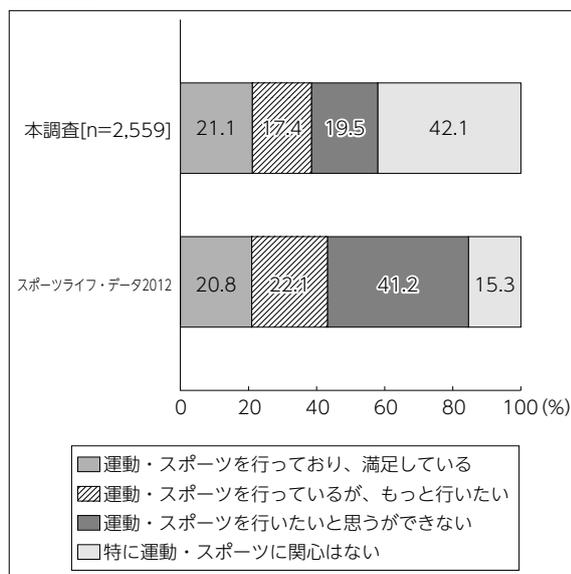
スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究)」(2022)より作成

□ 総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況

文部科学省「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書(2013)では、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)に加入している1,840の総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)を対象とした障害者の参加状況に関する調査を実施している。有効回答954クラブのうち、「現在、参加している」30.6%、「過去に参加していた」12.3%、「参加していない」46.4%であった。総合型クラブに参加している障害者の障害種別の割合は、「肢体不自由」が48.0%と最も多く、「知的障害」38.9%、「発達障害」28.5%、「聴覚障害」16.1%と続く。障害者が参加している(していた)上位5種目は、「卓球」が15.1%で最も多く、「グラウンド・ゴルフ」13.1%、「健康体操・運動」11.4%、「ウォーキング、ハイキング」10.4%、「ジュニアスポーツスクール」8.4%と続く。

(小淵和也)

図6-3 現在の運動・スポーツへの取り組み



スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究)」(2022)より作成

2. 障害児のスポーツ実施状況

□ 障害児のスポーツ実態

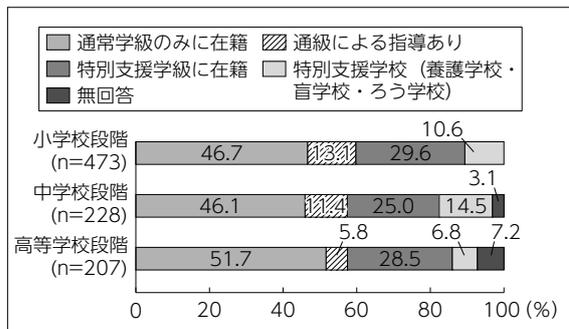
スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」（2022）は、7～19歳の障害児が過去1年間に運動・スポーツを行った日数を「週に3日以上」が18.9%、「週に1～2日」が22.8%と報告した。週1日以上の実施者の割合が41.7%であるのに対して「行っていない」が26.9%であった。過去1年間の実施種目は、「ウォーキング」が36.6%で最も多く、ついで「散歩（ぶらぶら歩き）」（31.9%）、「なわとび」（30.5%）が続いた。「ウォーキング」「散歩（ぶらぶら歩き）」「なわとび」「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」はいずれの障害種別でも実施率の高い種目として上位を占めた。

□ インクルーシブ体育の現状と課題

○ 学校体育における障害児の現状と課題

同調査では、現在学校に通っている人の学校種別・学校体育の状況もたずねており、小・中・高等学校別に「通常学級のみ在籍」「通級による補助あり」「特別支援学級に在籍」「特別支援学校」で示している。学校種別では、小・中・高等学校ともに「通常学級のみ在籍」している割合が4～5割となっている。学校体育の参加状況は、どの学校種別でも「ほぼ毎回参加した」割合が最も高かった。学校体育の楽しさは、小・中・高等学校のどの段階においても、「通常学級のみ在籍」の「とてもそう思う」の割合がほかよりも高いことが示された。

図6-4 所属している学校の種別（現在学校に通っている人）



スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」（2022）より作成

○ 体育に参加しなかった理由

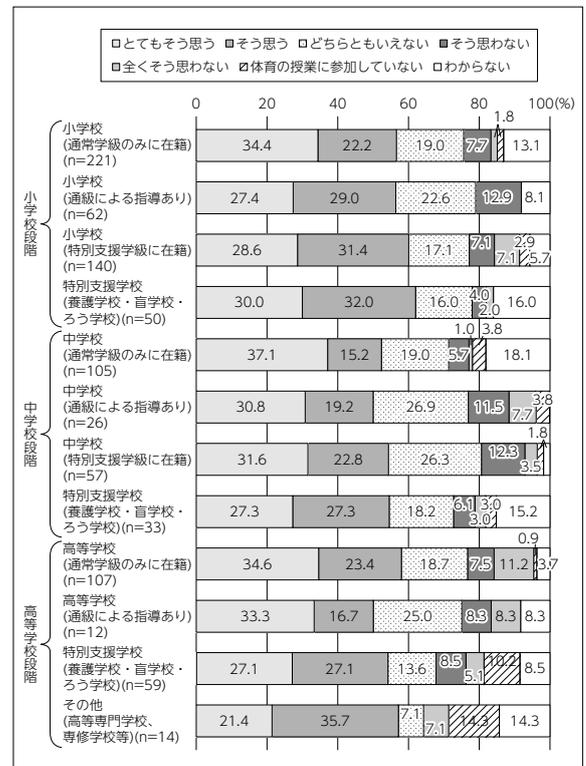
学校体育に「半分程度参加した」「ほとんど参加できなかった」「全く参加できなかった」と回答した人の理由は、「医師から止められていた」医学的理由よりも「授業内容から参加が難しかった」「他の生徒に迷惑をかけると思った」「指導教諭から特段授業への参加を求められなかった」が多く、障害があっても体育への参加を検討する「アダプテッド」の考え方が現場では浸透していなかった。これらのことから、特別支援学校だけではなく、小・中・高等学校の保健体育教員にも障害児の体育指導における基本的な知識と実践力が必要だと考えられる。

□ インクルーシブ体育の推進

○ 共生社会の実現とアダプテッド

第3期「スポーツ基本計画」では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策に「⑧スポーツを通じた共生社会の実現」が掲げられており、さらに誰もがスポーツに参画でき、ともに活動できる社会を実現する目標が設定されている。そのひとつとして「体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指

図6-5 学校体育の授業を楽しんでいたか



スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」（2022）より作成

した学習プログラムの開発」がある。障害のある児童生徒が主体的に参加でき、運動の楽しさに気づいたり運動への興味や関心を高めたりする方法を考えることが求められる。運動が苦手な児童生徒への配慮や、誰もが楽しく参加できるルールや用具等の工夫は、学習指導要領にも示されている。そこで参考となるのが「アダプテッド」の考え方である。アダプテッドでは体育やスポーツに参加する個人の実態（年齢、性別、知的発達段階、身体状況、運動技能、体力レベル等）にあわせて、スポーツ（ルールや技術、用器具、施設など）や体育教材の提供の仕方や指導方法を修正する。「インクルーシブ体育・スポーツ」は多様な背景（障害や経済格差、国籍や地域、文化、人種、宗教等）の子どもたちが一緒に参加する体育・スポーツである。アダプテッドはインクルーシブ体育・スポーツを実現するための基本的な方法論であり、指導者に広く定着することが望まれる。

○指導者の現状と課題の解決に向けて

スポーツ庁「障害のある児童生徒の体育活動における指導の在り方調査研究」（2015）では、「体育を担当す

る教員に障害児体育の実践的方法論であるアダプテッド体育に対する知識や技術が十分でないこと」が指摘された。また、スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）（指導者養成関係）」（2020）において、アダプテッド体育・スポーツやインクルーシブ体育・スポーツの視点や技術を、各地域の学校に定着させる指導者となるべき人材の確保についての調査研究が実施された。障害児の体育・スポーツ実施環境の充実を目的とした事業であり、アダプテッド体育・スポーツ、インクルーシブ体育・スポーツの視点や技術を持った指導者養成に必要な研修内容や担当できる講師養成の具体的手法が検討された。スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業）」（2021）では、障害者スポーツの実施に向けた教員に対する研修の実施（教員の障害者スポーツ指導員資格の取得促進のための取り組みを含む）を含む事業が展開されている。

（齊藤まゆみ）

表6-3 学校体育に参加しなかった理由（現在学校に通っている人）

	授業内容が難しかった	他の生徒に迷惑をかけると思った	学校に、自分が参加するために必要なスポーツ用具がなかった	指導教諭が一人だったため、とても自分まで手が回らないと思った	医師から止められていた	指導教諭から見学を命じられた	指導教諭から特段授業への参加を求められなかった	その他
小学校(全体)(n=112)	31.3%	15.2%	13.4%	16.1%	6.3%	6.3%	18.8%	8.9%
	35	17	15	18	7	7	21	10
小学校（通常学級のみ）に在籍（n=47）	19.1%	17.0%	10.6%	14.9%	8.5%	10.6%	27.7%	4.3%
	9	8	5	7	4	5	13	2
小学校（通級による指導あり）（n=16）	31.3%	12.5%	31.3%	31.3%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%
	5	2	5	5	1	0	1	0
小学校（特別支援学級に在籍）（n=29）	51.7%	17.2%	6.9%	13.8%	0.0%	3.4%	10.3%	13.8%
	15	5	2	4	0	1	3	4
特別支援学校（養護学校・盲学校・ろう学校）（n=20）	30.0%	10.0%	15.0%	10.0%	10.0%	5.0%	20.0%	20.0%
	6	2	3	2	2	1	4	4
中学校(全体)(n=63)	28.6%	14.3%	7.9%	7.9%	11.1%	1.6%	22.2%	6.3%
	18	9	5	5	7	1	14	4
中学校（通常学級のみ）に在籍（n=26）	23.1%	19.2%	3.8%	3.8%	19.2%	3.8%	26.9%	7.7%
	6	5	1	1	5	1	7	2
中学校（通級による指導あり）（n=8）	37.5%	0.0%	25.0%	12.5%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%
	3	0	2	1	1	0	1	0
中学校（特別支援学級に在籍）（n=11）	54.5%	27.3%	0.0%	27.3%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%
	6	3	0	3	0	0	0	2
特別支援学校（養護学校・盲学校・ろう学校）（n=11）	27.3%	9.1%	18.2%	0.0%	9.1%	0.0%	54.5%	0.0%
	3	1	2	0	1	0	6	0
高等学校(全体)(n=56)	23.2%	14.3%	1.8%	7.1%	16.1%	1.8%	5.4%	12.5%
	13	8	1	4	9	1	3	7
高等学校（通常学級のみ）に在籍（n=16）	37.5%	31.3%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	18.8%
	6	5	0	0	4	0	0	3
高等学校（通級による指導あり）（n=6）	0.0%	16.7%	16.7%	33.3%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
	0	1	1	2	1	0	1	0
特別支援学校（養護学校・盲学校・ろう学校）（n=13）	46.2%	7.7%	0.0%	7.7%	15.4%	0.0%	7.7%	23.1%
	6	1	0	1	2	0	1	3
その他（高等専門学校、専修学校等）（n=6）	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	33.3%	16.7%	16.7%	16.7%
	1	1	0	1	2	1	1	1

スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」（2022）より作成

3. 障害者のためのスポーツ施設整備状況

□ 障害者専用・優先スポーツ施設

障害者が専用および優先で使用できるスポーツ施設（以下、障害者専用・優先スポーツ施設）には、体育館やプール、グラウンド、トレーニング室などがあり、障害者が利用しやすいよう、さまざまな面で工夫されている。SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2021」（2022）によると、2021年度現在、国内ではこれらに該当する施設が150施設ある。このうち体育館を設置する施設が85.5%、トレーニング室45.5%、プール41.8%、多目的室27.3%、サウンドテーブルテニス室26.4%、アーチェリー場18.2%となっている。

施設内では段差の解消や点字ブロックの設置、障害者用トイレの設置など、ハード面はもとより、知的障害者にもわかるような掲示内容など、情報提供面でも工夫されている。また、障害者スポーツに必要な道具・用具等が備えられ、専門の指導員が常駐している施設も多く、障害者のスポーツ実践の地域拠点となっている。

障害者専用・優先スポーツ施設は、次の7つのタイプに分けられる（図6-6）。なお、②および③は2006年3月までにすべて地方自治体に譲渡され、現在は社会福祉協議会や社会福祉法人・団体などが受託管理している。

① 身体障害者福祉センター（A型）

身体障害者福祉法に規定された身体障害者福祉セン

ターのうち、更生相談、機能訓練、スポーツおよびレクリエーションの指導、ボランティアの養成、その他身体障害者の社会参加を支援する施設で、2,700㎡以上のもの。

② 旧 勤労身体障害者体育施設

1961年以来、雇用促進事業団（現・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）が、勤労身体障害者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資するため、勤労身体障害者を対象として設置した施設で、「勤労身体障害者体育施設」と呼ばれていたもの。

③ 旧 勤労身体障害者教養文化体育施設

（サン・アビリティーズ）

②と同様、勤労身体障害者の機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーションおよび教養・文化等の施設を提供し、もって雇用の安定と福祉の増進に資することを目的としてつくられ「勤労身体障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）」と呼ばれていたもの。

④ 身体障害者福祉センター（B型）

身体障害者福祉法に規定された身体障害者福祉センターのうち、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成、その他身体障害者の社会参加を支援する施設で、424㎡以上のもの。

⑤ リハビリテーションセンター

障害者の機能回復訓練から社会復帰までの一貫した援助サービスを行う施設。

⑥ 障害者更生センター

身体障害者福祉センターのうち、身体障害者、または家族が気軽に宿泊、休養し、レクリエーションを通じて、健康増進や社会参加促進を図る施設。

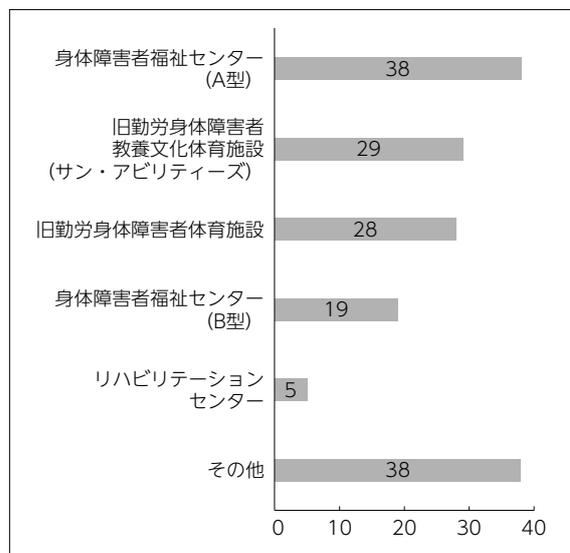
⑦ その他

①～⑥以外で都道府県・市区町村が設置しているもの。

□ 障害者専用・優先スポーツ施設の事業

主な実施事業は、障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室（出前教室）である。ハード、ソフト両面での整備がされている障害者専用・優先スポーツ施設では重度障害者でも受け入れが可能であり、そこで開催される障害者スポーツ教室や障害者スポーツ大会・イベントは多様な参加者のニーズに対応可能である。東京2020大会の開催により、障害者スポーツ大会・イベントでは「ボッチャ」を実施する施設が増加した。巡回スポーツ教室（出前教室）では、同じ

図6-6 障害者専用・優先スポーツ施設の種類（複数回答）（n=150）



SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2021」（2022）

く東京2020大会で注目を集めた「ボッチャ」「車いすバスケットボール」を実施する施設が増加した。一方でコロナ禍の影響で重症化リスクの高い重度障害者の参加が障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室（出前教室）で減少した。事前に参加者全員の把握が難しく、会場の感染症対策の確認が難しい施設があることも、重度障害者が参加を敬遠したと考えられる。

□ 障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況

障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数の集計方法は各施設によって異なり、「受付で利用手続きを行った人数」を集計する施設は約5割、「利用施設ごとの利用者のべ人数」を集計する施設が約4割となっている。2019年度における障害者等の総利用者数が10万人を超えた施設は、利用者数が多い順に「大阪市長居障がい者スポーツセンター」「障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール）」「大阪市舞洲障がい者スポーツセンター」「東京都障害者総合スポーツセンター」「埼玉県障害者交流センター」であり、すべて大都市部の施設である（表6-4）。2019年度の障害者の利用者数が多かった上位10位までの施設は、すべてにおいて、2020年度の障害

者の利用者数が大幅に減少した。

□ コロナ禍の障害者専用・優先スポーツ施設

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、コロナ禍による制限は地域や時期により異なるが、施設の一時閉鎖や利用制限などが利用者数に影響を及ぼした。2012年度からの施設の総利用者数は700～800万人、障害者の利用者数は250万人前後で推移していたが、コロナ禍の2020年度にいずれも半減した。2019年度と2020年度の利用減少率をみると、総利用者数では－54.1%、障害者の利用者数では－59.2%。重複障害は－80.3%であった。「東京都障害者総合スポーツセンター」「東京都多摩障害者スポーツセンター」は9割以上の減少率だった（表6-5）。減少率の上位5施設のうち4施設が東京都内と大阪府内の施設であり、感染者が多かった大都市ほど施設の閉鎖や利用制限があり、減少率が大きかった。さらに、重症化リスクの高い障害者ほど施設利用を敬遠し、結果として、複数の障害を抱える重複障害者が利用を控えたと推察できる。

（小淵和也）

表6-4 障害者の利用者数が10万人以上の障害者専用・優先スポーツ施設（2012～2020年度）

（人）

施設名	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
大阪市長居障がい者スポーツセンター	241,504	248,294	253,860	265,322	245,750	250,511	232,786	210,727	29,055
障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール）	228,893	222,254	227,078	227,078	223,603	219,448	211,658	188,003	64,758
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）	151,754	151,353	156,434	158,697	163,394	164,838	162,144	140,617	25,221
東京都障害者総合スポーツセンター	152,522	154,586	157,977	153,451	127,466	71,635 ※	108,920	126,026	5,681
埼玉県障害者交流センター	126,278	129,039	122,039	128,812	142,276	116,395	136,812	123,659	24,877

注 2020年度はコロナ禍のため、2019年度の利用者数（10万人以上）をもとに作成した。

※ 東京都障害者総合スポーツセンターは、2017年度は施設改修のため仮設にて運営。

SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2021」（2022）、SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2018」（2018）、SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2015」（2015）より作成

表6-5 障害者専用・優先スポーツ施設の利用減少率（上位10位）

（人）

施設名	2019年度	2020年度	減少率 (2019年度→2020年度)
東京都障害者総合スポーツセンター	126,026	5,681	95.5%
東京都多摩障害者スポーツセンター	80,710	5,359	93.4%
大阪市長居障がい者スポーツセンター	210,727	29,055	86.2%
いわきサン・アビリティーズ	26,657	4,768	82.1%
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）	140,617	25,221	82.1%
群馬県立ふれあいスポーツプラザ	35,015	6,887	80.3%
埼玉県障害者交流センター	123,659	24,877	79.9%
西宮市総合福祉センター	40,092	11,600	71.1%
サン・アビリティーズ大館	494	143	71.1%
愛知勤労身体障害者体育館	5,954	1,791	69.9%

SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2021」（2022）

4. パラスポーツ競技力向上施策

日本パラスポーツ協会（JPSA）では、JPSA「2030ビジョン～活力ある共生社会実現に向けて～」(2022)において、「パラスポーツの競技力向上と、普及拡大との『好循環』を推進するための体制強化」を課題としてあげている。競技力向上とパラリンピック・ムーブメントの一体的な活動を推進し、日本パラリンピック委員会（JPC）の使命を明確にするため「JPC戦略計画」(2022)を策定した。

□ 東京2020大会の振り返り

2016年10月発表の競技力強化支援方針（鈴木プラン）のもと、(独)日本スポーツ振興センター「ハイパフォーマンススポーツセンター」戦略本部の決定に基づき協働チームが設置され、JPCは各競技団体が策定する中長期の強化戦略プランに対する協働コンサルテーションを実施し、その計画性や実行（実効）性に関する助言や検証を行ってきた。また、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会と連携し、2019年9月に運用を開始したナショナルトレーニングセンター（NTC）イーストを含むNTCの運営に関する助言・協力をを行い、さらにナショナルチーム・スタッフ等設置事業、アスリート助成、アスリート雇用などのソフト面での基盤整

備も進めてきた。JPCでは、強化費の拡充等は競技力向上につながり、国の強化支援策の充実が好結果を導いたと結論づける。今後の課題は、強化予算の維持、選手・指導者のさらなる環境向上、より一層の競技力向上に向けた女性を含めたアスリートの発掘・育成、競技団体のガバナンス強化である。

□ 日本パラリンピック委員会のミッション

JPCミッション（使命）は、①世界で活躍できる競技力と人間力を備えたパラアスリートを、デュアルキャリア・セカンドキャリアの観点も含めて、発掘・育成・強化すること、②パラリンピック等に日本代表選手団を派遣し、日本代表選手が最高のパフォーマンスを発揮できるように支援すること、③世界で活躍するパラアスリートの姿を社会に広く周知しパラスポーツファンを増やすとともに、障がいに対する認識が変わるように促すこと、④多様性を認め創意工夫をすれば誰もが同じスタートラインに立てることを気付かせるパラアスリートの魅力やパラスポーツの価値を国内に浸透させること、である。ミッション達成に向けて、競技団体、スポーツ関連組織、行政、企業、福祉医療機関、調査・研究機関、教育機関、報道機関等と連携・協働して実行する（表6-6）。

① トップアスリートの強化

表6-6 日本パラリンピック委員会ミッション 世界を目指すパラアスリートの活動支援戦略

① トップアスリートの強化

目標	戦術の柱
○ 2028夏季及び2030冬季パラリンピックにおいて、金メダル数、総メダル数、メダル獲得競技数の最大化を図る。	①国際大会派遣に伴う支援
	②重点強化競技のメダル獲得に向けた強化
	③医・科学・情報サポートの充実、競技用具の研究・開発促進
	④トップアスリートの環境整備
	⑤メダル獲得の可能性のあるアスリート（MPA）の強化
	⑥大会を通じた強化
	⑦多様な競技でのメダル獲得に向けた強化

② アスリートの発掘・育成

目標	戦術の柱
【2025 目標】パラリンピック実施競技団体の70%以上が各団体のパスウェイと数値目標に基づき発掘・育成をしている 【2030 目標】全てのパラリンピック実施競技団体が各団体のパスウェイと数値目標に基づき発掘・育成をしている	① JPC アスリート育成パスウェイの構築及び競技団体アスリート育成パスウェイの構築
	②女性アスリートの育成
	③メダルポテンシャルアスリート（MPA）の増加策の検討実施
	④タレント発掘活動の実施
	⑤地域の育成体制構築
	⑥国際/国内ユース大会の国内開催

③ JPC 加盟競技団体の組織力の強化

目標	戦術の柱
【2025 目標】7割の加盟競技団体が、新たに設定したマネジメント指標の目標に達成している 【2030 目標】全ての加盟競技団体が、新たに設定したマネジメント指標の目標に達成している	①競技団体役員のマネジメント力の向上
	②ガバナンスの向上
	③障がい別競技団体との連携
	④人材育成

日本パラスポーツ協会「2030ビジョン～活力ある共生社会実現に向けて～」(2022)

2028夏季パラリンピック、2030冬季パラリンピックにおいて、金メダル数、総メダル数、メダル獲得競技数の最大化を図ることを目標にする。国際大会派遣に伴う支援、重点強化競技のメダル獲得に向けた強化、メダル獲得の可能性のあるアスリート（Medal Potential Athlete：MPA）の強化などを戦術の柱として最大化を図る。

②アスリートの発掘・育成

パラリンピック実施競技団体がパスウェイと数値目標に基づく発掘・育成を行うために、2025年までに70%以上のパラリンピック実施競技団体、2030年までに全パラリンピック実施競技団体での実施を目標にする。JPCアスリート育成パスウェイの構築や競技団体アスリート育成パスウェイの構築、女性アスリートの育成、MPAの増加策の検討などを通して、発掘・育成を行う。

③JPC加盟競技団体の組織力の強化

JPC加盟競技団体が新たに設定したマネジメント指標の目標を達成するために、2025年までには7割のJPC加盟競技団体、2030年までにはすべてのJPC加盟競技団体が達成できるよう組織力の強化に努めていく。

□強化活動統括のコーチ・スタッフ配置

パラリンピック実施競技の競技団体やJPCに、競技団体の中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全体を統括するコーチ・スタッフ等を配置し、選手の育成・強化を効果的に推進していく。国際競技力向上施策や競技団体が策定した年間事業計画や個人別年間到達目標（定量的・定性的）に基づき、ハイパフォーマンスディレクター、ナショナルヘッドコーチ、ナショナルチームコーチ、ナショナルチームスタッフ等の役職を置いた。ハイパフォーマンスディレクターは、中長期的な強化戦略プランの計画・立案・策定など選手強化活動全体を統括する強化責任者として強化委員長、強化部長などを担う。JPCの選手強化担当となるハイパフォーマンスマネージャーは、各加盟競技団体のハイパフォーマンスディレクターと情報を共有し、連携することで強化事業の効果的推進を図り、国際競技力の向上に向けた活動を行う。

□J-STARプロジェクト

J-STARプロジェクトは、オリンピックやパラリンピックなど世界レベルの競技大会で活躍する未来のトップアスリートを発掘するプロジェクトとして、2017年

度に開始された（第10章、p.236）。パラリンピック競技は、プロジェクト開始当初は5競技のみ対象としていたが、2020年度からJPSAが取りまとめ、夏季冬季パラリンピック全28実施競技を対象とした。参加者は、エントリー後、各地域で実施される基礎測定会に参加し、基礎的な運動能力のほか、障害の種類や程度のチェックを受ける。パラリンピック競技では障害の種類や程度により、参加できる競技種目、クラスが異なるが、基礎測定会ではどの競技に参加できそうか、JPSA医学委員会クラス分け部会の専門委員に相談できるほか、中央競技団体に相談ができる機会も提供される。その後のプロセスを経て選ばれた参加者は、中央競技団体の指導者による検証プログラムに参加可能となる。プログラムで有望と判断されたアスリートは、各競技団体の強化・育成コースにてトレーニングを継続する機会が得られる。過去5年間（2017～2021年）の総エントリー数は、パラリンピック競技では889人にのぼる。J-STARプロジェクトからは4人が東京2020大会に出場、バーレーン2021アジアユースパラ競技大会にも9人が参加し、金メダル4個を含む9個のメダルを獲得するなど、プロジェクトの成果は着実に表れている。

□クラス分けセンター（仮称）とスポーツ医・科学センター

文部科学省「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）」（2022）では、今後アスリートの発掘・育成・強化においてクラス分け機能の強化等には早急に対策を講じるべきとしている。クラス分けは競技成績への影響が大きく、機能強化が急務であることから、JPCが2022年度から着手している国内クラス分けセンター（仮称）のありかたに関する調査結果等を踏まえ、2023年度以降に具体化に向けた取り組みを進める。さらに、パラアスリートが地域において適切な医・科学支援を受けられるよう、都道府県等が設置するスポーツ医・科学センターを中心に関係機関の連携による支援体制の構築にも言及しており、パラアスリートの競技力向上に向けた環境が大きく改善してきている。

（小淵和也）

5. 東京パラリンピック開催による変化

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会がビジョンのひとつとして掲げた「多様性と調和」は、東京パラリンピック開催を契機とした共生社会実現の機運醸成につながった。大会開催がもたらした社会変容や人びとの意識の変化について、各団体・組織が実施した調査結果などから概観する。

□ パラリンピックの認知

「障害者スポーツに関する言葉の認知度および意識に関する研究」(2022)によると、「パラリンピック」の名称を知っていると回答した人の割合は、2014年以降、常に95%以上を保っている。一方で、(公財)日本財団パラスポーツサポートセンター(以降、パラサポ)が実施した「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心調査」(2021)による認知度は、「出場した日本人選手の名前」(41.3%)、「パラリンピックのシンボルマーク(「スリーアギトス」)」(22.4%)、「パラリンピックの4つの価値(「勇気」「強い意志」「インスピレーション」「公平」)」(11.8%)と、いずれも半数以下であった。パラリンピックに参加可能な障害の種類(「肢体不自由」「視覚障がい」「知的障がい」)の全問正答率は3.2%にすぎず、パラリンピックの名称は浸透していても、その詳細はあまり認識されていないのが実情である。

□ 東京大会開催による気持ちの変化

パラサポの調査によると、東京パラリンピック開催にあたっての開催前の気持ちでは「賛成だった」(24.8%)、

「反対だった」(32.6%)、「どちらでもない」(42.6%)と、賛成よりも反対が多かった。大会後の気持ちをたずねたところ、「私にとって」「障がいのある人にとって」「社会にとって」「将来世代にとって」のすべての項目において、「開催されてよかったと思う」が約4~6割となり、「よかったと思わない」の回答率を上回った。開催前には、コロナ禍の拡大や新国立競技場のデザイン撤回など、大会にまつわるさまざまな出来事が人々の意識に影響したものと推察できるが、大会が開催され、無観客ではありながらメディアをとおして多くの報道に触れる中で、人々の気持ちが肯定的に変容したことが示唆された。

□ 障害理解と環境の変化

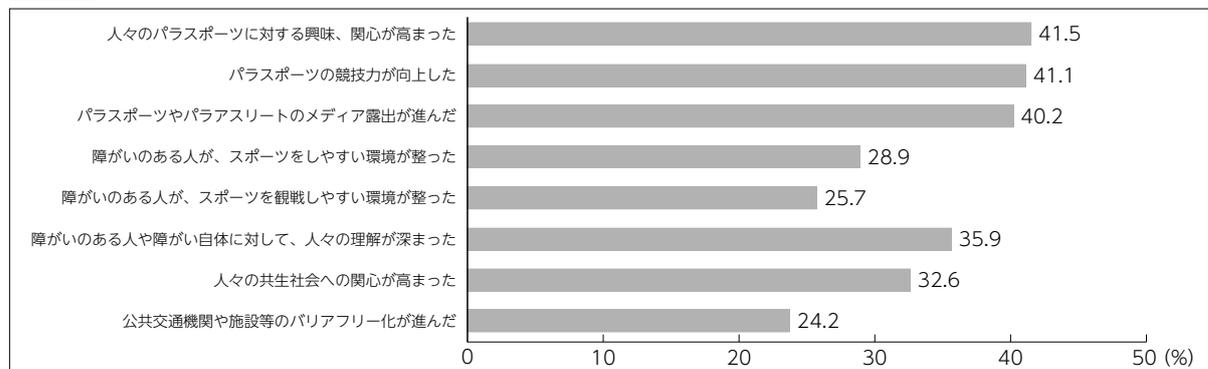
パラサポの調査では、東京パラリンピックの影響についてもたずねた(図6-7)。約4割がパラスポーツへの興味・関心が高まり、3割弱が障害者のスポーツ環境が整ったと回答した。共生社会への関心が高まったのは3割強であった。

東京都「東京2020パラリンピック競技大会後の都民意識調査」(2021)では、東京2020大会の開催が決定した2013年以降の障害者に対する都民の意識変化についてたずねている。障害者手帳保有者では「周囲の人の理解が進んだ」が27.2%、障害者手帳非保有者では「障害のある人に対する理解が進んだ」が30.3%と約3割は理解が進んだ一方、手帳保有の有無にかかわらず、約半数は意識が変わっていなかった。

□ バリアフリー

内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(2021)では、日常生活や社会生活を送る

図6-7 東京パラリンピックを通じて、国民や社会に生じた影響(複数回答可)



日本財団パラスポーツサポートセンター「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心調査」(2021)

上で、バリアフリーやユニバーサルデザインの進捗状況についてたずねた。「十分進んだ」「まあまあ進んだ」と肯定的に捉えている人は、2020年度は34.6%、2021年度は36.0%、2022年度は43.4%と、年々増加している。これは国土交通省「旅客施設におけるバリアフリー化の推移」(2022)、「ホームドアの設置状況」(2021)の報告にあるように、2010~2020年の間に改善された点として、旅客施設における視覚障害者誘導ブロックの設置が91.8%から97.2%に、段差解消が77.9%から95.1%に、障害者用トイレが75.0%から92.1%に、ホームドアの設置駅数が484から943に増加したことと関連していると推察できる。一方で、パラサポ・NHK放送文化研究所「パラリンピックと放送に関する研究調査」(2018)によると、2013年の大会招致決定以降、インフラ面でのバリアフリー化が進んだと感じた障害当事者は14.0%にとどまり、障害当事者目線でのバリアフリー化には多くの課題がある。

□ 共生社会に関する意識

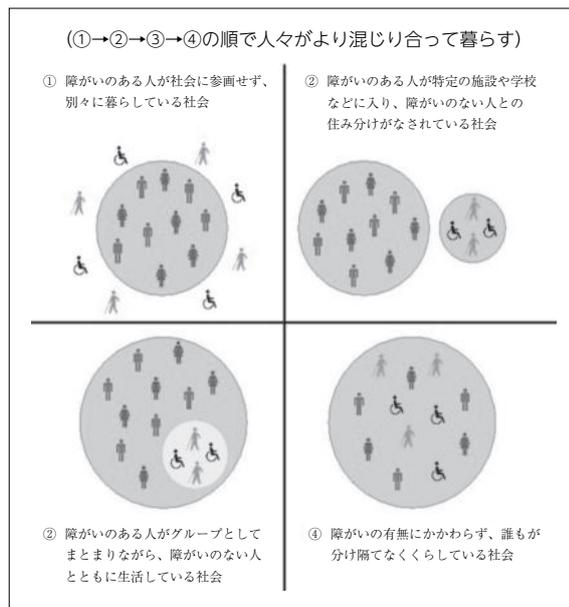
パラサポ「パラスポーツと共生社会に関する調査」(2019、2022)において、障害のある人との共生に関する意識をたずねた(図6-8)。

「現在あなたを取り巻いている社会のイメージ」については約8割が、①障害者が個別に暮らす社会、②障害者と健常者が分かれて暮らす社会、③障害者がまとまりながら健常者と暮らす社会のいずれかを選択し、障害のある人との住み分けが行われていると感じていた。「思い描く理想の社会のイメージ」では、約75%が、④障害の有無にかかわらず分け隔てなく暮らす社会が理想であると回答した(図6-9)。

理想のイメージを理解しつつも、現実にはまだ共生が進んでいないと感じる人が多いという傾向は、東京2020大会の前後で大きな変化がみられなかった。国際パラリンピック委員会が目指す共生社会(年齢、性別、人種、障害の有無などにかかわらず、すべての人の基本的人権が尊重され、誰でも公平・公正に自分の意思で選択できる社会)の概念が社会全体に浸透し、それが具現化するためには、ほかの社会課題プログラムとも連携した広範囲で持続的な啓発活動が望まれる。

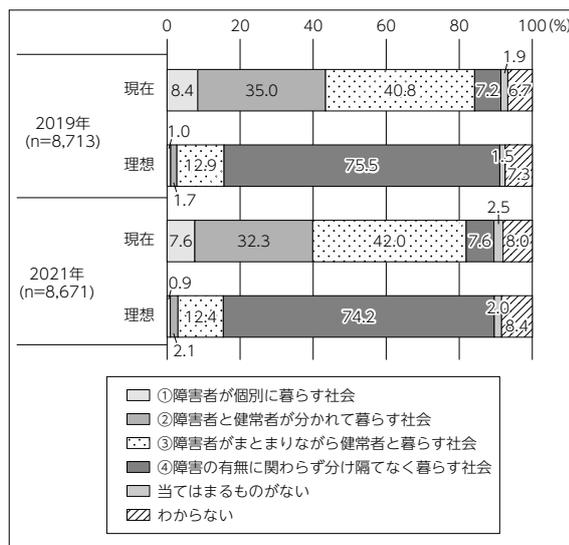
(中島裕子)

図6-8 障害のある人との共生に関するイメージ

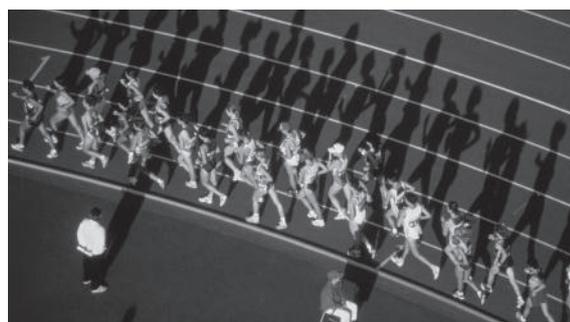


日本財団パラスポーツサポートセンター
「パラスポーツと共生社会に関する調査」(2019、2022)

図6-9 現在・理想の社会イメージ



日本財団パラスポーツサポートセンター
「パラスポーツと共生社会に関する調査」(2019、2022)



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

6. 障害者スポーツ競技団体の取り組み

□ 障害者スポーツ競技団体の組織運営

ヤマハ発動機スポーツ振興財団「障害者スポーツを取り巻く社会的環境に関する調査研究」(2018)では、障害者スポーツ競技団体の組織形態や運営状況、団体の実施事業等について調査している。

法人形態についてみると、法人格を取得している団体はパラリンピック競技団体(以下、パラ団体)では27団体(100.0%)となっており、パラリンピック競技以外の団体(以下、非パラ団体)は16団体(61.5%)となっている(表6-7)。同財団が2013年に行ったパラ団

表6-7 障害者スポーツ競技団体の法人格の有無と法人形態

組織形態	全体		パラリンピック競技団体		パラリンピック競技以外の団体	
	n	%	n	%	n	%
法人格を取得している	43	81.1	27	100	16	61.5
法人形態						
NPO法人	17	39.5	8	29.6	9	56.3
一般財団法人	1	2.3	0	0	1	6.3
公益財団法人	0	0	0	0	0	0
一般社団法人	23	53.5	18	66.7	5	31.3
公益社団法人	2	4.7	1	3.7	1	6.3
その他	0	0	0	0	0	0
法人格を取得していない	10	18.9	0	0	10	38.5
取得予定						
予定あり	5	50	0	0	5	50
予定なし	5	50	0	0	5	50

ヤマハ発動機スポーツ振興財団「障害者スポーツ競技団体の実態調査」(2018)

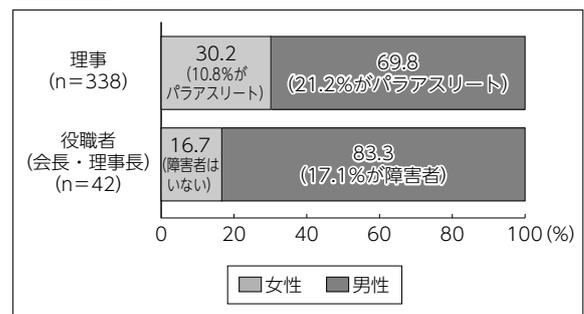
体のみを対象とした調査では、法人格の取得率が42.9%となっており、2020年の東京パラリンピックを見据えて、法人格の取得が急激に進んだものと考えられる。

事務局の設置形態については、「専用の事務局を設置」がパラ団体では85.2%に上っており、そのうち17団体が(公財)日本財団パラリンピックサポートセンター内に主たる事務局を設置している。一方、非パラ団体では専用事務局の設置は19.2%にとどまっており、「団体役員の実家に併設」(53.8%)が最も多くなっている。

□ 障害者スポーツ競技団体の登録者数

各競技団体の競技登録者数は、パラ団体総計4,406人(平均値:232人/中央値:100人)、非パラ団体合計6

図6-10 理事・役職者(会長・理事長)の構成



日本パラリンピック委員会女性委員会「JPC加盟競技団体(パラリンピック実施競技団体)における女性リーダーに関する実態調査」(2022)より作成

表6-8 障害者スポーツ競技団体の登録者数

		全体			パラリンピック競技団体			パラリンピック競技以外の団体		
		合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
競技登録者数	n	39	37	37	19	18	18	20	19	19
	平均値	1,803	1,104	751	232	165	42	3,296	1,994	1,423
	中央値	115	93	17	100	67	19	228	200	17
	総計	70,334	40,853	27,800	4,406	2,966	759	65,928	37,887	27,041
国際大会を目指す競技者数	n	35	34	34	20	20	20	15	14	14
	平均値	39	29	7	40	30	10	37	28	4
	中央値	26	18	4	31	21	11	15	11	0
	総計	1,351	998	253	796	601	195	555	397	58
団体チーム登録者数	n	27	12	11	12	5	5	15	7	6
	平均値	41	31	8	62	57	16	24	13	2
	中央値	25	14	0	25	16	8	26	12	0
	総計	1,102	377	91	746	284	82	356	93	9
指導者数	n	30	26	26	12	12	12	18	14	14
	平均値	397	107	33	19	15	5	648	187	56
	中央値	14	10	2	10	9	2	21	13	2
	総計	11,902	2,786	845	230	175	55	11,672	2,611	790
審判員数	n	31	28	28	12	12	12	19	18	16
	平均値	83	14	3	10	8	2	129	19	4
	中央値	8	6	0	6	5	1	12	6	0
	総計	2,583	402	95	124	98	26	2,459	304	69

ヤマハ発動機スポーツ振興財団「障害者スポーツを取り巻く社会的環境に関する調査研究」(2018)

万5,928人（平均値：3,296人/中央値：228人）となっている（表6-8）。

また、「国際大会を目指す競技者数」をみると、パラ団体のほうが非パラ団体と比べ全競技者中の割合が高くなっており、パラ団体の競技志向の強さが読み取れる。

□ 障害者スポーツ競技団体における女性の参画

日本パラリンピック委員会（JPC）女性委員会「JPC加盟競技団体（パラリンピック実施競技団体）における女性リーダーに関する実態調査」（2022）によれば、パラリンピック実施競技団体における女性理事の割合は30.2%となっており、女性理事がひとりも在籍していない競技団体が3団体存在している（図6-10）。

「会長」「理事長」職に就いている女性の割合は16.7%であり、会長・理事長ともに女性の競技団体が3.5%、会長・理事長いずれかが女性である競技団体は17.2%である。役職構成における障害当事者の割合をみると、女性理事のうちパラアスリートが10.8%、男性理事のうちパラアスリートが21.2%、役職者（会長・理事長）においては、女性のうち障害者が0%、男性のうち障害者が17.1%となっている。

強化に関わる役職の中で責任的立場にある「強化責任者」、「監督」、「ヘッドコーチ」において、女性が占める

割合は、それぞれ5.4%、5.6%、8.7%となっており、10%に満たない状況であった（図6-11）。一方で、「コーチ」は28.5%、「チームドクター」は14.9%、「競技パートナー」は24.2%となっており、選手と、密に関わる役職においては女性の割合が増加している。

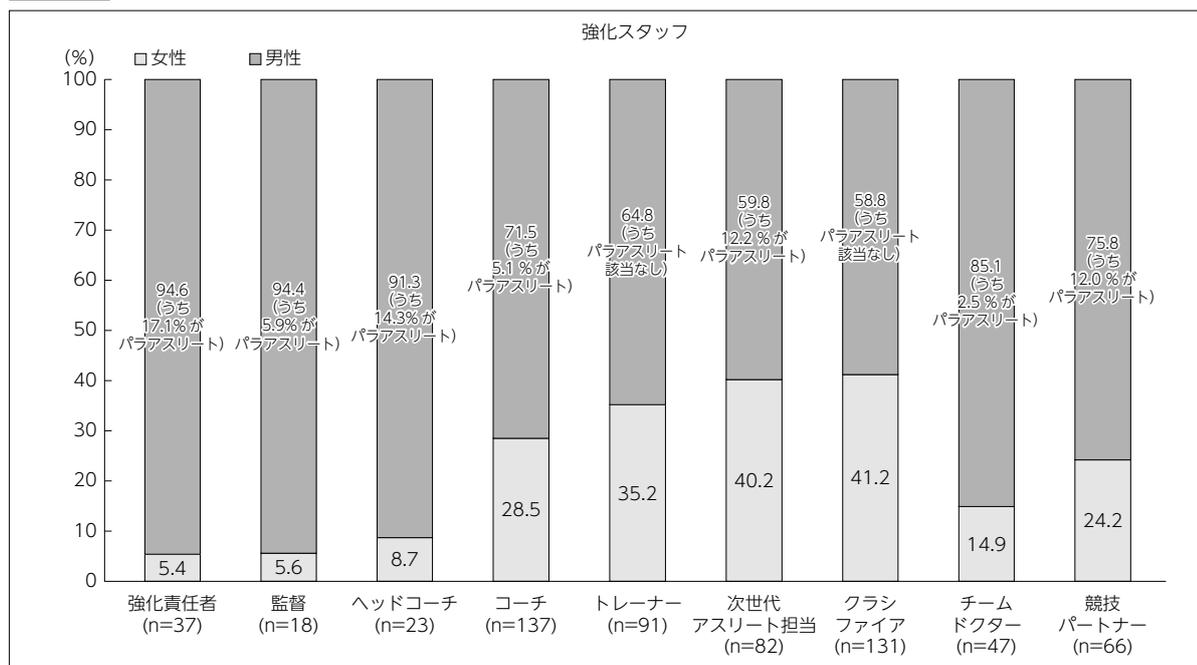
障害者スポーツ競技団体における役員や競技スタッフの女性登用は十分とはいえない。さらに、会長や理事長の役職者における女性の障害者はおらず、いまだに女性障害者の参画が進んでいない。今後、多様な人々のスポーツにおける共生、スポーツを通じた共生を推進していく際には、スポーツの実践の場のみならず、各種団体の意思決定の場に性別や障害の有無等で隔てられることなく、多様な人々が参画できる環境整備が必要である。

（河西正博）



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

図6-11 性別にみる障害者スポーツ競技団体の強化スタッフの割合



日本パラリンピック委員会女性委員会「JPC加盟競技団体（パラリンピック実施競技団体）における女性リーダーに関する実態調査」（2022）

日本財団パラスポーツサポートセンター

□ 組織概要

(公財)日本財団は、東京2020パラリンピック大会(以下、東京大会)開催決定を受け、パラリンピックとどう向き合うべきかを広く検討することを目的として、2014年6月に日本財団パラリンピック研究会を立ち上げた。その中で課題としてあがったのが競技団体の運営体制であった。2015年5月に(公財)日本財団パラリンピックサポートセンター(パラサポ)を設立し、日本財団ビル内のパラリンピック競技団体との共同オフィス、競技団体の事務局人件費、普及啓発費、広報・マーケティング費等の助成金、効率的な団体運営を推進するシェアードサービスなどを提供し、競技団体の基盤強化に取り組んでいる。

また「SOCIAL CHANGE with SPORTS」をスローガンに、D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)社会を実現するためパラアスリートを中心とした講師による「あすチャレ!」を全国で展開。学校向けの教育プログラムや企業・団体・自治体・大学等を対象とした研修プログラムを全国で年間700回以上開催し、2021年度末までに3,000回以上、のべ33万人以上が参加している。2022年1月、(公財)日本財団パラスポーツサポートセンターに名称変更した。

□ 日本財団パラアリーナ運営

2018年6月にパラアスリートの練習環境向上のためにパラスポーツ専用体育館としてオープンした「日本財団パラアリーナ」は、パラリンピック競技の日本代表や競技団体所属のクラブチーム・個人の練習に活用されている。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年4月に日本財団災害危機サポートセンターの一部として提供した。2021年4月から運用を再開し、現在までの利用者はのべ4万人を超えた。当初2021年度末までの設置予定であったが、多くの利用者からの運営継続の要望を受け1年間の延長が決まり、今後も継続できるよう協議を重ねていくこととなった。

□ 『I'mPOSSIBLE』 日本版

(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と共同で国際パラリンピック委員会(IPC)公認教材『I'mPOSSIBLE』日本版を制作、全国の学校に配布するなど日本国内での普及活動を展開した。また、パラリンピック・ムーブメントを通して、インクルーシブな世界の実現に多大な功績を収めた学校とパラリンピアンに贈呈される賞「I'mPOSSIBLE アワード」の設立にあたり、IPCに資金を拠出して支援。同アワードは2021年9月の東京大会閉会式にて表彰式が行われた。2021年12月でパラサポによる教材に関わる活動は終了し、現在はJPCが教材の普及活動を行っている。

□ パラリンピックの普及・啓発や学術研究

パラリンピック・パラスポーツへの興味拡大、パラスポーツファンを増やすことを目的とし、WEBメディア「パラサポWEB」や公式SNSを通じ、競技・選手の魅力、大会・イベント情報などを発信している。

また、パラリンピックやパラスポーツに関する学術研究、社会調査を行い、それらの研究成果を発表する紀要の発刊や、大学・研究機関と連携したシンポジウムの開催などを定期的に行っている。

□ 東京大会終了後の取り組み

パラサポのスペシャルサポーターであり、IPC特別親善大使の香取慎吾氏がパラスポーツ支援チャリティ企画として実施した「香取慎吾NFTアートチャリティプロジェクト」は、2015年にパラサポのエントランスに「i enjoy!」をテーマに描いた香取さんの壁画を、NFTアートとしてプロジェクト参加者に付与する仕組みである。寄付金3,900万円は全額パラサポに寄付され、パラサポを通じ、IPCおよび国内のパラリンピック競技団体の活動に活用される。

(信氏建人)

7. 障害者スポーツ指導者、ボランティア

□ 障害者スポーツ指導者の養成

日本パラスポーツ協会（JPSA）では、多様な障害者のスポーツ活動をささえるため、「公認障がい者スポーツ指導者制度」を定め、6つの資格の指導者を養成・認定している。障害者のスポーツ参加のきっかけづくりを支援する「初級障がい者スポーツ指導員」、地域の障害者スポーツ振興のリーダーとして指導現場で十分な知識や経験に基づいた指導をする「中級障がい者スポーツ指導員」、障害者スポーツに関する高度な専門知識に加え、初級・中級指導員への助言や事業の企画運営など多様なスキルをもって障害者スポーツに関わる「上級障がい者スポーツ指導員」がある。さらにパラリンピックをはじめとする国際大会で活躍する競技者に対して専門的に育成・指導ができる高度な技術を備えた「障がい者スポーツコーチ」、障害者のスポーツ・レクリエーション活動において、さまざまな疾患や障害に対応し、障害者が安全にスポーツに取り組むための効果的な医学的サポートを行う「障がい者スポーツ医」、スポーツトレーナーとして質の高い知識・技能と障害に関する専門知識を有し、アスレティックリハビリテーションおよびトレーニング、コンディショニング等にあたる「障がい者スポーツトレーナー」の資格を認定している。

JPSAは活力ある共生社会の実現に向けた「2030年ビジョン」（2022）を発表している。ビジョンでは「公認障がい者スポーツ指導者（スポーツ指導者）の育成」の主要施策として①スポーツ指導者数の拡大、②スポーツ指導者の育成を掲げている。スポーツ指導者数の拡大では、各種養成講習会の回数・内容の充実、資格取得認定校等の拡大と資格を取得した学生の卒業後のフォロー策の確立、学校体育教員の資格取得の促進などを通じた増加を図る。スポーツ指導者の育成では、障害者の高齢化・重度・重複化や環境の変化に対応できる指導者育成研修の充実、関係団体等と連携して資質向上を図る。

第3期スポーツ基本計画では、国が障がい者スポーツ指導員養成研修を支援することにより、障害者スポーツに係る指導者や障害者スポーツ関連スタッフの増加を目指している。加えて、一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員、現役の教師等に対して障害者スポーツ指導員資格の取得を促すこととしている。

指導者養成講習会は、都道府県・政令指定市の関係機

関が主催している。2019年には年間100回以上の講習会が行われていたが、コロナ禍以降は70回程度に減少され、定員も削減している。一方、資格取得認定校は2019年の189校から196校（2022年3月現在）に増加している。JPSAは2001年度より（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者を対象にした講習会、2002年度より（公社）日本理学療法士協会登録の理学療法士を対象にした講習会を開催しているが、近年では、教員やスポーツ推進委員等を対象にした講習会も開催されるようになり、指導経験豊富な人材や医療現場で活躍している人材が指導者になる機会が増えている。

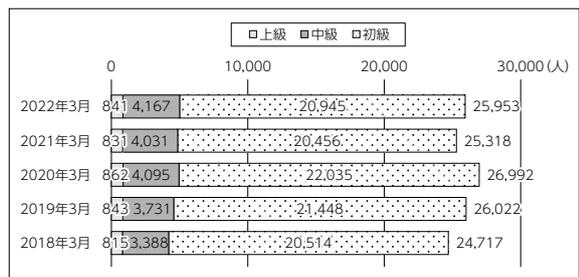
□ コロナ禍での指導者の状況

2022年3月現在、初級・中級・上級の障がい者スポーツ指導員の登録者は、2万5,953人である（図6-12）。コロナ禍以前、年間約5,000人の指導者を新たに養成していたが、同時に資格を更新せずに退会する指導者も約4,000人おり、指導者数が増加しない一因となっていた。また近年、コロナ禍でスポーツ活動の現場が減少し、指導者の養成機会の減少が伸び悩みの要因となっている。コロナ禍で全国障害者スポーツ大会が2020年、2021年と2年連続で中止となり、全国障害者スポーツ大会の予選会の役割を担う都道府県・政令指定都市主催の障害者スポーツ大会やイベントが相次いで中止となった。指導者の多くは、大会補助や地域での活動を中心に行っていることから、全国障害者スポーツ大会に関連する大会・予選会・練習会などの中止は、活動機会の減少に大きく影響した。

□ オンライン研修の促進

オンラインを活用した研修を開催している地域もある。JPSAでは、指導者のスキルアップを目的に、資格取得後も課題に応じた研修を実施している。指導者同士

図6-12 障がい者スポーツ指導員登録者数の変遷



日本パラスポーツ協会資料（2022）より作成

の情報交換や資質向上を目的に全国の指導者が集う「障がい者スポーツ指導者全国研修会」は、2021年度、対面型とオンラインを併用したハイブリッド型で開催した。従来の対面型のみで開催では約200人の参加者数であったが、ハイブリッド型を導入した2021年度は、対面181人、オンライン450人の合計631人が参加した。オンライン参加者を対象としたアンケート調査（複数回答）では、「現地で参加したい」（55.1%）、「オンラインで参加したい」（55.1%）、「オンデマンドで視聴したい」（43.0%）であった。さまざまな理由でこれまで参加できなかった指導員にとって、オンライン参加は参加形態の新たな選択肢になった。一方で、対人援助が基本である障害者のスポーツ指導においては、対面だからこそより理解が深まる技術や指導内容もあるため、参加者のニーズと参加形態の特徴に合わせた機会提供が必要となる。

□ 障がい者スポーツ指導員の活動状況

各地域の指導者の活動実態を把握し、今後の資格保有者の資質向上と活動の活性化を目的に、JPSAが5年ごとに全登録者を対象に悉皆調査を実施している。2022年度調査では、7,979人（30.8%）から回答を得た。活動頻度をコロナ禍前後（2019～2021年度）でみると、月1回以上活動している指導者は、コロナ禍前の2019年度は34.3%、コロナ禍の2020年度（20.1%）、2021年度（23.7%）は約1割減少した。まったく活動しない指導者は、2019年度は36.3%、2020年度（55.9%）、

2021年度（51.0%）は過半数となり、コロナ禍で活動できなかった指導者が増加した。活動する主な機会は「各種競技団体・障がい者スポーツ関連団体等」が40.4%と最も多く、次いで「大会等のイベント」が36.5%だった。主な役割は、「大会の審判、役員、補助員」が36.6%と最も多く、「一緒に運動やプレーをする」（35.0%）、「運動やスポーツ教室での指導の補助（主たる指導者の補助者）」（34.0%）、「各競技団体・障がい者スポーツ関連団体等の運営スタッフ」（28.4%）と続く。資格取得の目的は、「障がい者スポーツに関する知識や技能を高めたかった」が18.4%で最も多く、次いで「障がい者の競技スポーツに関心があった」（16.9%）であった。活動時の問題点は、「仕事や学業と重なることが多い」が40.4%と最も多く、次いで「身近な地域での活動する機会がない」（29.9%）であった。さらに過半数が指導に不安を感じており、特に活動頻度が低くなるにつれて、指導への不安が高くなる傾向がみられた。不安に感じる内容は「障がいに起因する配慮すべき事柄」（57.9%）、「経験不足」（56.9%）が半数以上であった。今後の活動依頼に対する協力について、「可能である」「条件が合えば可能である」と回答した指導者は9割を超え、活動への意欲の高さを示した。指導者の職業は約2割が福祉関係の施設・機関スタッフであり、会社員、医療関係者、教育関係、スポーツ施設関係、自営業など多様な背景をもった指導者像がみてとれる。

（金山千広）

障害者スポーツ指導者の活動事例

上級障がい者スポーツ指導員。先天性疾患の骨形成不全症のため車いすを使用（身体障害者第1種1級）。現在は滋賀県障害者スポーツ協会副会長、守山市障害者スポーツ協会（通称：ユニスポもりやま）事務局長。

小・中学校時は、養護学校（現在の特別支援学校）が義務教育化されておらず、地元的一般校に通った。高校、大学は通信教育で卒業。体育の授業はすべて見学であった。30歳で障害者スポーツ大会（陸上競技）に出場したことが転機となり、第20回全国身体障害者スポーツ大会（現在の全国障害者スポーツ大会）の陸上競技の部に出場。以降、障害者水泳サークルや車いす駅伝大会に出場し、障害者の友人との交流も増えた。

身体障害者スポーツ指導者資格（現在の障がい者スポーツ指導者資格）が1985年にできたため、初級の指導員資格を取得した。取得後、女性唯一の車いす使用者の役員として、県障害者スポーツ協会が主催する障害者陸上大会の審判や体験会イベントの補助を担ってきた。2013年に上級の指導員資格を取得、守山市内の指導員をとりまとめ、障害者スポーツ協会「ユニスポもりやま」を立ち上げた。現在は、市のスポーツ行政や福祉行政と連携して、小中学校をはじめ公民館で障害者スポーツの体験会や研修を企画、運営している。

8. 都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会

□ 組織基盤

JPSA「都道府県・政令指定都市障がい者スポーツ協会実態調査」(2022)によると、都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会の組織形態は法人格を有する協会が過半数となった。前回調査(2016年度)から法人格を有する協会が7団体増加し、2010年度の調査以降はじめて、法人格を有する協会が法人格を有しない協会を上回った。法人格は「一般社団法人」が14団体と最も多く、次いで「公益財団法人」の7団体である。

職員数では「4~5人」が18団体と最も多く、ついで「2~3人」の14団体、「6~7人」の13団体であった。平均職員数は6.08人(2016年度)から6.63人(2021年度)に増加し、1人体制の協会はなくなり、10人以上の職員がいる協会が2倍以上の7団体に増えた。一方、約4割の協会では職員数に変化がなかった。

□ 実施事業

協会の主な実施事業22事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった2019年度の平均事業数は15.1事業、年間を通してコロナ禍の影響を受けた2020年度の平均事業数は14.1事業であった。社会活動が滞っているコロナ禍で、限られた人的資源や条件下において、各地域で工夫して事業を重ねてきたことがわかる。

□ 連携

障害者スポーツ団体との連携は、「日本障がい者スポーツ協会」「他の都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会」「地域の障がい者スポーツ競技団体」「障がい者スポーツクラブ」「障がい者専用・優先スポーツ施設(障がい者スポーツセンター含む)」「障がい者スポーツ指導者協議会」で連携が進んでいた。「障害者スポーツ競技団体(中央競技団体)」との連携は45.6%と、ほかの団体と比較すると少なかった。教育・行政との連携は、約9割の協会が「特別支援学校(特体連)」と連携できている一方、「特別支援学級(通級含む)」や「小・中・高等学校(一般校)」との連携は約半数にとどまった。福祉・医療との連携は、「障がい者団体」と98.2%の協会が連携していた。一方で、「都道府県の理学療法士会」との連携は約6割、「都道府県の作業療法士会」は約3

割、「都道府県・指定都市のレクリエーション協会」は約5割、「医療施設(病院・リハビリテーションセンター等)」は約6割であった。スポーツ団体との連携は、「プロスポーツ団体」は約4割、「民間企業」「都道府県・指定都市のスポーツ推進委員協議会」は約6割、「総合型地域スポーツクラブ」は約半数であった。2016年度調査と比較すると、病院・リハビリテーションセンターを含めた医療施設、プロスポーツ団体、民間企業、スポーツ推進委員協議会は、5年間で大きな変化がみられず、現状でも連携が進んでいない。

□ 他組織との協働体制

ステークホルダー別に協会の実施事業と他組織との協働体制について概観する。協働内容は、①事業の企画、②会場の確保、③周知・広報・集客、④当日の運営を指す。障害福祉部局とスポーツ担当部局では、全国障害者スポーツ大会の予選会開催、大会への選手派遣、予選会以外の障害者スポーツ大会の開催で協働している協会が多かった。障害者スポーツを所管する行政担当部局は、障害福祉部局、スポーツ担当部局のいずれかの場合が多いため、行政と協働して全国障害者スポーツ大会関連事業と都道府県・政令指定都市主催のスポーツ大会を開催している体制がある。

特別支援学校では、全国障害者スポーツ大会の予選会開催、大会への選手派遣、大会に向けた強化練習会の開催、障害者スポーツ教室の開催で協働している協会が多かった。全国障害者スポーツ大会関連事業では、学校の児童・生徒が出場することが多く、予選会の周知・広報・集客、選手・役員派遣や強化練習会の当日運営で協働することが多かった。

総合型地域スポーツクラブでは、障害者スポーツ教室や理解啓発イベントの開催、障害者スポーツ指導者の養成で協働している協会が多かった。スポーツ推進委員協議会との協働は、その多くが障害者スポーツ指導者の養成であった。指導者養成では、総合型クラブ、スポーツ推進委員協議会ともに広報・集客で協働しており、いずれの団体もスポーツ団体として蓄積してきた教室やイベントの開催ノウハウ、一般のスポーツ関係者とのネットワークを持ち合わせており、これまでパラスポーツに接する機会がなかった対象者にアプローチできる強みをもっており、今後もこのようなスポーツ分野の団体・組織からの支援が期待される。

一方で、都道府県・政令指定都市の体育・スポーツ協

会、理学療法士会、作業療法士会、レクリエーション協会、社会福祉協議会、特別支援学級と協働している協会は少なく、各団体の専門性を活かした事業を協働できるような仕組みづくりが必要となる。

協会の実施事業数と協働するステークホルダー数の関係を見ると、2019年度、2020年度ともに、ステークホルダー数の平均は6.93であった（表6-9）。実施事業数が16以上になると、協働するステークホルダー数は増え、「16～20事業」では協働するステークホルダー数は8.22（2020年度）、「21～22事業」では9.83（2020年度）と、事業を多く実施するには、協会単独ではなく、多くのステークホルダーとの協働体制を築いた上で事業実施を進めていることが明らかになった。今後、限られた人員と予算の中で、複数の事業を展開していくためには非常に重要な視点である。

□ SSF 地域スポーツイノベーター

地域の障害者のスポーツ振興では、都道府県・政令指定市の障害者スポーツ協会が重要な役割を担っている。しかし、協会は限られた人員と予算で、多くの既存事業に時間がとられ、新たにスポーツに取り組む障害者を大幅に増やすといった抜本的改革に経営資源を割けない状況にある。そのような課題解決に向けて、SSFでは、大分県障がい者スポーツ協会に「SSF地域スポーツイノベーター」を配置し、2018年度から3年間かけて、地域の障害者スポーツ環境の充実を図る実践研究を実施した。SSF地域スポーツイノベーターが障害者の多様なニーズに対応できる連携・協働体制の構築を調整し、大分県内の障害児・者がいつでもどこでもスポーツができる環境づくりの構築に貢献した。

表6-9 都道府県・政令指定都市障害者スポーツ協会の実施事業数と協働するステークホルダーの平均協働数（n=57）

事業数	2020年度		2019年度	
	協働 n	ステークホルダー との平均協働数	協働 n	ステークホルダー との平均協働数
全体	57	6.93	57	6.93
1～5事業	4	5.25	2	5.00
6～10事業	8	5.38	7	4.43
11～15事業	16	5.19	17	5.88
16～20事業	23	8.22	25	7.80
21～22事業	6	9.83	6	9.83

日本パラスポーツ協会「都道府県・政令指定都市障がい者スポーツ協会実態調査」(2022)

□ 地域における障がい者スポーツ振興事業

JPSAでは、障害者が身近な地域で自主的・積極的・継続的にスポーツに参加できる社会を実現することを目的に2014年度から「地域における障がい者スポーツ振興事業」を展開している。これまでの取り組みの成果として、障害者スポーツを支える側の意識の変化、障害者がスポーツを行う場・機会拡充の変化、障害当事者のスポーツに取り組む意識の変化がみえた。障害者のスポーツ環境の体制整備の取り組みとして、住民への理解啓発事業や教育・スポーツ関係組織・団体との連携事業の中での理解者、支援者を増やす取り組み、地域のキーパーソンとなる人材の育成が行われている。

2021年度からは、事業の主体団体をこれまでの都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会に加えて、障害者スポーツ指導者協議会、障害者スポーツ競技団体、障害者スポーツセンターまで拡大し、各団体の専門性を活かしながら、事業を展開できるよう変更した。事業メニューも①障害者スポーツの地域格差の解消、障害者の運動・スポーツ活動の場、機会を増やす「活動の場づくり」、②指導の担い手を増やすとともに指導体制の構築と人材の活用を目指した「人材の育成」、③継続した活動の仕組みづくりと地域スポーツの「体制づくり」、④運動・スポーツに取り組む人材の発掘、運動・スポーツ活動の披露の場の提供を含めた「選手発掘・育成」を4つの柱とする構成で開始した。

東京2020大会に向けて、多くの理解者、支援者が増え、障害者スポーツ関係者に加え、スポーツ推進委員協議会、特別支援学校、大学、総合型地域スポーツクラブ、公共スポーツ施設等との連携が進んだ。一方で、地域の障害者のスポーツ環境の整備や参加機会の拡充は十分ではない。現在、JPSAでは、このような状況を受け、2023年度より「JPSAパラスポーツコーディネーター」をモデル事業として、選定された障害者スポーツ協会に配置する予定である。SSFより、「SSF地域スポーツイノベーター」での実践検証したノウハウ等の提供・協力を受け、地域において、人と人、組織と組織をつなげる「ハブ機能となる人材」を配置し、地域の実情に沿った障害者スポーツ振興、障害者のスポーツ参加が促進される環境づくりをさらに推進していく。

（滝澤幸孝）

9. 自治体の取り組み

□ 背景

「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)」では、地域における障害者スポーツの推進体制について明記している。地域で障害者スポーツの普及・発掘・育成・強化等を進めるには、自治体のスポーツ・福祉・医療健康・教育の各部局の連携に加え、スポーツ団体、福祉団体、医療機関や教育機関等の関係機関との連携体制の構築が重要となる。高橋プランでは、「地方公共団体内の各部局が連携した協議体の設置を求める」と具体的な対応方策について言及している。ここでは、実務者会議を設置して先駆的に取り組みを進めている東京都、京都府、愛知県の3事例を紹介する。

□ 東京都障害者スポーツの環境整備に向けた実務者会議

東京都では、スポーツを通じて東京の未来を創造していく羅針盤として、従来の「東京都スポーツ推進計画」(2013)と「東京都障害者スポーツ振興計画」(2012)を見直し、「東京都スポーツ推進総合計画」(2018)を策定した。計画では、障害者スポーツを東京2020大会のレガシーとしていくために、障害者スポーツを含めたスポーツ施策を一体的に推進している。「政策指針19多様なスポーツを支える基盤づくり」において、「身近な地域における障害者スポーツの環境整備を図るため、障害者スポーツや障害のある人の健康・体力づくりに係る関係団体等が一堂に会し、課題整理・連絡調整等を行う場」を明記しており、2016年度に設置した「障害者スポーツの環境整備に向けた実務者会議」において、重点的に議論を重ねた。会議では現状の把握や課題の整理を行い、これまでの成果をさらに引き上げる工夫として無関心層へのアプローチ、スポーツ実施頻度の向上に向けた連携のありかた、2019年度以降は、都内基礎自治体をモデル地区に設定し、実践的な取り組みを進めてきた。2022年には、取り組む地区の拡大に向けて、相談・助言および財政支援を開始した。

□ 京都府障害者スポーツ推進協議会

2015年度から有識者、福祉関係団体、競技団体などで構成した「京都府障害者スポーツ推進協議会」を設置して、議論を深めた。京都府としての指針の必要性、日常的な活動場所の不足、指導者不足、学校教育での取り

組みの必要性、医療連携や医科学サポートの重要性など、協議会で課題を整理し、「障害者スポーツ振興アクションプラン」を策定した。アクションプランでは、障害者スポーツの裾野拡大と共生社会の実現、競技力向上を目標として環境整備に取り組んできた。具体的には、京都トレーニングセンターを障害のある人も利用できるトレーニング拠点としての活用、既存スポーツ施設における改修時のバリアフリー化促進、学校や施設跡地を利用するなど、場の確保に加えて、指導者の育成を進めた。リハビリテーション医や作業療法士、理学療法士等の医療従事者とのネットワーク構築や医療連携が可能な「サン・アビリティーズ城陽」の機能を強化し、パラリンピック競技別ナショナルトレーニングセンターとして活用した。アクションプラン策定から5年が経過し、一定の成果が得られたことから、2019年度にアクションプランは終了した。2022年度現在、京都府スポーツ推進審議会や京都府障害者施策推進協議会等が中心となり、障害者スポーツ推進に取り組んでいる。

□ あいち障害者スポーツ連絡協議会

東京2020大会や2026年アジアパラ競技大会の開催を契機に、愛知県の障害者スポーツをより一層推進していくために、2020年度に「障害者スポーツ推進検討会議」を開催し、7つの方向性(①土台づくり②普及啓発③交流促進④機会創出⑤活躍する場の提供⑥人材育成⑦競技力向上)に沿って今後の取り組みを進めた。土台づくりでは、多分野との継続的な連携体制を構築するために「あいち障害者スポーツ連絡協議会」を設置した。協議会では、2021年度事業への助言に加え、2022年度以降の具体的な取り組みの検討を進めた。機会創出では、学齢期やリハビリテーション期を終了した障害児・者や重度障害者へのきっかけづくりのために学校、医療・福祉施設での体験会の創出を具現化している。人材育成では、裾野拡大のために障害者スポーツを理解し応援する「あいちパラスポーツサポーター」の育成、若い指導者確保のために愛知県内の障害者スポーツ指導員資格認定校の学生に対して、指導体験の機会を提供している。競技力向上では、「あいちトップアスリートアカデミー」にパラアスリート部門を新設し、発掘・育成に取り組んでいる。

(小淵和也)

Ⅲ スポーツを通じた共生社会の実現に向けて

1964年以来の開催となった東京2020大会は、世間からコロナ禍での開催意義を厳しく問われる中、原則無観客、バブル方式での開催となった。2022年2月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まり、北京2022大会も開催是非を含め、東京2020大会同様、過去のパラリンピックとは異なる社会情勢の中での開催となった。

東京2020大会のレガシーは、地域における障害者のスポーツ環境にどのような影響を与えたのか、「スポーツ白書2020」の政策提言（政策提言2020）と3年間の進捗状況を概観・検証し、今後の動向について整理する。

【政策提言2020概要】

○地域の障害者スポーツ環境

- ①JPSA「障がい者スポーツセンター協議会」加盟施設をハブ施設、その他の障害者専用・優先スポーツ施設と公共スポーツ施設をサテライト施設として、既存の社会資源（公民館、福祉施設、特別支援学校、一般校など）のネットワーク化を進め、障害児・者が身近な地域でスポーツできる環境を整える。
- ②都道府県の障害者スポーツ指導者協議会と都道府県障害者スポーツ協会が協働し、障がい者スポーツ指導員と現場のニーズをマッチングする仕組みが必要である。
- ③東京2020大会終了後、障害者スポーツ競技団体は岐路を迎える。選択肢としては、①競技団体として自立して運営、②健常者のスポーツ競技団体と統合（メインストリーム化）、③複数の競技団体の事務局機能を一元化した共同事務所を設置し運営、などがあげられる。各競技団体が中長期ビジョンとその実現に向けた計画を示し、それに対して必要な支援ができるような仕組みづくりが必要である。
- ④地域の障害者スポーツ環境整備には都道府県障害者スポーツ協会のイニシアティブが必須であり、行政と方向性を共有し、スポーツ振興計画において、障害者スポーツ推進に触れるとともに、各地域の実態に合わせた中長期計画の策定が必要である。

○企業

東京2020大会終了後、都道府県障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会、障害者スポーツ競技団

体や障害者専用・優先スポーツ施設と地元企業が、長期間の契約のもと、地域の障害者スポーツ環境を支援していくことが望まれる。企業と障害者スポーツの新たな関係構築に向けて、多様性と調和の理念を社員が理解し、社内の合意形成を主軸にすえ、長期的な支援が可能な環境づくりが重要である。

○教育

保健体育科の教員養成課程において、障害者スポーツ指導に関するカリキュラムが必修化され全国展開されると、養成課程を修了した教員は、これまで障害のある児童生徒のスポーツ指導に困っていた教員への指導的役割を担えることになる。すでに教員免許を保有している教員については、免許状更新講習の中に障害者スポーツ指導に関するカリキュラムを追加することで、同様の不安が解消される。

○医療・福祉

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士など）が案内役になり、リハビリ期間中に、利用者に適したスポーツ環境やスポーツ実践につながる情報提供など、リハビリ終了後を見越した情報提供を進め、スポーツをやりたいと思った際の最初の窓口になることを期待する。そのためにも、専門職の養成課程、もしくは更新講習時における障害者スポーツ指導に関するカリキュラム導入が望まれる。

○2021年問題

東京2020大会終了後に、わが国の障害者スポーツは「2021年問題」に直面する。障害者スポーツ関連予算は大会の機運醸成のために計上されたものが多く、終了を機に、障害者スポーツ関連予算は減少が想定される。メディアにおける障害者スポーツ関連の放映時間や企業のスポンサー支援も頭打ちになる。パラリンピック競技団体を支援してきた日本財団パラリンピックサポートセンターも2022年3月に支援を終了予定である。

パラリンピックでは能力主義が強調される。アスリートであるパラリンピアンには、オリンピック同様、勝利が求められる。一方で、障害者福祉では、克服すべき障壁は個人ではなく社会にあるという社会モデルの考え方が一般的である。この視点の違いを理解しないまま、パラリンピックに触れる機会が増えると、障害は乗り越えるべきもの、という能力主義的な考え方のみが強調され

る可能性がある。障害は乗り越えるべきものではなく、付き合っていくべきものであることを周知啓発していくことが重要になる。一般の障害者が劣等感を感じて取り残され、排除される社会は共生社会とは真逆である。「2021年問題」は、わが国が共生社会を実現するために直面する大きな壁といえる。誰も排除されない社会に向けて、パラリンピック終了が日本の障害者スポーツ終了にならないよう、心のバリアフリー、共生社会の実現に向けた取り組みは、変わらず続けていくべきである。

【3年間の検証と政策提言 2023】

○地域の障害者スポーツ環境

①障害者専用・優先スポーツ施設数に大きな変化はみられない (p.129)。一方、障害者を取り巻く法制度において変化があった。2016年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称：障害者差別解消法)が2021年5月に一部改正された。これまで民間事業者では努力義務であった「合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務に変更された。合理的配慮とは、障害者が障害のない人と同様に行動したり、サービス提供を受けられるよう、周囲が過度の負担にならない範囲で対応することであり、理由なく対応しないことが法的に禁止されたことで、公共スポーツ施設に加えて、民間スポーツ施設においても障害者

の受け入れが進むと予想される。障害者専用・優先スポーツ施設が拠点となり、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設等とのネットワーク構築がより重要になるため、改めて、役割と機能について整理する(図6-13)。

・ハブ施設

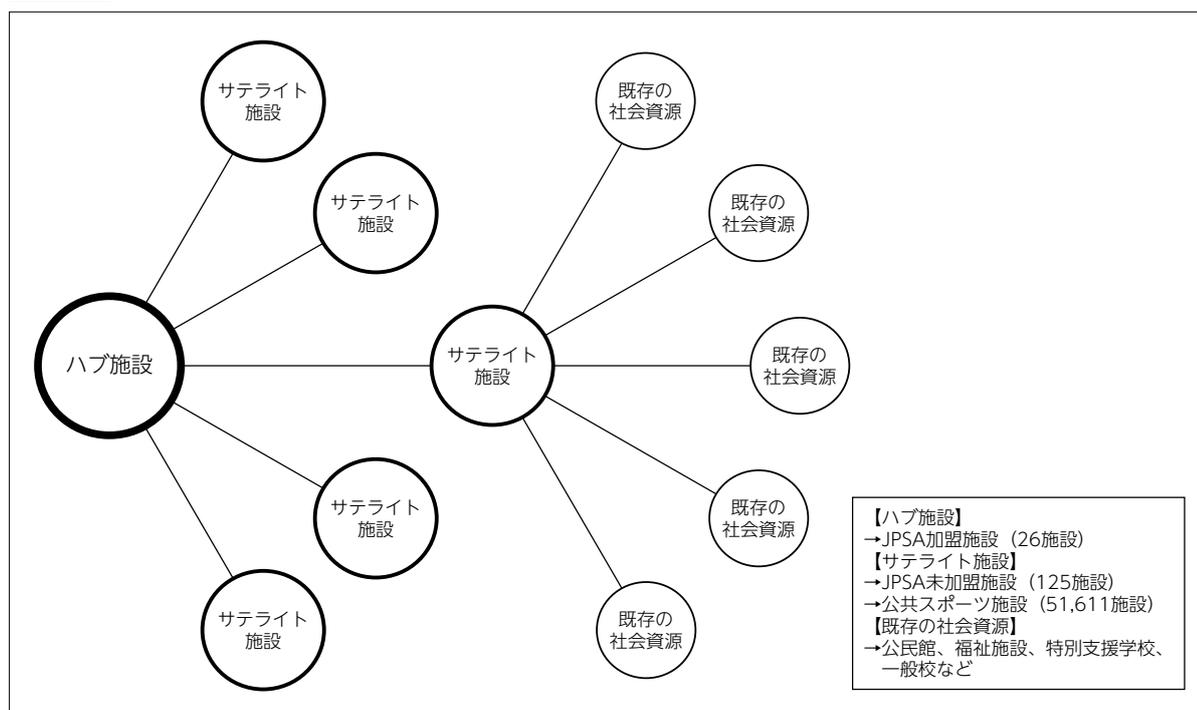
JPSA「障がい者スポーツセンター協議会」に加盟する26の障害者スポーツセンターは、障害の程度が軽度から重度まで、スポーツの競技性や志向にいたるまで、多種多様なニーズに対応できる専門家を有しており、ハブ機能を備えた施設といえる。

・サテライト施設

わが国の障害者専用・優先スポーツ施設の150施設からハブ施設を除いた124施設と、スポーツ庁「体育スポーツ施設現況調査」(2019)において、公共スポーツ施設とされる「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設(4,630施設)と「社会教育施設」(46,981施設)を合わせた51,611施設をサテライト施設とすると、ハブ施設との情報交換に加えて、後述する既存の社会資源とのネットワーク構築、情報交換など、地域の障害者スポーツ環境を整備する上では非常に重要な役割を担うことになる。

・既存の社会資源

図6-13 ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源と地域の関係



SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2021」(2022)

ハブ施設、サテライト施設以外で、すでにスポーツ以外の目的で使用されている公民館や福祉施設、特別支援学校や一般校などを既存の社会資源とする。障害者専用・優先スポーツ施設の主な実施事業のひとつである巡回スポーツ教室（出張教室）は、既存の社会資源（公民館、支援学校、一般校、福祉施設など）を活用場所としていた。受け入れ先の施設スタッフとの協働運営は既存の社会資源が障害者の居場所に変わっていくことにもつながる。参加者のニーズを把握し、現場主導でのクラブ化、拠点化を想定した運営が望まれる。

近年、サテライト施設の中にはハブ機能を備えた江戸川区総合体育館や葛飾区奥戸総合スポーツセンターのような公共スポーツ施設も現れた。高橋プランを踏まえ、障害者スポーツ振興に関する課題を専門の見地から検討するため、2022年10月、スポーツ審議会健康スポーツ部会のもとに「障害者スポーツ振興ワーキンググループ」が設置され、障害者スポーツセンターの全国展開、機能・役割が検討されている。障害者スポーツセンター未設置の地域にハブ機能を備えた施設を設置することになり、ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源のネットワーク構築がこれまで以上に重要となる。

②2022年度に実施した指導者調査では、前回の2017年度調査と比べてもそれほど大きな変化はみられず、マッチングの仕組みが整備されたとは言いがたい。抜本的な制度改革が求められる。具体的には、オンデマンド型の座学と対面型の実技を組み合わせることで効率的な講習会を開催して、これまで障壁となっていた時間的制約や地理的制約を解消した受講形態の確立が望まれる。また、認定校で資格を取得した学生に対して、在学中から指導の現場機会を提供することで卒業後も活動が継続できることや、指導に際しての謝金や交通費が安定的に支払われる仕組みが必要である。

③東京2020大会に向けて多大な支援をしていた日本財団パラリンピックサポートセンターは、当初2021年度末までの設置予定であったが、日本財団パラスポーツサポートセンターに名称変更し、今後の継続についても協議している（p.137）。高橋プランでは、「競技の共通性や親和性の高い団体間の統合を視野にオリンピック・パラリンピック競技団体や障害者スポーツ団体間の連携環境の整備」を明記している。政策提言2020で提言した①競技団体として自立して運営、②健常者のスポーツ競技団体と統合（メインストリーム

化）、③複数の競技団体の事務局機能を一元化した共同事務所を設置して運営、については、各競技団体の事情に合わせて現実的な対応が必要となり、引き続きの課題である。コロナ禍で東京2020大会終了後の自立に向けた計画に変更が発生した競技団体は多いが、パラサポの支援を受けつつ、改めて中長期ビジョンと実現に向けた計画策定が必要になる。その上で、競技団体の状況を、たとえば、自立、途上、変化なし（登録人数が少ないことなどから変革が難しい団体など）のようにいくつかの段階に分け、それに応じた施策や予算配分を検討し、自立化を支援するの一案だろう。

④SSFが共同実践プロジェクトとして大分県障がい者スポーツ協会で2018年度から3年間かけて実施したSSF地域スポーツイノベーターの取り組みでは、協会職員を1名増員することで地域の関連団体・組織とのネットワーク化を実現し、県内の障害児・者のスポーツ環境改善を実証した。スポーツ庁は2022年度から障害者スポーツ振興体制整備のために「福祉・教育・競技団体等との連携を中核的に担うコーディネーター」を配置した事業を展開している。JPSAにおいても、2023年度より「パラスポーツコーディネーター配置事業」の実施を発表しており、都道府県の障害者スポーツ協会の体制整備に向けて、さまざまな取り組みが進められている。

○企業

YMFS「障害者スポーツ関連のテレビコマーシャル実態調査」（2022）によると、障害者スポーツ関連のテレビCM制作本数は、北京大会（2008年）3本、ロンドン大会（2012年）2本、リオ大会（2016年）121本と増加してきたが、当初東京大会が開催されるはずだった2020年は56本、1年延期して開催した2021年は79本と減少傾向にある。

JOCの就職支援制度「アスナビ」では企業と現役トップアスリートをマッチングする取り組みを進めており、パラリンピックを目指すアスリートは38名が企業への就職が決定している（2022年12月1日現在）。2016年（5名）、2017年（8名）、2018年（11名）と就職決定者は増加していたが、2019年（3名）、コロナ禍の2020年（0名）、2021年（1名）、2022年（2名）と2018年をピークに減少している。

大会開催前（2020年1月26日現在）、JPSAのオフィシャルパートナーは34企業、オフィシャルサポーター

は11企業だったが、終了から1年以上が経過した2023年1月1日現在、オフィシャルパートナーは32企業、オフィシャルサポーターは9企業と、大会終了後に減少すると思われた企業数は微減にとどまっている。さらにJPCが主にパラリンピック日本代表の活動を支援するJPCオフィシャルスポンサーシッププログラムを新設し、現在6社が契約している。東京2020大会に向けて強化事業に重きを置いていた企業が、終了後には強化に加えて、地域振興や国内の障害者スポーツ振興にも目を向け始めていると推察できる。今後、JPSA、JPC、各競技団体、地域の障害者スポーツ関連団体、企業などと関係性について検討し、双方にとって良好な関係を見出し、現実化させていくことがより一層必要になる。

○教育

東京2020大会に向けては、パラリンピック・ムーブメントを全国に波及させ、大会成功に資するため、パラリンピック教育を全国に展開する事業が行われてきた。大会終了後、パラリンピック教育関連の予算は計上されず、これまでのようなパラリンピック教育は難しくなった。一方で、スポーツ庁は2022年度「令和の日本型学校体育構築支援事業」の中で、通常学級の障害児の体育見学ゼロを目指して、インクルーシブ体育活動の充実に向けた学習プログラムの開発や実践研究を行っている。さらに2023年度予算では、「共に学ぶ体育推進会議（仮称）」を設置して、共に学ぶ体育研究の検討を進める。第3期スポーツ基本計画においても、障害のある児童・生徒が体育の授業への参加を希望する場合の見学ゼロを目指した学習プログラムの開発に言及している。実現にあたっては、教員がこのような事業の存在を認識し、自らも体験・学習などを通して、知識を身につけてもらうことが重要である。

○医療・福祉

日本理学療法士協会では、2017年6月「スポーツ支援推進執行委員会」（「2020年東京大会推進委員会」に2019年度に名称変更）のもと、2017年度から会員を対象としたスポーツ理学療法研修会を全国で開催し、東京2020大会の支援体制強化に努めた。さらに、都道府県士会との組織連携、各士会同士のネットワーク構築強化を目的に、各士会に「スポーツ理学療法運営担当者」「スポーツ理学療法推進協力者」の推薦を依頼し、大会を契機にしたネットワーク構築を実現した。これまで日本理学療法士協会の主催で開催していた「中級障がい者スポーツ指導員講習会」は、現在、都道府県理学療法士

会が中心となり、独自に指導者養成を行っている地域もある。

（一社）日本作業療法士協会では、2018年4月～2022年3月まで特設委員会「障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会」を設置し、東京2020大会終了後を見据えた障害者スポーツ支援体制づくりのために、関連団体と意見交換を重ねてきた。2022年7月には特設委員会の活動を引き継ぐ組織「作業療法士スポーツ支援ネットワーク」を設立し、スポーツ支援をする作業療法士の人材育成、スポーツ関連団体との連携・調整、スポーツ参加支援の関連情報、知識・技術の共有などに取り組んでいる。現在、協会員・士会員対象の「中級障がい者スポーツ指導員講習会」の開催に向けてカリキュラムの検討を進めており、今後の養成が期待される。

○2021年問題

ロンドン2012パラ大会後、イギリス政府の調査では、健常者の8割が「障害者の印象が改善した」と回答した。一方で、民間調査では、障害者の8割が大会1年後の健常者の態度が「変わらない」「悪化した」と答え、健常者と障害者間での意識の差が大きくなったことが明らかになっている。JPSA「パラスポーツの振興・共生社会の実現に係る意識調査」では、東京2020パラ大会前後（2021年7月／2022年7月）の国民の意識変容を調査している。障害者に対する否定的な偏見、障害者に対する差別的な行動が大会後に減少していた一方、パラリンピックが与える影響については、「障がい者に対する理解が深まる」「障がい者の行動範囲が広がり、社会参加が促進される」「公平な社会の実現などの解決につながる」などは大会後に減少していた。コロナ禍で本来の開催形態でなかったこともあり、東京でのパラリンピックの開催が必ずしも肯定的な変化ばかりに繋がらなかったことも明らかになっている。

東京都は東京2020大会を契機にした地域の障害者スポーツ環境を検討するために、「東京都障害者スポーツの環境整備に向けた実務者会議」（p.142）を設置して議論を進めてきた。現在は、基礎自治体をモデル地区に設定した取り組みを進めており、調布市や墨田区、杉並区などで実務者会議を設置して、障害者がより身近な地域でスポーツができる環境づくりを進めている。大会後のレガシーを意識した取り組みは2026年にアジアパラ競技大会を開催する愛知県でも「あいち障害者スポーツ連絡協議会」を設置して行われている。各ステークホルダーが東京2020大会の検証を進めるとともに、中長期

的な視点では、2024年世界パラ陸上競技選手権大会（神戸市）、2025年デフリンピック大会（東京都）、2026年アジアパラ競技大会（愛知県／名古屋市）と各地で開催される国際大会においても、東京2020大会のレガシーを活かしていくことが、賛否両論のコロナ禍で開催した東京2020大会を開催した意義といえるだろう。東京2020大会の開催が決定する2013年以前は、地域の障害者スポーツ振興は、指導者養成、全国障害者スポーツ大会の予選会の開催・選手派遣、障害者スポーツ教室の開催などが主な実施事業であったが、東京2020大会決定以降は、従来の取り組みに対しても、周知啓発や大会後のレガシーを意識したさまざまな事業を展開するようになった。それらをどう継続させるか、着地点（ビジョン）を描き、いかに実現に向けて進めていくかが重要になる。

（藤田紀昭・小淵和也）



写真提供：PIXTA

第7章 スポーツ産業の振興

I スポーツの産業成長化に関連する施策

1. わが国のスポーツ産業の成長促進

□ スポーツ産業の成長促進に向けた取り組み

文部科学省は2017年3月、第2期「スポーツ基本計画」（以下、第2期計画）を策定した。第2期計画は2017年度から2021年度までの5年計画として策定された。

スポーツの成長産業化に関しては、スポーツ市場の拡大により、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、ひいてはわが国のスポーツ参画人口の拡大につなげる好循環の創出が目標とされた。スポーツ産業の成長を測定する具体的な目標数値として、スポーツ市場規模（以下、スポーツGDP）を2020年に10兆円、2025年までに15兆円に拡大する方針が示された。また、2019年・2020年「成長戦略」の記載事項を具体化した「成長戦略フォローアップ」においても、スポーツの成長産業化に関する同様の重要業績評価指標（Key Performance Indicator：KPI）が設定されている。

2021年度に第2期計画が終了し、2022年度から開始する第3期スポーツ基本計画（以下、第3期計画）に引き継がれる際に、第2期計画の進捗状況が発表され、スポーツGDPの総額は、おおむね順調に推移していると発表している（表7-1）。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、当初想定した施策等では十分に対応できない側面が生じたとはいえ、スポーツ庁や関係省庁、民間企業によって、スタジアム・アリーナ改革やスポーツオープンイノベーションの推進、中央競技団体（NF）の経営力強化等、スポーツの成長産業化に関する推進事業が行われてきた。

□ スタジアム・アリーナ改革

スタジアム・アリーナは、スポーツ産業の成長、とりわけ地域経済の持続的成長を実現していく施設として、その潜在力を最大限発揮することが期待されてきた。

2016年2月にスポーツ庁と経済産業省が共同で設置したスポーツ未来開拓会議では、スポーツ市場規模におけるスタジアム・アリーナ分野の目標を、2020年までに3兆円、2025年までに3.8兆円とした。2016年11月に公表された「スタジアム・アリーナ改革指針」では、地域における産業としてのスポーツは、小売、興行、建設、旅行、放送・新聞等、地域経済のさまざまな分野を活性化する可能性があり、スタジアム・アリーナはそのために必要な基盤であるとされた。また、地方公共団体に対して、スタジアム・アリーナを公共施設として整備（構想、計画、設計、建設、更新等）、管理（運営、維持、修繕等）、民間施設との連携を進めるにあたり、地域の実情に照らし合わせつつ、指針の内容を参考とすることを推奨している。この改革指針では、まちづくりやコンパクトシティの中核を担うスポーツ施設として「スマート・ベニュー」という概念が提唱された。スマート・ベニューとは、多機能複合型、民間活力導入、まちなか立地、収益力向上をキーワードとして、「周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設」と定義されている。従来の郊外立地で単機能のスポーツ施設を、まちなかに立地し公共施設や商業施設などの複合的な機能を組み合わせたスタジアム・アリーナとし、施設の事業継続性と周辺地域への外部効果を発揮する地域活性の基盤施設を目指された。

スタジアム・アリーナ改革指針に加え、民間資金活用のポイントを整理した「スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド」（2017）、民間目線の収益性向上のポイントを整理した「スタジ

表7-1 わが国のスポーツ市場規模の推移

数値目標	計画策定時		
	2015	2021	2025
スポーツ市場規模 （※スポーツGDPによる評価）	5.5兆円 (7.4兆円※)	10兆円	15兆円

スポーツ庁『第2期スポーツ基本計画
「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における
政策目標ごとの進捗状況と課題（総論）」（2021）より作成

「アム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン」(2018)は「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(第2版)」にまとめられている。本ガイドブックは、2016年7月にスポーツ庁と経済産業省が、国土交通省や観光庁の関係省庁、プロスポーツリーグ関係者、自治体関係者等の協力を得て立ち上げた「スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会」のもとにワーキング等を開催し、具体的な課題について検討を行い、スタジアム・アリーナ改革の基本的な考え方や具体的手段を取りまとめたものである。

第2期計画においても、国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備に関して検討すべき項目を示すガイドラインを策定し、地方公共団体および民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や、地域における関係者間での協議の促進を通じて、スポーツの成長産業化および地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナづくりを推進すると示されている。スポーツ庁の発表によると、2023年1月31日時点で93件の計画が構想されている。また、2020年には「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」が公表された。これは、「成長戦略フォローアップ2019」において、「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する」との記述を踏まえ、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナを適切かつ公正に選定する方針を具体化したものである。「選定要綱」の策定により20拠点の選定基準や選定手続を定めるとともに、構想・計画段階からの選定開始によりスタジアム・アリーナ改革指針等の一層の浸透が目指されている。スポーツ庁および経済産業省は、選定した拠点に対しては重点的なサポートを継続するとともに、2025年まで毎年、選定を行う予定である。

□ スポーツオープンイノベーションプラットフォーム (SOIP)

2018年12月よりスポーツ庁は、スポーツ界の資源(リソース)と他産業等との技術知見を連携させることにより、世の中に新たな財やサービスを創出するプラットフォーム(スポーツオープンイノベーションプラットフォーム:SOIP)を構築し、スポーツの場におけるオープンイノベーションの推進に取り組んでいる。SOIPに関する施策として、①先進的事例に関する情報

の共有や企業・大学・スポーツ団体等の間で人的交流を促進するためのカンファレンスの開催、②スポーツ団体とスタートアップ等が連携して新事業の創出・社会実装を目的とするアクセラレーションプログラムの実施、③国内発の先進的な事業を検証し市場開拓面や資金調達面等における事業化加速を目的としたコンテストの開催を推進してきた。

2019年からは、企業や研究者、スポーツ団体等が一堂に会する場を設け、スポーツ分野におけるビッグデータやIT技術の活用等を実現するためのマッチングを促すスポーツオープンイノベーションネットワークワーキング(SOIN)を開催している。2021年度は計3回開催し、1回は採択企業を中心としたクローズドイベントとして関係者38人、第2回は71人、第3回は172人の参加が報告されている。第3回のアーカイブ視聴者は328人にのぼった(2022年3月25日20時30分時点)。

2021年度には、スポーツを核とした地域活性化の実現に向け、地域におけるSOIPの構築を目指す「スポーツオープンイノベーション推進事業(地域版SOIPの先進事例形成)」を新たに実施した。「地域版SOIP」事業は、各地域の特色を反映しながら、スポーツと他産業の共創による新規事業創出や地域課題の解決を目指し、スポーツを核とした地域活性化につなげる目的が掲げられている。北海道、関西、中国、沖縄の4地域で運営協力事業者を採択し、各地域を拠点とするスポーツチームとともにスポーツ産業の新たな未来をつくるパートナー企業を選定し、2021年度第3回SOINにおいて成果報告も行われた。

□ スポーツビジネスイノベーションに向けた中央競技団体の経営力強化

スポーツの基幹産業化に向け、第2期計画では「スポーツ団体が実施する各種スポーツ大会へのビジネス手法の導入による新たな収益事業の創出などへの支援などを通じて、スポーツ団体の組織基盤の強化を促進する」としている。そこで、スポーツ庁は2018年度より、国内統括団体として、人材・団体を管理し、各種大会の主権などの業務を実施するNFの経営力強化を推進するために、「スポーツビジネスイノベーション推進事業」に着手している。2018年度は、各NFが、それぞれの団体が置かれている状況に応じて、普及・マーケティングに取り組む際に参考になるような知見が盛り込まれた「手引き」の骨子案を作成し、2019年度は骨子をベ-

スとして「中央競技団体による中長期普及・マーケティング戦略策定・実行に向けた手引き」を策定した。2020年度以降は、各NFの事業環境の網羅的把握と経営パターンの分類を目的とした定量調査や国内外の事例調査をもとに手引きを適宜修正するとともに、普及・マーケティング活動の取り組み強化に向けた自律的な課題解決に寄与する情報・知見・課題を共有するNF間のネットワーク構築を推進している。2021年度に開催したNF全国会議には、総勢63団体153人が参加し、参加者の8割以上が、「満足」「やや満足」と評価したと報告された。

□ 第3期スポーツ基本計画における施策と展望

第2期計画や関連政策における成果や課題を検討した上で、スポーツ庁は2022年3月に第3期計画を策定した。第3期計画においても、引き続き2025年のスポーツ市場規模15兆円達成を目標に、スタジアム・アリー

ナ整備の進展、他産業とのオープンイノベーションによる新たなビジネスモデルの創出支援、NFの経営力強化、国際市場へのスポーツコンテンツの輸出、インバウンドの取り込み等を推進するとしている。当面は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたスポーツ産業の再活性化が喫緊の課題となる。また、第3期計画では、新型コロナウイルス感染症など第2期策定時には予期しえなかった事象、そしてAI・ビッグデータ・IoT・ロボティクスなど、さまざまな技術革新が急速に広がるSociety5.0時代を踏まえたスポーツ産業の成長が掲げられている。産官学連携して着手するデジタルテクノロジーを導入した新たなスポーツ・ビジネスモデルの創出を推進し、アフターコロナ、withコロナにおいて、従来のスポーツの楽しみ方の付加価値向上と、新たな収益化を後押しすることで、社会課題の解決・地域課題の解決に貢献するスポーツ産業の成長産業化を目指している。

(遠藤華英)

II スポーツ産業の現状と新たなビジネス創出

1. わが国のスポーツGDP

(株)日本政策投資銀行地域調査部は、スポーツ庁と経済産業省の監修のもと「わが国スポーツ産業の経済規模推計～日本版スポーツサテライトアカウント2021～2011～2019年推計,新型コロナ影響度調査」(以下、日本版SSA2021レポート)を発表した。この報告書では、わが国のスポーツ産業の経済規模がスポーツサテライトアカウント(Sport Satellite Account: SSA)の手法によって、国内総生産(Gross Domestic Product: GDP)に占めるスポーツ産業の内数とした「スポーツGDP」で推計されている。GDPとは、国内の1年間の経済活動で生み出された付加価値の総計であり、スポーツGDPは、国内のスポーツ産業が1年間に生み出した付加価値の総計と定義される。スポーツ産業とは、スポーツに関連する事業性を有する経済取引のサプライチェーン全体のことであり、スポーツに関連する財・サービスの生産をする「スポーツ部門」、スポーツ部門で生産された財・サービスを流通させるための小売や流通などの「流通部門」、スポーツ部門の生産をささえる上流の産業にあたる「投入部門」の3つの部門からな

る。SSAによるスポーツGDPは、国全体のGDPに占めるスポーツ産業の寄与分を計算しており、国民経済計算(SNA)に整合的で、国際比較可能な指標となっている。

SSAとは、2007年、欧州委員会にてスポーツ経済の価値を測定するために開発された、各国共通で利用できるスポーツに特化した勘定体系である。具体的には、欧州委員会のEUスポーツ経済作業部会(EU Working Group on Sport & Economics)においてスポーツ産業の定義であるヴィリニウス定義(The Vilnius Definition of Sport)が合意され、この定義にしたがってスポーツ産業の経済価値である付加価値や消費支出、雇用者数などが計測されている。スポーツ産業の定義の仕方はさまざまあると考えられるが、SSAでは、一般の産業の中に横断的にスポーツ産業が存在するという考え方を採用している。したがって、プロスポーツクラブやフィットネスクラブ、スポーツ用品メーカーなど、スポーツそのものの産業と考えられる部門は当然ながら、医療、情報、放送、金融など、間接的にスポーツと関わっている産業の付加価値をも含めて計測している。

SSA 2021レポートは、ヨーロッパで開発されたSSA

の考え方とヴィリニウス定義に基づき、わが国の経済統計とスポーツの状況にあてはめ、2011年から2019年のスポーツGDP（国内総生産GDPに占めるスポーツ産業のGDP）を推計した（図7-1）。その結果、スポーツGDPは、2011年の7.21兆円から漸増し、2015年には8.43兆円、2019年には9.19兆円であった。2010年代は、金額では約2兆円、伸び率では27%増加した。国内全体の産業の付加価値であるGDPに占めるスポーツGDPの割合は、2011年の1.45%から順調に推移し、2015年には1.57%、2019年には1.65%となり、国内産業全体に占めるスポーツ産業の割合が拡大していた。2010年代の国内のGDPは名目・実質ともにプラス成長であったが、スポーツ産業はそのGDP成長を上回るプラス成長であった。

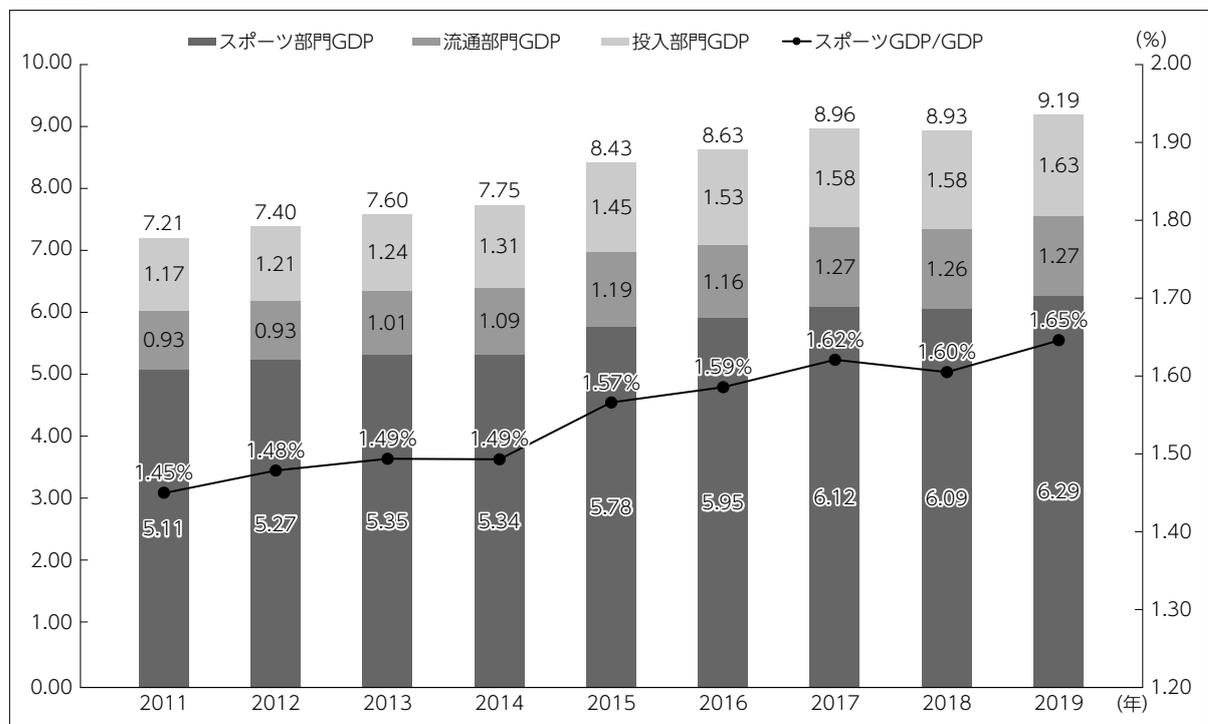
欧州委員会が公表した欧州SSAレポートでは、欧州28カ国のGDPとGDP全体に占めるスポーツGDPの割合が記載されている。わが国のスポーツGDPは、金額で見るとドイツに次いで欧州28カ国の中で2番目の大きさになる。一方、GDP全体に占める割合で見ると、わが国のスポーツGDPは、欧州28カ国中、14～15番目に位置することがわかる。つまり経済全体に占めるスポーツ産業の割合は、諸外国と比較してもまだ成長の余

地があると考えられる。なお、欧州28カ国の中で、スポーツGDPが占める割合では、オーストリア（4.12%）、ドイツ（3.90%）、ポーランド（2.30%）、イギリス（2.18%）となっている。

部門別にみると、2019年は、スポーツ部門が68.4%を占め、流通部門が13.9%、投入部門が17.8%の構成であった。2011年は、スポーツ部門が70.9%、流通部門が12.8%、投入部門が16.3%であり、2011～2019年の推移では、スポーツ部門よりも流通部門や投入部門の割合が大きくなっている。スポーツに関する財・サービスの生産そのものよりも、スポーツ生産に関わる上流の生産や流通に関わる付加価値が増加している傾向にある。

また、表7-2は、2019年のわが国のスポーツGDPをイギリスのSSAレポートの分類に倣って再分類した結果である。この分類で見ると、最も大きい部門は、スポーツに直接関わっている部門である「スポーツ活動」（約2.9兆円）であり、スポーツ産業の付加価値全体の約31%を占める。「スポーツ活動」の内訳は「スポーツ施設提供業」（約1.3兆円）、「競輪・競馬等の競走場・競技団」（約1.0兆円）、「興行場（映画館を除く）・興行団」（約2,500億円）、「スポーツ・健康教授業」（約2,500億

図7-1 スポーツGDPの推移（2011～2019年）



日本政策投資銀行地域調査部「わが国スポーツ産業の経済規模推計～日本版スポーツサテライトアカウント2021～2011～2019年推計、新型コロナ影響度調査」（2022）より作成

円)、「その他の個人サービス(スポーツ振興くじ)」(535億円)となる。また、「スポーツ活動」以降をみると、2番目に大きい部門は「商業・輸送」(約1.8兆円)でスポーツGDP全体に対する割合は約20%となる。3番目に大きい部門は「教育」(約1.5兆円)でありスポーツGDP全体に対する割合は約16%である。これら上位3つの部門を合計すると、約6.2兆円で、スポーツ全体の割合に対して約68%となり、わが国のスポーツ産業の付加価値の多くの部分が「スポーツ活動」「商業・輸送」「教育」の3部門で構成されていることがわかる。また、4番目以降の部門をみると「情報通信」(約5,800億円)、「食品飲料」(約2,000億円)、「電力・ガス・水道等」(約1,900億円)、「健康」(約1,400億円)、「スポーツ用品」(約1,300億円)と続く。

上述のとおり、日本のスポーツ産業は「スポーツ活動」「商業・輸送」「教育」の分野が大きい構造であるが、このスポーツ産業の構造は国によって特性が異なる。たとえば、欧州SSAレポートによると、オーストリアは、冬季スポーツの宿泊スポーツツーリストの外国需要が旺盛であり、「宿泊」「食品サービス」「小売」の分野が大きい。ドイツは、「官民サービス」「卸売」「小売」など、内需主導型のスポーツ産業の構造である。また、イギリスでは、産業特性として「製造」「卸売」「小売」などの伝統的なスポーツ産業から、「スポーツツーリズム」や「ベッティング」「金融」など新しいスポーツ産業分野が拡大している。

(庄子博人)

2. スタジアム・アリーナの整備・運営状況

□ わが国スタジアム・アリーナ整備運営手法の変遷

わが国のスポーツ施設は、戦前より国や地方公共団体が整備運営の主体となり、一貫して行政主導のもとで進められてきたが、1980年頃から、横浜スタジアム、西武ライオンズ球場、東京ドーム、横浜アリーナといった都市部の一部のプロ野球やコンサートといった興行を開催する大規模スタジアム・アリーナについては民間による整備運営が行われるようになった。

公共スポーツ施設においては、1990年代後半頃より、効率的な整備運営を図るべく、民間参入を促す動きが起りはじめていた。たとえば1999年の「民間資金等の

活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)の制定、2003年に地方自治法の改正により導入された指定管理者制度の活用があげられる。ZOZOマリンスタジアム(千葉マリンスタジアム)、カシマスタジアム、Mazda Zoom-Zoomスタジアム広島(広島市民球場)などで指定管理者制度が採用されており、同制度はスポーツ施設の主要な管理運営手法として活用されている。

そのほか、都市公園内のスポーツ施設においては、「都市公園法」第5条の規定より、民間事業者からの申請に基づく公からの許可により、公園管理者以外の民間事業者が運動施設(スポーツ施設)を有料で設置・管理をすることができる「設置管理許可方式」が導入されており、一例として(株)楽天野球団(東北楽天ゴールデンイーグルス)が同方式で本拠地楽天モバイルパーク宮城(宮城球場)の整備運営を行っている。

表7-2 欧州SSA26分類によるスポーツGDP

		(単位: 億円)	
部門		2019年	
		金額	割合(%)
1	スポーツ活動	28,663	31.2
	スポーツ施設提供業	12,928	14.1
	競輪・競馬等の競走場・競技団	10,301	11.2
	興行場(映画館を除く)・興行団	2,449	2.7
	スポーツ・健康教授業	2,449	2.7
	その他の個人サービス(スポーツ振興くじ)	535	0.6
2	商業・輸送	18,467	20.1
3	教育	14,951	16.3
4	情報通信	5,777	6.3
5	食品飲料	2,059	2.2
6	電力・ガス・水道等	1,868	2.0
7	健康	1,439	1.6
8	スポーツ用品	1,338	1.5
9	ホテル・レストラン	1,321	1.4
10	建設	1,168	1.3
11	出版サービス	1,083	1.2
12	輸送用機械	1,122	1.2
13	機械設備のレンタル	771	0.8
14	研究開発	661	0.7
15	金融仲介	551	0.6
16	アパレル	416	0.5
17	農業	356	0.4
18	広告、ビジネス活動	283	0.3
19	医薬品	280	0.3
20	各種金属製品	269	0.3
21	保険	197	0.2
22	機械設備	144	0.2
23	繊維	76	0.1
24	ゴム製品	54	0.1
25	石炭・石油	2	0.0
26	その他	8,619	9.4
合計		91,934	100.0

日本政策投資銀行地域調査部「わが国スポーツ産業の経済規模推計～日本版スポーツサテライトアカウント2021～2011～2019年推計、新型コロナ影響度調査」(2022)より作成

さらに2011年のPFI法改正により公共施設等運営事業（コンセッション事業）が新たに導入されている。これは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、政府が公共のスタジアム・アリーナの整備運営手法として推進している方式である。有明アリーナがアリーナにおける国内初の例として2022年8月より供用開始されている。

足元では、内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（2022）において、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）がコンセッション事業の新たな重点対象に定められ、その活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業等）の必要な支援等を行うとしている。

□ わが国スタジアム・アリーナ収支の現状

スポーツの成長産業化をうたった政府の成長戦略「日本再興戦略2016」におけるスタジアム・アリーナ改革の施策、2026年に発足する新たなB.LEAGUE（Bリーグ）への入会要件となる新B1クラブで5,000席以上の

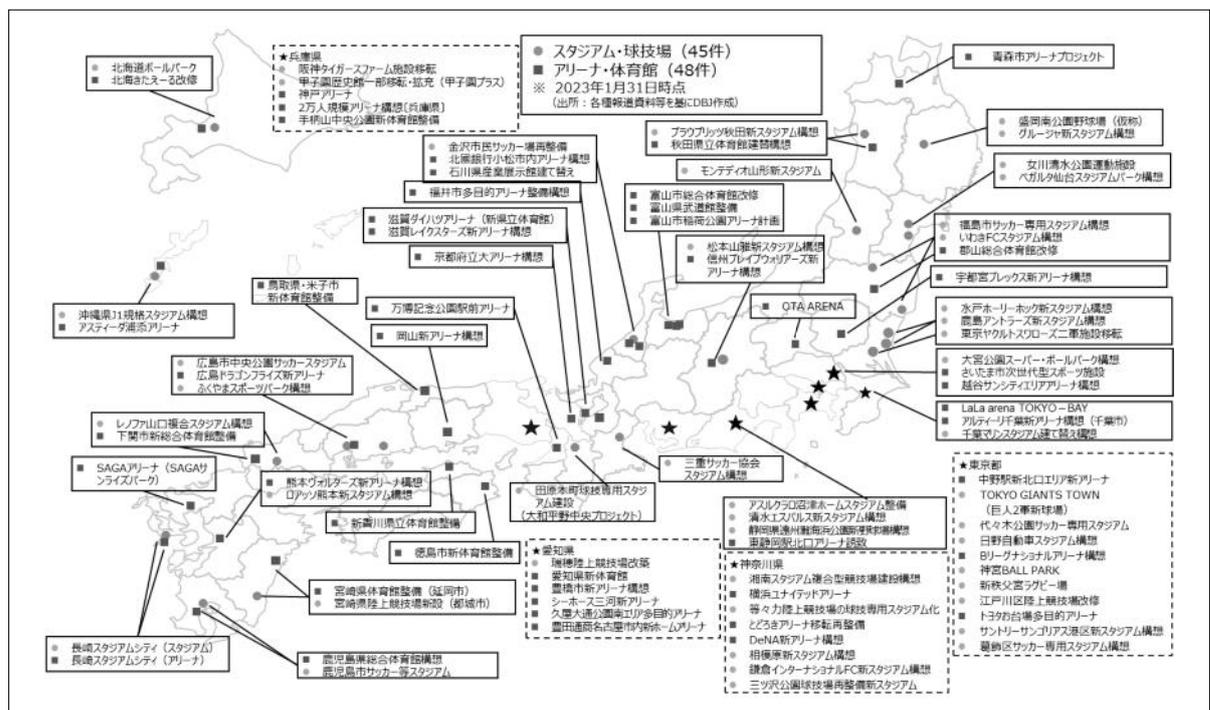
ホームアリーナ整備構想などを受けて、全国で多くのスタジアム・アリーナ構想が計画されている。

2023年1月31日現在で全国各地にスタジアム45件、アリーナ48件、合計93件もの新設・建替構想が明らかになっている（図7-2）。

しかし、これだけの構想が全国で掲げられているにも関わらず、わが国におけるスタジアム・アリーナについての収支実績データの開示情報は少ないのが現状である。

収支情報の参考となる一例として、2022年3月に鹿児島県が公表した「スポーツ・コンベンションセンター基本構想」において、約8,000人収容の鹿児島県新総合体育館構想では、収入約2億800万円に対して支出は約2億9,700万円と収支概算を予想している。同構想では、施設運営にかかる指標として自立度（収入／支出（維持管理・運営費））を掲げており、数字が大きいほど採算性がよとし、1.0以上であれば独立採算で運営できるとしている。鹿児島県新総合体育館の収支概算は0.7となっているが、同構想における需要予測調査結果等によると、類似施設の自立度は、県民・市民利用が中心の施設の平均では0.38、鹿児島県新総合体育館と同様、大会・プロスポーツ利用中心の施設は0.6と試算されており、アリーナの収益性が決して高くはないことを示唆し

図7-2 全国のスタジアム・アリーナ新設・建替構想



日本政策投資銀行資料（2023）